会 議 録

令 和 2 年 第 1 回 定 例 会

会期:令和2年3月 3日

令和2年3月23日

(21日間)

小 海 町 議 会

第1回定例会会議録目次

議事日科	呈等 • • •	• • • •	• • •	• • • •	• •	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	3
第1日	(招集、上程	星、説明	、報告、	一部採	央)												
	開会 •					•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	7
	招集あいさ	つ・報 	告・・			•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	9
	発委第1号	(小海町	丁議会会	議規則の	改〕	E)		• •	•	•	•	•	•	•	•	2	0
	諮問第1号	、2号(人権擁護	雙委員候?	補者	の扌)	•	•	•	•	•	•	•	2	1
	同意第1号、	、2号	(固定資	産評価審	查多	員	会	委員	0	任	命「	司	意)		2	2
	同意第3号	(小海町	丁教育委	員会委員	の作	E命	同意	意)		•	•	•	•	•	•	2	3
	議案第1号、	、2号	(規約の	変更)・		•	•		•	•	•	•	•	•	•	2	4
	議案第3号、	、4号	(事件議	決)・・		•	•		•	•	•	•	•	•	•	2	7
	議案第5号	~10号	子(条例)				•		•	•	•	•	•	•	•	3	0
	議案第11	号~18	3号(予	算・補正	子舅	〔章			•	•	•		•	•	•	3	2
	請願・陳情	• 請願等	争 • •			•	•		•	•	•	•	•	•	•	3	5
第2日	(議案質疑・ 議案第5号		- • •		•	•	•		•	•		•	•	•		3	6
第8日	(一般質問)																
	第 2 番	渡辺	均	議員	•		•		•	•	•	•	•	•	1	1	4
	第 5 番	小池	捨吉	議員	•		•		•	•	•	•	•	•	1	2	8
	第 8 番	篠原	義從	議員	•		•		•	•	•	•	•	•	1	3	4
	第11番	新津	孝徳	議員	•		•		•	•	•	•	•	•	1	3	S
	第10番	井出	薫	議員	•		•		•	•	•	•	•	•	1	4	4
	第 9 番	的埜美	美香子	議員			•		•	•		•	•	•	1	5	4
	第 1 番	古谷	恒晴	議員			•		•	•			•	•	1	6	6
	第 3 番	井出	幸実	議員			•		•	•		•	•	•	1	7	1
	第 4 番			議員			•		•								
	第 7 番			議員													
第9日	(定例会中本	(会議)															
	議案第8号					•	•		•	•			•	•	1	9	5

署	名			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	2	4
		議	案第	§ 1	9	号		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	2	1
		/	義第	-	•																										
			青第		-		_		- , -		-																				
			青第		-																										
		議	套 第	§ 1	1	号	\sim	1	8	号	(子	算	•	補	正	子	算)		•	•	•	•	•	•	•	•	2	1	1
			案第																												
		開:	슺•	報	告		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	9	6
第2	1] (=	委員	長	:報	告	`	討	論	`	採	:決		追	加	議	案)													

令 和 2 年 第 1 回

小海町議会定例会議事日程

開会年月日時	令和2年3月 3日 午前10時00分	
閉会年月日時	令和2年3月23日 午後 4時32分	
開会の場所	小海町議会議場	
議件番号		審議結果
時	開会宣言	田 附加 个
	会議録署名議員の指名	
	第6番議員、第7番議員	
	会期の決定	
	ム烈の氏化 (1)会期	
	至 令和2年3月23日 21日間	
	町長招集あいさつ・施政方針	
	 諸般の報告	
	(1) 議長の報告	
	(2) その他の議員の報告	
	行政報告	
	(1) 町長の報告	
	(2) その他の報告	
発委第1号	小海町議会会議規則の一部改正について	原案可決
諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	答申
諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について	"
同意第1号	固定資産評価審査委員会委員の選任同意について	同意
同意第2号	固定資産評価審査委員会委員の選任同意について	II
同意第3号	小海町教育委員会委員の任命同意について	II
議案第1号	長野県町村公平委員会共同設置規約の変更について	原案可決
議案第2号	小海町と佐久市・北佐久郡環境施設組合との一般廃棄物処 理事務の事務委託について	"
議案第3号	建設工事請負契約(1工区)の変更について	II
L		

議案第4号	建設工事請負契約 (2工区) の変更について	原案可決
議案第5号	小海町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正す る条例について	"
議案第6号	小海町憩うまちこうみ拠点施設の設置及び管理に関する 条例の制定について	II.
議案第7号	小海町移住定住促進施設の設置及び管理に関する条例の 制定について	"
議案第8号	小海町雇用定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の 制定について	11
議案第9号	小海町松原湖高原観光交流センターの設置及び管理に関 する条例の一部を改正する条例について	"
議案第10号	小海町営住宅管理条例の一部を改正する条例について	11
議案第11号	令和2年度小海町一般会計予算について	修正可決
議案第12号	令和2年度小海町国民健康保険事業特別会計予算 について	原案可決
議案第13号	令和2年度小海町介護保険事業特別会計予算に ついて	11
議案第14号	令和2年度小海町後期高齢者医療特別会計予算について	11
議案第15号	令和2年度小海町水道事業会計予算について	11
議案第16号	令和元年度小海町一般会計補正予算(第6号)について	11
議案第17号	令和元年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第3号) について	"
議案第18号	令和元年度小海町介護保険事業特別会計補正予算 (第3号) について	11
陳情第1号	廃プラスチック処理料・運賃値上に伴う補助金の増額に関 する陳情書	採択
陳情第2号	医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める陳情書	IJ

《追加議案》

発議第1号	医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める陳情書	原案可決
発議第2号	新型コロナウィルス感染症対策に関する意見書	"
議案第19号	建設工事請負契約(2工区)の変更について	"
	小海駅前再整備検討委員会委員の選任について	選任

会議の顛末	令和2年3月 31	3	午前1	0時00分に始め
	令和2年3月23日	3	午後	4時32分に終る

11. [-				Vint	٦,	^ =1 / / =
地方自治法第	町		長	黒	澤	弘	会計管理者 井 出 敦
121条の規	副	町	長	篠	原	宏	子育て支援課長 黒澤五雄
定により説明	教	育	長	中	島行	男	生涯学習課長 吉澤君雄
のため出席し	総	務 課	長	井	上晴	正	温泉専門幹 井出雄一
た者の職、氏名	町	民 課	長	井	出三	彦	やすらぎ園所長 井出宗則
	産業	美建設 認	果長	井	出	浩	
本会議に職務	議会	会事務局	最長	井	出直	人	
のため出席し	書		記	池	田知	美	
た者の職氏名		•					

会議開会日及び議員の出欠

議席番号	氏	名	3/3	3/4	3/10	3/11	3/12	3/13	3/18	3/19	3/23
第 1 番	古谷	恒晴	\circ	0	0	0	_	0	0	0	0
第 2 番	渡辺	均	0	0	0	0	0	0		0	0
第 3 番	井出	幸実	\bigcirc	\circ	\circ	\circ		\circ	\circ	\circ	\circ
第 4 番	井上	一郎	\bigcirc	\circ	\circ	\circ		\circ	\bigcirc	\circ	\circ
第 5 番	小池	捨吉	\bigcirc	\circ	\circ	0	0	0		0	\circ
第 6 番	有坂	辰六	\bigcirc	\circ	\circ	0	_	0	\circ	0	\circ
第 7 番	篠原	伸男	\bigcirc	\circ	\circ	\circ	\circ	\circ		\circ	\circ
第 8 番	篠原	義從	\bigcirc	\bigcirc	\circ	\circ	0	\circ	_	\circ	\circ
第 9 番	的埜美	香子	\bigcirc	\bigcirc	\circ	\circ		\circ	\circ	\circ	\circ
第10番	井 出	薫	\bigcirc	\circ	\circ	0	0	0		0	0
第11番	新津	孝徳	\bigcirc	0	\circ	0	0	0	_	0	\circ
第12番	鷹野弥	洲年	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計		12	12	12	12	7	12	6	12	12
地方自治第2項の	規定に。			第	6	番	有 坂	辰 六	議	員	
議録署名	議貝			第	7	番	篠原	伸男	議	員	

令和2年第1回定例会

小海町議会定例会会議録

「第 1 日 |

- * 開会年月日時 令和2年3月3日 午前10時00分
- * 閉会年月日時 令和2年3月3日 午後 5時40分
- * 開会の場所 小海町議会議場

会議の経過

O 開 会

議 長 皆さんおはようございます。令和2年小海町議会第1回定例会開会にあたり一言ご挨拶申し上げます。

昨年5月に改元されました令和元年を振り返ってみますと、天候不順が続 き大変大きな自然災害が発生し全国各地に大きな被害がもたらされまし た。大変な令和の幕開けでありましたが明けた令和2年も過去にないよう な暖冬が続き各地で異変が起きております。そんな中、中国で発生した新 型肺炎は世界各地に拡散し世界中が大混乱になっています。日本におきま してはクルーズ船内における大量感染に加え各地で感染者が発生してお ります。この非常事態の中にあって政府は小中学校、高校の一斉休校に踏 み切りました。大流行の防止のためにはやむを得ないかもしれませんがそ の保護者においては対応に苦慮する事態であると共に児童生徒にとって 1年のうちで最も大事な年度末、受験、卒業、入学など人生の大きな転機 となる大事な時期であります。健康と命を守ることは何事にも代えられま せんがこのことが人生の歯車が狂うことに繋がらないように願うのみで あります。そして国民生活にも計り知れない影響が出ております。各種イ ベントや集会の中止、外出や移動の自粛など社会の機能不全とも言うべき 事態であります。経済にも大きな影響を及ぼすのは必定であります。国民 の不安も尽きないわけでありますが、一日も早い事態の鎮静化を願うとこ ろであります。さていよいよ第1回定例会の開会でありますが町民生活に とってその基礎となる令和2年度の当初予算の審議を主にお願いするも のであります。また新しい長期振興計画に基づく町づくりのスタートであ ります。議員各位におかれましては慎重な審議をお願いするものでありま す。ただ今の出席議員数は12人全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から令和2年第1回小海町議会定例会を開会いたします。 これから本日の会議を開きます。

日程第1 「会議録署名議員の指名」

議長

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長 において第6番有坂辰六君、及び第7番篠原伸男君を指名いたします。

日程第2 「会期の決定」

議長

日程第2、「会期の決定」についてを議題といたします。

本定例会の運営につきまして、去る2月19日に議会運営委員会を開催 し、協議をしておりますので、その結果を議会運営委員長から報告を求 めます。 議会運営委員長井上一郎君。

議会運営

ご報告いたします。

委 員 長

本日招集の、令和2年第1回小海町議会定例会の運営につきましては、 去る2月19日に議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、その 結果をご報告申し上げます。

本定例会に付議される案件は、人事案 5 件、規約変更案 2 件、事件議決案 2 件、条例案 6 件、当初予算案 5 件、補正予算案 3 件、議員提出議案 1 件の合計 2 4 件であり、会期は本日より 3 月 2 3 日までの 2 1 日間とする案を作成いたしました。なお、本日の昼休み 1 2 時 3 0 分から委員会室におきまして、議会運営委員及び各常任委員長の合同会議を開催します。一般質問の通告は 4 日、議案質疑終了後午後 5 時までとします。但し質疑が 5 時を過ぎた場合には、質疑終了後としますので、よろしくご協力の程をお願い申し上げます。会期中の日程につきましては、定例会の会期中に全員協議会を開催いたします。今のところ 1 1 日水曜日に開催する予定ですので、ご承知おき下さい。以上でございます。

議長

お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告がありましたとおり、本日から3月23日までの21日間にしたいと思います。 これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長「異議なし」と認めます。

したがって本定例会の会期は、本日から3月23日までの21日間と決定致しました。なお、本日の議事日程はお手元に配布申し上げたとおりであります。

日程第3 「町長招集あいさつ・施政方針」

議 長 日程第3、町長より招集あいさつ及び施政方針をお願いします。 黒澤町長。

町 長

本日ここに、令和2年小海町議会第1回定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様には大変ご多忙の中、全員のご参会をいただき定刻に開会できますことを、心より厚く御礼申し上げます。

令和2年度の町政を執行するにあたり所信の一端を申し上げまして、議会 議員の皆様をはじめ、町民皆々様方のご理解をいただくとともに、ご支援 ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

早いもので、私の任期も折り返しとなってまいりました。この1年を振り 返りますと、まず頭に浮かぶのは災害でございます。気象庁が43年ぶり に台風に名前を付けたというほど台風15号・19号については大きな被 害をもたらしました。当町におきましても、台風19号では町政施行以来 初めて町民の皆様が避難所に避難するという事態になりました。幸い人的 被害はありませんでしたが、農地等には大きな爪痕を残しました。ようや く災害査定も終わり今月から順次補助災害につきましても工事発注を行 ってまいります。極力新年度の作付けに間に合うように進めて行きたいと 考えております。また、この冬の気温が異常に高かったことも、当町のよ うに寒さを利用した産業を抱えているところにとっては大変な災害とも いえる事態でした。特に松原湖のワカサギ釣りにつきましては、氷上で釣 れた日がわずか17日だったということで、道具などのレンタルをしてい る業者さんにとってはかなり厳しい状況だったということであります。ス キー場につきましては、気温が高く度々雨にも見舞われ雪づくりには大変 苦労したようではありますが、天然雪のスキー場が雪不足だったため、か えってそちらのお客さんが来てくれたことによって例年並みの入込は確 保できたとのことでありますが、この先の気温によっては営業日数が減っ てしまうという不安もあるようでございます。近年の地球的規模の気候変 動は、今後さらに予期せぬ事態を引き起こすのではないかという懸念はつ のるばかりでございます。春からの気候が例年並みに安定し、農家の皆様 の作付け等に影響がないことを祈るばかりです。また、これも災害に匹敵 する事態だと思いますが、依然として感染が拡大している新型コロナウイルスですが、これも今後予期せぬ展開になっていくのではないかと大変不安を感じているところでございます。このまま感染が拡大していけば、人々の健康に及ぼす影響はもちろんではありますが、それとともに経済に与える影響は計り知れない事態になっていくのではないかと思います。特にこれから外国人研修生が農業実習に入ってくる時期ですが、コロナウイルスの影響で果たして例年通り入って来れるのか。また、入ってきたとしても、生産物が風評被害に遭わないか。外食産業の落ち込みが影響しないか。数え上げればきりがありませんが、1日も早く終息に向かうことを祈るばかりです。特に今年は東京オリンピックが開催される年でもあります。現在の報道では予定通り開催されるのかもわからないような状態で何とも言えませんが、当町でもパラリンピックの聖火の採火が予定されています。予定通り開催されることを、これも祈るばかりです。

さて、昨年から策定を進めて参りました「第6次小海町長期振興計画」 ですが、本日皆様のお手元に配布させていただきましたとおり、前期計画 がまとまりました。巻頭の私のあいさつにも書きましたが、当町のように 自然豊かで人々を癒すことのできる環境があり、また自然災害などの発生 も少ないところは、夢と希望、豊かな発想とそれを実行するという強い意 志を持つことで、大きな可能性に満ちているのではないかと考えます。そ してそれを実行に移して行くには、強いリーダーシップと職員の力が重要 となってきます。この時代の大変革期において、まさにこの第6次計画期 間というのは、将来の小海町の明暗を左右する大切な期間だとも言えると 思います。方向性を見誤らないよう、「元気な小海町づくり」のため、積 極果敢に進めて行きたいと考えております。一昨年八千穂高原インターま で開通した中部横断自動車道は、現在当町にとってはあらゆる面において プラスに作用していることが多いと思われます。皆様もご覧になっている と思いますが、佐久市が臼田インター周辺において工場団地の造成を開始 いたしました。将来的には8ha ほどの造成をするようでありますが、売 り先が決まったところから順次造成するようであります。この役場からも 15分足らずの場所です。当町で企業誘致ということも中々ハードルが高 い中、通勤圏内に新たな雇用が生まれるということは願ってもないことで す。安価な宅地を提供することによって、ベッドタウンとして人を呼び込 むことも、人口減少を緩やかにする一つの手段ではないかと思います。ま た、山梨静岡ルートはあと1区間を残すのみとなり、ここ1,2年のうち には開通するのではないかと思います。ここが開通すると当町から清水市 までは2時間ほどの距離になります。観光面でも色々と可能性が広がるの ではないでしょうか。いずれにしてもアンテナを高くし、様々なチャンス を逃すことなく町づくりに取り組まなくてはなりません。議会と行政が一 体となって果敢に進められますようご協力をお願いする次第でございま す。特に現在、地方創生推進交付金事業で進めております「憩うまちこう

み事業」につきましては、本年度から企業の受け入れを開始しました。新年度からは新たに地域おこし協力隊も迎え、体制を強化し、関係人口の創出と企業のリモートワーク拠点の誘致に繋げたいと考えております。

令和2年度の主な事業は、新規事業として、台風災害の教訓をもとに、河川監視カメラの設置及び避難所用大型発電機の購入、高齢者の事故防止のためのサポカー購入などの補助、松原湖高原キャンプ場サニタリー棟の建築、懸案でありました役場敷地の購入、松原湖畔周遊遊歩道整備、また、長期振興計画に基づき、令和3年度から本格的に着手する駅周辺再整備計画の調査検討、企業版ふるさと納税を利用した新たな特産品開発の調査研究にも着手してまいります。また、森林環境譲与税を利用した林道整備や支障木伐採も積極的に推し進めてまいります。

継続事業につきましては、集落支援事業、憩うまちこうみ事業、移動販売事業の充実、町民のやる気と元気を創出するチャレンジ支援金事業、小中学校・保育園のエアコン設置、町道整備、橋梁改修工事等インフラの整備、間伐促進、鳥獣被害対策などの農林業の推進、子育て世代住宅取得助成事業や住宅リフォーム助成事業、プレミアム付商品券発行補助等による商工業の振興、観光の振興、大学等進学者への支援金の支給など、引き続き全ての町民が健康で明るく楽しく暮らせる温かい福祉と医療の町、子育てしやすい町を目指して着実に実施してまいります。

こうした中、編成した令和2年度の予算規模は総額 5,500,526 千円となり、前年度比325,432 千円、6.3%の増額となりました。

令和2年度各予算の内訳は、

一般会計 4,094、000 千円 (354,000 千円の増額)

国民健康保険事業特別会計 530,000 千円 (54,000 千円の減額)

介護保険事業特別会計 704,786 千円 (19,286 千円の増額)

後期高齢者医療特別会計 80,140 千円 (6,446 千円の増額)

水道事業会計(収益的収入合計)91,600 千円(300 千円の減額)

合 計 5,500,526 千円 となりました。

次に各款・会計ごとに概要を申し上げます。

〇 歳入予算

町税は、主に小海原の太陽光発電施設の償却資産増加分を見込んで、対前年比34,518 千円増額の589,126 千円を計上し、森林環境譲与税は国の方針が前倒しされ、前年の倍額である12,800 千円を計上いたしました。地方交付税は国の交付額の増額及び前年度実績をもとに、対前年比83,000千円増額の1,680,000千円を計上いたしました。使用料及び手数料は、新田住宅の新築及び八峰の湯入浴料の値上げなどにより、対前年比11,235

千円増額の142,213 千円を計上しました。国庫支出金は、地方創生推進交付金事業、空家対策総合支援事業、社会資本整備総合交付金の減額等により、前年度比35,532 千円減額の133,304 千円を見込みました。県支出金は、災害復旧費など104,379 千円増額の、246,855 千円を計上いたしました。財産収入は、本間大田団地3区画、大畑分譲地3区画の販売代金26,330千円を計上し、定住促進につなげるべく完売を目指してまいります。繰入金は、減債基金及び地域振興基金からの繰入のほか、役場庁舎土地購入費及び災害復旧費の財源に充てるため財政調整基金から193,500 千円の繰入金を計上いたしました。町債は、過疎対策事業債において、ハード事業で165,800 千円、ソフト事業で41,000 千円、合計206,800 千円とし、地方交付税を補填するための臨時財政対策債を72,000 千円、緊急防災・減災事業債を25,000 千円、災害復旧事業債を107,000 千円計上し、町債の合計は前年度比83,900 千円増額の410,800 千円を計上しました。

〇 歳出予算

議会費の総額は 68,363 千円を計上し、前年に比べ 0.6%の減額となりました。主たる要因は、議員共済負担金の減額によるものです。内容につきましては、議員報酬、事務局人件費、議会だよりなど議会活動に要する経費となります。

総務費の総額は753,542 千円を計上し、前年に比べ6.1%の増額となりました。総務管理費では、昨年の高校生模擬議会に引き続き「女性議会」の開催を予定するほか、防犯カメラの管理運用で2,259 千円、職員等研修講師謝金として1,000 千円、公用車2台の購入で3,300 千円、職員研修派遣関係費で3,299 千円、河川監視カメラなど防災設備等で5,750 千円、キャンプ場サニタリー棟建築で37,900 千円、庁舎敷地購入費で166,000 千円、地域おこし企業人関係費及び憩うまちこうみ事業関係費で17,380 千円、地域おこし協力隊関係費で25,848 千円を計上しました。地域振興費には、引き続き町民皆様の発想豊かで発展性のある取り組みに対し助成するチャレンジ支援金を10,000 千円計上いたしました。

民生費の総額は、757,470 千円を計上し、前年に比べ 0.9%の減額となりました。社会福祉費では、新たに高齢運転者の交通事故防止対策補助金として、サポートブレーキあるいはアクセル踏み間違い防止装置を備えた車両を購入、もしくは装置を取り付けた 7 0歳以上の方を対象に、5 万円を上限額として補助事業を実施してまいります。児童福祉費では、保育所の保育室全室にエアコンを整備するほか、テラスのコンクリート床にゴムチップ加工を施すなど、保育環境の改善を図ります。また、長期振興計画な

どのアンケート結果で要望があります公園整備に向け調査費を計上し、子育てし易い街づくり向け子育て支援を行ってまいります。

衛生費の総額は、337,619 千円を計上し、前年に比べ 1.9%の減額となりました。保健衛生費では、引き続き佐久医療センター及び小海分院に対する不採算部門等に財政支援を行い、地域医療の更なる充実を図ってまいります。生活環境衛生費では、令和 3 年度からの佐久クリーンセンターへのゴミ搬入の開始に向け、町内一般廃棄物の収集・運搬等について準備を進めてまいります。

農林水産費の総額は、198,034 千円を計上し、前年に比べ 15.1%の増額となりました。主たる要因は、農地費の県営畑総及び農村地域防災減災事業負担金の増額によるものです。農業振興費では、農家の負担の軽減や特産品の生産・販売促進に努めてまいります。また、遊休農地の抑制のため、新規作目としてワインブドウの栽培適地に成り得るか、調査試験等を行ってまいります。農地費では、小倉原の農道改良のほか、小海原の県営畑総実施に向け、県とともに計画を進めてまいります。林業費では、昨年より交付された森林環境譲与税を活用し、あらたな森林管理システムの構築と、林道整備を計画的に実施して参ります。また、林政を積極的に進めるため、特別交付税措置のある林政アドバイザーを森林組合から派遣していただき、町内の造林事業の推進と林地台帳の登録、整備を進めます。

商工費の総額は、376,724 千円を計上し、前年に比べ 4.5%の増額となりました。商工業振興費では、引き続き P ポイント事業による各事業参加者等へのポイント付与、プレミアム付き商品券発行事業補助、住宅リフォーム補助事業、店舗新築等助成事業、雇用定住促進事業など商工会と連携し取り組んでまいります。観光費では、重要な観光資源であります白駒の池周辺の歩道整備をはじめ、松原湖周遊遊歩道の整備を実施します。また、観光交流拠点センター周辺の整備を計画的に実施して参ります。八峰の湯につきましては、健康増進、地域振興、交流人口の増加に寄与することを目的に運営しておりますが、今後も温泉運営委員会と共に経営のあり方を検討し、多くの皆様にご来場いただき、満足いただける施設づくりを目指してまいります。また、令和4年度に予定する大規模改修に向け具体的に検討を進めてまいります。

土木費の総額は、248,455 千円を計上し、前年に比べ 1.6%の減額となりました。主たる要因は 道路改良工事の減によるものです。主な事業では、平成 26 年に法定化された道路施設の点検のうち、橋梁点検が 2 度目のサイクルに入ってまいります。また、同点検により一定の劣化が見られた橋梁については、順次修繕を行ってまいります。

消防費の総額は、159,921 千円を計上し、前年に比べ 6.4%の増額となりました。主たる要因は、常備消防費の佐久広域連合への負担金の増額によるものです。非常備消防費では、災害・訓練等の消防活動時に団員が安全に活動できるよう、各分団の活動服を更新し、第4分団本村班の小型動力ポンプ付軽積載車1台を更新します。また、消火栓ホースの更新を計画的に行い、災害対策を強化してまいります。

教育費の総額は、470,573 千円を計上し、前年に比べ 5.0%の増額となりました。主たる要因は、中学校組合分担金 18.7%の増で、特別教室等のエアコン設置工事とプールサイド修繕工事、電子黒板の増設等 I C T の充実によるものです。小学校費では、修繕計画に基づいて南校舎の屋根の塗装を行うほか体育館の外壁・床の塗装修繕工事、バス待合所の移設、またプールのろ過機・タンク・ポンプの交換を実施してまいります。多様化する教育課題の中で、電子黒板を増設するほか、引き続き町費加配によるきめ細かな少人数教育と支援、次世代教育の推進、地域と連携した学校づくりを進めてまいります。社会教育費では、北牧楽集館の多目的ホールにエアコンを整備し、楽集館の利便性の向上を図り充実した運営に努めます。また、町志第5編の編纂の継続、美術館企画展示、音楽堂コンサートを引き続き実施してまいります。保健体育費では、スケートセンターにおいて、配管ピットの修繕工事を実施するほか、暖冬に対応し、スケートセンターのオープン時期を1週間程度遅くします。

災害復旧費の総額は、257,000 千円を計上し、前年に比べ 6425.0%の増額 となりました。主なものは、昨年の台風 19 号災害のあった宮下頭首工工 事に 248,000 千円を計上し迅速な復旧工事等に対応してまいります。

公債費の総額は 461, 299 千円を計上し、前年に比べ 0.4%の増額となりました。

国民健康保険事業特別会計予算の総額は530,000 千円を計上し、前年に比べ9.2%の減額となりました。主たる要因は、保険給付費の減額と国民健康保険事業費納付金の減額によるものです。国民健康保険事業の運営につきましては、より一層の財政の健全化を図りながら、制度の安定的、持続的な運営と被保険者の負担の公平性確保に努めてまいります。なお、令和2年度の国保税率につきましては、県から提示されている令和2年度の納付金額を踏まえ、令和元年所得が確定する5月に、近年の情勢等をあらためて総合的に検討し決定してまいります。

介護保険事業特別会計予算の総額は、704,786 千円を計上し、前年に比べ 2.8%の増額となりました。主たる要因は、居宅介護サービス費の増額に よるものです。介護保険事業は第7期計画の3年目となり、最終年度とな ります。令和2年度は第8期計画の作成を進めます。引き続き予防教室など、地域支援事業にも力を入れ、利用者本位の運営に努めてまいります。 後期高齢者医療特別会計予算の総額は、80,140千円を計上し、前年度に 比べ8.7%の増額となりました。主たる要因は、広域連合への保険料納付 金の増額によるもので、令和2年度・3年度の所得割額の保険料率が増額 改定となりました。引き続き広域連合との連携を図り、安定した制度運営 に努めてまいります。

水道事業会計予算の収益的収入総額は、91,600 千円を計上し、前年に比べ 0.3% (300 千円) の減額となりました。主たる要因は、給水収益の減によるものです。建設改良費では、本年度より水系ごとに順次漏水調査を行い、有収率の向上を図り経営の健全化を目指します。

以上、概要を申し上げましたが、これから町が直面するのは、超高齢化社会の到来、非婚化や少子化に伴う急激な人口減少、テクノロジーの急速な発達、特に第5世代移動通信システム、いわゆる5Gといわれるサービスが開始されますが、農山村の研究では名高い明治大学の小田切教授は、この技術によって飛躍的に実現可能になる自動運転や遠隔地医療など過疎地にこそ整備されなければならない技術が、受益人口が少ないという理由から、農山村における整備が後回しにされることは許されないと主張されております。まさにそのとおりでありますので、中部横断道と合わせ、国に対する働きかけを積極的に行ってまいります。

町は平成27年に策定した「小海町まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、2040年の目標人口を3,050人と設定しましたが、令和2年度は5年ごとの見直しの年となり、2045年の人口目標を、国立社会保障・人口問題研究所の推計を基に2,700人と設定しました。日本全体の人口が減少していくという現実の中では仕方の無い数字とは思いますが、人口が減っても明日への希望がもてる新たな社会の仕組みづくりが急務ではないかと感じております。最後になりましたが、「元気な小海町」をつくるため、引き続き積極行政を推進して参る所存でございます。議員の皆様方には是非とも町の元気づくりのため、町民の皆様の満足度の向上のため、同じ方向を向いて進んでいただければ幸いに存じます。以上、私の所信の一端を述べさせていただきました。議員各位を始め町民の皆様のご理解とご協力を切にお願い申し上げ、施政方針といたします。

それでは続きまして、当初予算以外の議案につきまして、議事日程順に総 括的なご説明を申し上げます。

まず、諮問第1号及び第2号、人権擁護委員候補者の推薦につきましては、 篠原建吉氏と小山由美子氏の推薦について同意をお願いするものでござ います。なお、各市町村任期が違う状況を6月末と12月末の2つに集約したいということで、事務局の法務局佐久支局から、新しい委員は令和2年7月1日から3年間の任期で法務大臣が委嘱の予定であると連絡が来ております。

次に同意第1号並びに第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意 につきましては、令和2年3月9日及び3月31日に任期満了となる固定 資産評価審査委員会委員2名、松本英一氏と小山知範氏の選任について同 意をお願いするものでございます。

次に同意第3号、小海町教育委員会委員の任命同意につきましては、令和 2年3月7日で任期満了となる教育委員1名について、篠原秀郷氏の任命 について同意をお願いするものでございます。

次に議案第1号、長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数 の減少及び規約の変更につきましては、麻績村筑北村学校組合が解散した ことにより、この組合を規約から削除する変更でございます。

次に議案第2号、小海町と佐久市・北佐久郡環境施設組合との一般廃棄物処理事務の事務委託につきましては、小海町の一般廃棄物処理に関する事務の一部を佐久市・北佐久郡環境施設組合に委託することについて協議したいので、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に議案第3号及び第4号、建設工事請負契約の変更につきましては、3 0年度からの繰越工事であります宮下1工区及び2工区につきまして、請 負額の変更につきまして議会の議決を求めるものでございます。

以上9件につきましては、本日審議の上、ご決定いただきますようよろし くお願い申し上げます。

次に議案第5号、小海町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例につきましては、意思能力を有しない者は印鑑登録を受けられませんが、成年被後見人から印鑑の登録の申請を受けた場合において、法廷代理人が同行しており、かつ、当該成年被後見人本人による申請があるときは、当該成年被後見人は意思能力を有するものとして、印鑑の登録ができるようになったことに伴い、印鑑の登録を受けることができない者として「成年被後見人」となっているものを「意思能力を有しない者」という記述に改正するものです

次に議案第6号、小海町憩うまちこうみ拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定につきましては、現在整備を進めております松原湖畔の旧たぬきやにつきまして、憩うまちこうみの拠点施設としてその設置及び管理に関し条例で定めるものであります。

次に議案第7号、小海町移住定住促進施設の設置及び管理に関する条例の制定につきましては、親沢に整備を進めておりました移住体験施設につき

まして、その設置及び管理に関し条例で定めるものであります。

次に議案第8号、小海町雇用定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の制定につきましては、現在新田地区に建築中の新田住宅につきまして、貸付内容や条件が公営住宅法に基づかないため、あらためて条例で定めるものです。

次に議案第9号、小海町松原湖高原観光交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、観光振興及び誘客促進のため、減免規定を明確に定めるものでございます。

次に議案第10号、小海町営住宅管理条例の一部を改正する条例につきましては、公営住宅法及び公営住宅管理標準条例の改正の内容に合わせ条例の整備をするものです。

次に議案第16号、令和元年度小海町一般会計補正予算第6号につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ279,587千円を減額し、歳入歳出それぞれ4,501,170千円とするものです。主な補正内容は精算に伴うものですが、災害復旧事業につきましては査定が終了し、補助率も決定したことから歳入歳出とも大幅な補正となりました。また、農協の予冷庫改修に伴う間接補助事業につきましては、入札により事業費が大幅に圧縮されたということで、それに伴い歳入歳出ともに大幅に減額となりました。また、新たに畜産の間接補助事業が入ってきたため、予算計上させていただきました。

次に議案第17号 令和元年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号につきましては、歳入歳出予算とも47,890千円を減額し、予算の総額を541,727千円にするものです。主な内容は保険給付費の減によるものです。

次に議案第18号 令和元年度小海町介護保険事業特別会計補正予算第3号につきましては、歳入歳出予算とも37,198千円を減額し、予算の総額を659,980千円にするものです。主な内容は保険給付費の減によるものです。

以上、本定例会に提案いたしました議案につきまして、その概要を申し上げました。それぞれ詳細につきましては、副町長、担当課長等からご説明いたします。よろしくご審議のうえ、すべての議案につきまして、可決決定を賜りますようお願い申し上げ、議案の総括説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

なお、令和元年度予算につきましては、最終的な調整が必要となるため、 補正予算第7号として専決処分をさせていただき、6月の第2回定例会に おいて報告させていただきご承認を賜りたいと存じますので、ご了承いた だきますようお願い申し上げます。

日程第4 「諸般の報告」

議 長 日程第4、「諸般の報告」を行います。

議長としての報告事項は、議事日程つづりの4ページ、5ページに申し上 げてございますので、ご確認の程をお願いいたします

その他、報告事項のある方はお願いします。

以上で「諸般の報告」を終わります。

日程第5 「行政報告」

議 長 | 日程第5、「行政報告」を行います。

町長から行政報告をお願いします。黒澤町長。

町 長 では、6点についてご報告いたします。

まず1点目ですが、皆様も既に報道等でご承知のとおり先月27日の夕方、政府から突然出された小・中・高等学校の一斉臨時休業の要請ですが、 賛否様々なご意見もございますが、当町としては学校長及び3町村の教育 委員会・町村長で協議し、本日から春休みを含め、約1か月間の休校を決定しました。特に共働きの家庭の皆様にお掛けする負担が大きくなるわけですが、児童館の開館時間を早めるなどの対応をしてまいりたいと考えております。

次に2点目ですが、2月2日に氷上トライアスロンの第31回大会が開催され、エキスパート部門76人、リレー部門26組の皆様が参加されました。天候にも恵まれたことから応援や見物の皆さんも多く、大変賑わいました。

次に3点目としまして、12 月定例会におきまして任命同意をいただいた 農業委員会委員でありますが、2月3日に任命式を行い、その後の委員会 におきまして、新しい会長に八那池の小池良男さん、会長代理に稲子の菊 池敬冶さんが選出されました。

次に4点目としまして、スケートセンターの今年度の営業実績ですが、最終の入場者数は16,918人で、昨年の16,334人から比べると、584人、3、6%の増加となりました。小海高校の部員が増加したことも一因となっているようです。

次に5点目としまして、ジェイエー長野会より、こうみの里の運営が最初の計画どおり収入が見込めず、この先5年間で135,000千円の支援をしていただけないかという申し入れがありました。これにつきましては、ジェイエー長野会が臼田コスモ苑とセットで運営するようになった経過など

もあり、南部5か町村長で協議しました。そこではJA長野八ヶ岳も含めて検討したほうがいいのではないかという意見があり、現在JA長野八ヶ岳と協議を進めているところでございます。支援するということになれば当然予算も伴いますので、議会の皆様とも協議をしなければならないと思いますが、5か町村の統一した方向性が出たところでお願いしたいと考えていますので、現在のところはこのような課題があるということでご報告とさせていただきたいと思います。

最後に6点目ですが、新年度の職員採用につきまして、退職者の補充として6名の採用を内定いたしました。内訳は保健師1名、保育士1名、一般事務職4名でございます。 以上6点ご報告といたします。

議 長 以上で町長の報告を終わります。

他に、行政報告がありましたらお願い致します。

総務課長 【佐久広域連合第4回定例会の報告】

町民課長 【南佐久環境衛生組合議会第1回定例会の報告】

総務課長 【小海町長期振興計画審議会の報告】

町民課長 【小海町交通政策審議会の報告】

【小海町介護保険懇話会の報告】

【小海町の国民健康保険事業の運営に関する協議会の報告】

産業建設課長 【小海町上水道運営審議会の報告】

子育て支援課長 【小海町子育て支援推進委員会の報告】

観光交流センター所長 【松原湖高原観光交流センター運営委員会の報告】

議 長 | 以上で「行政報告」を終わります。

本日、会議事件説明のため出席を求めた者は、町長・副町長・教育長・ 代表監査委員・会計管理者・各課長・教育次長・所長であります。

ここで11時20分まで休憩と致します。なお、休憩後につきましては全 員協議会へお集り下さい。内容につきましては小学校、中学校の休校に波 及する諸課題について町側から報告がございます。11時20分に全員協 議会室の方にお集まりをいただきますようお願いを致します。

(ときに11時06分)

○ 議案の上程

議 長 | 休憩前に引き続き会議を開きます。

(ときに13時30分)

先程1時から議会運営委員会及び各常任委員長の合同会議を開催致しま したのでその結果を議会運営委員長から報告願います。

4 平祥 5	却たいたします
4番議員	報告いたします。
	議会運営委員および各常任委員長による合同会議の結果、各常任委員会の家本口知が決定しましたので、ご初生いたします。
	員会の審査日程が決定しましたので、ご報告いたします。 19月19日(大)欠款19時から ※改善業党任委員会 担窓なし
	3月12日(木)午前10時から 総務産業常任委員会 視察なし
	3月13日(金)午前10時から 予算決算常任委員会 視察なし
	3月18日(水)午後 3時から 民生文教常任委員会 視察なし
	3月19日(月)午前10時から 予算決算常任委員会 視察なし
	なお、午前中申し上げましたとおり、全員協議会を11日水曜日に
	行う予定ですので、ご承知おきください。以上でございます。
議長	これより議案の上程をいたしますが、本日は議事日程のとおり、発委第
	1号から議案第4号までは上程から採決まで、議案第5号から第15号
	までは上程から説明までといたします。
	それでは、順次議案を上程いたします。
	口和你?。冬千饮!日
	<u>日程第6 発委第1号</u>
議長	日程第6、発委第1号、
	「小海町議会会議規則の一部改正について」を議題といたします。
	事務局長に議案の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)
議長	朗読が終わりました。提出者に提案理由の説明を求めます。
	議会運営委員長 井上一郎君。
	(提出者説明)
議長	説明が終わりました。
	これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議長	これで質疑を終わります。
	これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
	(討論なし)
議長	これで討論を終わります。これから発委第1号を採決いたします。
	提出者の説明のとおり発委第1号に賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議長	挙手全員と認めます。従って、発委第1号は原案の通り可決することに
	決定しました。

		<u>日程第7 諮問第1号</u>
議	長	日程第7、諮問第1号、
		「人権擁護委員の推薦について」を議題といたします。
		事務局長に議案の朗読を求めます。
		(事務局長朗読)
議	長	朗読が終わりました。
		本案について提案理由の説明を求めます。
		(町民課長説明)
		(町長説明)
議	長	説明が終わりました。
		これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。
		(質疑なし)
議	長	これで質疑を終わります。
		これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
		(討論なし)
議	長	これで討論を終わります。お諮りします。本案を原案の通り賛成として
		答申したいと思います。これにご異議ございませんか。
		(異議なし)
議	長	異議なしと認めます。
		したがって諮問第1号は原案のとおり賛成として答申する事に決定いた
		しました。
		口和笠の一数明笠の早
		<u>日程第8 諮問第2号</u>
議	長	日程第8、諮問第2号、
		「人権擁護委員の推薦について」を議題といたします。
		事務局長に議案の朗読を求めます。
		(事務局長朗読)
議	長	朗読が終わりました。
		本案について提案理由の説明を求めます。
		(町長説明)
議	長	説明が終わりました。
		これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。
		(質疑なし)

 議長 これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。 (討論なし) 議長 これで討論を終わります。お諮りします。本案を原案の通り賛成として答申したいと思います。これにご異議ございませんか。 (異議なし)
(討論なし) 議 長 これで討論を終わります。お諮りします。本案を原案の通り賛成として答申したいと思います。これにご異議ございませんか。
議 長 これで討論を終わります。お諮りします。本案を原案の通り賛成として 答申したいと思います。これにご異議ございませんか。
答申したいと思います。これにご異議ございませんか。
L in the second of the second
(異議なし)
議 長 異議なしと認めます。
したがって諮問第1号は原案のとおり賛成として答申する事に決定いた
しました。
<u>日程第9 同意第1号</u>
議 長 日程第9、同意第1号、
「固定資産評価審査委員会委員の選任同意について」を議題といたしま
す。事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)
議 長 朗読が終わりました。
本案について提案理由の説明を求めます。
(町長説明)
議 長 説明が終わりました。
これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)
議 長 これで質疑を終わります。
これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
(討論なし)
養 これで討論を終わります。これから同意第1号を採決いたします。
本案を原案のとおり賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)
議 長 挙手全員と認めます。
したがって同意第1号は原案のとおり同意する事に決定いたしました。
<u>日程第10 同意第2号</u>
議 長 日程第10、同意第2号、
「固定資産評価審査委員会委員の選任同意について」を議題といたしま

		す。事務局長に議案の朗読を求めます。
		(事務局長朗読)
議	長	朗読が終わりました。
		本案について提案理由の説明を求めます。
		(町長説明)
議	長	説明が終わりました。
		これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。
		(質疑なし)
議	長	これで質疑を終わります。
		これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
		(討論なし)
議	長	これで討論を終わります。これから同意第2号を採決いたします。
		本案を原案のとおり賛成する方の挙手を求めます。
		(挙手全員)
議	長	挙手全員と認めます。
		したがって同意第2号は原案のとおり同意する事に決定いたしました。
		日程第11 同意第3号
議	 長	
議	長	日程第11 同意第3号
議	長	<u>日程第11 同意第3号</u> 日程第11、同意第3号、
議	長	日程第11 同意第3号 日程第11、同意第3号、 「小海町教育委員会委員の任命同意について」を議題といたします。
議	長	日程第11 同意第3号 日程第11、同意第3号、 「小海町教育委員会委員の任命同意について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
		日程第11 同意第3号 日程第11、同意第3号、 「小海町教育委員会委員の任命同意について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。 (事務局長朗読)
		日程第11 同意第3号 日程第11、同意第3号、 「小海町教育委員会委員の任命同意について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。 (事務局長朗読) 朗読が終わりました。
		日程第11 同意第3号 日程第11、同意第3号、 「小海町教育委員会委員の任命同意について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。 (事務局長朗読) 朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
議	長	日程第11 同意第3号 日程第11、同意第3号、 「小海町教育委員会委員の任命同意について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。 (事務局長朗読) 朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。 (町長説明)
議	長	日程第11 同意第3号 日程第11、同意第3号、 「小海町教育委員会委員の任命同意について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。 (事務局長朗読) 朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。 (町長説明) 説明が終わりました。
議	長	日程第11 同意第3号 日程第11、同意第3号、 「小海町教育委員会委員の任命同意について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。 (事務局長朗読) 朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。 (町長説明) 説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。
議	長	日程第11 同意第3号 日程第11、同意第3号、 「小海町教育委員会委員の任命同意について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。 (事務局長朗読) 朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。 (町長説明) 説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)
議	長	日程第11 同意第3号 日程第11、同意第3号、 「小海町教育委員会委員の任命同意について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。 (事務局長朗読) 朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。 (町長説明) 説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし) これで質疑を終わります。
議	長	日程第11 同意第3号 日程第11、同意第3号、 「小海町教育委員会委員の任命同意について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。 (事務局長朗読) 朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。 (町長説明) 説明が終わりました。 これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし) これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。

		(举手全員)	
議	長	挙手全員と認めます。	
		したがって同意第3号は原案のとおり同意する事に決定いたしました。	
	<u>日程第12 議案第1号</u>		
議	長	日程第12、議案第1号、 「長野県町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の減少及び規 約の変更について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求め ます。	
		(事務局長朗読)	
議	長	朗読が終わりました。	
		本案について提案理由の説明を求めます。	
		(総務課長説明) 	
議	長	説明が終わりました。これから質疑を行います。	
		質疑のある方は挙手をお願いします。	
		(質疑なし)	
議	長	これで質疑を終わります。	
		これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。	
		(討論なし) I	
議	長	これで討論を終わります。これから議案第1号を採決いたします。	
		本案を原案のとおり賛成する方の挙手を求めます。	
-14		(举手全員)	
議	長	挙手全員と認めます。 したが、 て芝安笠 1 日は医安のしわり 三油 ナス東に油 ウいたし ナルカ	
		したがって議案第1号は原案のとおり可決する事に決定いたしました。	
		日程第13 議案第2号	
議	長	日程第13、議案第2号、	
		「小海町と佐久市・北佐久郡環境施設組合との一般廃棄物処理事務の事務 委託について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。	
		(事務局長朗読)	
 議		朗読が終わりました。	
山北	X	本案について提案理由の説明を求めます。	
		(町民課長説明)	
議	長	説明が終わりました。これから質疑を行います。	

質疑のある方は挙手をお願いします。

10 番議員

本案はただ今説明もありました通り、一般廃棄物処理の事務ということで町が自分たちで処理してる部分をこの11月から佐久市北佐久の環境施設組合にお願いしてくという中身の規約の中身の案だという風に思いますけれども私がここで聞きたいのは今建設中の施設そのものが100 t 炉という風に説明を聞いておりますけれども色々の集計や事業の推進の中で100 t 炉では処理しきれないというような話を聞いてるわけでありますけれどもそこら辺の詳細な状況と併せて経費負担が組合長と小海町長が協議して定めるという風になっていますけれども議会としてはどういった点でみていくことができるのかとこの2点を伺いたいと思います。

町民課長

新しいクリーンセンターのごみ処理の関係でございます。この新クリー ンセンターでのごみ処理につきましては平成29年度の各市町村のごみ 処理の実績に基づいて町村ごとにごみ処理料の計画をそれぞれこの組合 の方に提出してございます。それに基づいて町村のごみをその計画量だ け新クリーンセンターで受け入れを行っていただくという話で進んでき ております。南佐久の6町村それぞれ年度1年間のごみの目標値、計画 量というものが出された中で実際30年度の実績をみますと小海町につ きましてはその計画の範囲内で収まってはおりますが他の5町村につき ましては29年度の計画値ごみ量がそれより30年度の実績が超えてお りましてその部分についてはそれぞれの町村で処理をしてく下さいとい う話で進んできております。小海町につきましては1年間で860 t という 計画でございますが30年度の実績についてもほぼそれに収まっており まして他の町村はややそれを超えているということで29年度に提出し た計画量で新しいクリーンセンターは受け入れを行うということですの で小海町は全量受け入れて頂くような計画になりますが他の町村は若干 自分の町村で処理する部分が出てくるということでございます。ごみ処 理の負担額につきましてはまだ見込みという段階で組合の方から数字が 出されておりまして処理負担額としましては1 t あたり暫定で39,500円 という数字で今の所いただいております。これは受け入れ単価の算出と しましては施設整備関連事業についてかかった費用と国の交付金とを差 し引いた中で計算がされてきてるというものでございます。実際処理を 始めるにあたりまして議会の皆さんに提案申し上げるのは単価が決まっ てきた中で予算化したごみ処理負担額をご審議頂くということになろう かと思います。以上でございます。

10 番議員

まずあの南佐久6町村で計画したのに対して小海以外の5町村ですか、量を超えて、どうも超えた分は自分等で処理しろという方針だという風に今お答えいただいたんですけれども佐久市自身の北佐久自身のごみ処理量の計画というものが現実と計画でどのように動いてるかというような点、もし分かれば教えて頂きたいということと小海町が30年度はたまたまね、処理量が超えていないというような中でこれから今の話をすると、計画を超えると自分達で処理しなさいという方向でこれからずっと行くのかという点を伺いたいのと、現在案としては39,500円であるけども実際にはまた議会の方で提案を受けたのを審議していただいて決めて行くという答弁ですけれども、この価格では議会がダメだというような結果になった時にはどうなるのかという点も伺っておきたいと思います。

町民課長

まず佐久市と北佐久の皆さんのごみにつきましては当初よりは佐久市、 北佐久共にその部分ではそれぞれ増えております。で、南佐久の方では 計画通りの枠ということでこちらの方で言われておりますので佐久市と 北佐久郡については計画よりも30年度の実績は増えている状況になっ ております。それから来年度以降に、小海で計画量を超えた部分はどう なるかということですけれども現在の所では超えた部分については各町 村での処理をお願いしますという話できておりますのでそういう流れに なろうかと思います。それからごみ処理負担額の単価につきましてです けれども、現在提出されている案は39,500円ということでございますけ れども我々民間にお願いした時の単価に比べますと安くはなっておりま すのでこの組合の方へ委託する方向で議会の皆さんにお願いするという ことになろうかと思います。以上でございます。

10 番議員

まぁあの金額はね、色々な比較とか云々ということで行政としてはお願いをしたいという姿勢だとはわかりますけれどもそれに合意できるできねえつ一部分での審議が議会にあるとすれば町長と組合長との協議で決めてきたやつが受け入れられない可能性もあるかもしれないという、かもしれない論で申し訳ないんですけれどもやはりそういった点ではどっちが先だと、どっちが決定だという部分が一番私の関心のある部分です。そういった意味で聞いているということが1点、それから今の課長の答弁のようにごみは出来るだけ減らすと、そういう努力はこれからも町でもやっていくわけでありますけれども、まぁそういった中ででも現状より増えないということは言えないわけであり佐久市、北佐久の環境施設組合では超えた部分は自分たちでやれという方針であるとなれば町としてはその方針も考えておかないとならないのではないかという点だけ伺

		っておきたいと思います。
町	長	はい、ごみにつきましては永遠の課題であります。そして今度のクリー
		ンセンター、超えた分については自分たちで処理しなさいということで
		ございますがただ今小海町には小海環境衛生社がありましてただ今宿渡
		のほうで焼却をしておるということで少しの間はここでできるわけであ
		りますけれどもやがてそのごみがオーバーするというのも推測いたしま
		して業者に今案を作って頂いているところでございます。将来的にはご
		みは必ず増える予想でありますのでそちらの方へ町を優先して単価も同
		じ或いはそれより安くしてということでお願いするつもりでございま
		す。
議	長	他に質疑のある方はございますか。これで質疑を終わります。
		これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
10番	議員	私はただ今の議論の中でまぁ仕方がないではないかという方向、まぁ賛
		成という立場で討論したいわけでありますけれども、こういった事業は
		得てして計画段階と完成にあたってね、大きく変わってくるというのが
		常であります。私はそういった点でやはりこういった事業は色々なこと
		を進めて行くにあたってこう動いている実情やなんかもねよく報告をし
		て頂きながらぜひみんなでこういった問題を解決していくというような
		方向性をしっかり作ってやっていただくということだけお願いしまして
		賛成としたいと思います。
議	長	他に討論のある方はございますか。これで討論を終わります。これから
		議案第2号を採決いたします。本案を原案のとおり賛成する方の挙手を
		求めます。
		(挙手全員)
議	長	挙手全員と認めます。
		したがって議案第2号は原案のとおり可決する事に決定いたしました。
		<u>日程第14 議案第3号</u>
		DATEMENT AND SHOP MAY OF
議	長	日程第14、議案第3号、
		「建設工事請負契約(宮下1工区)の変更について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
		(事務局長朗読)
 議		朗読が終わりました。
u#X	IX.	本案について提案理由の説明を求めます。
		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

	(産業建設課長説明)
 議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。
	質疑のある方は挙手をお願いします。
7番議員	今、このところにかいてあります、平成30年度繰越防災安全社会資本
	という、平成30年度繰越ってこれどういうことだかお尋ねいたします。
産業建設	30年度の防災安全の総合資本交付金ということで30年度の末に交付
課長	金が決定したということでそのまま31年度に繰越の工事に入ったとい
	うものでございます。
7番議員	ということはこれ平成30年度の繰越明許されたものという風に解釈し
	てよろしいわけですね。じゃ、いいです、わかりました。それで、交付
	金が遅かったりしたから設計も遅れたりして昨年の7月18日に請負契
	約されたということでございますけれども繰越明許の変更ということは
	大変数少ないことだと思います。これ30年度は30年度で閉めてある
	わけですからその口座がないわけでありまして、いずれ増工ということ
	になったから今回こういう風に変更計画をだしてきたわけだと思います
	けれども一体全体この増工というのがわかったのはいつかとそれから今
	日提出されまして、1工区は300何万ですけれど、2工区については約
	1,500万からのまぁあれになってますけれども竣工の時期はいつか、それ
	からこの増工分の予算はどこにあるのかご説明願います。
産業建設	はい繰越の金額については1億5,000万円を繰越明許として31年度に
課長	操越をさせていただいております。その中での増工という形になったわれていた。
	けですけれど、増工につきましては前回の議会が終わった後ですから1
	月、2月になってからになります。それから竣工については、今月の末
	までには終わりにしたいという風に考えております。繰越した予算につ
 7番議員	いては1億5,000万です。予算は1億5,000万ということでございます。 質問が3回しかないから、これ数に入るだかい?この1工区の方につい
/ 田磁只	ては 3,938,000 円、それから2工区はこれ次の議案ですけれども因みに
	15, 191,000 円とそれで今聞けば増工になるのが分かったのが2月だと、
	そうするとこの増工分の予算はどこにあるのかと。契約を今やっていく
	と、それで今日、採決ですよね、だからその予算はすでに確保されてあ
	るのかどうかということです。
産業建設	大変申し訳ありません。あの予算の方は1億5,000万円確保されていま
課長	す。あの宮下1工区、2工区併せて1億5,000万円をもって、繰越をさ
	せていただきました。
7番議員	数3回だからだけど、閉めた予算、30年度のやつは30年度で閉めち
	やってあるだよね、それで当然次年度に報告が出てくるだけど、出納閉

	鎖終わってただそのまんま事業費そっくり繰越しっちゃっただけどもそ
	のやつをまた、今繰越明許を変更するっつーことなの?財源は?
産業建設	財源の繰越はありません。繰越をさせていただいた1億5,000万の中で
課長	の工事を行ったということでご理解をいただければと思います。
7番議員	あの今回も6号補正に繰越明許の変更が出てきているけれども、普通だ
	いたい出納閉鎖で繰越の変更はあるわけですからやってきたところで閉
	めちゃってあるだよね、え?そのまんま繰越してくっつーことで繰越明
	許の場合はOKということであってその財源が余ってる分で繰越してや
	ってくということでありますか?まぁ私の調べた範囲では中々繰越明許
	の閉めた後の変更というのは少なく、新たに予算付けを年度でつけてく
	るなら、それはそれで可能だというようにも聞いておるわけですけれど
	も、それはそうするとそのままあれかい?繰越明許を今年度中にやれば
	ということで、そのままで訂正ができるということで、閉めてないから
	という解釈でよろしいわけですね。はい、わかりました。竣工はいつに
	なるわけ?あ、3月末か、はいはい。
議長	他に質疑のある方はございますか。これで質疑を終わります。
	これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
	(討論なし)
議長	これで討論を終わります。これから議案第3号を採決いたします。
	本案を原案のとおり賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議長	挙手全員と認めます。
	したがって議案第3号は原案のとおり可決する事に決定いたしました。
	日程第15 議案第4号
議長	日程第15、議案第4号、 「建設工事請負契約(宮下2工区)の変更について」を議題といたします。
	事務局長に議案の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)
議長	朗読が終わりました。
	本案について提案理由の説明を求めます。
	(産業建設課長説明)
議長	説明が終わりました。これから質疑を行います。
	質疑のある方は挙手をお願いします。
	1

8番議員	1工区、2工区ともこの法面の㎡数、まぁ㎡数っていうのは縦×横で大体	
	出るんだけれどもそれがなぜこれ設計段階と違ってこんなに増えたの	
	か、まぁ湧き水だとかね、巨石だとかっていうのは工事をしていった段	
	階でまぁ水が湧き出たとか巨石が出たとかいう話になるんですけれど法	
	面の増工が結構色々あるんですけれどそれが設計段階で分からなかった	
	かどうか。	
産業建設	はい、お答えをさせていただきます。設計の段階ではまだ多分、完全に	
課長	木が生えた状態での設計だったという風に思います。ので法面の面積が	
	多少前後したんじゃないかなという風に思います。すいません。当初の	
	計画より余分に法面をお願いしたという部分もありますのでその分、増	
	工になったということであります。	
議長	他に質疑のある方はございますか。これで質疑を終わります。	
	これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。	
	· (討論なし)	
議長	これで討論を終わります。これから議案第4号を採決いたします。	
	本案を原案のとおり賛成する方の挙手を求めます。	
	(挙手全員)	
議長	挙手全員と認めます。	
	したがって議案第4号は原案のとおり可決する事に決定いたしました。	
	ここで2時50分まで休憩と致します。 (ときに14時30分)	
	<u>日程第16 議案第5号</u>	
議長	再開致します。 (ときに14時50分)	
	日程第16、議案第5号、	
	「小海町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例につい	
	て」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。	
	(事務局長朗読)	
議長	朗読が終わりました。	
	本案について提案理由の説明を求めます。	
	(総務課長説明)	
議長	説明が終わりました。	
I		
	日程第17 議案第6号	

議	長	日程第17、議案第6号、 「小海町憩うまちこうみ拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定に
		一ついて」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。
		(事務局長朗読)
議	長	朗読が終わりました。
		本案について提案理由の説明を求めます。
		(総務課長説明)
議	長	説明が終わりました。
		口和笑 1 0 建安笑 7 日
		<u>日程第18 議案第7号</u>
議	長	日程第18、議案第7号、
		「小海町移住定住促進施設の設置及び管理に関する条例の制定について」
		を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。 (事務局長朗読)
 議	長	朗読が終わりました。
中我	IX	本案について提案理由の説明を求めます。
		(町民課長説明)
議	長	説明が終わりました。
		<u>日程第19 議案第8号</u>
議	長	日程第19、議案第8号、
		「小海町雇用定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の制定について」 を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。
		(事務局長朗読)
 議		朗読が終わりました。
口技	IX	本案について提案理由の説明を求めます。
		(総務課長説明)
議	長	説明が終わりました。
		日程第20 議案第9号
議		日程第20、議案第9号、
HTA		「小海町松原湖高原観光交流センターの設置及び管理に関する条例の一
		部を改正する条例についてついて」を議題といたします。

		事務局長に議案の朗読を求めます。	
		(事務局長朗読)	
議	長	朗読が終わりました。	
		本案について提案理由の説明を求めます。	
		(観光交流センター所長説明)	
議	長	説明が終わりました。	
	<u>日程第21 議案第10号</u>		
議	長	日程第21、議案第10号、 「小海町営住宅管理条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。	
		(事務局長朗読)	
議	長	朗読が終わりました。	
		本案について提案理由の説明を求めます。	
		(町民課長説明)	
議	長	説明が終わりました。	
		日程第22 議案第11号	
議	長	日程第22、議案第11号、	
		「令和2年度小海町一般会計予算について」を議題といたします。	
		事務局長に議案の朗読を求めます。	
		(事務局長朗読) 	
議	長	朗読が終わりました。	
		本案について提案理由の説明を求めます。	
		(副町長説明 48ページ 総務費 負担金等交付団体の概要まで)	
議	長	ここで4時20分まで休憩と致します。 (ときに16時06分)	
議	長	再開したいと思います (ときに16時20分) 続きをお願い致します。副町長。	
		(副町長説明 49ページ 3款 民生費 1項 社会福祉費から)	
		説明が終わりました。ここでお諮りしたいと思います。まだ令和2年度	
議	長	の特別会計予算の上程説明、それから令和元年度の補正予算の上程説明	
		が残ってるわけですが、時間が5時を回ると思いますが引き続き行うと	

		いうことでご異議ございませんか。
		(異議なし)
議	長	異議なしと認め、5時回っても引き続き行わせていただきます。
		日程第23 議案第12号
議	長	日程第23、議案第12号、
		「令和2年度小海町国民健康保険事業特別会計予算について」を議題と
		いたします。事務局長に議案の朗読を求めます。
		(事務局長朗読)
議	長	朗読が終わりました。
		本案について提案理由の説明を求めます。
		(町民課長説明)
議	長	説明が終わりました。
		日程第24 議案第13号
議	長	日程第24、議案第13号、 「令和2年度小海町介護保険事業特別会計予算について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。
		(事務局長朗読)
議	長	朗読が終わりました。
		本案について提案理由の説明を求めます。
		(町民課長説明)
議	長	説明が終わりました。
		日程第25 議案第14号
議	長	日程第25、議案第11号、
		「令和2度小海町後期高齢者医療特別会計予算について」を議題と
		いたします。事務局長に議案の朗読を求めます。
		(事務局長朗読)
議	長	朗読が終わりました。
		本案について提案理由の説明を求めます。
		(町民課長説明)
議	長	説明が終わりました。

日程第26 議案第15号		
日程第26、議案第15号、		
「令和2年度小海町水道事業会計予算について」を議題といたします。		
事務局長に議案の朗読を求めます。		
(事務局長朗読)		
朗読が終わりました。		
本案について提案理由の説明を求めます。		
(産業建設課長説明)		
説明が終わりました。		
日程第27 議案第16号		
日程第27、議案第16号、		
「令和元度小海町一般会計補正予算(第6号)について」を議題といた		
します。事務局長に議案の朗読を求めます。		
(事務局長朗読)		
朗読が終わりました。		
本案について提案理由の説明を求めます。		
(副町長説明)		
説明が終わりました。		
日程第28 議案第17号		
日程第28、議案第17号、		
「令和元度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)につい		
て」を議題といたします。		
事務局長に議案の朗読を求めます。		
(事務局長朗読)		
朗読が終わりました。		
本案について提案理由の説明を求めます。		
(町民課長説明)		
説明が終わりました。		

		口租第20 議案第19号	
		<u>日程第29 議案第18号</u>	
議	長	日程第29、議案第18号、	
		「令和元年度小海町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について」	
		を議題といたします。	
		事務局長に議案の朗読を求めます。	
		(事務局長朗読)	
議	長	朗読が終わりました。	
		本案について提案理由の説明を求めます。	
	(町民課長説明)		
議	長	説明が終わりました。	
		日程第30 請願・陳情等	
議	長	日程第30、陳情第1号及び2号についてを議題といたします。今定例	
		会で受理した陳情等はお手元に配布した通りであります。	
		陳情書の朗読及び審議は付託した委員会でお願いします。	
		O #4 A	
	<u>O 散 会</u>		
議	長	以上で本日の日程はすべて終了いたしました。	
		議案質疑は明日4日、水曜日、午前10時から行います。これにて本日	
		は、散会といたします。ご苦労様でした。 (ときに17時40分)	

		小海町議会定例会会議録	
		「第 2 日」	
	*	開会年月日時 令和2年3月4日 午前10時00分	
	*	閉会年月日時 令和2年3月4日 午後 4時40分	
	*	開会の場所 小海町 議会 議場	
	会議の経過		
	<u>O 開 会</u>		
議	長	皆さんおはようございます。本日は第1回定例会第2日目議案質疑であります。ただ今の出席議員は全員であります。定数に達しておりますので、これから本会議を開きます。	
		<u>〇 議事日程報告</u>	
議	長	本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。 本日、会議事件説明のため出席を求めた者は、町長・副町長・教育長・ 代表監査委員・会計管理者・各課長・教育次長・所長であります。	
		<u>日程第1 議案第5号</u>	
議	長	日程第1、議案第5号、 「小海町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例 について」を議題といたします。これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手を願います。	
		(質疑なし)	
議	툿	これで、質疑を終わります。	
		<u>日程第2 議案第6号</u>	
議	툿	日程第2、議案第6号、 「小海町憩うまちこうみ拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定 について」を議題といたします。これから質疑を行います。質疑のあ	

る方は挙手を願います。

7番議員

まず第1点で、設置の第2条のところに協定企業等の社員等がテレワーク会場として利用することと書いてありますけれども、この場合の使用料はどうなるのか。それから管理運営責任者は町長又は町長が定めた者とすると書いてありますが、具体的に町長が定めた者というのはあるのかないのか。それから開館時間は終日とすると書いてありますが何時から何時まで、それから使う場合にはどのような方法、委任ということで管理運営責任者をこれから要綱かに何かで定めるのかどうか知りませんけれど、その辺の所についてお聞き致します。

総務課長

おはようございます。まず、使用料ですけれども、ここにつきましては公の施設ということではありますけれど、公有財産の中の行政財産ですとかとは違った扱いになるということで、別途使用料は定めまして収入の方は雑入という形でいれたいと考えております。今の所考えておりますのは1つの企業が使う場合、1時間あたり500円、終日使った場合は5,000円という形で考えております。それから町長が定めた者を具体的にということでありますけれど、まだ具体的には定めておりません。基本的には役場の担当者が管理運営を責任を持ってやっていくという形になろうかと思います。時間につきましては企業の皆さん、色々と使い道があると思いますので、特に朝8時から夕方5時までとかそういう定め方ではなくて、終日使いたい時間に使っていただいていいということで特に制限を設けず終日ということで定めております。以上でございます。

7番議員

確かにこの旧たぬきやさんの跡は公有財産ではありません。しかしながら町民の福祉の向上ということによって地方自治法にも定められている通り、公の施設ということになってきます。そうすると当然公の施設を使うのに雑入にただ入れとくというのではなくて、ちゃんと1時間500円なら500円、終日でいくらと、このテレワークということになってくると私は憩うまちこうみ事業とは全然話が違うと思うんです。憩うまちこうみというのは確か労働安全衛生法で、あれに基づいてきて健康経営というのをやってきてるわけでございますし、テレワークというのになれば企業が働く場所になってくるわけですよね。で、歴代今まで公の施設を使う場合には商業的に、営利的に使う場合にはたいがい倍額の料金を取っているはずです。そういった面から考えても、明らかに他のところにもこれから条例の中にもでてきますけれど使用料としてこれはちゃんと条例化しなければおかしいんじゃないですか。憩うまちこうみ形成事業とはテレワークの会場として違うとい

うことは明らかに観点が違う。あくまでも憩うまちこうみというのはストレスを解消したりとかそういう健康経営を目指しているものでありますし、テレワークというのは明らかにビジネスになってくるわけですから、これをちゃんとした形で使用料として定めてやらなきゃならないんじゃないかなと思いますがその辺はいかがでしょうか。

総務課長

まずテレワークが企業の営利活動という今のご質問でございますけれ ども、憩うまちが発展して交流人口、関係人口そういったものを増や して町の活性化に繋げたいということが憩うまちこうみ事業の根本に 流れているものでして、その企業の営利活動という意味ではなくて将 来的にはこういった関係人口を構築することで町の活性化につなげた いというものがございますので、それにテレワークとして使ってほし いということをこちらから企業の皆さんにお願いしてるわけでござい まして、今言った、企業の営利活動とは切り離して考えて頂きたいと 思います。それから使用料徴収条例にという話でありますけれども、 私どもも色々と弁護士の先生なんかにも相談して解釈を聞いたわけで すけれども、考え方によっては色々な考え方があるわけですけれども、 公有財産の行政財産ですとか、行政財産、公用、公共用というように 分かれるわけですけれども、今回お願いしてる物についてはそこに属 さないものであって、特にその徴収条例を設けてやる性格のものでは ないのではないかというような話の中で、規則で利用に対する利用料 等をうたいましてそれで収入は雑入にしていきたいということで、こ れは専門家、専門家といいますか法律に詳しい先生の見解も聞いた中 で一応こういう風にさせていただいておりますのでご理解をいただき たいと思います。

7番議員

それは、専門家の弁護士さんに聞いたのは、総務課長がそういう立場で話をしたからだと思うんですよね、憩うまちこうみの中の事業の一環的なもので話してくるからということでありますけれども、私、12月の一般質問の時にお話ししましたけれど決してテレワークによる関係人口、交流人口を増やすのを否定しているのではなくて、この間申し上げましたのはワーケーションというような形でワーク&バケーションというような形の施設を作ってこういう憩うまちこうみでいい所だと気づいた人たちにどんどんテレワーク、ワーケーションで使ってもらうということについては決して反対しているわけではありません。ただし今総務課長も公有財産ではこれはないと、これは確かにそうです。所有権が町にあるわけではなくてあくまでも町は賃借権というもとでやってるわけですから公有財産にはならないわけです。しか

しながらここに定めてくるということならば公の施設になるわけです。公の施設というものにつきましては、今これを憩うまちとテレワークを一緒に法律家に相談すればそういうでしょうけれど、地方自治法の観点から言えば公の施設はあくまでも公の施設なんです。当然私は憩うまちとテレワークとの使用とは切り離しをして、今までの説明を聞いてるとあそこのところでやると大変景色が良くていいというようなことを協定企業の皆さんに言われたからテレワークとしての会場に、最初はヨガともおっしゃってました。そういったことで使うんでしたらこれはまた別ですけれどもテレワーク会場ということになるとこれは明らかにビジネスで使っていくわけです。片方憩うまちといっは働く人たちの健康を考えた健康経営というものを目指している所でありますので、その点はちゃんとキッチリ区切りをつけてやるようにと私は考えております。あと3回質問しましたんで後委員会等でありますんでその辺、また審議させていただきたいと思っておりますんで、その辺も含めてまたご一考願います。私の質問は終わります。

議長

他に…。

2番議員

今の質問に絡みますけれども、第4条の「町長又は町長が定めた者とする。」ということで、今総務課長がまだ決めてないと答弁されましたけれど、この憩うまちこうみ事業ではすでに3年、4年経過して担い手組織を作るっていうことが大きな題目に掲げられております。この段階でそもそも担い手としての組織がある程度形となって、ここに委託するんだということが言えない状況というのはこの3年間、4年間の事業担い手を育成するっていうことと些か行き違いがあるんじゃないかと思うんですけれども、そこはいかがでしょうか。

総務課長

まず結論から申し上げますと行き違いはないと思います。今から受皿となる母体については色々と検討を加えながら立ち上げていきたいということで今年度予算にはそこに地域おこし企業人が主に関わってやっておりますけれども、この後を継いでやっていただく地域おこし協力隊2名の採用を決めてその皆さんに中心になってやっていただくような体制を今構築しつつあります。最終的には憩うまちこうみの運営母体という物を定めていきたいということなんですが、それについては今模索しているところでして、恐らく今年度からそういう説明をしてると思うんですが、今年度説明してすぐできるという物ではなくて人を育てて受け手を探していくと、探していくというか作って行くということですので今現在進行形の形だということでご理解を頂きたいと思います。

2番議員

まぁ進行形なのかもしれませんがすでに一定期間経過しております。 昨年度の予算の中でも担い手育成っていうのは出ております。すでに 1年間、2年間やっておって、新たに今から検討すると申し上げまし たけれど、すでにやってきている事実があるわけですから、そこのあ る程度の形を示してここに担い手として町長が指定するんだというこ とまでなぜ踏み込めないのか、もう1度答弁をお願いします。

総務課長

担い手育成というのは要するにセラピストを育成するために今まではやってきております。その辺のところをもう1度ご確認を頂ければと思います。それで今この事業については地域おこし企業人を中心として渉外戦略係が担当しております。ただ事業をしっかりとしたものにしていくためにはいつまでもこういう運営形態ではよろしくないという考えがございまして、しっかりとした受皿を作って行くために先程もご説明しましたが現在進行形で考え中であります。今度赴任して来られる大変優秀な方が見つかって安心してるわけですけれど、この皆さんに3年間やっていただいて、その3年間のうちに母体ができるのか、それとも3年間終わったところで独立してこの憩うまちこうみ事業を担ってくれる団体になってくれるのか、それについては今現在進行形ということでご理解をお願いしたいと思います。

2番議員

3回目になりますのでこれで中途でも終わりにしますけれど、そもそ も論としてたぬきやの改修で作られた施設については当初はヨガなど をやる施設だという説明からスタートしております。それがいつの間 にか第2条でテレワークになり、このテレワークの事業についても去 年或いは提携企業が入ってからそこが急遽テレワークという言葉を使 い出してそれに急遽合わせたという感が否めないわけであります。と いうことは当初の目論見、Re デザインセラピー憩うまちこうみという ことと派生した事業としてでてきておるのと、そこがいつの間にか拠 点になってくるというそのブレ方、これが明らかではないかと思うわ けでございます。因みにテレワークというのはですね、3つくらいの 主要な事業分野がある、1つは在宅勤務です。今、コロナで在宅勤務 が非常に報道されておりますけれども会社に来なくてもいいと、2番 目は移動先で事務処理ができる体制です。これは営業マンが例えば宅 配便なんかがその場で決済しております。これもテレワークの1種で す。それから3点目は、サテライトオフィスです。要するに地方に新 たなブランチを支店を設けてそこで会社と本社間を高速ネットで繋い でそこで3人、5人の社員が仕事をすると。或いは複数の会社でそれ を共有していくとこの3つのタイプがあってまぁ小海の場合、全く新

しいサテライトオフィスを提供するという、いで立ちであればそれは それで非常にチャレンジングな事業かと思いますけれど、どうもそう いった踏む込みもできていないと、要は1年前、2年前に合わせてる 企業がサテライトオフィスやりたいと、それじゃそれに乗りましょう とこういった手順では計画性が全然ないわけです。仔細はまた付託の 先で私も質疑の方、していきたいと思いますけれどその辺の当初の目 論見と今日的なこの条例に示されたこととの整合性をどのように考え るのかお聞かせください。

総務課長

はい、ブレてるというご指摘でございますが、ブレてはいません。新 しい事業っていうのはやはり走りながら考える部分が多分にあると思 います。この憩うまちこうみ事業につきましても、当初は企業の健康 経営に寄与したいと、そのために小海に来ていただいて小海にお金を 落として頂くということが最初の目論見でした。それが企業の皆さん と話をしていく中で、こんな環境のいいところで仕事ができたらなお いいという話の中でテレワークという話が持ち上がってきました。で、 サテライトオフィスっていうのはテレワークの進化型と思います。と りあえず今回提供するのはテレワークとしての要するに一歩踏み出し た段階の場所でございます。これがやはりサテライトオフィスという 風に発展する場合には、別途建物を借りて頂くとか建てて頂くとかこ ういった形になります。ぜひともこのテレワークからサテライトオフ ィスという形に発展していただければこんなありがたいことはないと いう風に思っております。ですから、事業1つが最初に言ったことが すべてではなくて生き物でありまして、すべて発展的に動いてるとい うことでご理解を頂きたいと思います。

議 長 他に…。

7番議員

あの申し訳ありません。回答は委員会の時で結構ですけれども、確か、たぬきやさんの後の所は松原の漁業協同組合にお貸しするということを聞いておりますけれど、地方自治法上でいきますと長期に渡って占有する場合には議会の議決条項になっているはずでございます。それから家賃につきましてもこれは明らかに一年分のものが今回の予算に計上されているわけでありまして雑入に入ってますけど先程私が申し上げました通りちゃんとした使用料としてこれ計上すべきではないかなということをお聞きしたいと思いますので、3回過ぎておりますので委員会までで結構ですので、この利用についての使用料条例、それから占有して使用する場合、公の施設を占有する場合には議会の議決条項になっているということについて次回の時にご回答お願いしたい

	T
	と思います。以上です。
議長	他に…。
10 番議員	この条例は拠点施設の設置及び管理に関する条例だということで趣旨
	として第1条にその設置管理をするためにその必要なことを定めると
	あり、2条の中で設置ということですけれども、設置と言うのは本来
	やっぱり設置の目的という部分をもっと明確にするべきだと私は思う
	んですよね。憩うまちこうみ事業というのは今どきの町の政策事業で
	あって条例に書き込む場合にはその事業の説明もなければダメだし、
	この2条の文章を読んでも拠点として、会場として、ワーク会場とし
	てというような表現の仕方をし、この事業の設置目的としては私は非
	常に分かりにくい文章だともう少し明確にこのやろうとしている憩う
	まちこうみ事業とはこういうもんで、こういう目的を達成するために
	設置するんだと、いう風な文章にしなければダメだと。それでこうい
	ったことは流れながら色々変えわっていくものだという説明、総務課
	長でありますけれども、変わっていく時には条例を改正するんです。
	時々の議会の議論の中で発展することは結構ですけれども、具体的に
	変える場合には条例を変えると、それが公の仕事ですから私はやはり
	第2条はもう少し文章を憩うまちこうみ事業の目的とはどういうもの
	だと、その目的に対してこういうことで設置するんだという風な文章
	に変えてもらいたい。それから利用料を取ったり色々することであれ
	ばこの条例は4月1日から始まるわけでありますからその前にきちん
	と要綱などを示していただきたいと。本来そういった要綱も併せて出
	していただくことが筋ではないかと思いますけれど、まぁ条例の作り
	方として非常にまだまだ検討の余地があるのではないかという点伺い
40.75=E	たいと思います。
総務課長	委員会までに検討させていただきます。
議長	他に…。これで、質疑を終わります。
	<u>日程第3 議案第7号</u>
議長	日程第3、議案第7号、
	「小海町移住定住促進施設の設置及び管理に関する条例の制定につい
	て」を議題といたします。これから質疑を行います。質疑のある方は
	挙手を願います。
11 番議員	この事業は私どもも地元と致しまして大変希望を持ったり期待をして

いるところでありますけれどこの第2条にですね移住を希望する者に 対して地域住民との交流体験をすることによりってあって、また地域 の活性化を促進するとあるわけですけれども、そしてこれが4月1日 からね施行ということで、そうなりますと当然でありますが地域の皆 さんとの連携が必要であり大事だと思います。そういう点で例えば地 域の代表でいけば区長さん、そういう皆さんとの連携は取れているの でしょうか。 総務課長 区長さんにはこの事業も含めまして、ワインブドウの話も事前にはし てございます。どういった形で交流をしていくのかということについ ては区の皆さんと詰めながら、ぜひ私も地元は親沢ですけれどもこれ を機にあーいった山間地、人が出てって寂しくなりますので、そうい った所に移住してくれる人が増えればいいなという風に思っておりま す。地域の受入の暖かさによって来る人も居ついてくれるというよう なことが多々あると思いますので、そういった形で区の皆さんとも協 力をしてやっていきたいという風に思います。 11 番議員 今、総務課長の答えた通りだと思います。やはり暖かく見守ってやり たい、迎えてやりたい、実際に成功させたい、そして地域のみならず 町の発展につながればなお最高でありますのでそういうことをうまく やっていくには何回かでも区民と話し合いがなければならない、そう いった点でこれからも4月からなっちゃうわけですので常にそういう ことは頭に置いて両輪ではないですが地域とも常に連絡を取り合って やってっていただきたいと思います。以上です。 長 他に…。 この体験施設でございますけれど定住促進ということで小海町に試験 的に住んでいただいて良さを知って頂こうということだと思います が、この体験期間はどのくらいどのくらいの期間ということになるの か、そしてまたその際の使用料、光熱水費等々の負担は誰がするのか、 7条に委任っていう形で施設の運営に関し必要な事項は別に定めると ありますけれど、そういった物が同時に出てきてないもんですから、 いったいこれは1年使っても2年使ってもいいのかと、その場合使用

総務課長

議

7番議員

委員会の方で規則の方もお示ししたいと思いますが、今の所1回の使 用期間については最高で1週間くらいということを考えております。 それから利用料につきましては徴収しないと。旅館業法ですとか、そ ういった形がありまして不特定の方が使用する施設について利用料を

料だとか光熱費だとかそういったものは諸々どうなるのかということ

についてお尋ねいたします。

	取るということになると旅館業の許可がいると。旅館業の許可を取る
	ためにはそれなりにお金をかけて設備を良くしなければならないとい
	うことで、南相木のたまるやを参考に色々と考えているわけでござい
	ますけれど、南相木のたまるやにつきましてもそういった形で運営を
	していると。光熱水費については取らずにかかった分は町の方で負担
	していくつもりですけれど、寝具についてはやはり衛生面ですとかそ
	ういった色々な問題がありますので泊まる方に用意をしていただく
	と。こちらが代理で貸布団店に申し込みをして使用料は泊った方に払
	っていただくということで今の所は考えております。以上です。
2番議員	私は昨日も申し上げましたけれど計画をしっかり立てるということの
	重要性を常に念頭において考えております。憩うまちの拠点もそうで
	すけれどここでも町長又は町長が定めた者とすると。これは今の新津
	議員の質問によりますと親沢地区が管理運営をするという方向で考え
	てるということでよろしいでしょうか。
総務課長	そういう説明はしておりません。これについては町の所有物件ですの
	で指定管理等で区へ任せる可能性っていうのは無きにしも在らずです
	が今の所そこまでは考えておりません。区も受けても大変だと思いま
	すので、あくまでも移住体験施設、これは前にも申し上げましたが議
	員さんからの要望によって実現した施策でございまして、ぜひその辺
	もご理解を頂いた中で審議の方をお願いしたいと思います。
2番議員	わかりました。あと2番目の問題として農業体験と町の暮らし方を移
	住希望者に披露して良さを味わっていただくということがメインかと
	思いますけれど、それを担うのはどなたがやるんでしょうかをお聞か
	せください。
総務課長	今現在もそうなんですけれども、こういった移住希望者が町の方にお
	越しになった場合には渉外戦略係の担当の方で対応をしております。
	で、その対応の中でもし農業体験をしてみたいという風になれば担当
	が農家の方と調整をしてやってるというのが現状であります。
2番議員	こういった施設整備は事前にソフトウェアの部分っていいますか誰が
	どういう風にアテンド、応接、もてなし或いはサービスを提供するの
	かというのをあらかじめきちんとシナリオを書いて責任者をある程度
	想定した中でこういうハード事業っていうのは本来あるべきだと思い
	ましてとりあえず整備はしたと。さぁどうするかっていうときにその
	マニュアルができていないと。まぁ委員会の方で規則が出されるよう
	ですのでそこに期待しておりますけれどもぜひ、手順をキッチリ踏ま
	えた形で進めたいと思いますが、この事業についてはそれが踏まえら

	T
	れてるという理解でよろしいでしょうか。
総務課長	先程来そういう説明をしてるわけですけども、私たちもそんなに能力
	がありませんので1~100 まですべてのものを想定して準備してって
	いうのは中々、能力的にもございませんので大変申し訳ないのですが、
	ただ今までの流れの中でも移住希望者にはやはり希望するものについ
	ては担当の方でその都度お聞きした中で大体のことは対応してるとい
	うことですので、渡辺議員さんのいうプランということですけれども、
	それはやはり担当者の中ですべて対応できる体制には今なっておりま
	す。ですから今おっしゃってる意味が私もよく理解できないんですが、
	事業的には問題なく進んでてようやく体験施設が出来ましたので、今
	まではそういう方がお見えになっても町内の旅館に泊まって頂くとか
	っていうわけだったんですけれども、今回はこういった施設が出来ま
	したからよかったら宿泊料は無料ですからどうぞという暖かいご案内
	もできるということで、議員さんの中からもそういった施設があった
	方が移住が促せるのではないかというご意見でしたのでこれを整備し
	たものでございまして、そういった一連の流れの中で事業は進めてお
	りますのでぜひご理解を頂きたいと思います。
議長	他に…。
10 番議員	また、設置の第2条で「小海町への移住を希望するものに対し」と小
	海町へ移住を希望する人にだけ提供するのであって田舎暮らしをした
	いんだけどと言って一生懸命そこら中探してるそういう体験的な要望
	を持っておられる方もおるという風に私は考えますけれど、あくまで
	も小海町への移住を希望するものだけが対象なんでしょうか。
総務課長	井出議員さんおっしゃっる通りでございまして、多少表現が悪い部分
	があるかもしれませんけれど、そういった方も含めてできれば小海町
	への移住をしていただきたいということで町もお金を出すわけですの
	で、できる限り小海へ移住を考えてる方にご利用いただくということ
	でお願いしたいと思います。
10 番議員	総務課長、気持ちはよく分かるだけれども文章を見て私が先程言いま
	した田舎暮らしを求めているそういった方まで門戸を広げてやらない
	のかと、もしそういう気持ちもあるのであったらここら辺ちょっと変
40 75 ET E	えた方がいいじゃないのかというのが私の意見なんですけど。
総務課長	委員会までに検討させていただきたいと思います。
議長	他に…。これで、質疑を終わります。

	<u>日程第4 議案第8号</u>
議長	日程第4、議案第8号、 「小海町雇用定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の制定について」を議題といたします。これから質疑を行います。質疑のある方は 挙手を願います。
9番議員	25ページの第7条の続きのところなんですけれど「特別な事情があると認められる者について」とありますが例えばどういうようなことでしょうか。お願いします。
総務課長	今想定していることについては、災害ですとか火災ですとかそういっ た本当に困った方が出た場合、もし空きがあれば期間限定になると思 いますが貸し出しますよということで考えております。
9番議員	分かりました。もう1つ、第1条の趣旨のところで「定住の促進及び 医療介護人材の確保に資するため」という風にありますが、この間配 られた申し込みのチラシをみるとそこを優先的にってあるんですけれ ど、埋まらなかった場合、そういったところ以外の人を受け付けるっ ていうような説明があったと思うんですけれど、これ何年契約ってい う風になるのか、医療関係の方以外で埋まった場合、また後から医療、 介護、そういったことで入りたいといった場合はどうなるのか。その 辺、すいません、お願いします。
総務課長	この医療介護人材の確保ということにつきましては的埜議員さんもご存じの通り、これは議員の皆様から最初こういった話が出てきまして佐久大学との協定締結という話になって、その佐久大学との協定締結の中で佐久大学の方からこうみの里辺りで研修できれば研修した先に就職する皆さんが結構いますので、そういった環境整備を整えて頂きたいと。具体的には研修に来た皆さんが夜遅くなった時に泊まれる施設ですとか、そこを拠点として研修できるような施設というような要望が佐久大学の方からもございまして、この住宅建設に踏み切った経過はご存知いただいていると思います。そういった意味でこの条例の中にもその文言を一文うたわせていただいたということでございます。で、当然こういった皆さんだけで埋まるとは考えておりません。せっかく作った施設を空かせておくわけにはいきませんので、この4月1日にできれば満杯にするような形で募集をかけていきたいと。入る人についてはもしかしたらこういった医療介護の人は希望がないかもしれません。でも空かせておくわけにはいきませんのでとりあえず

応募してきていただいた方にはとりあえず入居をしていただくと。そうかといってその次の年に申し込んでこられたらどうするのかといった場合には、もうすでに入った方に出てけという風にはいきませんので、そういった希望があるようであれば長期振興計画の前期計画の中にもまだこの単身者用ですとかそういった住宅建設についても計画に盛り込んであります。そういった中で対応をして、できる限り小海に定着してただける方を増やしていきたいという風に考えております。

議長

他に…。

2番議員

1.2点確認させてもらいたいことがあります。まず5条でですね「住 宅への入居を申し込むものは、次に掲げる要件を満たす者でなければ ならない。」で(2)で「小海町に住所を有し」とあります。この事業 は小海町以外に住んでる方に住居を提供することによって人口を増や すという意図が前提かと思われますが、小海町に住所を有していない と条件を満たさないという理解がこの文面ではされちゃうんですけれ どその点が1点です。それから広報、掲示等の方法、昨日もチラシが 出て色々問題が出ましたけれどどんな方法でやられるのか概略、それ は後でも結構ですが示して下さい。特に、町外への広告をどのように 考えてるのかお聞かせいただきたい。それから4条でここだけ医療、 介護人材の法人になってます、で、元々介護関係、医療・介護、そう いった方々を中心に町はこうみの里もできたし、高齢者に優しい町づ くりもしているしそういうことを担ってくれる方々になるべく住んで いただきたいという趣旨があったんで法人で限定をするんであれば、 やはりそういった方々を中心にした入居、宣伝、PR をしていただきた いと以上、3点についてお聞かせください。

総務課長

まず最初に5条「小海町に住所を有し」というものにつきましては、 大学生ですとか社会人でお勤めになっている方につきましても、住所 だけは小海において東京で今現在就学している方もおりますし働いて いる方もいます。こういった皆さんの U ターンを促進するためにとい うことで U ターンについては今現在小海に住んでて、例えばそこがで きて安いからそっちに移りますという方はダメですよという話は前々 から申し上げていると思うんですが、U ターンで戻ってこられる方につ いてはこれは大歓迎ですので、例え今現在小海に住所があっても今い るところが町外であればこれは大歓迎でございます。そういった意味 をここにうたってあるということでご理解をいただきたいと思いま す。それから広報につきましては昨日お願いしたものにつきましては 了解が頂けたということで、これで町内の企業の皆さん、企業の中に は町外から通ってきている方も大勢おります。こういった皆さんが小海の方へ住所をおいて住んで働いてくれないかどうか、そういったことも企業の皆さんにもお願いして働きかけてく。それから新聞折り込みで小海以南の皆さんにできれば告知をしたいと。それから小海より北方面につきましては今回、昨日も広告についてはご了解いただいたということで私の方では認識しておりますけれど、週刊さくだいらの方へこの広告を掲載して佐久市方面からの移住を促していきたいというつもりでおります。それから第4条につきましては佐久大学という話がありましたので、佐久大学の学生さん個人ではなくて、もし佐久大学の方で希望があれば佐久大学さんを相手に貸し付けを行えるという一文を入れたものでございます。これが為に今回わざわざこの条例を定めさせて頂いたということでございます。以上です。

2番議員

町外の広告の件、それから法人の件は十分ではないけれどもわかりました。ただ1点、「小海町に住所を有し」っていうのは原則住民基本台帳に登録しているのが町の基本的な人口でございますので、その方住所がありながら他所に行ってる方、それは家がないから帰って来れないんじゃなくて職がないから帰ってこれない、有り体に言えばですね、そういうことじゃないかと思うんですよ。そうするとやっぱりこの「小海町に住所を有し」っていうのは有しながら家がないんじゃなくて職がない、或いは他の理由で帰って来れないってことであれば、敢えてこういうような表現は必要ないんじゃないかと私は住民基本台帳に登録する人をとにかく増やすということが本旨ではないかと思うんですがいかがでしょうか。

総務課長

議員さん、もし知らなかったらあれなんですけど、色々と交付税とかに算入される人数については国勢調査の人口を元にしてます。国勢調査の人口っていうのは住所が小海町にあっても東京に住んでれば東京の人口になってしまいます。そこをちょっと勘違いされているようですのでご理解を頂きたいと思うんですけれども、小海町に実際に住む方を増やしたいということなんです。私個人のことを言っても申し訳ないんですが、私の息子も今長期出張で住所は小海にありますけれども町外に出ております。今年、国勢調査の年でございます。10月1日が基準日なんですが、10月1日に小海町に住んでいなければ小海町の人口としてカウントされません。で、これが交付税に跳ね返らないわけです。ですから小海に住所を有していても実際に住んでいただく方についてこの条例は働く場所とかそういうことでなくて、そういう皆さんにも門戸を開いているという条例ですのでご理解をいただき

	T
	たいと思います。
2番議員	実は私の認識では住民基本台帳の人口かと思ってますんでそれはまた
	調べなおして検討させていただきます。今息子さんが町外で働いてい
	ると結局仕事の絡みじゃないですか、実際に住んでもらうためには家
	の有無ではなくて仕事の有無がベースだと思うんです。ですから、こ
	の住所を有しっていう言葉の意味はちょっと趣旨が違うんじゃないか
	なと私には今の総務課長の答弁が理解できないんですけれども、もう
	3回目になりますのでまた別途の機会で、付託になりますんでそこで
	検討させていただきたいと思います。
総務課長	ちょっと議論の視点が違うと思うんですけれども、これを書いておか
	ないと、例えば先程言いましたように U ターンされる皆さん、小海町
	に住所をおいて訳あって他所で働いていて U ターンされる皆さんが入
	りたいと言っても入れないわけです。だからそれに門戸を開くために
	この文言を入れてあるということでご理解を頂きたいと思います。
7番議員	まず、第4条でありますが今お聞きしますと佐久大学を前提としてま
	ぁこの条例を定めたようにもお聞きしたんですが、元々がこうみの里
	とかそういった医療、介護の人材を確保したいと、それから奨学金の
	返済に対しても確か医療とか介護の人たちは若干優遇されてると思う
	んですけれど、そういった意味で考えるともうちょっと佐久大学とい
	うことに限らず、施設をやってる社会福祉法人だとかそれからこうい
	うことを主にあれしてます、人材派遣の会社もあるわけなんですよね。
	そういうところまで私は広めてもよろしいんではないかと思います。
	それからもう1点は第6条で入居の申し込みで第4条の定めるところ
	により入居の申し込みをしなければならないって書いてありますけれ
	ども「前条に規定する要件を満たす者」ということは第5条ですけれ
	ども5条の人が申し込む場合には第4条の定めるところにより入居の
	申し込みをしなければならいっていうのはちょっとわからないんでご
	説明願いたいと思います。それから25ページの第10条、敷金につ
	いて「入居者は3月分の家賃に相当する金額の敷金を納めなければな
	らない」とありますが、法人の場合にもこれはやはり3月納めるもの
	と解釈してよろしいのかお尋ね致します。
総務課長	はい、すいません、私の説明不足で佐久大学と言った方が分かりやす
	いかというつもりで佐久大学と特定した形で申し上げてしまいまし
	た。それはお詫び申し上げます。おっしゃるようにここには佐久大学
	ということは一言もうたっておりませんで、法人ということで7番議
	員さんおっしゃったようにあらゆる法人があると思いますので適合す

る皆さんには同じ扱いをしていきたいということでおります。それから第6条ですが、今すぐお答えできませんのでちょっと考える時間をお与え頂きたいと思います。それから敷金につきましては第10条では法人の貸し付けにより入居するものを除くと書いてございますけれども、書き方がちょっと悪いかもしれないですけれどもこれについては法人から頂くということで個人からは頂かないという考え方でやっていたわけですけれども、その辺りの表現が適当でないとすればまた考えさせて頂きます。

6番議員

今の説明の中で総務課長の方から議員の方の要望によりっていうような話がありましたけれども、今7番議員さんも言ってましたけれどこの4条については確かにそういうことであって佐久大学との関係のことからスタートしたということですが、これ後で全協でやろうかと思ったんだけど、この収入、家賃収入は今回の予算書の中で35,000×8×12とこれがまぁ入ってるわけでして、この件なんですけれども、この今の話だとJA長野会、佐久大学等とは要するに決めないと、どっかにもあるだろうからそれも含めてって変りましたけれどその前段として、この元の収入元が、要するに家賃を払ってくれる方が、佐久大学でなければ例えばこうみの里っていう話に戻しますと、こうみの里なのかJA長野会なのか、それともどこなのか。で、この話を相手方も承知していることなのか。これを確認してそれでもし佐久大学がそうでないよ、こうみの里もそうでないよってなった時は要するに他の大学なり、そういうところに請求するものなのか。その2点について聞きたいんですけれど。

総務課長

とりあえずこの出発時点がですね、そういってはなんですが佐久大学ありきで進んでいた部分、それからこうみの里大変人材確保に苦慮してるというところが出発点だったもんですから、具体的に佐久大学ですとかそういった名前を今は出してご説明しているわけですが、先程の7番議員さんのご質問にもありましたように他の法人はという話の中で当然 JA 長野会ですとかそういった法人もございます。佐久大学に特化するわけではなくて、ここにもございますように法人という書き方をしている通りそういった法人にも貸付けて法人から使用料を頂くことができるようにするためにこの条例を整備するものでございますので、今まである町営住宅ですとか特賃ですとかそういった条例の中にはそういった法人に貸付けるっていうことがうたわれてないもんですから、法人を相手に貸し付けることができませんので、今回こういった形で法人への貸し付ける条項にを作らせて頂いたということで、

	特にその法人についてはちゃんとした法人であってこの住宅の建築目
	的にも合うようであればそれは特に排除する法人があるわけではあり
	ませんので、そういうことでよろしくご理解を頂きたいと思います。
6番議員	去年の12月26日に小海町と佐久学園との協定が結ばれたと、その
	経過もありますけれども、この件については例えばその提携後に例え
	ば佐久大学とそのような話し合いをもって、この件を佐久大学として
	は了解したのか若しくはどうだったのかということも問題になると思
	うんですよね、だからこれについて副町長、どうなんですかね、その
	後は。佐久大学との提携後にこの件について話し合いをした経過があ
	りますか。
総務課長	すいません、この件については私が窓口になって佐久大学と話をして
	いるもんですから、副町長ということでありましたけれど私の方から
	お答えさせていただきます。今、佐久大学の事務長さんには一応こう
	いう風でそもそもが盛岡理事長さんが町長のところにお見えになって
	こういった話が持ち上がったという経過もございまして、そういった
	経過の中で住宅を作りましたと。ついては佐久大学の学生さん、個人
	的にも結構ですし法人としてお借り頂けるんであればそれでも結構で
	すのでご検討いただいてお返事を頂きたいということは今申し上げて
	ございます。まだ返事はございませんけれども近々返事を頂けるんで
	はないかと考えております。
 議 長	他に…。これで、質疑を終わります。
	口租第5、議案第6号
	<u>日程第5 議案第9号</u>
 議 長	日程第5、議案第9号、
前 又	□怪弟3、職衆弟3万、 「小海町松原湖高原観光交流センター」を議題といたします。これか
	「小海川松原伽高原観元父伽センター」を譲越といたします。 これが ら質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。
	り貝無を11いより。貝無のある万は争士を願いより。 (質疑なし)
-14 —	
議長	これで、質疑を終わります。
	日程第6 議案第10号
1	
議長	日程第6、議案第10号、
議	日程第6、議案第10号、 「小海町住宅管理条例の一部を改正する条例について」を議題といた

2番議員	上から3行目くらいの「その他既存入所者又は同居者の世帯構成及び
	心身の状況からみてに改める」とありますがこれは心身の状況を誰が
	どのような形で判断するという前提で考えておられるのか説明をお願
	いします。
町民課長	これにつきましては31ページの第13条の4項、新しく新規に加え
	た条項の中にもう1文あるんですけれど、認知症である方、知的障が
	い者、その他公営住宅法施行規則8条に定める者が該当するといった
	ような表現もありますけれど、こういった方で収入の申告の請求に応
	じることが困難であるという風に町の方で認めた方です。ということ
	で町の方でこういったものを認めるということでやって行きたいと思
	います。
2番議員	細かなことは私も勉強してないんですが、各種の統計資料を見ますと
	身障者の方々の所得と身障の度合いと言うのは結構パラレルな関係に
	あってですね、障害があることによって所得が低いと負担に耐えられ
	ないが故に福祉、介護、医療等のサービスが受けられないケースが増
	│ │ えておるという傾向が統計データで示されておりますんでその辺に対
	しては十全な対応をお願いしたいと思いますが町民課長いかがです
	か。
町民課長	この内容につきましては複数の職員でよく話し合いを行いましてでき
	るだけといいますかしっかりと内容を見定めて該当させたいという風
	に思います。よろしくお願いします。
議長	他に…。これで、質疑を終わります。ここで11時15分まで休憩と
	致します。 (ときに11時04
	分)
	日程第7 議案第11号
議長	日程第7、議案第11号、
	「令和2年度小海町一般会計予算について」を議題といたします。
	これから質疑を行います。歳入歳出とも予算説明資料で、ページごと
	に行います。
	質疑のある方は挙手を願います。
	1ページから2ページ
	職員調書
	3ページ
	職員在籍数調べ

	4ページから6ページ
	一般会計概要
	7ページから9ページ
	町税予算内訳書
	【歳入】
	10ページ 1款 町税 1項 町民税
	2項 固定資産税
	3項 軽自動車税
	11ページ 3項 軽自動車税続き
	4項 市町村たばこ税
	5項 入湯税
	2款 地方譲与税
	1項 地方揮発油譲与税
	1 2 ページ 2 項 自動車重量譲与税
	3項 森林環境讓与稅
	3款 利子割交付金
	4款 配当割交付金
	13ページ 5款 株式等譲渡所得割交付金
	6款 法人事業税交付金
	7款 地方消費税交付金
10 番議員	地方消費税の関係で伺いたいんですけれど、予算としては 8,800 万円
	をみているということであり、説明欄の中で民生費関係で 4,600 万円
	という数字が出ているんですけれどこれは何かの制度の中でこういう
	風になっているのかどうかという点だけ伺いたいと思います。
 総務課長	お答え申し上げます。社会保障費につきましては21分の11を社会
THE SECTION AND ADDRESS OF THE SECTION ADDRESS OF THE SECTI	保障費に充てろという通達がございましてそれに従って計算して、端
	数は切捨ててございますけれども 4,600 万という数字を出してござい
	ます。以上です。
 議 長	他に…。
D1X IX	1 4 ページ 8 款 ゴルフ場利用税交付金
	9款環境性能割交付金
	9款 環境性能割交付金のうち
	2項 自動車取得税交付金
	10款 地方特例交付金
	1 1 5 ページ 1 1 款 地方交付税
	12款 交通安全対策特別交付金

	13款 分担金及び負担金 1項 分担金
	16% 分型並入り気温並 1% 分温並 16% 分型 2項 負担金
	17ページ 2項 負担金の続き
	14款 使用料及び手数料
	1項 使用料
11 番議員	生活環境費使用料の中で住宅のことが書いてありますけれど34ペー
	ジの方の財産管理費の方では個別の施設の状況を踏まえてとありま
	す。それで、前に個別にこの住宅の話をしまして、同じ町営住宅の中
	にも色々あるということを話させて頂きましたが、その辺はここに反
	映されていますかどうか、お願いします。
町民課長	この表の中で町営住宅、それからその他住宅、特賃住宅ということで
	それぞれ所得等に応じまして分けさせていただいておりまして、今回
	は右下にあります雇用定住促進住宅という分け方も入りまして4つに
	分けて使用料の方決めさせていただいております。以上です。
11 番議員	この前お聞きしたのは大変日当たりも悪く大変条件の悪い所もあると
	それでそこに住みますと結露で布団や何かもびっちょびちょになって
	出る時には全部カビちゃったりして捨ててきたという話もありますの
	でその辺を考えられたかどうかだけをもう1回お願いします。
町民課長	日当り等確かに悪い所がありましたり害虫がでるという所もございま
	すが、今のところ個々に講じておりますけれども使用料に跳ね返ると
	いうやり方はしておりません。
11 番議員	今後考える点はあるかどうかだけお願いします。
町民課長	できるだけ個々にきめ細かな対応をして参りたいと思いますがそれで
	対応できないようなところがありましたらまた考えて参りたいと思い
	ます。
10 番議員	民生費の使用料の方でお願いしたいんですけれど、3の地域活動支援
	センター使用料ということで例年30万円載っているということで改
	めて聞くのもいかがなものですけれどちょっと説明をお願いしたいと
	思います。
町民課長	これにつきましては地域活動支援センターということでひまわりの関
	係になりますがこれは例年通りということで25,000円の12ヶ月とい
	うことになっておりますが、ちょっとすいません、細かい中身につい
	ては後程調べて答弁させて頂きたいと思います。
議長	他に…。
	18ページ 1項 使用料の続き
	2項 手数料

	19ページ 15款 国庫支出金 1項 国庫負担金
	20ページ 2項 国庫補助金
7番議員	総務費補助金の中で地方創生交付金事業がかなり減額しているように
	思うんですけれどこれは何か特別な理由があるわけですか。
総務課長	これは今回さとゆめの方に委託する事業が 970 万支出の方で計上して
	ございますが、その 1/2 ということですのでご理解をお願いします。
議長	他に…。
	3項 国庫委託金
	21ページ 16款 県支出金 1項 県負担金
	22ページ 2項 県補助金
	23ページ 2項 県補助金の続き
2番議員	23ページの4番、農林水産費の補助金のところで強い農業担い手事
	業というのがありますけれども、これちょっと制度の説明等、それか c 和田本がいこいこせいしょことになるしばひたはばれるマアとい
<u> </u>	ら利用者がどういう方かというようなことが分かれば教えて下さい。 中窓にったましては特別のススページの5 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
産業建設	内容につきましては歳出の72ページの5-1-2の中の2段目にあり よよが出かざままが恵業の中の、カス温器の八になります。
課長	ます新規就労者支援事業の中のハウス設置の分になります。強い農業
	担い手育成支援金事業というのは旧経営体育成事業の新しくなった3
	1年から新しくなった制度になります。これは農地プランに位置づけ
	された形態が金融機関の方から融資を受けながら農業用の機械ですと
	か施設ですとかそういったものを導入する経費の一部を補助するとい
	うことで上限が 300 万ということで今予定されている方は 1,200 万程
	のハウスを作るということですので上限30%の300万ということでト
	ンネルになりますけれどもそんなところですのでよろしくお願いしま
- T-+ -	す。 大力
2番議員	差しさわりのない範囲でどういう方が利用されて作柄は何なのか、ち
	よっと教えてもらえれば。
産業建設	それではあのどういった方なのかというのは調べて後程お答えさせて
課長	頂きたいという風に思います。
議長	他に…。
	24ページ 3項 県委託金
	17款 財産収入 1項 財産運用収入 25ページ 1項 財産運用収入の続き
	25ページ 1項 財産運用収入の続き 2項 財産売払収入
	18款 寄付金
	19款 繰入金 1項 特別会計繰入金
	26ページ 2項 財産区繰入金
	3項 基金繰入金
L	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

	20款 繰越金
	27ページ 21款 諸収入 1項 預金利子
	2項 貸付金元利収入
	3項 受託事業収入
	4項 雑入
	28ページ 4項 雑入の続き
	5 項 延滞金加算金及び過料
	29ページ 22款 町債
9番議員	すいません、すごく戻るんですけど18ページの上段で教育費の使用
	料っていうことで生涯学習センター使用料、トレーニングルーム使用
	料っていう項目がありますけれどすいません、これってどういう場合
	にこういうことがあるのか、すいません、お願いします。
教育次長	お答え致します。トレーニングルームについてなんですけれども通常
	登録していただいた方は町民は無料となっております。で、ここにあ
	りますのは町外からも利用者がある、利用希望があって使用があると
	いうことなのでその分、1回につき 100 円いただいておりますがその
	分でございます。以上です。
議長	【歳出】
	30ページ 1款 議会費
	3 1ページ 2 款 総務費 1 項 総務管理費 1 目 一般
	管理費
	3 2ページ 1目 一般管理費続き
	33ページ 1目 一般管理費続き
5番議員	33ページのところでですね、除雪用にジープ型軽自動車の関係と総務
	課の軽トラックの購入ということですけれど、町としてはあれですか
	ねこういう車はすべて購入ですか、それともリースはできないもんで
	すか。その辺をちょっと聞きたいです。
総務課長	リースはですね割高になってしまいますので、会社とか経費で落ちる
	ところはリースでやっておられるところが多いわけですけれど、町は
	経費で落ちませんのですべて購入という形でやっております。この方
	が将来的には持ち出しが少なくなるということでございます。
9番議員	災害設備等整備ということで河川の監視カメラ設置工事費ということ
	で計上されてますが維持管理費っていうのが計上されていないんです
	で計上されてますが維持管理費っていうのが計上されていないんですがその辺はどうなりますか。お願いします。
総務課長	
総務課長	がその辺はどうなりますか。お願いします。
総務課長	がその辺はどうなりますか。お願いします。 ご指摘の通りでございます。ちょっとまた4台ですので町の職員で当

ったりしなければならないという作業がございますけれども、それに ついてはまたできる限り町の職員で対応していきたいと考えておりま す。

2番議員

今のところに関わりますけれど4か所ということで副町長から相木川と千曲川と松原湖という説明があってもう1件ちょっとメモを作れなかったんですけれどその4か所についての設置理由といいますかどういったことを想定してここに設置してどういう効果を予定しているのかそれを1点教えていただきたいと、それからもう1点、非常用発電機購入で総合センターと保育所に設置するようになっておりますがここでの電気の使用目的、例えば照明とか暖房とかどういった主たる目的で用意されているのか、今、的埜議員おっしゃいましたけれどその出たデータを誰がどういう形でどういったところに配信するのか、そういったことについて説明をお願い致します。

総務課長

カメラにつきましては今現在考えておりますのは、本村に1か所、そ れから直売所の裏に1か所、それから本間に1か所、それから松原湖 を見るのが1か所ということで4か所を考えております。今まで昼間 は誰でも確認できるんですけれど、夜暗い中河川が増水して早く非難 に繋げなければならないということで、職員だとか消防団員が川の近 くまで見に行ってたということでございますけれども、大変危険を伴 うということでございまして、できる限り危険を伴わずにそういった 確認ができた方がいいということが今回の災害の検証の中で上がって きておりまして、今現在考えているのはこの情報はインターネットで 誰もが情報を取得できるという形で運用を考えております。ですから 例えば本間大田団地の辺りに住んでて水が不安の皆さんについては、 逐次その映像が確認できると。直売所の裏に橋のピアの所にメーター が記してあるのをご存じだと思うんですけれども、あれが見えるよう な形で設置をして今どのくらいの水位があるのかというようなことを 確認できるような形でやっていきたいと、だから、本間だとか本村に つきましてもそういったものを何かしか建設事務所の方にお願いして 石積のところにそういった表示をしていただくとか、橋の所にそうい った表示をしていただくとかいうことを要望しました中で、それが見 えるような形で今水がどのくらいついてきてるかということが確認で きるような運用をしていきたいという風に考えております。それから 発電機につきましては指定避難所になっておりますので区長の皆さん がお集まりいただいた時の反省でも出たんですが、今回総合センター と役場ということで川西にしか避難所を設置しなかったじゃないか

	と。ぜひ大水が出れば橋も渡れなくなるし川東にもという話がござい
	ましたので、課長会議等で検討した中で保育所が一番いいのではない
	かと。安全的にも施設的にもいいのではないかということでございま
	して、せめてその2か所には停電になった時に対応できるように大型
	の発電機、これ 15wという説明を昨日副町長の方からさせて頂きまし
	たけれど、ちょっと私も電気に詳しくないんですが、15,000Wですか、
	程度の電気が発電できると、100Wの電球でしたら 150 個灯るだけの容
	量を確保できるというようなものでございまして、今定価ベースで予
	算計上してございますが、あ、定価ベースじゃない、業者の方から一
	旦どのくらいまでまかるのかという見積は取ってございますが、何と
	かこの300万以下では収まるというふうに思います。以上です。
9番議員	今の非常用発電機の購入の件なんですけど総合センターで確か令和元
	年度で取り換え工事 820 万っていうのがあったと思うんですけどそこ
	との関連はどういう風にみたらいいのでしょうか、お願いします。
総務課長	ご指摘の通りでございまして、私もその発電機が使えないのかという
	ことを電気屋さんにお聞きしましたら、あれはあの停電時の消防のポ
	ンプを回す専用の電源だということで兼用はできないというご返事で
	した。ですのでやむなく総合センターにも1台ということになりまし
	た。
10 番議員	関連で今の発電機ですけれども災害時のってことでね実際やった中で
10 番議員	関連で今の発電機ですけれども災害時のってことでね実際やった中で 必要だったということから提案されていますけれども、2台で300万
10 番議員	
10 番議員	必要だったということから提案されていますけれども、2台で300万
10 番議員	必要だったということから提案されていますけれども、2台で300万円ということであれば自動的に点いたり消えたりという対応の中でそ
10 番議員	必要だったということから提案されていますけれども、2台で300万円ということであれば自動的に点いたり消えたりという対応の中でそれに対応するようなシステムという風な感じではないようですけれど
10 番議員	必要だったということから提案されていますけれども、2台で300万円ということであれば自動的に点いたり消えたりという対応の中でそれに対応するようなシステムという風な感じではないようですけれど具体的に使うようになればどういう風になるかという点を伺いたいの
10 番議員	必要だったということから提案されていますけれども、2台で300万円ということであれば自動的に点いたり消えたりという対応の中でそれに対応するようなシステムという風な感じではないようですけれど具体的に使うようになればどういう風になるかという点を伺いたいのが1点と、その前の公用車の関係ですけれどもこれは入れ替えですか
10 番議員総務課長	必要だったということから提案されていますけれども、2台で300万円ということであれば自動的に点いたり消えたりという対応の中でそれに対応するようなシステムという風な感じではないようですけれど具体的に使うようになればどういう風になるかという点を伺いたいのが1点と、その前の公用車の関係ですけれどもこれは入れ替えですかそれとも何かの計画があってやるのかという点を伺いたいと思いま
	必要だったということから提案されていますけれども、2台で300万円ということであれば自動的に点いたり消えたりという対応の中でそれに対応するようなシステムという風な感じではないようですけれど具体的に使うようになればどういう風になるかという点を伺いたいのが1点と、その前の公用車の関係ですけれどもこれは入れ替えですかそれとも何かの計画があってやるのかという点を伺いたいと思います。
	必要だったということから提案されていますけれども、2台で300万円ということであれば自動的に点いたり消えたりという対応の中でそれに対応するようなシステムという風な感じではないようですけれど具体的に使うようになればどういう風になるかという点を伺いたいのが1点と、その前の公用車の関係ですけれどもこれは入れ替えですかそれとも何かの計画があってやるのかという点を伺いたいと思います。はい、まず発電機の関係ですけれども、これはあの手動といいますか
	必要だったということから提案されていますけれども、2台で300万円ということであれば自動的に点いたり消えたりという対応の中でそれに対応するようなシステムという風な感じではないようですけれど具体的に使うようになればどういう風になるかという点を伺いたいのが1点と、その前の公用車の関係ですけれどもこれは入れ替えですかそれとも何かの計画があってやるのかという点を伺いたいと思います。 はい、まず発電機の関係ですけれども、これはあの手動といいますかスイッチを回してエンジンをかけるということで、常に1か月に1回
	必要だったということから提案されていますけれども、2台で300万円ということであれば自動的に点いたり消えたりという対応の中でそれに対応するようなシステムという風な感じではないようですけれど具体的に使うようになればどういう風になるかという点を伺いたいのが1点と、その前の公用車の関係ですけれどもこれは入れ替えですかそれとも何かの計画があってやるのかという点を伺いたいと思います。はい、まず発電機の関係ですけれども、これはあの手動といいますかスイッチを回してエンジンをかけるということで、常に1か月に1回くらいはエンジンをかけて維持管理をしていないといざというときに
	必要だったということから提案されていますけれども、2台で300万円ということであれば自動的に点いたり消えたりという対応の中でそれに対応するようなシステムという風な感じではないようですけれど具体的に使うようになればどういう風になるかという点を伺いたいのが1点と、その前の公用車の関係ですけれどもこれは入れ替えですかそれとも何かの計画があってやるのかという点を伺いたいと思います。はい、まず発電機の関係ですけれども、これはあの手動といいますかスイッチを回してエンジンをかけるということで、常に1か月に1回くらいはエンジンをかけて維持管理をしていないといざというときにかからない可能性もありますので、導入後はそういった管理をしていか
	必要だったということから提案されていますけれども、2台で300万円ということであれば自動的に点いたり消えたりという対応の中でそれに対応するようなシステムという風な感じではないようですけれど具体的に使うようになればどういう風になるかという点を伺いたいのが1点と、その前の公用車の関係ですけれどもこれは入れ替えですかそれとも何かの計画があってやるのかという点を伺いたいと思います。 はい、まず発電機の関係ですけれども、これはあの手動といいますかスイッチを回してエンジンをかけるということで、常に1か月に1回くらいはエンジンをかけて維持管理をしていないといざというときにかからない可能性もありますので、導入後はそういった管理をしていこうと思いますが、自動的にやるやつにつきましては先程も的埜議員
	必要だったということから提案されていますけれども、2台で300万円ということであれば自動的に点いたり消えたりという対応の中でそれに対応するようなシステムという風な感じではないようですけれど具体的に使うようになればどういう風になるかという点を伺いたいのが1点と、その前の公用車の関係ですけれどもこれは入れ替えですかそれとも何かの計画があってやるのかという点を伺いたいと思います。 はい、まず発電機の関係ですけれども、これはあの手動といいますかスイッチを回してエンジンをかけるということで、常に1か月に1回くらいはエンジンをかけて維持管理をしていないといざというときにかからない可能性もありますので、導入後はそういった管理をしていこうと思いますが、自動的にやるやつにつきましては先程も的埜議員さんからのご質問にもありましたように、総合センターに入れたよう

	れについては道交法上ちょっとグレーな部分がございまして、この地
	域の警察の方が認めて頂ければ多少のことはいいみたいな話もあるわ
	けですけれど、基本的には追加したアタッチメントをつけて公道を走
	行することは道交法違反になるというようなことで、今現在保育園、
	総合センター、やすらぎ園、楽集館、役場等々町の施設が散らばって
	おります。バスの車庫もそうなんですけれどもその各施設に1台づつ
	配置をしてつけたまま公道を移動することがないようにということ
	で、もう1台導入したいと、これですべてが揃うことになりますので
	今後は古くなった物の更新ということになります。それから軽トラッ
	クにつきましては、やはりイベント等々で軽トラックを使う回数が頻
	繋にありまして追加でもう 1 台ほしいということでございます。以上
	です。
10 番議員	まぁ必要の中で予算化してると、車のほうですけれどね、特別に何台
	くらいでどうだという計画をもっての話の中でないということで認識
	しました。それから発電機は繋んでね、自動的にやるっちゃ一大金か
	かるからってこんで機械を買いたいということでありますけれど置き
	場所という点では特別お金をかけなくてもできるという理解でいいわ
	けでしょうか。
総務課長	この発電機がですね、燃料を入れた状態で 650 キロ程の重さになるも
	のでございます。300万の予算の中で対応しようと思ってるわけですけ
	れど、キャスターをつけてですね移動できるような形にしておきたい
	と、当然ガソリンを燃すもんガソリンっていうかディーゼルエンジン
	ですので排ガスが出ますので、使用するときには屋外で使用してそっ
	から電線で引っ張るという形になろうかと思いますので、まぁ常には
	屋内、ないしは屋根の下へ保管をしておいて使う時には屋外に出すと
	いう形で考えております。
5番議員	河川のカメラの件ですけれど夜間使える用の照明とかそういうものは
	考えてやってるカメラということですか。それともカメラの性能がか
	なり良くて夜間、照明をつけなくも見えるカメラですか。
総務課長	これにつきましては今設置している防犯カメラと一緒で赤外線カメラ
	になっておりますので夜間でも確認できるようになります。
2番議員	さっき質問してインターネットで誰でも見れるという風に回答されま
	した。ただあの私としてはやっぱりしっかり見るべき人にこの監視カ
	メラの設置が周知されて然るべきモニターが配置されると例えば相木
	川で言えば今般小海小学校が非常に厳しい状況にあったと、その時の
	対応ということである程度自由に見えるレベルでの設置と利用とある

程度義務付けるというか周知するっていうことの必要性があるんじゃ ないかという風に考えて例えば本間とか本村にあるんであればそこに 同じようにモニターがあって、公民館にモニターがあってそこに行け ば見れるというような体制をとる必要があるんじゃないかなと思って おりますがその点はどんなふうにお考えかと思いますがいかがです 総務課長 災害対策本部というのは役場に設置します。ですからまず役場で確認 ができなければ困ります。本間の公民館だとかにつきましては、恐ら くあそこに避難する方は出てこないんじゃないかと。今回も経験しま したけれど本間の公民館の近くの石積が大きく崩れています。ああい った大水が出たときに本間の公民館はちょっと避難所として適当かと いいますとそうではないということが今回検証されました。やはり自 宅に居て出歩かなくても見れるという状況のカメラを作りたいという ことで、その辺にカメラをつけてあるところモニターを作ってもそれ を見に行くのに危険を伴うっていう同じことになりますのでそういっ たことは考えておりません。 細かなことはまた後程検討したいを思います。もう1点ですね、31 2番議員 ページの研修会講師謝礼っていうのが 100 万ででておりますけれど今 年度はどういった方にどんなカリキュラムでお願いしているのか、計 画をお聞かせください。 総務課長 はい、講師の先生のご都合もありますのですべてが決定してるわけで はございません。これは今活性化センターに派遣をしております篠原 潤にすべて任せてプログラムを組むようにということでやっておりま す。新年度の第1弾は小田切徳美先生をお呼びして農村の問題、過疎 の問題について勉強会を開きたいと、これについては小田切先生の時 にはぜひ議員の皆さんにもお声がけをしようと思いますけれど、こう いった日本の一流の講師の皆さんからお話を聞いて役場職員のスキル アップにつなげていきたいという風に考えております。 2番議員 小田切先生、日本の1級の先生で私も存じ上げておりましてすばらし いと思います。ぜひやっていただきたい。それから当然1回で終わる わけじゃなくて研修のテーマですね、職員にこういうノウハウを学ん でいただきたいという目的意識なりをどう持っていただくのかそうい ったことをカリキュラムとしてしっかり組んで研修をやっていただき たいと、つきましては昨年までの研修の成果が職員からどのような評 価を得てるのかそういったことをまとめてる、それを今年度に生かす というような手順は踏まれておるんでしょうか、いかがでしょう。

総務課長	あの一今渡辺議員さんおっしゃったようなことについては特にやって
心伤休区	
	おりませんけれども職員それぞれ身にはなっていると思います。
議長	他に…。 34ページ 2目 財産管理費
	35ページ 2目 財産管理費続き 3.6 c : 3.7 c : 2 = 1 2 = 2 = 2 = 2 = 2 = 2 = 2 = 2 = 2 = 2
	36ページ 3目 広報費
	3 7 ページ 4 目 企画費 A D A F T T T T T T T T T T T T T T T T T T
	38ページ 4目 企画費続き
10 75 77 17	39ページ 4目 企画費続き
10 番議員	空家対策事業ということで予算載っているんですけれど、まぁ色々あ
	りますけれど弁護士の関係、それから移住体験施設の関係が新たに出
	ているというそこら辺の考え方を伺いたいと思います。
総務課長	はい、まず弁護士の関係ですけれども、本間の皆さんご存じの崩れか
	けている住宅です。これにつきまして色々調べたところ相続人という、
	相続人たる関係者がものすごい数がいると、この皆さんにすべて、す
	べてといいますか最終的に1人の方に権利を集めるわけですけれど、
	すべて関係のない皆さんには権利放棄をしていただいて最後の相続
	人、1人に絞るまでにつきましては大変な労力がかかるということで
	して、例えば弁護士でなくてはできないような仕事も出てくるという
	ようなことで事前に弁護士先生に相談したところ、まぁこのくらいの
	 予算で何とかなるんではないかというご返事を頂いた中でとにかくこ
	の1年で今、あの空家対策協議会等でも毎回毎回進捗状況をご報告し
	 ているわけですけれども、今の職員ができる能力の中ではちょっと限
	界があるということで今回 100 万円でなんとかこの問題に片をつけた
	いということで計上させてもらってあります。それから移住体験施設
	につきましてはこういった施設、各集落に1軒くらいづつあれば移住
	に繋がる部分が多々あるんではないかということで丁度補助事業も充
	てられますし大畑にいい物件が1軒出たということでその大畑の住宅
	について取得をして改修したいということでございます。
 10 番議員	まず弁護士の関係ですけれども本間の関係は多くの町民の皆さんが心
10 田 政兵	配しているということで何とかせねばという方向から出されてきたと
	いうことだと思います。実際に対象者がどのくらいいるかということ
	が分かったらまた教えていただければありがたいと思います。それか
	ら移住体験施設の関係ですけれども各集落に1軒くらいというような
	話がされたんですけれど私はあの一実績も何もねまだ条例ですらまと
	もにできていないというような状況の中で次から次へとこういう物を

各集落1軒ということで予算化して進めて行くということは計画的に も実績的にもちょっと勇み足ではないかと思うのが1つとこの事業が 空家対策事業の中に入ってるという点からすれば移住体験事業と空家 対策事業をくっつけてますけれども移住体験施設というのは空家対策 とは私は違うではないかと、たまたま空家を使ってやっているだけで あって本来の行政の目的とするところは空家を直すことが目的ではな いと、移住体験施設は移住体験施設として別の事業だと私は思います。 そういった意味でこの予算の説明の仕方を変えていただくと同時にも う少し、やはり1年くらいは実績を持った上で検討していくというこ とが私は必要だと思うんですよね私は。特に大畑はね長い間ぐ一っと 空いてるところであって1年くらい伸ばすくらいはどうということは ないと私は認識しております。それからもう1つ問題なのはここで初 めて議会に提案されるわけでありますけれど実際のは去年1年間近く かけて行政の方でぐーっと準備をしてきていたということを私は聞い ていますけれど、そういった点で考え方も含めて議会にもっと事前に 説明するということが必要だったんではないかと思いますけれどそこ ら辺も含めてお願いします。

総務課長

ご指摘の件につきましては、どうして空家対策事業なのかということでございますけれども、まぁ補助金等を利用したいということでここに計上させて頂いてるということでございます。それからいつ議会の方にご相談するかということにつきましては、私たちも色々なことで戸惑う部分はありますけれども、今後そういうことであればすべてのことを議会でやってくということになろうかと思いますので、その辺はまた議会の皆様とどうしたらいいかと、今回予算ですから予算を伴ってここにご提案させていただいているものですから予算としてご審議をしていただきたいわけなんですが、まぁそういった手法に問題があるとすればご指摘をいただければご指摘の通りにやっていきたいという風に思いますがよろしくお願いします。

9番議員

今の関連ですけど12の空家対策の弁護士の関係ですけど本間の案件になってるということは私も重々承知なんですけど、これ後の利用というかは何か考えているのか、100万という弁護士費用をかけて後どうするつもりかということまで考えているのかお願いします。

総務課長

そもそも論が 100 万円をかけて個人の住宅を撤去するのがいいのか悪いのかっていう部分は今年も問題としてありましたけれども、とにかく今回は壊すのは町でやるわけじゃなくて、とにかく権利がものすごく広がっちゃってますから、それを 1 人の方、この 1 人の方はもう特

定できてるんですが、1人の方に権利を集中させてその方の意思であの 建物が壊せるようにというところまで持っていきたいとで、壊してい ただくのは本人にやっていただくか例えば1つの考え方なんですが、 町でやって土地をいただくと、町の方でその土地を取得するというの も考えられると思うんですが、できれば民間に入って頂いて民間の方 に取得してもらって壊してもらうのが一番いいんじゃないかと思って 今の所考えてるんですけれども、とにかく権利を1人の方に確定させ るという仕事ですので、まぁそれがいいか悪いか空家対策協議会では 町で主体的に進めろという風に言われてるわけですけれども、これは 予算ですのでまた議会の方でご議論頂ければと思います。

6番議員

今の大畑っていうね名称が出たもんで、まず大畑では区長も知らないとどこなんだていう話になっていたんですけれどどうも竹内さんとこの前の空家だということになったんですけれど、やはり地元区には説明をして、言った上でお願いをしたいということ、それと37ページの12節ですけれどいうこと、移動販売、じろ倶楽部業務委託料ということで880万ということなんですけれどこれは移動販売でいくら、じろ倶楽部でいくらとその内容をお願いします。

総務課長

すいません、大畑については私も存じていませんでした。失礼しました。何とか早く担当の方から話をさせたいという風に思います。それから委託料につきましては移動販売が440万、じろ倶楽部が440万ということで今年から、今までは地域おこし協力隊の経費が400万だったわけですけれど期末手当を払えと、会計年度任用職員の関係で期末手当を払らわなきゃいけないと、で、その期末手当については国の方で40万までは交付税対象にするということで、今年から協力隊員の経費がすべて440万に引き上げられたことに伴って1人当たり440万で880万ということでございます。

6番議員

じろ倶楽部はどういう内容なんですか。

総務課長

じろ倶楽部につきましては今、松原の温泉の向こうに神社から借り入れた土地がございまして、そこで子ども達の自然体験等にじろ倶楽部に色々ご協力を頂いているわけでございますけれど、じろ倶楽部も今は職を持った方が要するに自分の片手間を使ってこの事業をやってるということで、このままでは高齢化も、高齢化といいますか関わってる方も毎年毎年年をとって一番上の方は62.3歳になるんですかね、ということでできれば若い方に事務局を引き受けてもらってこの事業を長続きさせてほしいということで町の方に、ちょうどいい方がいるもんで地域おこし協力隊の制度を使ってやっていただけないかという

	申し入れがありまして今回採用することにしました。
 2番議員	今の項目の2つ下、補助金で起業支援補助金2人分200万と。これは
2 钳硪貝	多分昨年度も平田君に 100 万円の支援を出した、その延長線かと思い
	まして、地域おこしのメンバーにとにかく町に住んでもらって新しい
	ビジネスで暮らしていってほしいということが主旨かと思いますけれ
	ど具体的に去年の成果がどのように形になって現れ、今年度の2人か
	らはどういう起業計画が提案されているのか教えてください。
 総務課長	平田君につきましては先般もテレビに出ましたのをご覧になった方も
心仍不区	おいでになると思いますけれど、ブッシュインストラクターという資
	格を取って町の中で自然体験、他所からくる方にもそういった体験を
	させていく商売といいますかそういったことをやっていきたいという
	ことでやっておりまして、先般もよくテレビでその部分が出ていまし
	たけれど平田君についてはそういったことでやっております。それか
	ら菊地さんと桑原さんにつきましても今どういったことをやりたいか
	という話は聞いてはおります。ただ具体的に事業計画書について出て
	いるかということにつきましては私把握しておりませんので、また後
	程委員会の折にでも調べて聞いてご報告をしたいと思います。
2番議員	あの一あくまでも企業、事業を起こすということを支援するわけです
	から、どういう事業を生業にするかと。今、ブッシュインストラクタ
	一って言いましたけど彼があれで食えるのかと実際食えていないわけ
	ですよね、生計が、まぁ町長が出られて「それでも金稼げよ」って言
	ってましたけれど、起業っていうのはある程度ビジネスとして形を成
	さないと意味がないわけです。それをぜひね指導してしっかり 100 万
	が成果を挙げるような形で手順、段取りを用意して頂きたいわけです
	けれども、そもそもその手順、段取りがどのように作られているのか
	ちょっと教えて下さい。
総務課長	あの一、まぁすべてがあれですね成功したかしないかっていうのは判
	断するのはまだ時期尚早と言いますか、平田君は始めたばかりですの
	でこれから顧客を伸ばしていくとか、そういった努力を当然していっ
	て、今はそれで食えてはいないかもしれません。ただそういった若者
	が志を持って小海に定住をしてくれて活動をしてるということに対し
	てはやはり理解を示すべきだろうなという風に考えております。菊地
	さんにしましてもヨガだとかそういった部分で今度は自分でお客さん
	を取ってやっていきたい、それから桑原君につきましては民泊をやっ
	ていきたいと、民泊は渡辺さんも民泊やってますので成功しているの
	かどうなのかわかりませんけれど、町の方からも渡辺さんのとこには

補助金もでておりますけれど、そういった意味では成功するかし	しない
かそんなにすぐ早急に判断は私はできないのではないかと、もう	うちょ
っと温かい目で見守って、やはり町としてもこういった皆さんで	育てて
永久に小海の方に居ついて頂きたいということで考えておりま	ミすの
で、ぜひその辺のご理解は頂きたいと思います。	
2番議員 土台私が冷たく突き放しているわけでもなんでもなくて、あの-	-桑原
君とか平田君とかも個人的にも付き合いがあります、ただ町の予	予算を
使うってことであればその予算の使われ方が町にとって有益で	である
と、手順段取りとしてもきっちり制度に則っていると、こういう	手続
きを踏むことは避けられないわけでしてそのことをしっかり申し	_上げ
て、もう1点ですね、次のページでゆめさとさんに今年も970万	īくら
い事業委託ででておりますけれど次のページですけれどね、この)具体
的な中身をどういったことをやるのか教えて下さい。	
総務課長 はい、先程もその経営の部分については申し上げましたシダーラ	テール
さんもそうだと思います。その辺も加味した中でご理解をいただ	ごけれ
ばという風に思います。それからゆめさとではなくてさとゆめる	さんで
すけれど、さとゆめへ 970 万の委託でございます。これについて	こはさ
とゆめの方に見積を頂いてどういうことをやるのかということに	こつい
ては現在手元にございます。これについては説明長くなってしま	きいま
すので委員会の折にでもこの資料をお出ししてまたその席で説明	月させ
ていただければと思います。	
○番議員 あの一協力隊の関係と、今のさとゆめの関係、数字だけでなくで	こもう
少し毎年動いたり、人も動いたりしているもんでちょっと分かり)やす
い資料をお願いしたいというのが 1 点とそれからあの一移住体駅	食施設
で90万程載ってますけれどこれも内訳の資料をお願いしたいと思	思いま
す。	
総務課長 予算決算の委員会に準備させて頂きます。	
議 長 途中ですけれどここで休憩としたいと思います。1時まで。今3	3 9 ~
ージまでやってきました。午後40ページから始めます。	
(ときに12時1	1分)
養 長 再開致します。 (ときに13時0	0分)
午前中の答弁に補足があり、町民課長から発言を求れらてお	らりま
すのでこれを許します。	
町民課長 はい、それでは午前中お答えできなかった部分についてお答える	と致し
ます。説明資料の17ページをお願い致します。中ほどのござい	ます、
民生費使用料の中の3節地域活動支援センターの使用料の内訳で	ごござ

	います。これはひまわりの利用者さんからの利用料収入でございまし
	てひまわりの方は登録者が27名程おりまして利用者が平均で20人
	から22人でございます。で、利用料の方が 1,500 円が1人当たりの
	上限になりまして1月あたり25,000円を見込んで12ヶ月分で30万
	円というのが内訳でございます。よろしくお願いします。
議長	はい、それでは続いて40ページから質疑を行います。
	40ページ 4目の企画費のつづき
	質疑のある方は挙手をお願い致します。
6番議員	えーと小海駅前再整備検討調査 100 万ですけれども、これ下には調査
	検討し、作成を進めますって書いてありますけれどもこれについては
	町が主導なのか、商工会からの求めなのかちょっとお願いします。
総務課長	はい、お答え申し上げます。これにつきましては農協が小海駅前支所
	を撤退したということでそこが空き地になってます。それから駅の2
	階エキウエということでやっておりますけれども思うような成果は上
	がっておりません。で、アルルにつきましても皆さんご存じの通り空
	き店舗が出てきてしまっているということでこれ総合的に町で考えて
	いかなければならない事象だろうということで町が主体的になりまし
	てここの再開発といいますか再生プロジェクトをやっていきたいとい
	うことで考えております。
6番議員	町が主体ということでありますとこの検討委員会は基本的に例えば議
	員だとか委員だとかそういう者に対しては費用弁償がでるということ
	になるんですよね、普通の委員会と同じで。それで議員から2名、要
	するに出てくれっていう話がでておりますけれども、その議員から2
	名と言うのは議員から選出するんですか、それとも町長から委任する
	んですか。
総務課長	はい、これまた全協の時にお話しようと思ってましたけれど、議会の
	皆様の中で各委員会の構成といいますか審議会の構成を決めて頂いて
	おりますので、これと同じように議会の皆様の方で人選をして頂いて
	議決をして頂ければという風に思います。
6番議員	ではこの検討委員会は要綱が作成されるわけですよね、それはいつ出
	るんですか。
総務課長	今準備を進めておりますのでなるべく早くお示したいと思います。
10 番議員	今の再整備検討委員会ですけれども、今、要綱を具体的にということ
	でまだ出来上がっていないというような形ですけれど、具体的に何回
	くらいどのように開いていきたいのかという点をお願いしたいのと、
	その下の下の下からの観光公社設立委託料というのをちょっと説明を

お願いします。

総務課長

駅前の検討委員会につきましては予算上、2回予算計上してございます。あの15名×4,500円×2回ということで予算をお願いしてあるわけですが場合によってはもっと会議をやらなければならない可能性がでてきますので、それについてはまた補正の方でお願いをする可能性もございます。それから観光公社設立につきましては国の新しい事業で人件費の1/2を国がみてくれるというような画期的な事業が令和2年度から始まるようでして、島根県の海士町では一般社団法人海士町観光協会ということでこれと同じような事業に取り組んでいるという事例がございまして、できましたらその海士町のを参考に国の補助金を取り付けられるような観光公社ができないかということをちょっと研究をして参りたいということでございます。

10 番議員

まず、検討委員会の方はこれから要綱を出して相談をして決めていきたいということであるもんでいずれ予算審議の中で判断できるような中身が必要だと思いますし、再整備検討委員会ということでなんかこの題名を聞けば大体イメージは沸くんですけれど、実際にはどういうことをやらなきゃならんかというような部分もいずれ説明頂けると思いますのでそういった点も含めてよろしくお願いしたいということ、それからあの一観光公社設立ですけれども、国の新しい事業で金が出ると誠に町の観光振興に対して自主性のない答弁だと、やはり町の観光振興をどうするんだという観点からこの国の新しい事業を取り入れていけばいいじゃないかというようなそういう説明ができればと思って聞いたんですけれどまたどこかで説明してくれるかどうか分かりませんけれどいずれにしろ補助金があるから考えてるみたいなことはいかがなものかという風に思いますけど。

総務課長

大変申し訳ございませんでした。私の説明が前後…前後と言いますか間違っていて誤解を与えてしまったと思いますが、観光公社につきましては国の補助制度の概要が提示される前からこれからについてはずっと係の中では議論を進めてきておりました。と言いますのもこの会計年度任用職員の制度の導入にあたっても色々と支障が、支障というか問題がございましたので、そういった意味でも最初、町の開発公社がそれを利用できないかということで検討していたわけですけれども、開発公社と観光公社を一緒にすることは色々な部分で不可能だということを会計を担当していただいております先生から示されまして、ではまた別に立ち上げなければならないなということで検討を進めていたところ国の方から新たにそういったものについては補助金が

出るよという話が突如として舞い上がってきて、これ新しい事業です ので具体的にどの程度までというようなことが国からも示されており ませんので細かいことは分かりませんけれど、そういったことでそち らの方が後になってきたということで、決してその国からお金が出る からやるという意味ではなくて、色々な弊害が出てくることをなくす ために観光公社を設立して観光の振興に努めてていきたいというもの でございますのでご理解をお願いします。 10 番議員 まぁ最初の説明とだいぶ内容が変わっていますもんで、長い間ね、担 当の中では話しをして煮詰めてきた中での話だということであります からもう少しねやはりどういうことをね話し合って煮詰めてきたかと そういう中でこの予算にたどり着いたのかというものをきちんと説明 できるものをやっていただきたいと思います。 議 長 答弁いいですか。他に…。 2番議員 今の質問に対する総務課長の話を聞いても何がどういう風に問題で既 存の観光協会ではこういうことはできるけどこういうことはできない と、公社を作れば観光協会でできないこういうことができるんだと、 その結果町の観光振興にこういう風に寄与できるんだとそういう説明 があればなるほどねとなるんですけれど皆目イメージがつかない、で、 予算って言うのはやっぱり何で付けたか町民の方々に分かりやすく説 明する義務があるわけです。今の総務課長の話でその責任が充分果た せているとお感じでしょうかどうかをお聞かせください。 総務課長 あの一渡辺議員さんも専門家ですからお分かりだと思うんですが、今 ある小海町観光協会というのはこれは任意団体ですね、法人格も持ち ませんし観光振興をみんなで話し合って協力してやってくという、そ ういう団体でございます。ここで観光公社と申し上げているのは先程 海士町一般社団法人という風に申し上げましたけれども法人格を持た せて色々な事業ができるそういった観光協会を立ち上げる研究をした いと、研究をするためにはやはり専門家に色々なことをお聞きしたり しなければなりませんし、いざ立ち上げられるとなった時には登記だ とかそういったことも当然必要になってきますので、そういった物を 諸々含めた中でとりあえず50万の予算をいただいた中で仕事に着手 をしたいということでございます。構想は色々とありますけれども、 あーだこーだ言っちゃいますとまた色々な部分で支障が出てくると思 いますのでこれについてはとにかく、これについて検討させてほしい ということで予算をお願いしているものでございますのでぜひご理解 を頂きたいと思います。

2番議員	わかりました。検討なら検討でいいんですけれども私の認識では今任
	意の団体でもかなり間口の広い事業ができます。国の補助等も取れま
	すんで、まぁ公社の方については私もそれ程勉強してないので、でき
	ない事業があるのかもしれませんけど、こういう事業は任意ではでき
	なくて、こういう事業なら公社でできるんだとそういう風に具体的に
	示せばね非常に分かりやすいんじゃないかと思うんです。で、そのこ
	とはある程度自分たちで調べて構想を練ってその上で委託とか、あて
	がいぶちのレポートがポンポンって出てきてもこなせないわけです
	よ。ですからその辺をしっかり自ら担い手になるんだというような気
	概をもってですね勉強していただきたいなと。そのことについては小
	海の駅前の検討計画においても過去にも何事例か駅前の絵は描いてあ
	ります。で、その多くが画餅に帰しているわけでして、その画餅に帰
	した原因がどこにあるのか。なぜ構想が描けても実行性がないのかそ
	こをしっかり検討してですね、絵に描いた以上、それが実行に移せる
	手順段取りをきちっと積み上げて制度設計してそれから進めて頂きた
	いという風に考えるんですがその辺はいかが考えておられるんでしょ
	うか。
総務課長	おっしゃってることを今からやるための予算要求でございますのでご
	理解をお願いします。
10 番議員	観光公社設立検討の委託料ですけれども委託先は決まっているんです
	か。
総務課長	はい、今相談させて頂いております弁護士ですとか会計士の先生はお
	ります。そういった皆さんのご指導を仰ぎながら検討を進めていきた
	いと考えております。
議長	他に…。
	4 1 ページ 5 目 地域振興費
	6目積立金
44	42ページ 7目 総合センター運営費
11 番議員	ちょっと教えて頂きたいんですけれども、下の欄に「事務室をシルバ
	一人材センターに貸付」ってありますが民生費の老人福祉費では補助
	金が出てるんですねシルバー人材センターに。それでこれは光熱水費
	やなんかもみんな町で持ってるとみているんですけれどもこれはどう
	いういことで佐久シルバー人材センターをどういう風にみてそういう
40.75 E	風にやってるのか教えて下さい。
総務課長	民生費の予算とはちょっと切り離して考えてほしいと思うんですが、
	この総合センターにつきましては今まで過去、教育委員会がおりまし

	,
	たけれども、教育委員会が楽集館へ移転したことによってあそこが留
	守になってしまったというようなことで丁度その同じ時期に町の公民
	館の取り壊しがありました。シルバー人材センターは町の公民館に入
	っていたわけですけれども行き場所がなくなったということで総合セ
	ンターの方の上の階の管理も兼ねてシルバー人材センターさんにお願
	いしたいということでシルバーに入って頂いているものであります。
	シルバーに対する補助はまた別のもんですのでよろしくお願いしま
	す。
11 番議員	じゃ、管理もしていただいているので何もその光熱水費等も払っても
	らってないということですかね。
総務課長	その通りでございます。
議長	他に…。
	43ページ 2項 徴税費 1目 税務総務費
10 番議員	ちょっと言葉の問題で伺いたいんですが会計年度任用職員って書いて
	あるところと、このところを見ると臨時職員というような書き方をし
	ているわけでありますけれども他の予算の部分でもそうですけれども
	そこら辺の違いといいますかそこら辺の説明をお願いしたいと思いま
	す。
総務課長	はい、大変申し訳ございませんでした。会計年度任用職員という記述
	にしなければいけなかったところを臨時職員と記載してしまったとい
	うことでお詫びして訂正をお願いしたいと思います。
10 番議員	あの一他の会計でもこういった部分あるんですけれども今の総務課長
	の答弁のような認識でいいのかだけ伺っておきたいと思います。
総務課長	基本的にはすべての臨時職員が会計年度任用職員に移行したというこ
	とでありますので本来そのように記すべきものですので今後ちょっと
	気を付けたいと思います。よろしくお願いします。
議長	他に…。
	4 4 ページ 2 目 賦課徴収費
	45ページ 3項 戸籍住民登録費
	46ページ 4項 選挙費
	4 7 ページ 5 項 統計調査費
	6項 監査費
	48ページ 負担金等交付団体の概要
	4 9 ページ 3 款 民生費 1 項 社会福祉費
	1目 社会福祉総務費
	50ページ 1目 社会福祉総務費続き

5 1 ページ 2 目 老人福祉費 2番議員 50ページの社協への各種の支援というか事業で、ご承知の通り社協 は昨年度事業収益としてはマイナスになりまして基金の取り崩し状況 に陥っております。で、今年度 1,000 万の補助ということで副町長か ら説明がありまして5年間で立て直しを図るという説明がありました けれども5年先までの収支改善の計画表のようなものはできておるん でしょうか。できておったら本議会で出していただきたいんですがい かかでしょうか。 やすらぎ お疲れ様です。ただ今の2番議員からのご質問にお答えさせていただ 園所長 きます。渡辺議員も社会福祉協議会の理事をお勤めいただいておりま すので社会福祉協議会の状況というのはお分かり頂いているとことで 今のご質問のあった通りでございます。いずれ社会福祉協議会、29 年度を境に大変経営が厳しい状況になっている中で、30年度も約 2,400万弱の赤字決算となったところでございます。また本年度も中間 決算で昨年度比 1,100 万程の赤字、これで会計、残り1か月を残すと ころでございますが最終的には 3,300 万円程の赤字を見込んでいると ころでございます。いずれこういう状況の中で副町長、副会長という 立場で社会福祉協議会の運営にも携わって頂いている中で今回の令和 2年度の予算の中で 1,000 万円の基金への繰入ということを措置して 頂いたところでございます。いずれ計画につきましてては当然渡辺議 員さんからも理事会等の席上でですね計画性と言うのは質疑の中でも ご提案頂いているところでありますが今現在では具体的な5年間の計 画と言うのは策定はできていない状況でございます。ただいずれ令和 2年度の予算も同時進行で3月末に理事会、評議員会をお願いしてい る中でご提示していくところでありますがいずれ令和2年度からの予 算を含めた中で残り4年ということでいずれこの町からの基金繰入を お願いする中で経営改善に向けて取り組んでいくところで今準備を進 めているというところで現在の状況はそういうところでございます。 以上でございます。 2番議員 色んな厳しい経済的、環境的な中において社協の方も人数的にも頑張 っておられるところは重々承知しております。したがってぜひあの5 年後に独自会計で黒字が出るような枠組みを検討していただきたいん ですけれども、それにはかなり大胆な構造変化が求められる、今の単 純な延長線上では私は中々厳しいんじゃないかなと思っております。 そういう中で町が毎年一定の補助を出すということは意義あることだ

と思っていますけれどやっぱり見通しを立ててそこに資金を投入する

	という姿勢は非常に大事だと思うんですけれどその辺、町長はどのよ
	うにお考えでしょうか。
町 長	はい、赤字には必ず原因がございます。その究明を大至急致しました。
	それで結果は出ているところでございます。従ってそれに対する対策、
	それから渡辺議員さんもその委員さんになっておられるなら中身はよ
	くご存じだと思いますがそういった中で5年の再建計画ということで
	副町長を中心にやっておりますので副町長のほうから細かい分につい
	ては説明させて頂きます。
副町長	渡辺議員さんもお分かりになってる理事会で今度の月末にありますけ
	れども理事会で、さっき言いました通り計画を示しまして、そこは実
	効性のある、本当に5年間で立ち直るという計画をみんなで作って行
	くということでぜひよろしくお願いします。
6番議員	今の件なんですけど、理事会の資料を提出して頂かないと 1,000 万円
	っていう…要するに予算議会ですもんで、理事会の方に提出して理事
	会にその任せるっていうことはちょっと問題があると思うんで議会の
	方に理事会の検討した資料を提出していただきたいと思います。
副町長	はい、おっしゃる通りでございます。理事会で検討してきておりまし
	て最終的にはね今度の3月の理事会で承認を頂く予定ですけれどもそ
	の前に委員会等々どこかの機会で議員の皆さんにもこういう計画でや
	りたいということでお示ししていきたいと思います。
6番議員	それは理事会は27日に開かれるんですよね、議会は23日で閉じま
	すよね、それでは 1,000 万のとか計画の根拠が議会では分からなくて
	要するに 1,000 万を認めろという話になるもんでそれは時間的な面で
	問題があると思いますけれど。
副町長	はい、5年計画の案を理事会の方で決めて行くと、決めてもらうとい
	うことで進んできておりまして議会で今回 1,000 万の予算計上させて
	もらいましたけれどぜひ理事会の方でそういう頑張ってやってくとい
	うことで認めていただきたいということでその理事会へ出す5年計画
	的なもの案っていう物を作りますので、今作ってる最中で、理事会へ
	出す案をお示ししてこれでどうかということで説明させていただくと
	いうことでよろしいでしょうか。
6番議員	ま、5ヶ年計画でって言いますけれど俺は監査で言ってますけれど非
	常に中身とすれば所長っていうか、やすらぎ園の所長の給与を町で見
	てくれとかね色々出てたみたいですけれどいずれこれがあのまんまで
	いって5ヶ年でできるかできないかはわからないと言ってますけれど
	これ5ヶ年でやめるんですか、それとも5ヶ年以降も続くってことな

	んですか。
=/=-	
副町長	あの一、一番の原因っていうのが人件費が多くかかるんですけれども
	この5,6年の間に相当の方が退職の時期を迎えます。その退職をし
	てできれば退職に当たって今の給与よりも例えば半分とか7割とかの
	給料で臨時で雇うなり、新しい職員を雇うなりしていくと、この5年
	の間でなんとか赤字は、1番の人件費はね解消していくという計画は
	作ってありますので、まぁそういう見込、後は事業を、利用者をなる
	べく減らないようなサービスを拡大していくなりして、例えば障がい
	者の相談事業も請け負っていくとかいうことを4月から始めるんです
	けれどもそういうことを、計画をやっていくということで5年計画、
	5年の間でなんとか赤字体制から脱却したいということでございま
	す。ただし社協自身の会計としては介護保険の事業会計とそうじゃな
	い本来は町でやるべき、やるべきつーこともないんですけれど、福祉
	事業部門で分かれております。その福祉部門については毎年、4・500
	万赤字だったんですけれども介護保険の儲けで補填してたという経過
	があります。また経過もご説明しますけれどもいずれ5年の間では赤
	字体制を脱却する計画を立ててやって行きたいということでまぁ理事
	会の方にも報告してみんなでやっていきたいということですのでまた
	その案的なものはお示ししたいと思いますのでよろしくお願いしま
	す。
9番議員	今の関係ですけど、あのまぁ話を聞いてれば本当に額が妥当かってい
	うことと後、この後公的病院の関係も出てくると思うんですけれど、
	金額の上限とか補助期間っていう限定も必要じゃないのかなと思うん
	ですがその辺りどうでしょうか。
副町長	えーと公的病院の関係はまぁあの不採算部門ですね救急医療ですと
	か、中々儲けに繋がらない、儲けっていいますか赤字体質になってし
	まうんだけれども不採算部門をやっていただいているということで特
	別交付税の措置になりますんで、特別交付税の措置があるうちはやっ
	ていくと但し特別交付税でみられないってなった時はそれはまた相談
	させてもらってどうするのかということにはなろうかと思いますけれ
	ど特別交付税で措置される限りは病院の支援はしていくということに
	なろうかと思いますけれどよろしいでしょうか。
10 番議員	ただ今の社協の話でありますけれど副町長やはりあの一たださ 1,000
	万、銭出して、5年間で再建つ一話じゃなくて社協の理事会では町か
	らの委託事業の部分でその赤字の部分が多いしそれからそもそも町が
	社協に対してどういう福祉を求めているかとそういうものをキチンと

	計画を立ててそれに見合ったお金を町が出せということであってただ
	赤字だから銭を出せみたいな話じゃないということはこの間ぐ一っと
	理事会の中でも話をされてきたわけですからそこら辺は議会へもこう
	いうことで出したいと、だから町の福祉部門として社協にはこういう
	ことを担っていただきたいとそれにはこれだけお金かかるから出すん
	だという風な説明を各議員の皆さんにして頂かないと中々数字だけの
	話では如何なものかというのが1点、それからあのその上にNPOの
	30万があるんですけれどこれをちょっと説明してもらいたいんです
	けれど。
町民課長	このNPO活動支援補助金につきましては新たに立ち上げたNPO法
	人に対しまして補助ということでございます。
副町長	おっしゃりる通りでございまして社協の町から求める等々のことも含
	めまして説明できる機会を設けまして23日までには全協なり委員会
	なりでやすらぎ園長と話ながら資料を用意して説明する機会を与えて
	頂ければありがたいと思います。よろしくお願いします。
10 番議員	NPOはほら新たにつ一こんで去年も出てたり今年も30万、載って
	るんですけれどそこら辺の説明をしていただいて新たにこういう人が
	あったとかあるとかそういう話をしてもらえないでしょうか。
町民課長	はい、NPOにつきましては新たには数年に1回といいますか去年は
	令和元年度には新たなものはなくてこれはでてきた場合のということ
	で毎年、30万円の措置をしているものでございます。
10 番議員	じゃ、例えば去年30万ですけれども去年はできたんですか。
町民課長	去年は該当ございませんでした。
6番議員	これはあの一この間から問題になってる、なんていいましたっけ、新
	しく佐久市でできたNPO法人、要するにひまわりとの関係はあるん
	ですか。
町民課長	今の所はそういう特定はしてございません。
議長	他によろしいですか。
	52ページ 3目 やすらぎ園運営費
10 番議員	すいません、51ページはこれからだと思って聞かなかったのでお願
	いしたいんですけれども、シルバー人材センターへの補助金が毎年 150
	万近くの補助金が出ているんですけれども、これはどういう形でこの
	額が決まっているのかという点だけお願いします。
町民課長	はい、すいません。細かい内訳はあれですけれども、まぁシルバー人
	材センターの方で、佐久の方は佐久市と佐久穂町と小海町にそれぞれ

	本所、支所がございましてその関係でシルバーの活動に対しまして3
	市町の方から出ている金額でまぁ毎年中身は変わってないんですが細
	かい所はまた調べてご説明したいと思います。
10 番議員	あのちょっと関連で申し訳ねーだけれども去年、このところでもって
	通所介護施設ねむの木の相談関係の予算が載っていたように思うんで
	すけれども仕事は終わったですか。
町民課長	はい、補助事業の関係で支出がございましたけれど補助の事業の方は
	終わっております。
議長	52ページ 3目 やすらぎ園運営費
	5 3 ページ 4 目 心身障害者福祉費
10 番議員	介護訓練給付関係費ということで右側の説明欄の中で右側にあるんで
	すけれど障がい者基本相談支援・地域活動支援委託料ということで
	4,374 千円でてますけれど去年より 100 万円増えているということで
	すけれども説明をお願いします。
町民課長	はい、この相談支援の関係につきましては今まで地域活動支援センタ
	一ということで、ひまわりのみやっておったわけですけれどもこの事
	業、ぽっぽさんの方でも立ち上げてもらう予定になっておりまして相
	談支援がぽっぽの方へ 300 万円ということで出しておりましたけれど
	もそれに加えまして地域活動支援の関係の委託料も入ってきておると
	いうことでその分の増額になってございます。
10 番議員	ぽっぽのほうでも今度相談支援活動、地域活動、相談支援関係を更に
	やって行くということでありますけれど先程私、間違いましてこの上
	の地域活動支援センター運営費の中で去年約 500 万の相談支援所の設
	置工事というのが予算化されていてこれはもう出来上がったのかと、
	出来上がった後の相談支援料とかそういうものはどうなるのかという
	点を伺いたいと思います。
町民課長	はい、ひまわりの方の工事につきましては現在進んでおりまして、3
	月いっぱいで終了することになっております。で、地域包括支援セン
	ターにつきましてはひまわりの関係は今まで通りやっていきますしそ
	れに加えてぽっぽさんの方で地域活動支援の仕事の一部を担って頂く
	ということでございます。
10 番議員	3月に施設が出来上がるということですけども新たにひまわりの方で
	そういった相談支援活動の設置工事だからそこでそういう事業が始ま
	ると思うんですけれどもその事業費は出ないんですか。
町民課長	ひまわりの方は設置工事ということでなくて中身の改修で使い勝手を
	よくするために今まで間仕切りのあった部分を広げるといった内容の

	て東ベンギハナーマ 江動的にはひせるりは亦も マカハしいきとして
	工事でございまして、活動的にはひまわりは変わってないということで
	ございます。
議長	他に…。
	54ページ 5目 あゆみ園運営費
	55ページ 2項 児童福祉費 1目 保育所費
	56ページ 1目 保育所費続き
	5 7 ページ 2 目 児童措置費
	58ページ 3目 児童館運営費
	59ページ 4目 結婚推進・子育て支援費
6番議員	5 9ページの公園整備調査費 100 万円って出ていますけれど誰でも集
	える公園整備に向け調査を実施しますって書いてありますけれどもこ
	れはなぜ子育て支援課で担当しなければいけないんですか。総務課か産
	業建設課じゃないんですか。
子育て支援	はい、お疲れ様です。この公園調査費の 100 万円につきましては長期振
課長	興計画のアンケート、また子育て支援計画のアンケート調査によりまし
	て子どもさんをお持ちの方が比較的多くそういうアンケートにお答え
	されているという観点からとりあえずこの科目へ調査費を計上させて
	頂いたというものでございます。内容につきましては町全体の公園整備
	をどういう形でできるかという調査を行いまして大勢が利用できる公
	園を整備したいという町づくりの一環で計上をさせて頂いております。
	実施段階になりますとこれまた改めて協議をする必要があるんではな
	いかと感じております。以上でございます。
6番議員	町全体の公園整備っていう話、この間もちょっと出てまして、例えば土
	村公園がどうのっていう話もありましたけれど町全体ってなると総務
	だとか企画だとかそういう風になるとは思うんですけれど今子育て支
	援でやってるちびっこ広場、あそこはほとんど児童館で見てますよね、
	でもそこに関連してやってく公園とは思えないもんでこれはやはり機
	動的に考えても子育て支援課ではなくて総務企画か産建の方で本体で
フケーナゼ	やるべきだと思うんですけれど。
子育て支援	はい、先程中学校の横のちびっこ広場の話がありました。ちびっこ広場
課長	につきましては平成20年の7月にオープニングを行っております。そ
	の時にあの程度の規模の公園でありまして子どもの遊ぶ遊具しか設置
	してないというような背景の中で子育て支援課で管理を担当したよう
	な経過があるわけであります。今回につきましては先程申し上げた通り
	でございまして実施段階になりましたら検討をさせて頂きたいという
	ことでございます。以上です。

6番議員	まぁ返事はいいですけど実施段階でやるんだったら最初っからやれば
	いいんじゃないですか。
10 番議員	公園整備費の関係これ調査費ってなってるけどこれ委託料だと思うん
	ですよね、どういう風にしてやるのか誰に委託するのかということまで
	考えておられるかお聞きしたいと思います。
子育て支援	これも予算段階でありましてこういう業務を推進していくということ
課長	であります。誰にそういう形で委託するかという明確なことじはまだこ
	れから練って決めると行く段階であります。以上です。
7番議員	今の関連ですけれど確か長振ではもう1か所、公園整備だか確か載って
	たと思うんですけれどこの先程来、今の6番議員言ったみたいに私もこ
	こにメモしてありまして、総務渉外戦略係が担当するべきではないかな
	というように思ってますのは町全体の中でやってってまぁ調査委託、委
	託料ですからどっかの業者に頼めばいいと言っても本来子育て支援課
	も人数もそんなに多くないとこで果たしてできるのかと。これはやっぱ
	り町全体の中の長振の中に載っている公園整備の在り方の中から捉え
	てもうちょっと大きい観点でやっていくべきだと申し添えておきます。
議長	答弁いいですか。他に…。
	60ページ 負担金等交付団体の概要
	61ページ 4款 衛生費 1項 保健衛生費
10 番議員	1目 保健衛生総務費 先程9番の方から関連で説明が出た公的病院の関係ですけれどもこう
10 田祇貝	元程 を を な の が の は の の の の の の の の の の の
	なのかという点を伺っておきたいと思います。
 町民課長	はい、申し訳ないです。ちょっと調べさせていただきましてまたお答え
	させていただきたいと思います。
 議 長	他に…。
H3% EX	62ページ 2目 予防費
	6 3 ページ 2 目 予防費続き
	6 4 ページ 2 目 予防費続き
	65ページ 2項 生活環境衛生費 1目 生活環境衛生費
2番議員	あの、今の項目の前のページ、全体で予防費関係がいずれの項目も減少、
	前年度比で減少になっておりますけれどもその原因と言うのはどこに
	あるのかちょっと聞かせてもらえますか。
町民課長	はい、中身的には大きく変わってございませんので理由としては人数
	の減が主だったものという風にご理解いただきたいと思います。
2番議員	あの人数が減ったということは検診を受ける人が、例えば検診関係っ
	あるのかちょっと聞かせてもらえますか。 はい、中身的には大きく変わってございませんので理由としては人数 の減が主だったものという風にご理解いただきたいと思います。

	て言うのは 162 万ほど減っておりますけれども、検診の受診者が少な
	いということでよろしいんですか。
町民課長	はい、人数まぁ全体的に減っているということもありますし、これ実
	績に基づきまして精査した人数で計上させてもらっております。単価
	的にも変わってはいないということです。
2番議員	あの一多分前回も申し上げたと思うんですけれどやはり検診等につい
	てはなるべく目標に対して100%達成していくのが筋かなと。で、検診
	しない人たちへの検診受診への要請とかインセンティブをどういう風
	につけていくかというようなことも考えて行ったらどうかと思うんで
	すけれどその辺は予算には想定されていないんですか。
町民課長	はい、検診につきましてはまぁ通常保健推進委員さん方が啓発という
	ことでやっておりますけれどまぁ人間ドック等検診もまた違う形でや
	っておる部分もありまして人間ドックはやや増えている状況にあろう
	かと思いますがまぁ検診につきましては啓発はまた進めて行きたいと
	思っております。
議長	他に…。
	6 6 ページ 2 目 塵芥処理費
9番議員	ごみ収集関係費の中のごみ収集カレンダー等というのがあります。96
	万円といいことですが、前年度は 298,000 円だと思うんですけれど大
	幅に増えているのはどういうわけでしょうか。お願いします。
町民課長	このごみ収集カレンダー等ということでございますけれどもまぁ令和
	3年度からごみの搬入が新クリーンセンターに行くということで、ま
	あ今まで収集の方法等がかなり違ってくる部分がありますので、カレ
	ンダーどういう形のもので、あとすみません、ごみの分別のマニュア
	ルが古くなってる部分がありましてそれを新しく今度収集、分別の所
	も変わってきますのでその印刷費がかなり、その分大幅に増えている
	と。60万程度見込んでございます。
議長	いいですか。
<u>0 ≖</u> ; =	67ページ 3目 し尿下水処理費
2番議員	あの、66ページのところで昨日の説明では宿渡の処分の計画がある しいら話なた x = し思いなくですければるの見違ししてればばくなぜ
	という話をちょっと聞いたんですけれどその見通しとそれがどんな規模のよったなるのなな思ましないよいるのよろれならせれば様のよって
	模のものになるのかお聞きしたいというのとそれから佐久広域の方で 伽珊した場合のメリットディリット それから現行でやった時のメリ
	処理した場合のメリットデメリット、それから現行でやった時のメリ ットデメリットその比較をしてこうすることが佐久広域に移行するこ
	ットケメリットでの比較をしてこりすることが佐久仏域に移11するこ とがごみの関わる生活に対してこういう利便性があって経費的にもこ
	とかこみの関わる生品に対してこういう利便性があって経貨的にもこ ういうメリットがあるんだとそういう分かりやすい資料を作ることは
	フェファッツトがめるかにててフェフガがサヤリリ其材を作ることは

	難しいでしょうか。この2点をお聞かせ下さい。
町民課長	この新クリーンセンターにごみ、廃棄物を搬入するということにつき
	ましては今の草刈り窪の処理がもう一杯一杯になっているということ
	で佐久市の方へお願いするということでございましてまぁメリットと
	と言いますかうちの処理場がいっぱいになってくるのでそちらへいれ
	て頂くということでまぁ費用的には運搬費が嵩んできますので増額に
	はなって参ります。ざっと 1,000 万単位で運搬費等加えた中の処理費
	総額は増えて参ります。で、草刈り窪につきましてはあと 1 年は持つ
	わけですがそこで閉鎖することになります。
2番議員	あの長振の中にもごみの減容ということは書かれておりまして、町民1
	人が1キロ減らせば確か1 t が 39,000円くらいだったというような試
	算から皆さんがごみの減容をしてくれれば一家で1キロでも減らして
	くれれば町内から出るごみ処理コストが出て行くのが減りますよと、
	そういうその町民にごみ減容のインセンティブを与えるようなPRと
	いうかそういう運動を進めていってなるべくごみを減らしながらごみ
	処理コストを削減するとそういう手立てを考えるということについて
	はいかがでしょうか。
町民課長	おっしゃる通りでございますのでまた色々作戦を練った中で町民の皆
	さんにお伝えして参りたいと思います。
議長	他に…。
	68ページ 4目 住宅管理費
	69ページ 5目 町営バス運行管理費
	7 0 ページ 負担金等交付団体の概要 (した) 1 0 th 5 7 (1)
	ここで2時10分まで休憩と致します。 (ときに13時57分)
議長	再開致します。 (ときに14時10分)
	町民課長の方から答弁の補足があるようですのでこれを許します。
町民課長	それでは先程ご説明があった部分につきまして61ページの保健衛生
	総務費の中の公的病院の関係の負担金の内訳でございます。上の方の
	佐久医療センターの方の負担金につきましては佐久広域の各市町村の
	中で地域医療の運営費負担金ということで均等割20%、人口割80%で
	総額で1億4,000万円のうち小海町が502万円ということになってご
	さいます。それから下の小海分院の負担金につきましては南部5町村 0 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
	の関係になりまして小海町が 50%で 3,000 万円のうちの 1,500 万円、
	あとの4村につきましては均等割30%、人口割70%で按分しておると
	いう内訳でございます。よろしくお願いします。

10 番議員	ただ今の答弁で金額がこうなってるという説明でありますけれども、
	これがなんでこうなるのかということ、それから先程いいましたけど
	公的病院とは他にはね、公的病院じゃないところがいっぱいあるわけ
	ですしなぜ公的病院として佐久医療センターと小海分院が入っている
	のか公的病院だけが対象になるのかどうかとそこら辺の制度的な話を
	伺ったわけでありますけれど。
町民課長	はいそのことについてはちょっと調べさせていただきまましてまた改
	めてご説明したいと思います。
10 番議員	さっき、シルバーの方の関係はまだわかんない?
町民課長	申し訳ございません。シルバー人材センターの関係につきまして51
	ページになります。先程申し上げましたけれども佐久市と佐久穂町と
	小海町の関係になります。で、均等割部分というのが3市町それぞれ
	100万円づつ、それから人口割分につきましてこれもあの3市町の人口
	割ということになりましてその部分が、まぁ総額で 1,500 万ありまし
	て均等割がそのうちの 300 万円、人口割が 1,200 万円ということで
	1,200 万円のうち小海町が人口割で約4%でございまして、それが
	487,180 円ということになりましてその2つの合計で 1,488,000 とい
	う内訳でございます。
議長	いいですか。
	1ページ 5款 農林水産費 1項 農業費
	1目 農業委員会費
	負担金等交付団体の概要
	7 2 ページ 2 目 農業振興費
	7 3ページ 2 目 農業振興費続き
0 T = Y P	負担金等交付団体の概要
2番議員	73ページの遊休農地対策事業調査費で100万が出てまして説明では
	ブドウ栽培を手掛けるということで、これはこれでいいんですけれど
	今後こういった形で新規作柄について話し合いがあった場合には同様
	な形で制度的にこういった補助を適応していくのかどうか、これはあ
	くまでも特例なのかその辺についてご説明を頂きたいと思います。
産業建設	ご苦労様です。ただ今の質問ですけれども今回これが特別かというと、
課長	企業版のふるさと納税の中から出てきた遊休農地を活用してブドウ栽
	培ができないかというようなことがありましたのでぜひ町としても遊
	休農地の有効活用して農林業の推進ができればいいのかなという風に
	思っておりますがこれがその特別ということではなく色んなものをま
	た皆さんのほうでこういった物を新規的にやってみたいというような

	,
	ご意見等あればその時に調査をしながら皆さんに普及をしていきたい
	という風に思っております。それから先程ご質問のありました強い農
	業の担い手72ページの方になりますけれどもハウスの設置1件とい
	うことで補助金のトンネルにはなるわけですけれども八那池の方で白
	菜、レタスの育苗ハウスを設置したいということで今見積を取ったと
	ころ 1,050 万円程のハウスを作るということですので上限の 300 万円
	が補助金として支払われるような形になります。よろしくお願いしま
	す。
2番議員	企業版のふるさと納税制度、これにエントリーして一定額を小海町に
	寄付したとその寄付実績を踏まえながらその企業がブドウ栽培なりを
	してくということに対して町としても後押しするという理解でよろし
	いですか。
総務課長	この事業につきましては渉外戦略の方で一緒に企業版ふるさと納税と
10017J LA LC	いうことで進んでおりますので私の方でちょっとお答えさせていただ
	きますけれども、企業は目的に沿って寄付をしてくれるということで
	して、今回の場合寄付をして頂ける会社の方からぜひワインブドウの
	栽培をやってほしいと、やっていただけるんであれば企業版ふるさと
	納税で寄付をしますと。で、やるのは地元の農家の皆さんです。そこ
	に対して企業版ふるさと納税があった中から助成をして畑等の整備を
	苗を植えたり、ブトウって結構初期投資がかかるんですよ、一反部 100
	万円くらいの、そういったものをまたあの実際にやるようになれば今
	度は町の補助制度を補助要綱をしっかりと作った中で農家の方へ補助
	をしていきたいということでございます。
2番議員	私は大変おもしろい仕組みだと評価しております。というのは目的意
	識をもって小海町に寄付をして頂いてそれにインセンティブをつける
	形で町がなんだかの形で応援する、そういうことを3割の還付をただ
	物だけじゃなくて事業の中で返していくという制度設計というのは多
	分全国にないんじゃないかと思うのでこれはぜひですね、ほかの法整
	備で引っかかる懸念に十分注意していただきながら仕組みとしては十
	分面白いと思いますのでしっかりと検討していただきたいと思いま
	す。幅広にこういったものをふるさと納税制度の1つとして検討する
	という考えはありませんか。
総務課長	あの一企業版ふるさと納税につきましてはやることをまず許可を得な
	ければならないと。県の方に申請をしまして、小海町はこういうこと
	をやりたいので企業版ふるさと納税を受け入れますということで1件
	1件、やることに対して許可をもらっていかなきゃいけないというこ

とですので、今回はこのワイン用ブドウの栽培に対して寄付してくれる企業を募りますということで許可を受けるものですから、色々と寄付する企業の方の都合もございますのでそれが町の姿勢と合致すれば広げていくということはいくらでも可能だと思いますけれど、次から次へというのは中々人的にも大変な部分もあるますのでそんなにすぐには広がって行かないと思いますが、とりあえずこのブドウだけはなんとか軌道に乗せたいということで頑張りたいということでございます。

10 番議員

ただ今の件と関連しますけど企業版のふるさと納税を募って行く中で 事業を進めていきたいという説明でありましたけれども、この 100 万 円が需用費になっているということですけれども、この辺の調査の仕 方をお願いします。お願いします。

総務課長

はい、ワイン用ブドウにつきましては標高800mくらいまでが今までの 産地でございます。東御あたりが今盛んに推し進めておりますけれど もだいたい 800~900 くらいと。で、当町はだいたい 1,000mを超える ところに位置しております。まず高冷地に適したブドウをとにかく選 定していかなきゃならないと。で、今ちょっと農政の方と渉外戦略の 方で共同であちらこちら見て回っております。今一番高いところでは 原村、原村は標高1,000m超えたところでワイン用ブドウ3町歩ばかり 今現在やっておられます。で、それも見てきまして話も聞いてきまし てどんな品種が適してるか、それと1年冬を越えたところでどうなっ ているかというようなことも今色々と視察をして勉強をしておりま す。で、とにかくこの小海の 1,000mを超えるところに適したブドウを 探して品種をまず決めないことには先へ進んでいかないということが ありますので、ここにあげさせてもらった 100 万円でまずは試験地を 作って試験的にブドウを植えてみて、ブドウの作り方もまるっきり 我々は素人ですしそれこそ誰かがそういったことを勉強しなければな らないというようなことで、先般、東御市にあるヴィラデストワイナ リー、皆さんもご存じかもしれませんけれど玉村豊男さんという方が 経営なさってるブドウ園でございます。ここは今10町歩ほど、年間 のワインの本数でいきますと30,000本近くを生産されてるということ でございますけれど、ここに視察に行かせていただいてそこの社長さ んの話を聞いたところによりますと、中々ワイン用ブドウっていうの は品種をきめるのが難しいと。で、このヴィラデストでもかなり何種 類かやっておりまして、まぁあの合うもの合わないものっていうのを ほぼ決めていて、合う物を増やしていくというような形でやっておら

	れるそうですけれども、そういったところへ行って勉強もしなければ
	ならないというようなことで、そういった授業料等もこの需用費の中
	で賄っていきたいという風に考えております。
10 番議員	ま、課長色々言われましたけれど産建と総務の方でもって色々調査を
	自分たちでしながら自分たちで調査をしていきたいと、そのために 100
	万円がほしいとそういう予算だと理解していいわけですね。
総務課長	はい、その通りでございまして一反歩大体造成するのには今の試算で
	すと70万近くかかるということですので、ぜひ100万円を色々授
	業料等もありますのでお願いしたいということでございます。
議長	他に…。
	74ページ 3目 畜産振興費
	負担金等交付団体の概要
9番議員	千代里牧場関係費ですが以前から出ているんですけれど、お聞きした
	いんですけれど管理人の報酬、まぁ管理人に対してこれはお一人なの
	かということと、4月から11月っていうことなんですけれど12月
	から3月はどのような形になっているのかお願いします。
産業建設	はい、お答えいたします。管理人につきましては1名の方にお願いし
課長	ております。牛の受入は5月の中旬頃から10月の末、若しくは11
	月の上旬頃までお預かりをしているというようなことから場長が4月
	から5月まで受け入れのための期間として4月から11月まで管理人
	1人分の報酬、手当を計上させて頂いております。12月から3月に
	おきましては無人化になっております。以上です。
9番議員	12月から3月の間無人なんですけどその管理人の方はどのような体
	制ですいません。
産業建設	はいその管理人の方は4月から11月までの雇用という形を取らさせ
課長	ていただいております。12月から3月につきましては保険を使って
	ということで失業保険と個人でお仕事を探されているというような状
	況になっております。
議長	他に…。
	7 5 ページ 4 目 農地費
	76ページ 5目 山村振興事業費
2番議員	加工直売施設関係費の中で指定管理料10,483千円という数字の根拠は
	どういった所から導き出されているんでしょうか。
産業建設	直売所の指定管理料ですけれども収支計画が30年度から34年度ま
課長	でありましてその中で令和2年度につきまして前年度の状況等勘案し
	た中で確定をさせていただいております。で、その中で決算をした後

	T
	指定管理の協定書の中の5条の中の5条の3っていうところで前年度
	の余剰金の50%にあたる額を基準として次年度の指定管理料から半分
	は減額をするという風には謳われております。以上です。
2番議員	ちょっと今口頭で説明を受けただけではわかりませんので、多分、こ
	れ資料出てきますよね。算定の根拠を示す資料を添えて委員会等で出
	していただければと思います。よろしいんですか。
産業建設	それではまた委員会等の中で資料を提示したいと思います。よろしく
課長	お願いします。
議長	77ページ 2項 林業費 1目 林業振興費
	78ページ 2目 県有林受託事業費
	3 目 林道費
	負担金等交付団体の概要
	79ページ 6款 商工費のうち 1目 商工業振興費
	80ページ 2目 観光費 81ページ 2目 観光費続き
	82ページ 負担金等交付団体の概要
	3目 国際交流センター運営費
	83ページ 4目 松原湖高原観光交流センター運営費
	8 4 ページ 続き
	85ページ 続き
6番議員	85ページ工事請負費、防犯カメラ設置工事とありますがこれはどこ
	に設置するんですか。
観光交流	お答えを申し上げます。防犯カメラで50万円という予算計上でござい
センター	ます。設置場所、駐車場中心でございます。台数、見積で5台見積も
所長	って 70 数万なんですけど、まぁ 5 台まではいらないかなということと
	入札で少し安くなるかなということで、この範囲でできる限りという
	ことです。防犯カメラ駐車場の管理につきましては、年に何回か接触
	などでよく事故がございます。で、一番は当てられた方、そのままで
	でと当てられ損ということになってしまいます。そういったことで問
	│ い合わせがたまにございます。そういった時に対応するといったこと
	 が1点、それからあと通常防犯の観点からつけるということでござい
	ます。よろしくお願い致します。
議長	他に…。
	- 自担金等交付団体の概要
 1番議員	えーとすみません、ちょっと戻って84ページなんですけれど、昨日
	の副町長の説明の中で食堂業務用原材料費、これが45%ということを
	おっしゃられたんですけどこれは妥当なんでしょうかね、その辺りち
	$\begin{bmatrix} a & z & C & T & A & C & C & T & C & C & A & C & A & C & C & C & C & C$

	T
	ょっとお聞きしたいんですけれど。
観光交流	お答えを致します。例年といいますかここ数年、昨年までですと 42.3%
センター	で予算計上されておりました。実は運営委員会でも結構話題になるん
所長	ですけれどもえ一原材料費率が非常に高いと、通常の飲食店でこの比
	率はあり得ないというご指摘だと思います。ただ私ども町内が高いと
	いうことでは必ずしもないんですけれども食材がいわゆる普通の町の
	飲食店と比べますと比較的出来合いのものを一定程度使わなくてはな
	らないということもあります。ま、いろんなことで29年決算ですと
	47%、で、昨年30年決算ですと 45%とで通常予算計上を 42%程度で
	してますと昨年の春そうだったんですけど予算がなくて伝票が切れな
	くて大変なことになっておりましたので今年は実際の運営に合わせて
	45%で計上させていただきました。ご指摘のように 45%という数字は
	高い数字というのは重々認識しておりますのでなるべく安いようにと
	いうのは思いますけれど一定の限界はあるということだけはご理解を
	いただきたいと思います。
議長	他に…。
	86ページ 7款 土木費 1項 土木管理費 1目
	土木総務費
	負担金等交付団体の概要
	87ページ 2項 道路橋梁費 1目 道路維持費
	88ページ 2目 道路改良舗装費
6番議員	道路舗装費のところですけれども、昨日の説明の時に副町長が新田小
	海原線、調査設計委託料 300 万といった時に再度という言葉を使った
	んですけれどこれはどこを指しているんですか。
産業建設	お答えをさせていただきます。新田小海原線の改良工事ということで
課長	当初平成28年の頃から美ノ輪荘の移設ですとか新施設の設置概要に
	関する説明会というのが始まった中からの話かという風に思っており
	ます。当初はあの道下には小海電機の工場、及び登記困難地がありま
	して公民館の法面側を拡幅する計画でありました。ありましたが小海
	電機の跡地がなくなりまして道下への道路拡幅も可能という風になっ
	たということと公民館の法面を拡幅しながら土村八那池線への合流地
	点までの工事を行うと概ね今1億3,000万くらいかかるという風な試
	算をしております。国庫補助事業で行うにあたりまして道下の施工が
	可能となった今経済比較も必要ではないかということ、またあの昨年
1	
	の台風19号の災害の復旧工事がいたるところで始まりました。そん

うなところが大変難しい状況にあるというようなことから長期振興計画には令和2年度に工事というような形で載っていたわけですけれど2月、県とのヒアリングの中でその工事については再度調査をして令和3年度以降に着工したらどうかというような助言も頂きましたので今年度新たにもう1度調査、設計委託をしていきたいという風に考えております。以上です。

6番議員

この工事は1億3,000万っていいますけれどこれは総額であって2年 度3年度では3,300万、3,600万かな、7,200万かそういう事業なんで すけれども12月に町から出た長期振興計画、その時点ではこれが載 ってたと。だけども今の話だと県より助言があったということだけど その県の助言っていうのはどなたなのかちょっと調べてみたいと思い ますけれど、助言があったのかそれともそうではなくて、こちらから そう申し出たのか。まだ3問しかないからちょっと待ってね、そのこ と、それからいわゆるこの件でね小海電機の跡地が云々だからそちら の方がいいとだからやったんだという話をしてますけれど、この平成 28年度に議会で議決した時には地区に説明会もあってその中で社会 資本整備交付金とそれから過疎債だね、それも全部手当されてるわけ ですよ、で、この工事は1期目2期目の時に上原さんって方が色々あ って町長もだいぶ苦労したみたいですけれど必然的に 1 年間遅れたと いよいよもってこれで3期目4期目工事だという中でどこに不備があ って要するにそうなのか、例えばその交付金を使わないでここで今300 万取ってまたそちらの工事費をかけてそれでどのくらいの差があって その交付金の関係とあわせてみて町の負担がどのくらい増えるのか、 だから変えるのかそういうことも資料として計算して出してほしい。 これを12月はそうだったから、はい、今回は違いますというその根 拠っていうのは非常に薄い。それでその上もそうですけれど、改良松 原湖線、バイパス調査費、これが200万ついたのが今回100万である とどうしてそういいとことに金額が動くのか、長期振興計画っていう のはそういう形でいいのか安ければいいのか行政が計画行政やって行 く中でそういう面はどうなのか。

産業建設 課長

すみません。県との話し合いをした中で来年度実施ができるかどうか という相談はさせて頂きました。その中でこの昨年の台風の災害等も 数多くありまして中々通常の工事の方も受けて頂けるのが中々難しい ということで県と相談して1年先送りの補助金の変更申請をさせてい ただく今手筈にはなっております。その長期振興計画との数字の差が コロコロ変わっていいのかといいますとそれは反映がされていないと

	いう認識を今持ちましたので今後は計画と擦りあわせながら予算計上
	をさせていただきたいという風に思います。
6番議員	いずれにしましてもこの件はちょっと承服できないので全協なりでや
	らせていただきますけれどその時にぜひ28年度時の資料、それと対
	比表、それを提出してください。
議長	資料、提出します?
産業建設	すいません、あの検討させていただければとできるだけ出せるような
課長	方向で資料等作成をさせていただければという風に思います。
6番議員	全協の時にあれしますんで全協までに資料を作成し提出してくださ
	V'o
10 番議員	あの一私関連で伺いたいんですけれども長振にこれが載ってきたとい
	う時点でなぜ載せたのかという説明が当時されていないわけですよ、
	それで今有坂議員も言われましたようにそれまであった事業が私の認
	識ではあそこで終わりだという認識でいたわけでありますけれど長振
	に載ってきたとそして今度の予算と、数字はやたら動いているという
	ことであり何で長振にこれがまた再び息を吹き返したのかという点の
	説明をお願いします。
産業建設	すいません、あの全協の折に図面等示させていただいて説明等させて
課長	頂ければなという風に思いますがよろしいでしょうか。お願いします。
10 番議員	あの、私は資料云々出なくて事業が今出来上がった時点で終了という
	認識を持っていたわけですよ、それで今言ったように長振に戻ってき
	たわけですよ、だから何で戻ってきたか、何でこの間できなかったか
	ということを私は伺っているわけであります。
産業建設	新田小海原線の道路改良につきましては終了ではなく3工区に分けて
課長	の、今までが29の30年にかけての繰越事業としまして延長で44.86
	m関組さんの土場から中島さんの土地の間までを1回やっておりま
	す。それから30年度に工期を、施工延長で71m程上原さんのお宅の
	ところから大畑の火の見の間までをやり、今回長振に載せたのはそこ
	から下の今度は町道へとのぶつかるところまでの T 字路までの計画と
	いうことですので工事自体はまだ終わっていないということでよろし
10	くお願いします。
10 番議員	あの一工事が終わってるんでなくて工事は火の見の所で終わりだとそ
	れから下はやらないという方向が私は合意されたと認識しているわけ
	です。そうでなかったら何で続いてやらなかったかということですよ。
	私は地元の区長さんなんかとも話をして色々聞かれたわけであります

	けれどやっぱりあそこの交通量の問題とか諸々のそういった点を含め
	たときに町長だってやはり実際そこに自宅から通ってみて拡幅の必要
	はないというようなことを言われたことを私は記憶しておるわけです
	けれどもそういった意味であそこの工事が火の見で終わってるという
	認識なのに何で長振に載ったかということなんですよ。
町 長	はいただ今あの井出議員の方から私のことを含めてご指摘あったわけ
	ですけれどすべての3期にわたる工事の全部が完了したわけではない
	という認識が1つとそれからあれから下をやる必要がないということ
	のご指摘でございましたが私が言ったかどうかは大変申し訳ございま
	せんが記憶にございません。ということで今回また改めて提示をさせ
	ていただいたということでございます。よろしいでしょうか。
9番議員	今のとなりの松原バイパスの件なんですけど以前からの懸案事項とい
	うことで交通量の調査っていうのはされたのか、お願いします。
産業建設	はい、交通量の調査につきましては特に日を決めてというか調査はし
課長	ておりません。
9番議員	これからする予定もないのかお願いします。
産業建設	今後このバイパスを作るにあたってどこくらいの交通量があるのかと
課長	いうことを調査をしていく必要はあろうかいう風に認識はしておりま
	す。
6番議員	この下にある工事用地買収費 250 万、これは説明の欄がないんですけ
	どどこですか。
産業建設	はいお答えをさせていただきます。場所が抜けていたということで大
課長	変申し訳ございません。 1 か所は宮下の川久保八那池線でやっている
	部分で今年度予算計上をさせていただいております法面保護、ポケッ
	ト式の物をやるにあたっての用地買収ということで約 200 万円、それ
	から井出カメラさん、馬流の井出カメラのところですけれどもあそこ
	の用地取得ということで 50 万円を計上させて頂きました。以上です。
6番議員	先程バイパスの調査委託料が100万おった説明がまだありませんけど。
産業建設	大変申し訳ありませんね、長期振興計画には調査委託料 200 万円とい
課長	う風に計上…記載をさせて頂きましたがその後内部で検討した中で
	100 万円くらいでできるんではないかというようなことがありまして
	今回 100 万円とさせて頂きました。先程も言いましたが長期振興計画
	との数字の摺り合わせが大変甘いというようなところは大変反省しな
	ければいけないという風に感じております。
6番議員	あの、返事はいいからちょっと言いますけれど、長振出されてそれを

	Г
	信じないと、何を元に信じていいのか、審議ができないと、それは議
	会に対して非常に軽視だと。思ったからやめたとか、考えてみたらや
	り直したとかそんなもんで行政がやってもらうだったらいちいち、1
	つ1つ可決決定する必要ないじゃないですか。おわり。
議長	他に…。
	89ページ 3項 都市計画費
10 番議員	あのこの都市計画事業費の中で職員 1 名分という風に人件費載せてい
	るんですけれども、産業建設課の職員が全体的に人数が減っていると
	いう風に私は認識しているんですけれど現状がどうなってこれからど
	うするのかという点を伺いたいと思います。
総務課長	はい、お答え申し上げます。全体的に人数は減っているということで
	もないんですが、その昔建設係が3名いた時には予算がかなりのボリ
	ュームがあったということでして、その時代時代に応じて人数の方も
	若干変えてはおります。今年度、色々職務分担等もいじった中でその
	歪みも出てきてる部分が職員の間からも当然出てきております。それ
	を踏まえて令和2年度につきましては産業建設課の方、1名増員の人
	事をしてていきたいというふうに考えております。副町長の方からご
	説明申し上げましたけれども、林政アドバイザーにつきましても引き
	続き森林組合の方にお願いして派遣して頂いて、林政に関することに
	ついて林政アドバイザーにお願いしてくということで考えておりま
	す。以上です。
10 番議員	まぁその時々という言われ方をされましたけれどもやはり元年度から
	比べればね、人は減っているわけでありますし、そして災害もこうに
	起きてるというような状況であると。それから林政アドバイザーを置
	いてるということでありますけれど林政アドバイザーの仕事も中々見
	えてこないと。そして農業委員会の事務局ですら臨時職員をいれなき
	やならんと。まぁ色々な庁内での都合もあってそういういことになっ
	てるわけでありますけれど、全体に産業建設課、仕事量が増えている
	にも関わらず減っているということで単純にその時々によってという
	だけの問題ではないという風に思いますので、まぁ新年度は新たに増
	やすということでありますけれど、ぜひ様々な仕事がスムーズに進み
	ますようによろしく体制を取っていただきたいと思います。
議長	いいですか。
	90ページ 8款 消防費のうち 1目 非常備消防費
2番議員	地区防災マップ作成ということで 200 万載っております。私は前回防
	災マップ、全集落で例えば5か年で全地区をカバーしますという計画

	づくりをして今年度は3地区でやります、来年度は5地区でカバーし
	ますと、そういう手順段取りを示したらどうかと話したことを記憶し
	ているんですけれども今回、200万では何地区をカバーする予定でおる
	のか、それからその上意計画があるのかお聞かせ下さい。
町民課長	はい地区防災マップの事業につきましては平成30年度に本間川区を
	行いまして、令和元年度では宿渡と本間の2地区で作成しております。
	令和2年度につきましては200万ということでございますけれど今ま
	での3地区については、県の方の事業、県と一緒にやることができま
	していたんですけれど令和2年度については小海が該当になるかちょ
	っとわかりませんで、町費で行う可能性が高いと思います。200万とい
	うことで 200 万ということで 2地区程度を予定しております。で、原
	版を作って印刷まで町でやった場合の予算取りということで 200 万計
	上してございます。今後につきましてはやはり一辺に5地区、10地
	区とはいきませんので2地区か3地区くらいづつ進めて参りたいとい
	う風に思っております。
2番議員	5か年計画、長振でもあるわけですから、23地区ですか、小海では。
	全部カバーする手順段取りを早急に進めて頂きたいと思います。それ
	から併せてですねマップを作ればそれでいいのか、ということになり
	ますと些かその問題があって絵を描いても中身が入んなきゃ意味がな
	いとその中身の1つとしてですね、例えば先程の非常用の発電とか、
	食料、水とかトイレの備蓄だとかそういったことも併せて検討してい
	ったらどうかと思うんですけれども、そういった項目っていうのは防
	災マップに入っているんですか。
町民課長	防災訓練の部分についてはこの予算の中には入っておりませんけれど
	も、防災マップ作った地区からですね、作ったものを元にして地区ご
	との防災訓練というものをやって行くのが最終的な目標になっており
	ますので十分防災マップを活用した中で、町全体の訓練、それから地
	区ごとの訓練、それから色々なシュミュレーションをした中での訓練
	というのが必要になってこようかと思いますのでそれはまたよく検討
	して、効果的な訓練を実施して参りたいと思っております。
2番議員	あの訓練のこともですけれど、非常時の1泊、或いは2泊の衣食、水
	とかそういった備蓄ですね、それから電源の確保、そういったことに
	ついてはそこでは検討されるのかどうか、今質問、ここにも質問意図
	をおいたんですけど、そこも答えていただけますか。
町民課長	はい防災につきましては、現在といいますか防災のマニュアルを作り
	直すというか詳しいものを、しっかりしたものを作って参りたいとい

	う予定がございましてその中で備蓄品等、それから地区ごとのどこが
	避難所として相応しいかということも含めましてマニュアル作りを進
	めて参りたいという風に思っております。
2番議員	わかりました。ぜひやっていただきたい、先程の非常発電は避難する
	2か所にってありましたけれど、千葉とか北海道の例をみますといわ
	ゆるブラックアウトのような状態になる、で、各集落単位くらいでそ
	れなりの非常用電源を確保する必要が私はあるんではないかと思って
	おりますけどその辺はいかがでしょうか。
町民課長	はい、各地区までという想定では現在考えておりませんが、また検討
	材料として加えて参りたいと思っております。
議長	91ページ 2目 常備消防費
	負担金等交付団体の概要
-14 -	ここで3時20分まで休憩とします。 (ときに15時04分)
議長	再開します。
	92ページ 9款 教育費 1項 教育総務費 1目 教育委員会費
	93ページ 2目 事務局費
	9 4 ページ 2 項 小海小学校費 1 目 学校管理費
6番議員	説明のところに電子黒板9セットって書いてあるんですけれど、小学
	校と中学校に今年度はやるっていうことで中学校に関しては中学校組
	合は別だからわからないんですけれどこれは工事請負費の中にはいっ
	ているんですか、校舎改修工事の中に。
教育長	お答えを致します。電子黒板につきましては、電子黒板とパソコン、
	あと書画カメラというのが1セットになるわけでして、予算の上では
	13節の使用料、賃借料ということでリース契約により使っていると
	ころであります。よろしくお願いいたします。
6番議員 ———	小学校には何セットなんですか。
教育長	はい、失礼しました。現在、小学校では2セットです。これは令和元
	年度予算で措置していただきました。令和2年度予算で各学年にいき
	わたるように、また理科とか英語とかいった教科にいきわたるように
	ということで追加で9セットお願いし、合計11セットになる予定で
	ございます。よろしくお願い致します。
6番議員	中学校はないってことですよね?それと1台いくらですか。
教育長	はい、中学校では令和元年度予算で2台設置させて頂きました。中学
	校組合の2年度予算では一応8台という物を整備予定でございます。
	で、買取の場合ですと、1つのセット、黒板とパソコンと書画カメラ

	T
	といったところで概ね 100 万円という価格になってございます。以上
	でございます。よろしくお願いします。
2番議員	電子黒板につきましてはその使い方、或いはカリキュラム等の中身を
	充実させることが必要かと思いますけれどそういった類の開発費だと
	か、人材確保、そういった面での予算措置っていうのはこの中でどっ
	かに入ってるんでしょうかお聞かせ下さい。
教育長	小学校を例にとりますと小学校の先生方実際のところ県の経費で担任
	になられてる先生は6人おる中で60歳になられる方が、半分を占め
	ているというような状況でございます。中々整備はするけれども教育
	現場での活用が行き届かないというのが反省材料なっておるわけなん
	ですけれども1つその雰囲気を変えるといったところで実はこの令和
	2年の11月に長野県の視聴覚放送研究大会というものが南佐久郡が
	当番になって開催されます。そうした時に研究授業という物が必ず伴
	う中で南佐久郡で当番校になりましたのが佐久穂小学校、佐久穂中学
	校、それから小海小学校、小海中学校ということ、あと北相木小学校
	というところが当番校になったわけで現場の先生方もそういった大会
	があるというのを頭に置きながら若干ではありますけれどもこういっ
	た電子機器に対しての取り組み方が変わってきているところは事実で
	あります。実はあの皆様方もご存じかと思うんですが、昨年12月で
	したか、政府から安倍総理から1人1台タブレットというのを令和5
	年度までに整備するというお話がでました。この分ではその予算は載
	っておりません。というのはあまりにもと言ったら恐縮ですけれども
	あまりにも唐突で、文科省も相当テンパってたみたいで、ここへきて
	やっとその補助の内容が見えてきました。で、実際整備したいという
	のをその令和5年度までの4年間でわけて整備するわけですけれども
	まずその台数、1/3 は地元自治体が用意しなさいよというルールです。
	これは2年前から普通交付税でちゃんと措置してますよと、そこへ算
	入させてあるんで 1/3 については自治体が用意しなさい、残りの 2/3
	については上限1台45,000円で国がお金を出しますということです。
	で、タブレットっていうのもピンからキリまでありまして 45,000 円あ
	ればその機械そのものは整備できちゃう機種もあります。ただ実際の
	とところはそのタブレットにソフトウェアを落とし込んで初めて動き
	始めるようなものもありますのでそういったところも多少研究させて
	頂きながら今回の当初予算に間に合わなかったタブレットの購入費に
	ついては6月の補正予算で対応したいと考えておりますのでよろしく
	お願いいたします。それから議員さんお尋ねの人的というような、研

	修の関係ですけれどもやはり現場としては中々得意な先生がいらっし
	やらないのが現実です。一番、有効かなと考えているのはメーカーの
	方が来て実践してくれるのが一番いいんではないかと考えているとこ
	ろでございますけれどこの度小学校ではなく、中学校なんですが 0.5
	人分県の方から予算がついてきましてまぁこういった ICT の進める上
	でのそういった先生用のお金なんですけれども、そういった物を活用
	しながら中学校だけと言わず小学校にも顔を出してもらうような形を
	取りながらまたは既存の予算の中でも学校の先生方の研修費というよ
	うな科目があります。研修費補助というような形で講師を呼んできて
	やってもらうというようなものがある中で、その講師さんについても
	今年度については ICT がらみの講師さんを呼んでという方向も考えて
	おりますので、宝の持ち腐れにならないように努力して参りたいとい
	う風に考えております。よろしくお願いします。
9番議員	教育振興費の報酬なんですけど支援員 1.5 人ということで昨年より 1
	人増える形になると思うんですけれどこの説明をお願いします。
教育長	はい、お答えを致します。実はこの春新入学される1年生が23・4名、
	24名居て1人転出になってしまうようですので3名というようなこと
	になろうかと思いますがおいでです。その中でまだやはり小さいお子
	さんですので、精神的に不安定な方が多いという結果が南佐久就学相
	談委員会の方の結果が、結論として出た経過がございます。そうした
	時に県から来ていただく 1 人の担任の先生ではちょっと大変かなぁと
	いうことが学校現場もですし実際のところ保育所からも上がってきた
	経過があります。そんなわけでまず1年生にも支援員を1人つけたい
	ということで予算化をさせて頂きました。よろしくお願いします。
9番議員	因みに1年生、今度の1年生は何クラスになるんですか。
教育長	統合の時の話の中で30人以上でしたら2クラスという決まりがまだ
	あります。今回は23名ということになりますので1クラスで。で、
	その1クラスを、まぁ県からと言っても1人でみるのは大変だからと
	いうことでそこへ後ろからバックアップする先生をフルにつけたとい
	うことになります。よろしくお願いします。
9番議員	もう1つすいません、一番下の町費講師負担金ってこれは何でしたっ
	け。すいません、お願いします。
教育長	すいません、言葉が足りない説明になっております。町費の講師の先
	生の退職手当負担金ということで、町費の講師の先生、副町長からも
	お話がありましたようにフルタイムということでございます。フルタ
	イムの会計年度任用職員については退職手当を支給するということに

	なっておりますので、今年度から負担金を払い始めるということにな
	ります。よろしくお願い致します。
議長	95ページ 小海小学校修繕計画
10 番議員	元年度の時より修繕額がだいぶね増えているという風にこの表の中で
	は見えるんですけれど、ちょっと主だったところの説明をお願いした
	いと思いますが。
教育長	あの一言い訳ではないんですけれども建てて30年というような建物
	ですから修理をし始めるとどんどんどんどん修理箇所が増えてくると
	いうことがございます。特に今年度の場合令和2年度の欄、見て頂き
	ますとまぁやり残しと言える部分の南校舎の塗装とかあります。一番
	下の行にバス待合所というものがございます。今、建ってるのがもう
	足も錆びて腐ってというような状況になっておりますし、実際今子ど
	も達あの場所でバスを乗り降りしているのではなく、もうちょっと先、
	大州側へ寄ったところへ乗り降りしている実態がありますので、今遊
	具等のあるところのそばへ新しいものを建てたいということでお願い
	します。よろしくお願いします。
議長	他に…。
	96ページ 2目 教育振興費
0.平洋昌	97ページ 3項 社会教育費 1目 社会教育総務費
9番議員	文化財の関係で秩父事件のパンフ印刷代ということなんですが、これは今をそれの東供のパンフの増別なのかお願いします。
# ** # E	は今ある秩父事件のパンフの増刷なのかお願いします。
教育次長	はい、お答え致します。現在もあるパンフレットでして白黒印刷です
	けれども「佐久からみた秩父事件」という A 4 版の冊子、これが以前印
	刷したものがなくなりそうだということで新たに 2,000 部を印刷した
	いという予算の計上でございます。以上です。
議長	他に…。 9 8ページ 2 目 公民館費
	99ページ 3目 美術館運営費
 6番議員	美術館長の報酬ってあるんですけれど今の館長の報酬はどういう風に
	なるんですか、会計年度任用職員として対応する?
教育次長	はい、美術館長の報酬についてですけれども、同様に会計年度任用職
	員ということでパートタイムの職員ということで区分されます。また
	前のページにもあります、公民館長、小海町公民館長の報酬もござい
	ますがこれも同様でございます。以上です。
6番議員	館長はパートタイムということでいいんですか。
教育長	会計年度任用職員の概念と致しましてフルタイムとパートタイムの分

	け方っていいますのがフルタイムが一般職、常勤の職員と同じ7時間
	45分勤務の方をフルタイムと言います。それ以外の方はすべてパー
	トタイムという形になります。因みに会計年度という言葉がつきまし
	たので、これまでは公民館長も美術館長も任期は2年ということでお
	願いしておりましたけれどもこの4月からは任期は1年ごとというこ
	とになります。よろしくお願いします。
6番議員	じゃ、1年ごとに更新するってことですよね、ってことはおよそでい
	いですけどいつ頃までそういう形で任用するんですか。
教育長	はい、これから先、会計年度任用職員制度がなくなるまでということ
	になります。ま、その都度その都度町長と話をしながら教育委員会の
	方で決定をするという仕組みになっております。よろしくお願いしま
	す。
9番議員	美術館の協議会委員が10人から5人に減っていると思うんですけれ
	どもこの理由はなんでしょうかお願いします。
教育次長	お答え致します。協議会委員の委員の中でも報酬を支払わない委員の
	皆さんがおいでになります。それはあの学校の先生などがそれにあた
	ります。なのでこういう人数で計上させて頂いております。お願いし
	ます。
議長	他に…。
	100ページ 4目 音楽堂運営費
	101ページ 4項 保健体育費 1目 保健体
	101ページ 4項 保健体育費 1目 保健体 育総務費
	101ページ4項 保健体育費1目 保健体育機育総務費102ページ2目 小海小学校給食費
	101ページ4項 保健体育費1目 保健体育機育総務費102ページ2目 小海小学校給食費103ページ3目 スケートセンター運営費
	101ページ4項 保健体育費1目 保健体育費育総務費102ページ2目 小海小学校給食費103ページ3目 スケートセンター運営費104ページ負担金等交付団体の概要
	101ページ 4項 保健体育費 1目 保健体育総務費 102ページ 2目 小海小学校給食費 103ページ 3目 スケートセンター運営費 104ページ 負担金等交付団体の概要 105ページ 10款 災害復旧費
	101ページ 4項 保健体育費 1目 保健体育費 育総務費 102ページ 2目 小海小学校給食費 103ページ 3目 スケートセンター運営費 104ページ 負担金等交付団体の概要 105ページ 10款 災害復旧費 1項 公共土木施設災害復旧費
	101ページ 4項 保健体育費 1目 保健体育費 育総務費 2目 小海小学校給食費 103ページ 3目 スケートセンター運営費 104ページ 負担金等交付団体の概要 105ページ 10款 災害復旧費 1項 公共土木施設災害復旧費 2項 農林施設災害復旧費
	101ページ 4項 保健体育費 1目 保健体育費 育総務費 2目 小海小学校給食費 103ページ 3目 スケートセンター運営費 104ページ 負担金等交付団体の概要 105ページ 10款 災害復旧費 1項 公共土木施設災害復旧費 2項 農林施設災害復旧費 106ページ 11款 公債費 1目元金
	101ページ 4項 保健体育費 1目 保健体育費 育総務費 2目 小海小学校給食費 103ページ 3目 スケートセンター運営費 104ページ 負担金等交付団体の概要 105ページ 10款 災害復旧費 1項 公共土木施設災害復旧費 2項 農林施設災害復旧費
	101ページ 4項 保健体育費 1目 保健体育費 育総務費 2目 小海小学校給食費 103ページ 3目 スケートセンター運営費 104ページ 負担金等交付団体の概要 105ページ 10款 災害復旧費 1項 公共土木施設災害復旧費 2項 農林施設災害復旧費 106ページ 11款 公債費 1目元金 2目 利子
	101ページ 4項 保健体育費 1目 保健体育費 102ページ 2目 小海小学校給食費 103ページ 3日 スケートセンター運営費 104ページ 負担金等交付団体の概要 105ページ 10款 災害復旧費 1項 公共土木施設災害復旧費 2項 農林施設災害復旧費 106ページ 11款 公債費 1目元金 2目 利子 12款 予備費
	101ページ 4項 保健体育費 1目 保健体育総務費 102ページ 2目 小海小学校給食費 103ページ 3目 スケートセンター運営費 104ページ 負担金等交付団体の概要 105ページ 10款 災害復旧費 1項 公共土木施設災害復旧費 2項 農林施設災害復旧費 2項 農林施設災害復旧費 106ページ 11款 公債費 1目元金 2目 利子 12款 予備費 予算書に移ります。
	101ページ 4項 保健体育費 1目 保健体育総務費 102ページ 2目 小海小学校給食費 103ページ 3目 スケートセンター運営費 104ページ 負担金等交付団体の概要 105ページ 10款 災害復旧費
10 番議員	101ページ 4項 保健体育費 1目 保健体育総務費 102ページ 2目 小海小学校給食費 103ページ 3目 スケートセンター運営費 104ページ 負担金等交付団体の概要 105ページ 10款 災害復旧費 1項 公共土木施設災害復旧費 2項 農林施設災害復旧費 2項 農林施設災害復旧費 106ページ 11款 公債費 1目元金 2目 利子 12款 予備費 予算書に移ります。

し訳ないですけれど管理職手当を増やすという説明がありましたけれ どもいくらがいくらになると、なぜ増やすのかという点を伺いたいと 思います。

総務課長

はい、ご説明申し上げます。管理職手当なんですけれども元はという とこの会計年度任用職員のところからず一っと上がってきたというこ とになってしまうわけですけれども、会計年度任用職員につきまして は超勤手当が 125/100 の支給になるということで、現在職員は時間給 1,000円で職員には我慢してもらってるといいますか、実際の平均値で いきますと 1,683 円程になるわけですけれども、それを職員かなり前 から時給 1,000 円ということでやっております。それがまぁ会計年度 任用職員が 125/100 になることによって、会計年度任用職員より超勤 手当が1時間辺りの単価が安くなってしまうということで組合との話 の中で、職員のモチベーションを下げないという意味におきまして一 般職の超勤手当につきましても若干、25%、会計年度任用職員が25% になりますので一般職も超勤を25%アップさせてもらったので、それ に伴って今度一般職と管理職の差がなくなってきてしまったというよ うなことで、近隣の状況を調べたところ佐久穂町は給料月額の 10%と いうことで多分課長級になりますと 40,000 円を超えていると。で、南 相木につきましては総務課長が50,000円その他が30,000円、北相木 は全課長 20,000 円、南牧村は 29,000 円、川上村はちょっと安くて 19,900 円と、佐久市については35,500 円から70,100 円、軽井沢につ いてはここは別格なんですけれど 60,000 円と、立科につきましても 25,254円と近隣の町村を調べさせていただいて、小海町は現在、中の 3課長は20,000円、それ以外の課長につきましては12,000円という でございます。そこでやはり一般職と同じように25%アップさせてい ただきまして、庁内3課長については25,000円、他の課長につきまし ては15,000円に上げさせて頂くというものでございます。以上です。

10 番議員

まぁあの町長の考えを伺いたいんですけれど、この間、黒澤町長になってから様々な議会対応とかね、そういった点で町長も、ことあるごとに頭を下げなきゃならんという事態がぐーっと続いているように私は認識しております。そういった時の中で今日の質疑を見てもそうですけれど、中々「これから、これから」というような準備不足が否めない答弁となっていると。そういう時に管理職手当をあげるというのはいかがなものかという点どう考えておられるのかという点を伺いたいのと手当はあげれば満額上がるわけでありますけれど、管理職手当はね、超過勤務手当は一定の残業をしたという実績の元に上がるとい

	<u></u>
	うことからするとそこら辺を同系列に並べて判断していくというのは
	いかがなものかという点、こういう点を踏まえて町長はどのように考
	えておるのか伺いたいと思います。
町 長	ただ今のご指摘でございますが、井出議員からすると管理職は出来が
	悪いとおっしゃったように私は感じます。しかしそういう中で更にモ
	チベーションをあげていい仕事をするには何としても給料に反映しな
	ければダメだという判断を私はしました。そこでこれからもいい仕事
	をするようにダメだと判断された理由は私には…、反省は十分申し上
	│ │ げます。それと近隣のバランスを見た場合にという風なものもありま
	すしそういった物を諸々含んだ中で今回こういうお願をしているもの
	でございます。
 10 番議員	あとあの超過勤務手当でありますけれども任用職員が 125/100 という
. о данале	のをベースに色々話をされこれまでは時給 1,000 円ということであっ
	たけれども実働としては 1,683 円だという説明であり今回上げて、結
	構増えているという風に認識していますけれど、問題は超過勤務手当
	っていうのは元々本来は超過勤務をなくすというのが本来の進め方で
	あって、本当に超過勤務をそんなにやらなきゃならんということであ
	るなら体制を増やすというようなことが本来あるわけですけれども、
	そういった部分からしまして現状がこうだからと言って上げてくると いるのはいかがわれのかしいる国に思います。 るして 950/ 三ヶ景われ
	いうのはいかがなものかという風に思います。そして25%云々言われ
	ましたけれど、実際にそこまで残業時間がそれ以上伸びている皆さん
	は対象になりますけれど、25%まで行かない皆さんは対象にならない
	というのが手当の特徴だという風に思いますけれどそこら辺も含めて
	超過勤務手当というのはこれからまだ災害もあったり色々職員の皆さ
	んにはご苦労してもらうということでありますけれど、そういった部
	分にあっても実情にあわせながら増やしていくというお考えかどうか
	だけお伺いします。
町 長	実働の件につきましては私がみる限り数字よりかなり働いてもらって
	る認識でございます。そういう中で先程も申し上げた通り職員並びに
	管理職のモチベーションを高めそして元気な町を作っていくという基
	本でありますのでこれは私の考えでございます。
10 番議員	あの、パートタイムの職員の皆さんの超過勤務がみんな報酬になって
	るということからパートタイム職員の皆さんがどれだけ超過勤務され
	ているかとそういうのがこの表の中ではわからないわけでありますけ
	れども、なんとか工夫を持って見えるようにしていただきたいのが1
	点、それから超過勤務がどのようにしてされているかとそういうこと

	-
	を確認、点検っていう言い方はいかがと思いますけれどね、どのよう
	にして職員が超過勤務されているかというようなそういう対応の仕
	方、そういった点も教えて頂きたいと思います。
総務課長	はい、会計年度任用職員の超過勤務については主には温泉の皆さんで
	ございます。他の庁舎の清掃ですとかそういった皆さんにつきまして
	はほとんど超勤はありません。温泉の皆さん、それから保育所の代替
	保母、臨時保母そういった皆さんが恐らくそういう対象になってくる
	んだろうという風に思います。他所の町村聞いてみますと他所の町村
	は大体条例通りの支給ということで支給をしておりますけれど、当町
	につきましては事務改善の一環で時間 1,000 円ということをもう何年
	も前に決めまして、それからずっと時間 1,000 円でやってもらってま
	す。どうやって点検してますかといいますと、各課長がすべて把握を
	しまして認めたもんについて支払ってるということで、職員も通常の
	残務については2時間残ろうが3時間残ろうがつける者はいません。
	またそういった者については超勤手当というよりは代休指定というこ
	とで対応をしております。主な超勤についてはイベント等で土日に出
	るものがほとんどでございます。超勤簿を各課のやつを私見ておるん
	ですけれど、そういったものがほとんど、災害ですとか税務でしたら
	どうしても時間外に皆さんおうちに戻られたときに行かなければなら
	ない滞納整理、そういったものが主なものでございまして、職員も一
	般事務が手が遅くってっていうと語弊がありますけれども、自分が間
	に合わなくてやったような仕事につきましてはほとんど超勤簿はつけ
	ておりません。そういうことでご理解を頂きたいと思います。
10 番議員	あの、みえる化のお願いをしたんですけれど、そこら辺はどうなのか
	という点だけ伺います。
総務課長	そのみえる化というのはどうしたらいいのかご指導をいただければで
	きるもんについては対応したいと思います。
議長	他に…。
	9 2ページ
	93ページ 地方債に関する調 書
	9 4 ページ 公債費元利償還明細書 9 5 ページ
	95ペーシ
 7番議員	説明資料の38ページ、毎年出てますけれどインターンシップ事業、
	これはどんなインターンシップ体験なのか、対象がある程度想定され
	ていたらその点をご提示願います。

総務課長	これにつきましては今まで日大ですとか、明治大学ですとか受け入れ
	をして色々町内のフィールドワークをやっていただいて町づくりに対
	する助言等を頂いております。今年も3月の5日にこの発表会を明治
	大学の皆さん、こっちに来ていただいて発表会をやる予定だったんで
	すが、この新型コロナウィルスの騒ぎになってしまってそれについて
	は中止をさせていただきました。また何らかの機会にできればという
	風に考えております。以上です。
7番議員	この間有線で明治大学の発表会が中止ということですけれど、令和2
	年はどこの大学を想定しているわけですか。
総務課長	はい、引き続き明治大学の方との関係は保っていきたいと考えており
	ます。
7番議員	昨年の明治大学の発表なんか聞いていますとそれなりにサジェスチョ
	ン、提案をしてるわけですけれどもこういった物に毎年 120~30 万か
	けてやってきていますけれど明治大学で昨年もガバメントクラウドフ
	ァンディングというようなことを提案してプチカフェか、というよう
	な話が出てきているけれどもこういうインターンシップ事業やってっ
	て、ただやった、聞いただけで終わっちゃうのか、それとも町長も明
	治大学に行って講演されたのが確か昨年の新聞に出てましたけれど、
	そういうものの活用というのはどういう風に考えているわけですか。
総務課長	はい、学生の提案すべてが即実現可能というものでもないと思います。
	例えばガバメントクラウドファンディング、これにつきましてはプチ
	カフェに応用できなくても他の部分で応用していく部分もあろうかと
	思いますので、つまみ食いっていちゃぁ何ですけれどいい所は受け入
	れて政策に反映をしていきたいと、ただやはりこの事業の重要性って
	言うのは視点の違った皆さんからの意見をできる限り聞きたいという
	ところに根本はございますので、まぁ突拍子もないような提案もでて
	きておることは事実でございますけれども、そういった物をすぐ排除
	するのではなく、またすぐできるものでもないと思いますけれど、そ
	ういう見方もあるんだなぁということで職員がそれを蓄積していって
	何か町づくりに役立てればという風に考えております。
7番議員	委員会までで結構ですから、参考にした例があったらぜひご提示お願
	いします。
10 番議員	資料の26ページでお願いしたいんですけれど基金繰入金の中で償還
	財源があるんですけれど減債基金というのが松原八那池の農集起債償
	還分 1/6 分 2,427 千円というふうにありますけれども臨時財政対策債
	の償還金に減債基金を充てるという財政の手法ですけれども臨時財政

	対策債は 100%交付という措置だという風に認識していますけれどそ
	ういった点からみて減債基金をそこへ充てるというのはどういうお考
	えでしょうか。
総務課長	はい、交付税でみてはいただけますけれど返すお金はどっかから探し
	てこなきゃならないということで減債基金に積んだものを再度償還財
	源として充ててるということだと思います。
10 番議員	あの一借りたお金を返すのに他にお金をめっけてくるというのは常識
	の話でありまして、そのお金をどこから出すかということをその考え
	方を聞いてるわけです。一般会計、一般財源の中から交付税措置され
	ている、100%交付税措置されている財源に減債基金を充てるというの
	はどういうお考えからされているのかという点を伺っているわけで
	す。
総務課長	あの交付税できたお金については一旦こういった所に積んでおりま
	す。積んだものを使うということで何らおかしくはないと思いますけ
	れど、ちょっと私の認識が間違っていればまた研究しまして後日お答
	えしたいと思います。
9番議員	説明資料の34ページの公共施設管理関係で庁舎の敷地購入というこ
	とで昨日も少し説明を受けたんですが、以前の全協の時に簿価の件と
	かっていうことをそういうことも含めて交渉の余地があるていう風
	に、あるとして決定事項ではなかったのではないかと私は認識してい
	たのですがその辺どうでしょうか。
総務課長	これは今予算としてお願いしていることでございまして、決定はこの
	議会でしていただければ、ダメであれば買わないという結論になるわ
	けですけれど、やはりその交渉を重ねてきた中で、当初農協さん2億
	2,000万程度の金額提示がございました。その訳は昔ここに農協の建物
	があって、色々な都合があってそれをわざわざパロの方へ移転をして
	頂いてここに役場を作ったその時の経過ですとか色々な時のものがご
	ざいまして、確かに一時期全協の中でこれについては農協が簿価を見
	直す可能性があるからそれを見極めたいというお話をさせてもらった
	こともあるんですが、交渉していく中で農協は簿価を見直すつもりは
	一切ないと。で、昨日も副町長の方からも説明がありましたけれど、
	じゃぁということでせめて簿価をスタートにしてくれないかと。色々
	な訳ありの上乗せ部分については無しにして頂いて簿価をスタートに
	してほしいと。それで簿価から私達が使わない部分については削って
	頂きたいというお願いをしてとりあえず農協さんの了解は得られたも
	ので今回予算でお願いしているものでございますので、またご審議頂

	いて結果を出していただければと思いますがよろしくお願いします。
9番議員	これまでに何年間借りてきて、総額はいくらなのかっていう所、資料
	として出していただけますでしょうか。
総務課長	資料で出させていただきます。全協の時に。
2番議員	説明資料の97ページの大洗との交流事業、今年もおおよそ100万く
	らい総額で載っておりますけれども今までの交流事業の成果と今年度
	の事業でどういう成果を想定しての予算設定なのか説明頂けますでし
	ようか。
教育次長	はい、大洗町との交流ですけれども、これまでの予算にも計上させて
	頂いている通り夏休み中に小海町側から大洗町へ行く、そして2月く
	らいですけれども大洗町の方から小海町へ、スキー、スケート、わか
	さぎ釣りなどそういうことに来ていただいていると。そういう交流を
	しております。以前はそれに加えて熟年野球ですとか別のこともあり
	ますし、また秋にはあんこう祭、そういうものに小海町の方から出か
	けて行ってる、そんな交流でございます。成果と言われるんですけれ
	ど、子どもさん達は将来が長いということでありますが、小海にとっ
	てもそれから大洗の子どもさん方にとっても印象に残ってより行った
	ことのある町は心に残り、未来、将来にまたおいでいただけるという
	ことがあろうかと思います。ご指摘の部分は、人、町民同士の交流と
	いう部分でしょうけれども必ずしも交流といいますかそこで交わって
	も一過性のものであれば中々その後は続かないと思いますので、行っ
	たり来たりする、ここには十分意味があると評価しております。以上
	です。
2番議員	それなりの意義があるんであれば内発的な形でね、ぜひ行きたいとい
	う要望があって自らも負担を持さないというモチベーションがあった
	時に初めて交流っていうのは実質的なものになると思うんですね、で、
	そういったところの検証をしながら予算があるからやるんじゃなくて
	内実性が伴った物であるからやるっていう形で制度設計をお願いした
	いなと。で、声かけられたから行くとか、それだと非常に後ろ向きと
	いうか予算ありきの事業になっちゃうんでそこはぜひ検討していただ
*L **	きたいと思うんですがいかがでしょうか。
教育次長	はい、行う内容っていうことなんですけれど例えば小海町の子どもさ
	ん達が海のある町へ行ってライフセービングをやったりまたはビーチ
	で波乗りをする、通常、非日常的なことであって、こちらにいたので
	は体験できることではありません。やっぱり強く印象付けられると思

	います。で、毎年小海町では6年生全員が対象となっているんですが、
	毎年新しい子どもさん達が出かけることでまた次の機会には家族の皆
	さんと出かけるとかそういうきっかけには十分成り得てるんじゃない
	でしょうか。また大洗町の方からの子どもさん達からもそれは言える
	と思われます。以上です。
2番議員	確かに成果は検証しにくいんで、継続しながら成果を出していけばい
	いと思いますのでこの問題はそれで留めさせてもらいます。それから
	もう1点、実は町長にお聞きしたいんですけれど令和2年度施政方針、
	これ読ませていただきました。この中で財政について一言も触れられ
	ていないと。で、今年度の予算編成にあたって財政的な面で留意した
	点とかそういった所について或いは基本方針、これを実現するために
	重点にやったとかその財政に絡む配分のメリハリのようなものについ
	て少し意見を聞かせていただければありがたいです。
町 長	本日質疑の場でありますので、できたら一般質問であげていただけれ
	ば的確にお答えいたします。
議長	いいですか。他に…。
	これで質疑を終わります。

日程第8 議案第12号

 	1 1 21 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
	「令和2年度小海町国民健康保険事業特別会計予算について」を	を議題
	といたします。	
		N -P 1

これから質疑を行います。歳入歳出とも予算説明資料で、ページごとに行います。

質疑のある方は挙手を願います。

【歳入】

議

長 日程第8、議案第12号、

1ページ

1款 国民健康保険税

2ページ

2款 使用料及び手数料

3款 国庫支出金

4款 県支出金

3ページ

5款 財産収入

6款 繰入金

4ページ

7款 繰越金

8款 諸収入 1項 延滞金及び過料 2項 雑入 【歳出】 5ページ 1款 総務費 1項 総務管理費 2項 運営協議会費 3項 趣旨普及費 6ページ 2款 保険給付費 7ページ 2款 保険給付費続き 8ページ 2款 保険給付費続き 9ページ 3款 国民健康保険事業費納付金 1項 医療給付費分 2項 後期高齢者支援金等分 3項 介護納付金分 10ページ 4款 保健事業費 1項 特定健康診査等事業費 2項 保健事業費 5款 基金積立金 6款 諸支出金 11ページ 7款 予備費 負担金交付団体の概要 その他全体を通して質疑のある方は、ございますか。 (質疑なし)

議 **長** これで質疑を終わります。

日程第9 議案第13号

日程第9、議案第13号、

「令和2年度小海町介護保険事業特別会計予算について」を議題といたします。これから質疑を行います。

歳入歳出とも予算説明資料で、ページごとに行います。 質疑のある方は挙手を願います。

【歳入】

- 1ページ
 - 1款 保険料
 - 2款 使用料及び手数料 1項 手数料
 - 2項 使用料

- 2ページ
 - 3款 国庫支出金
- 1項 国庫負担金
- 2項 国庫補助金

- 3ページ
 - 4款 支払基金交付金
 - 5款 県支出金
- 1項 県負担金
- 2項 県補助金

- 4ページ
 - 6款 サービス収入
 - 7款 財産収入
- 5ページ
 - 8款 繰入金
- 1項 一般会計繰入金
- 6ページ
 - 8款 繰入金の続き 2項 基金繰入金
 - 9款 繰越金
 - 10款 諸収入

【歳出】

- 7ページ
 - 1款 総務費
- 8ページ
 - 2款 保険給付費
- 9ページ
 - 2款 保険給付費 続き
- 10ページ
 - 3款 地域支援事業費
 - 1項 日常生活支援総合事業費
 - 1目介護予防・生活支援サービス事業費
 - 2目 介護予防ケアマネジメント事業費
 - 2項 一般介護予防事業費
- 11ページ
 - 3項 包括的支援事業任意事業費

1目 包括的支援事業費

2目 任意事業費

4項 その他諸費

12ページ

4款 基金積立金

5款 諸支出金

6款 予備費

予算書に移ります。

予算書 28ページから31ページ

給与費明細書

その他全体を通して質疑のある方は、ございますか。

(質疑なし)

議 長 これで、質疑を終わります。

日程第10 議案第14号

議 長 日程第10、議案第14号、

「令和2年度小海町後期高齢者医療特別会計予算について」を議題といたします。これから質疑を行います。

予算説明資料で、ページごとに行います。

質疑のある方は挙手を願います。

【歳入】

1ページ

1款 後期高齢者医療保険料

2款 使用料及び手数料

3款 繰入金

2ページ

3款 繰入金続き

4款 繰越金

5款 諸収入 1項償還金及び還付加算金

2項 雑入

【歳出】

3ページ

1款 総務費

2款 後期高齢者医療広域連合納付金

3款 諸支出金

4款 予備費

その他全体を通して質疑のある方は、ございますか。

(質疑なし)

議長	これで、	質疑を終わり	ます。
----	------	--------	-----

日程第11 議案第15号

議 長 日程第11、議案第15号、

「令和2年度小海町水道事業会計予算について」を議題といたします。 これから質疑を行います。

予算書で、ページごとに行います。

質疑のある方は挙手を願います。

1ページ 総則から

2ページ

3ページ 収益的収入

4ページ 収益的収入続き

5ページ 収益的支出

6ページ 収益的支出続き

7ページ 収益的支出続き

8ページ 収益的支出続き

9ページ 資本的収入及び支出

10ページ キャッシュフロー計算書

11ページ 給与費明細書

12ページ 給与費明細書続き

13ページ 給与費明細書続き

14ページ 給与費明細書続き

15ページ 令和元年度貸借対照表

16ページ 令和元年度損益計算書

17ページ 令和2年度貸借対照表

18ページ 令和2年度損益計算書

19ページ 企業債償還計画

20ページ 企業債年次償還表

21ページ 上水道給水調査表

その他全体を通して質疑のある方は、ございますか。

10 番議員

1つ教えて頂きたいんですけれども 18 ページの令和 2 年度損益計算書の予定というのが載っておりまして下から 2 行目のところに前年度繰越利益剰余金ということで Δ 9,870,816 円という数字が載っております。それで前のページの 16 ページを見て頂くと令和元年度の損益計算書がありまして、一番下の所に当年度未処分利益剰余金ということで同じ数字がここへ載っているわけであります。そういう中で私が伺いたいのはその上の 2 行目、前年度繰越利益剰余金 Δ 13,812,181円というこの数字はどこをみれば出てくるかということだけ伺いたいと

	思います。
産業建設	すいません、少しお時間をいただいてお答えをさせていただきたいと
課長	いう風に思います。よろしくお願いします。
10 番議員	あの、またぜひね私も勉強ですから調べて頂いてということでね、私
	がなぜそういう疑問を持ったかというと平成30年度の決算の数字を
	みてもこの数字になっていないようにみえたんです。ですから、私の
	見方が悪いというようなということも含めて教えて頂いきたいと思い
	ますのでまたよろしくお願いします。
議長	委員会でよろしいですか。他に、これで質疑を終わります。
	井出産業建設課長。
産業建設	すいません、あの資料綴のすいませんが10ページをご覧いただけれ
課長	ばと思います。あの、本日令和元年度の台風19号の関係で農政関係
	で今日、数件ですけれども入札をさせていただきました。農地の 7-13、
	親沢3っていうところ、それから7-21、土村、7-24の大州、それから
	施設としまして 7-504、親沢 5 の水路、その下の 505 の中村の水路、508
	の中村の頭首工というところで本日入札をさせていただきました。ま
	ああの順次入札を、設計ができ次第入札をして、工事に着手していき
	たいという風に思っております。それから予定ですが、3月の16日
	の週にまた工事の入札を予定しておりますのでご承知おきだけお願い
	したいという風に思います。
議長	じゃ、後で一覧表で出して下さい。いいですか。どうしましょう、続
	けてやっちゃっていいですか。休憩入れますか。続けてやっちゃって
	いいですか。じゃ、続けてやります。
	□和佐10 詳安佐10日
	<u>日程第12 議案第16号</u>
議長	日程第12、議案第16号、
	「令和元年度小海町一般会計補正予算(第6号)について」を
	議題といたします。これから質疑を行います。
	補正予算書で、ページごとに行います。
	質疑のある方は挙手を願います。
	6ページ 第2表 繰越明許費
	第3表 地方債補正
	【歳入】
 10 番議員	9ページ 1款 町税 1項 町民税 すいません、先に行っちゃって申し訳ないんですけど6ページの繰越
□□□田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	9 いません、光に打つらやつく中し訳ないんじりりと 6 ペーシの繰越 明許の関係でお願いだけしておきたいと思いますけれど、町営住宅単
	切叶い角体で和願いにけしてねさたいと応いまりけれと、町呂仕七里

	身者雇用住宅建設事業が繰越されているということでありますけれど
	も現場管理、設計監理そういったのはどういう風になっていたのかと
	いうことと併せてそこら辺の資料を出していただければありがたいわ
	けでありますし、ま、そのお願いだけしておきたいと思います。
議長	よろしいですか。
総務課長	すいません、どういうものを出せばいいか、後程教えて頂けたらと思
	います。
10 番議員	あの一現場がね工期が繰越っつ一ことだからそれなりに現場も仕事を
	してきて、設計監理がされてきているわけだという風に私は思います
	し、設計監理者としてこの監理をしてくる中で何でこういう風に繰越
	明許をしなければならんのかという点を知りたいために、設計監理者
	の仕事がどうなっていたかとその意見と含めてお願いしたいというこ
	とであります。
議長	よろしいですか。
1122	2項 固定資産税
	4項 市町村たばこ税
	10ページ 10款 地方交付税
	12款 分担金及び負担金 2項負担金
	13款 使用料及び手数料 1項 使用料
	11ページ 1項 使用料続き
	14款 国庫支出金 1項 国庫負担金
	2項 国庫補助金
	12ページ 2項 国庫補助金続き
	15款 県支出金 1項 県負担金
	2項 県補助金
	13ページ 2項 県補助金続き
	16款 財産収入 1項 財産運用収入
	1 7 款 寄付金 1 4 ページ 1 8 款 繰入金 1 項 特別会計繰入金
	3項 基金繰入金
	20款 諸収入 1項 預金利子
	4項 雑入
	15ページ 4項 雑入続き
	2 1 款 町債
	歳出に移ります。
	16ページ 1款 議会費
	2款 総務費 1項 総務管理費
	1目 一般管理費
	4目 企画費

7番議員

総務管理費企画費の中の工事請負費で憩うまちこうみ拠点施設改修事 業ということで 1,639 万ということで入札差金が出てるわけですけれ どこれはあの設計がさとゆめさんだっけ?の紹介の所でやったから設 計料が本来のプロポーザルから、かからなかったということで監理は どうするだということで申し上げましたら町の者がすると。確か地方 自治法によりますと職員は発注した事業については監査、検査、監理、 検査をしなければならないというように定められておりますけれども この監査、監理ですか、工事中監理をやったのは誰か、それからどう いう打ち合わせ会議をやってきたか、まぁ当初あそこは氷の上に足場 を組んでやるということでありましたけれど、業者の方に聞くと、氷 が張ってなくて、湖の中に足場を組んでやって中々大変だったという よにも聞いておるわけでございまして、町が指定した監理検査は委託 することもできるように法律では定められているわけですけれど総務 課長、それは役場の職員がやると、役場の者でやるからといいうこと でありましたので、担当者は誰であったか、それからどのような打ち 合わせ会議をしてきたのか、委員会の時で結構ですので資料として提 出をお願いします。

議 長 よろしいで

よろしいですか、委員会で。

他に。

17ページ 5目 地域振興費

6目 積立金

2項 徴税費

18ページ 3款 民生費 1項 社会福祉費

1目 社会福祉総務費

2目 老人福祉費

3目 やすらぎ園運営費

4目 心身障害者福祉費

19ページ 4目 心身障害者福祉費続き

5目 あゆみ園運営費

2項 児童福祉費 1目 保育所費

20ページ 1目 保育所費続き

2目 児童措置費

3目 児童館運営費

4目 結婚推進・子育て支援費

21ページ 4目 結婚推進・子育て支援費続き

3項 災害救助費

4款 衛生費 1項 保健衛生費 1目 保健衛生総務費

2目 予防費

2 2 ページ 2 目 予防費続き

	2項	生活環境衛生費
	·	し尿下水道処理費
	, ,	町営バス運行管理費
	23ページ 5款	農林水産費 1項 農業費
	1 目	農業委員会費
	2 目	農業振興費
	3 目	畜産振興費
	4 目	農地費
	2 4ページ 4 目	農地費続き
	2項	
	25ページ 6款	商工費のうち 1目 商工業振興費
	2 目	観光費
	3 目	
	4 目	
	26ページ 4目	.,
	7款	_ , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	27ページ 2項	
	2 目	· — · / · · · · · · · · · · · · · · · ·
	8款	
	28ページ 9款	
	2 項 3 項	
	29ページ 1目	
		公民館費
	4 目	
	30ページ 4項	
	/ ,	小海小学校給食費
	·	スケートセンター運営費
	31ページ 10款	災害復旧費 1項 公共土木施設災害復旧費
	2項	
	3 2ページ 2 項	農林施設災害復旧費続き
	1 2 売	次 予備費
	その他全体を通じて質	質疑のある方は、ございますか。
10 番議員	はい、民生費の関係を	なんですけれど直接予算には関係なくて申し訳な
	いんですけれど、あの	の一福祉灯油券っていいますか、あれが予算化さ
	れて私、町の中で「タ	今年は暖かいから中止になっただかい」と言われ
	 るほど、最近になっ [~]	てまで言われるような状況ですけれどもどういう
		たのかという点だけ教えて頂いきたいと思いま
	す。	
町民課長	· · ·	
叫	はv'、ねつしやる囲' 	ソくず伤い刀が妊和しわりまして、妊和ししよい
L	ı	

		ましてまぁ2月のギリギリになってやっと皆さんにお配りできるとい
		う状況で遅くなってしまいまして大変ご迷惑をおかけしましたがよろ
		しくお願いしたいと思います。
議	長	他に…。これで質疑を終わります。
		<u>日程13 議案第17号</u>
議	長	日程第13、議案第17号、
		「令和元年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
		について」を議題といたします。これから質疑を行います。
		補正予算書で、ページごとに行います。
		質疑のある方は挙手を願います。
		【歳入】
		6ページ 1款 国民健康保険税
		3款 県支出金
		5款 繰入金
		7ページ 8款 国庫支出金
		歳出に移ります。 8ページ 1款 総務費 1項 総務管理費
		8ページ 1款 総務費 1項 総務管理費 2款 保険給付費 1項 療養諸費
		2
		2項 高額療養費
		10ページ 4款 保健事業費
		1項 特定健康診査等事業費
		2項 保健事業費
		7款 予備費
		その他全体を通して質疑のある方はございませんか。
		(質疑なし)
議	長	これで、質疑を終わります。
		D. 40 株
		<u>日程第14 議案第18号</u>
議	長	日程第14、議案第18号、
		「令和元年度小海町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)につい
		て」を議題といたします。これから質疑を行います。
		補正予算書で、ページごとに行います。
		質疑のある方は挙手を願います。
		【歳入】
		·

		5ページ 3款 国庫支出金 1項 国庫負担金
		2項 国庫補助金
		4款 支払基金交付金 6ページ 5款 県支出金 1項 県負担金
		歳出に移ります。
		7ページ 2款 保険給付費
		1項 介護サービス等諸費
		8ページ 2項 介護予防サービス給付費
		3款 地域支援事業費
		1項 日常生活支援総合事業費
		9ページ 1項 日常生活支援総合事業費 続き
		3項 包括的支援事業任意事業費
		その他全体を通して質疑のある方は、ございますか。
		(質疑なし)
議	長	これで、質疑を終わります。
		○【歴紀初フ】
		<u>〇【質疑終了】</u>
議	長	以上をもちまして、議案に対する質疑を終結いたします。
		○【光はエロ人川云】
		<u>〇【常任委員会付託】</u>
議	長	本日議題としてまいりました議案第5号から第18号及び、陳情第1
		号、2号は、会議規則第39条の規定によりお配りをした議案付託表
		のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、こ
		れにご異議ございませんか。
		(異議なし)
議	長	「異議なし」と認め、議案付託表のとおり付託いたしますのでよろし
		くご審議の程お願いいたします。
		<u>〇【散 会】</u>
議	長	以上で本日の日程はすべて終了いたしました。
		今後の予定は10日火曜日、午前10時から一般質問を行います。
		これにて本日は、散会といたします。
		ご苦労様でした。 (ときに16時40分)
1		

令 和 2 年 第 1 回

小海町議会定例会会議録

「第 8 日」

- * 開会年月日時 令和2年3月10日 午前10時00分
- * 閉会年月日時 令和2年3月10日 午後 5時20分
- * 開会の場所 小海町議会議場

会議の経過

〇 開 会

議長

皆さん、おはようございます。心配をされておりますコロナウイルスによる 感染拡大が続き、世界各国に拡散し、恐怖となっております。有効な対策が 見つからない中で、日に日に感染者の増大が続いております。そして、金融 市場におきまして、世界中が大混乱に陥っております。そんな中で、私たち の身近においても、隣村で感染者が出てしまいました。いよいよ他人事でい られなくなってきました。町でも一層の感染防止に努めていかなくてはなり ません。全く先の予測が見えないわけでありますが、日本においても世界各 国においても、これ以上感染の拡大につながらないよう願うところでありま す。

本日は、令和2年第1回定例会、一般質問であります。10人の議員が質問を 行いますが、建設的な議論の応酬を期待いたします。

定刻になりました。ただいまの出席議員数は12人全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○ 議事日程の報告

議 **長** 本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

本日、答弁のため出席を求めた者は、町長、副町長、教育長、会計管理者、 各課長、教育次長、所長であります。

日程第1 「一般質問」

議 長 | 日程第1、本日は、会議規則第61条の規定により一般質問を行います。

あらかじめ申し上げておきますが、同第63条の規定により一般質問を行いますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、順次質問を許します。

第2番 渡辺 均 議員

議 長 初めに、第2番 渡辺均議員の質問を許します。渡辺均君。

2番議員

2番 渡辺均でございます。通告に従い、一般質問を始めさせていただきます。本日の私の質問のテーマは、安心と安全を育む、持続可能な地場産業/地域づくりを目指してというのを第1に掲げております。今、議長も話されましたけれども、コロナ問題が大騒ぎになっておりますが、私は、令和の年の幕開けは19号台風の洗礼で始まったように考えております。200名余りの町民が不安な一夜を避難所で過ごすという、町始まって以来の事態が生じました。町が最も優先して取り組むべき課題として、町民の生命、財産を守り、安心・安全への取組を事前に図ることではないかと思われます。初めに、町長にお尋ねします。この事態をどのように受け止められて、今後の町政に反映させようとされているのか、お尋ね申し上げます。

町 長

現在、渡辺議員のおっしゃる自然災害と温暖化ということにつきましては、 これは日本全十共通の悩みと申しますか、課題であると思います。我が町に おきましても、19号台風におきまして、12日の夜半から襲ってきたわけです が、10日、11日に最悪の事態を想定ということでしまして、町始まって以来 の避難所ということを設置いたしました。そして、そこに安眠セット、防災 セット、それから非常食等々を用意して、12日の晩から各町民の皆様に投げ かけまして、先ほど渡辺議員がおっしゃったとおり約200名の、189名の皆さ んに避難をいただいたという、これが結果でございます。これは、小海町、 本当に開闢以来の出来事ということで、重く受け止めました。そして、議会 の中から、川東側にも防災の段取りが必要ではなかったかというご指摘を受 けました。中村地区で冠水ということがありまして、中村、本村ですかね。 それで、中村の公民館へ避難したという例はあるんですが、やはり小海の保 育園、そして総合センターというところが適地ではないかということで、そ こへ、ご存じのとおり大型の発電機を入れ、防災に備えるという形をとって おります。また、各集落におきましては、防災マップの製作ということで取 り組んでおりますけれども、やはり町民の皆さん一人一人、1名1名がそうい う意識を持っていただくということが基本になろうかと思います。それを促 すのが、やはり町政ではないかというふうに感じております。また、温暖化ということにつきましては、やはり太平洋の水温が非常に上がっているからだとか、もろもろのいわゆる原因というものが学者等々から言われていますけれども、我々もやはり CO_2 の削減というようなものにつきましては、各国民・町民がこの、何といいますか、自助努力といいますか、そういうものが必要だと思います。やはり、それを促すのも町政だと思いますので、そういった施策については積極的に取り組んでまいろうと思っております。また、新年度予算でも、河川の水位を確認するための防災カメラというようなものも提案いたしまして、消防団員あるいは町民の皆さんの安全確保するという施策をしておりますので、今後も防災等々につきましては、先ほど議員のおっしゃったとおり、町民の生命、安全、財産を守るのは、これは行政の務めだと真から思っておりますので、そういった方向で進めてまいりたいと思っております。

2番議員

まさに私もまったく町長の意見に同感でございまして、町民個々が意識的にこういう事態に対処する、それを促していかなくちゃいけない。私は、少なからず温暖化というものに対して、これから真剣に取り組む必要があると思っておりまして、その面についてもCO2の削減というようなことで、町長から前向きな意見が頂けたのかなと思っております。私は、そのような町長の思い、あるいは町長が公約で掲げた「新鮮」で「挑戦的」で、挑戦的って、チャレンジングという意味で。そういった事業として、小水力発電事業を提案させていただきたいと思います。水力発電については以前にも質問し、町長より、担い手が出てくれば町でも協力するという旨の回答を頂いておると理解しておりますが、改めてその理解でよろしいでしょうか。

町 長

水力発電の件につきましては、渡辺議員、ほかの議員の皆さんからもご提案いただきまして、はや15か月ほど過ぎるかと思います。私は、水力発電そのものについては賛成でございます。しかし、当初から申し上げているとおり、10億近いお金を使ってその事業をやるということは、私は町民の皆さんへの平等な配慮という部分に欠けるということを申し上げたことがあります。したがって、民間の元気な、いわゆるスポンサーを連れてきてくださいと、あるいはそれを連れてきていただければ、水の件についてはできる限りの協力はいたしますというお答えをした覚えがあります。それは間違いないことですが、現在、2社の企業からまことに丁寧な、あるいは調査研究をした結果を1社、2社から来ていて1社からは頂いております。そして、防災、あるいは設置したものが20年間もつような計画もお伺いしております。そういった

中で、その皆さんに対しては、今後も協力はしていくつもりでございます。しかし、水というものは、あるとき凶器になり、そしてふだんは我々の生活の糧でございますので、有効に使わなければいけないと思っているところでございます。また、おいでになっている企業さんにつきましては、誠に真摯な、調査もした結果、立派な会社でございます。したがって、そういう皆さんの協力には私はしていきたいと思いますが、町単独の事業として水力発電をこれから進めていくつもりはございません。その辺は何度か渡辺議員とも話を詰めた中でのことだと思いますので、ご承知おきを願いたいと思います。

2番議員

分かりました。町の直接的な事業運営、投資等はできないけれども、しかる べき担い手が出てくれば前向きに協力というか、するという理解でよろしい ですね。つきましては、発電事業で地域の元気を引き出す、町長の公約、元 気を引き出すということになっていますけれども、ポイントは事業の運営の 在り方、その仕組みづくりが非常に大切でございます。ポイントとしては、 地元の資本で地元主体の組織を、運営組織を立ち上げ、地元主導の事業展開 を図ると、こういった事業の在り方、私はこれを「町民の、町民による、町 民のための水力発電事業」と呼びたいと思っておるんですけれども、これは ちょっとかのアメリカ大統領のリンカーンの言葉をもじったんですけれど も、なぜこれを言いたいかといいますと、今までの事業の在り方というのは、 企業が町に投資をして、その収益を持ち帰ると。町が負担するのは、土地と ソーラー、太陽熱と水と、それに対する対価として町に落ちるのは固定資産 税であると。これは、固定資産税はそれで有効なんですけれども、事業収益 自体は町に入ってこない構図なんですね。例えば、大規模なソーラー発電事 業が小海原で行われていますけれども、これによって2,000万の固定資産税 が町に入っております。しかし、事業収益は町に一切入ってこない。こうい う構造では、町の持続可能な地場産業につながっていかないわけです。今、 国は、電気の固定買取制度を見直し始めております。変動制に移行します。 この変動制の中で、小規模な自然を生かした循環型の発電事業については地 域循環型と呼び、地域の振興に期する発電事業では固定買取制度を継続する としております。町長、この事実はご存じでしょうか。

町 長 はい、存じています。

2番議員

この地域振興型の発電事業については、幾つかの条件がつけられておりまして、第1に、地域の内発力を生かした地域主導の事業運営組織を立ち上げなさいと、その事業組織で調査研究をしなさいということが示されておりま

す。私はこのことを受けて、去る2月28日に仲間を募って準備会を開き、新しい発電事業の国・県の方向がこういう形で進み始めているから、これに見合う形で町でも町民主導の、町民による、町民に利益が還元できるような発電事業をやりましょうよと提案し、しかるべき大学の先生にも協力を仰ぎまして、一歩進めることができるんじゃないかというふうに考えております。ちなみに、佐久穂町では小水力発電事業について、町が資本金の20%ぐらい、約200万と思われますけれども、出資することを決めております。こういう事業に対して、町長、どのようにお考えでしょうか。

町 長

答弁の冒頭に、まず渡辺議員さんに訂正をお願いいたしますが、小海高原の 発電事業、固定資産税は2,000万円でなく3,400万円ですので、訂正をお願い いたします。またもう一つ、地域に収益になってないではないかということ がございますけれども、あれの建設、管理等々につきましては、全ての金が 地元に落っていますので、その辺だけを訂正していただきたいと思います。 また、発電事業の基本は、やはり我々が発電所を造って、そして地域のため にやろうということがですね、本当に今後のためになっていくかということ は、佐久穂の行政は佐久穂のお考えがあってやることですけれども、20%の 出資で配当をどうするかとか、それから例えば施設に対してのものが、私の 聞いている範囲では水力発電、最低でも5億から10億というようなお金をか けるということになっていようかと思います。そういった中で、20%といっ ても大変な金額であると思いますが、どうも最低でもそのお金をペイするに 20年以上かかるというような計画になっているんではないかと思います。渡 辺議員のおっしゃる、自分のものを自分で造って、前向きに自分たちでちゃ んと自分の生活をしていくということは、これは理想の中の一端にはあろう かと思いますけれども、現在をやはりちゃんと生き抜くには、それはちょっ と私の考えでは非常に厳しいのではないかという認識が、私も民間人からの 町長でございますので、非常に強くございます。そういう中で、他力本願と いいますか、そういうもの以上に今回の小海高原の発電所、前は9ホールの ゴルフ場であったというふうに思っております。利用税が年間通じて100万 円弱ぐらいだったと認識しておりますが、それが三千数百万という固定資産 税ということは、これは1つにおいては画期的なことではなかったなと私自 身は思っております。また、その会社が何年か経ってくると、やはりいろい ろなものが生じてくる、それは町の業者にお願いしたいということを、私は 完成したときにお願いした覚えがございます。したがって、年中私言ってい るんですけれども、とにかく動こうということがございます。動いた結果が

そういった固定資産税とか収益につながっているので、その辺はご理解していただきたいと思います。佐久穂の件につきましては、私まだ全然情報が入っていないので、またひとつ勉強はさせていただきたいと思っています。

2番議員

固定資産税の件はおわび申し上げます。調査不足でした。それから今、町長 は、いろんな設備投資が全部町内の事業でということで、それはそれで評価 すべき問題なんですけれども、設備投資の初期投資の段階での事業効果とい うのは、産業連関分析なんかで、あ、すいません、ちょっと。難しい問題で、 それ入っていくとまた長くなっちゃうんで差し控えますけれども、私は持続 可能な地場産業というものを目指して、かつ新鮮で挑戦的なという町長の公 約を考えた場合に、従来の電力事業の誘致事業ではなくて、内発性を生かし た事業にしていくべきではないかと、それにチャレンジすると、それこそが 町長の公約にかなうんじゃないかという趣旨で私は取り上げた次第でござ います。それから、佐久穂の事業が5億、10億、それの20%を町が出すとい う話は私一言もしておりませんで、運営会社の資本金の10%を出すと、20 かな、ということですので、運営会社の資本金はたしか1,000万ぐらいなん で、約200万ぐらいじゃないかと申し上げました。町の方は、町長さんにも お話し聞きましたけれども、事業費については一切踏み込まないというふう におっしゃっておりまして、それでもこの事業ができるということを皆さん に知っていただきたいと。地域循環型というのは、町民の、町民による、町 民のための事業であるということが要件の第1ですけれども、第2番に地域振 興型発電事業の重要な点は、地域内事業にいかにその電気を使っていくかと いうことをしっかり検討しなさいとなっております。例えば、スケートセン ターや美術館、温泉、役場や総合センター、広域でいえば大きなお金がかか っています、ごみの焼却費、佐久市のクリーンセンターですね、こういった ところに電気を、地場産の電気を賄ったらどうかと。逆に言えば、賄えるよ うな事業計画をつくりなさいという趣旨が示されております。農業分野で も、今後の農業は施設系に移行していきます。施設園芸に電力は欠かせませ ん。こういった地元で使っている電気、その大半は今、重油代として国内か ら国外に出ていくわけなんですけれども、これが地域内で循環することの意 義、この仕組みをつくることがまさに新鮮で挑戦なんです。この調査研究を、 まずは協議会をつくって立ち上げたいと。その協議会の立ち上げ等に、ある いは調査研究については、町長、ご理解、ご協力いただけますでしょうか。

町 長

どういった意味の協力で、どういったことの参入という部分が、渡辺さんの 説明では分かりません。したがって、そういうものを明確にしていただくこ とが、私に言っていただける第一歩ではないかというふうに思います。それから、町民の皆さんがね、まず平等にしたいというのは私の基本的なコンセプトでございます。したがって、先ほど来申しています大変大きなお金がかかるということですので、立ち上げから十分慎重にかかるのが、これは筋ではないかというふうに考えております。決していいことに協力をしないという気は私ありません。

2番議員

調査研究で何をするかというのは今、子細をここでは、用意もしてこなかっ たし、質問していると長くなりますので控えますけれども、町としてこうい った内発型の、町民の、町民による、町民のための発電事業について調査研 究をするということに対して、スタッフを1人、窓口をつくっていただいて、 勉強会に参加していただきたいと。問題意識を共有しながら、町の事業とし てやれそうであればやっていただきたいという趣旨で、その範囲で当面は結 構でございます。それから、町に投資をという前提は、私は想定しておりま せん。今、事業費そのものは、多様な形で調達ができるんじゃないかと思っ ております。もちろん、調査研究のための費用は国や県が用意しておりまし て、その国や県の要綱には、市町村もできれば一口乗ってほしいんだという ことが書いてありますので、そこにはね、町も協力しますよという一筆があ れば結構でございます。それで、まだ幾つか質問したいことがあるので、次 に申し上げますけれども、1番目は内発型で事業主体をつくる、2番目は地域 内の電力需要を地域内の電力発電で賄う、そういう仕組みをつくりなさい、 そういう主体をつくりなさい。3つ目は、防災や非常用電源への対応があり ます。停電事故時の電力供給、先ほど町長は、保育所と総合センターに非常 用発電機を造る、これはこれで結構なことなんですけれども、少なくても北 海道や千葉で長引く停電事故がありました。いわゆるブラックアウトという やつですね。国もこの事態を重く受け止め、地域振興型発電事業で停電事故 に対応しようと、水力など循環型発電事業の見直しを進めております。来年 度予算で非常用発電の購入が上程されておりますけれども、非常用発電機と いうのは使われないことが最大の効果です。したがって、経済効率からいけ ば非常に効率は悪いわけです。したがって、今後は自前の電力で、電源で非 常時に備える体制づくり、まさに新鮮でチャレンジングな仕組みづくりだと 思うんですけれども、こういうことについては、町長、どのようにお考えで しょうか。

町 長

私は、「挑戦」「新鮮」「実行」という3つを掲げて町長に出させていただきました。しかし、渡辺議員のおっしゃる挑戦というものの中身とは、私はちょ

っと違うと思います。数億のお金をかけて挑戦するなら、お金のことばっかり言って申し訳ないんですけれども、やはりここは予算の一番大切なところですので、ご説明したいと思いますが、私の気持ちをですよ。一番大切な税金を預かって動くというときに、その挑戦はまだ時期尚早ではないかと、あるいはまたちょっと、私としてはもっと違うことに、有効なところに使ったらどうかというふうな考えでございます。町の予算もそう楽ではございません。そういったものをご理解していただき、そして挑戦の意味をもう少し私とも深く掘り下げていただければ幸いかと存じます。

2番議員

今、町長は、大きな予算を使うことの挑戦を言いましたけど、私は予算のこ と一言も言っていないです。そのことは一言申し上げておきます。今、3つ まで言ってきました。内発型の運営主体をつくるんだと、内需の電力需要を 賄う、非常用にも対応するんだ。4つ目は、私が考える小海町の町内の発電 可能力、水力発電の可能力は非常に大きなものがありまして、ひょっとした らそれでも余るんじゃないかと、余剰電力というのが出てきました。じゃあ、 それをどう使うのかということで、皆さんにお配りしました資料の1ページ 目を見ていただきたいと思います。私は、この小海町でつくった電力、グリ ーンエネルギーを世田谷区の区民に使っていただく。世田谷区では、既に何 市町村かと連携して、区民の電気エネルギーは可能な限り持続可能なエネル ギーに転換しようという保坂区長の方針があります。先般、議会で川場村の 施設に行きましたけれども、ここで木質バイオマス発電が行われていて、そ の電力が世田谷区民の有志に買われております。私は、世田谷区民との交流、 2番目のテーマにありますけれども、これを掲げながら、中身の濃い、本当 に区民と町民が手を携えて、共に事業に関わっていく、こういう地域間交流、 これが必要ではないかなと。非常に1ページ目でいろいろあれこれ書きまし たけれども、本一般質問でただしたいことは、こういった実効性のある、今、 町長、「実行」と言われましたけど、しかも「実こう」の「こう」という字 は、「行う」という「行」と「効果」の「効」という2つの「実こう性」が ありますけれども、行うことも可能で、かつ効果もある、こういう事業をぜ ひ世田谷区との間で進めていただく。そうすることによって、発電事業と世 田谷区が密接につながってくるというふうに考えて提案をつくらせていた だいたんですが、世田谷区との交流を含めて、町長、どのようにお考えか、 感想を聞かせてください。

町 長

世田谷区との交流につきましては、さきの東京で行われました小海町の東京近郊の町人会というところで、小海町出身の方とあったと思います。90万都

市と我が町が交流と、大変望ましいことなんですが、まだ具体的なものについては、小海の資料を送った程度で話は止まっているというか、うちはやってもらいたいんですけど、相手の出方というところになっておりますけれども。当日、総務課長のほうで直接お話し、私はちょっとお話ししてありませんもんで、総務課長のほうが話ししてありますので、補足があったらお願いします。いいですか、議長。

議 長 はい。

総務課長

お疲れさまでございます。今、町長のほうから話がございました。東京町人 会の折に、八那池の出身の方で、現在世田谷区の農業委員をなさっている方 から私呼ばれまして、世田谷区との交流について考えるつもりはあるかとい うような話でしたので、それはもうもし交流ができるんであればこちらから 本当に望んでもしていただきたいというお話をさせていただきました。私と いうか、その方がですね、私が橋渡しをするから資料を送ってよこせという ことで、資料を現在送って返事待ちの状態でおります。世田谷区のほうも大 きなやはり区ですので、担当もどこで担当していいのかというような当然あ ろうと思いますし、渡辺議員さんいろいろご提案をいただいておりますけれ ども、やはり何というんですかね、こっちから一方的に言っても相手にされ ない部分もありまして、向こうの出方を今、仲介していただいている方を介 して待っているという状況です。あんまりしつこく言ってもうまくいかない んではないかなというような気がしております。世田谷区と川場村の交流に ついては、私も何回か川場村のほうも訪れて、話も聞いたり、十分承知はし ております。やはり、川場村は世田谷からもかなり時間的にも、ここから比 べると1時間以上近いんですね。そういった地の利もございます。それから 川場村のほうの取組も、やはり世田谷区にとっては、ギブ・アンド・テイク じゃないですけれども、お互いがいいように動いているというような関係 を、これものすごい時間をかけて構築してきたわけでして、我々取り組み始 めてすぐそうなるわけではないと思います。これは、やはり友好都市交流と いうのは時間をかけて、それぞれが恩恵を被るものがなければ、一方的では 駄目だと思いますので、やはりしっかりとした計画を練った中でやっていく べきだろうというふうに思います。向こうからいい返事が来れば、私たちは 本当に前向きに取り組むつもりは十分にございます。

2番議員

経緯は総務課長おっしゃるとおりで、逆に、町人会で私が山崎さんを総務課 長に紹介したという経緯が、私は理解しておりますけれども、それはそれと してですね。まずは、交流始めるときの要点として、私たちはこういう町を つくりたいんだと。この町をつくるためにはこういう課題、案件があって、それを何とか克服しなければいけない。例えば、世田谷区さんに声かけした理由はこういう理由ですと。世田谷区さんでは、区民の電力をなるべくグリーンエネルギーにしようという試みはしておりますよねと、私たちも発電事業をやって、できれば世田谷区さんの期待に応えたいんだと、そういう提案をギブ・アンド・テークの感じで示すと。資料を送ったと言うが、町の自然があります、何があります、かにがありますなんていうことの大前提は必要ですけれども、まずはまちづくりの基本的な志で、その志が世田谷区民の心に響くような志、そういう絵柄を書いて提案しなければ、世田谷区からは反応は来ないわけです。そういった意味で、私はこの1ページ目の資料を作ったわけです。これを子細に説明していると時間がなくなりますので、これはこの辺にいたしまして、大洗さんとの交流も含めて、新しい枠組みの交流事業というものをぜひ検討していただきたいと思います。

続きまして、上水の経営について少しお話ししたいと思います。長期振興計画の環境にやさしいまちづくりの項目の中に、水の利用、排水の処理など、持続可能なまちづくりの推進ということが示されています。上水道の経営戦略調査も3月につくられると聞いておりますけれども、19号台風で佐久穂以下の下流域では断水の状況が生じましたけれども、3か年計画で果たしてこういった事態を想定した、安心で安全できちんとした上水の供給計画がきちんとつくられているのかどうか、これは産建の課長さんにお聞きいたします。いかがですか。

産業建設課 長

お疲れさまです。それでは、断水の関係と3か年計画ということですけれども、今、町の上水道で想定しています断水というものにつきましては、夏と冬の季節的な渇水の部分による水不足、それから管路の破損による漏水等があって、渇水期の水不足に対しては、今は遠隔の監視装置システムというのを使わせていただいて管理をしているというようなところであります。何か異常があった場合には、事前に切り回しといって、水を今使っているところを切って別なところから配水するというようなことをやっております。また、管路の破損についての漏水につきましては、老朽度、重要度等を考慮しながら計画的に布設替えをやっていこうというふうに考えております。それで、事故の軽減を図るということと、予算にも計上してありますけれども、水道の予算ですけれども、水系ごとに2年度から漏水調査を実施していって、適切に修繕をしていきたいということで、その施策を通じながら有収率を図って、水道事業は安定な経営をしていきたいというように考えておりま

す。よろしくお願いします。

2番議員

現状で季節による渇水期の水不足対策と、それから若干の漏水に対する対処がこれから検討されていると、計画されているというふうに理解して、それの現状では切り返し等で補えるということで、安定的に供給できるだろうというご答弁だと思うんですけれども、実は、資料の2ページ目を見ていただきたいんですが、これは2月25日の上水道審議会で示された資料で、小海町水道事業3年計画という中身です。これを見て、私はこれが果たして計画なのかと。今、産業課長は、漏水あるいは渇水時の水不足、どこで、どういうふうに生じて、だから初年度はこの地区とこの地区とこの地区でやるんだと、そういうことを記すのが計画であって、その正確の是非を審議するのが審議会ですよね。その審議会にこういったレベルの計画書では、私審議できないんじゃないかと思うんですけれども、そこはいかが考えでしょうか。

町 長

ここにもございますとおり、渡辺均さんは審議会の委員でございます。その 方が、この公の一般質問の中でこういうことを出していただくということ は、なかなか予想もしていなかったことでございます。そのときに十分論議 をして、そして町議会へ上げるというのが1つの筋ではないかと私は思いま す。そうでしたら、そのときにはっきり物を言っていただき、結論を出して からここへ持ち込むのが筋ではないかと私は思いますけど。

2番議員

そのとおりでございます。私は審議会の委員として、問題を押さえながらも それを了承した経緯があります。ここで取り上げたのは、私が言いたいこと の一つは、事業計画づくりの在り方でございます。それを参考に、これを取 り上げさせていただきました。なぜかというと、計画が大ざっぱであると、 運用、運営、そういったものが概して大ざっぱになり、場当たり的になる。 そういったことを前提にして組み立てられた予算というのは、どうしても大 ざっぱになります。計画が緻密であればあるほど予算も緻密になります。町 民の貴重な税金が大ざっぱに使われていいはずはないわけでございまして、 実は今回提出された予算書でも、場当たり的な予算ではないかと思われるの が、私は幾つか感じております。上水について細かなことを質問するつもり はないんです。計画の在り方についてただしたい。次のページに、親沢の農 業体験施設とたぬきやさんの事業計画、これは私が12月の議会で詰めていた だきたいというふうに示した資料でございまして、中身は町からの回答でご ざいます。少なくても事業をするに当たっては、こういう項目が必要ではな いかということを書かせていただきました。今、私が、事業計画が曖昧だと 予算が曖昧になる、運営の仕方も曖昧になると言ったことの具体例というの

はこれから明らかにできると思っていますけれども、1点だけ、時間がないので申し上げておきますけれども、例えばたぬきやさんの3番目の運営経費、ランニングコスト。ランニングコスト年30万円というふうに回答されております、12月の議会ですね。これが本予算で果たして幾らになっているのか。このギャップは、3か月足らずのギャップは、何が、どう生じてこういうギャップになったのか。ここでまた子細を検討すると時間がないので、ここだけは注目しておいてください。たぬきやさんのランニング経費は50万円と回答されております。あ、たぬきやさんのランニングコストは30万円、年間ですね。これには家賃入っておりません。それから、親沢の体験施設については年間50万程度となっておりますので、これを頭に置きながら、本議会でのいろんな質疑で細かく示させていただきたいと思います。それから、たぬきやさんの件につきまして、上水道計画と直接関係ないんですけれども、排水の処理、下水道について、たぬきやさんでのし尿、排水はどういう仕組みになっているのか、ちょっと産業課長、教えていただけますか。

総務課長

通告にありませんけど、一応お答えはしますけれども、本来ルールと違うと思うんですが。たぬきやの排水については、合併浄化槽を設置しまして、きれいになった水を湖水に放流するということで前にもご説明はしたと思います。この排水基準については、排水基準をクリアしたものを、機械を使っておりますので、恐らく松原湖の水よりはきれいな水が流れ出るというふうに予想しております。

2番議員

通告にない質問に答えていただいて、ありがとうございます。これから注意いたします。次に、持続可能な森林整備、森林整備と地産エネルギー開発についてというような絡みで質問させていただきますけれども、過日、議会で、山梨のキーテック社の集成材工場を見学に行きました。車の中で、森林組合より、現在1万7,000立米の出荷を行っており、そのうちの約8,000立米、47%をキーテックに出していると。キーテックさんから聞いた話では、もっと欲しい、不足だという要望が出されていました。毎年8,000立米の木材供給を持続させるには、8,000立米相当分の森林整備事業が求められる。持続可能を担保するには、同じ規模を造林、育林しなくちゃいけないわけなんですけれども、森林整備計画はどうなっておるでしょうか。今年度、専門のコンサルタント、担当者を入れて計画を練るということになっているんですけれども、その点どうなっているか、お聞かせください。

産業建設

長

課

それでは、お答えをさせていただきます。森林整備につきましては、新年度、 新たな森林管理システム等の整備を進めていって、森林をしっかりと調査を

した中で、森林譲与税等を活用して、森林整備ができる環境を整えるといったようなところから、長期的な目で森林整備を行っていきたいというふうり考えております。 2番議員 少なからず、既に事業が立ち上がって、8,000立米あるいは1万7,000立米が	
考えております。 2番議員 少なからず、既に事業が立ち上がって、8,000立米あるいは1万7,000立米が	
2番議員 少なからず、既に事業が立ち上がって、8,000立米あるいは1万7,000立米が	
	Š
出ているわけですよね。少なくとも、現在、町内の国有林なり民有林なりの)
林齢、カラマツの年齢ですね。そうしたのがどの程度あるのかぐらいのデー	1
タは、しっかりそろっているはずなんです。私も林野庁の仕事はずっと来て	1
いますけれども、民有林ではなかなか十分じゃないという意見があるかもし	/
れませんが、少なくても県の森林環境税の使われ方については、予算が余く)
ているというのはないわけです。一方で需要、キーテックさんがもっとくれ	ι
と言って、一方ではそれに対する予算もある。しかし、出せない、維持でき	ż
るのか。そのような計画というのは、可及速やかに立ち上げて、持続可能が	ţ
林業を担保するということができるんじゃないかと思うんですけど、そこに	ţ
どんな判断をお持ちなんでしょうか、お聞かせください。	
産業建設 森林どのくらいかということですけれども、小海町の森林の樹齢を見まっ	Ţ
課 長 と、46年以上というのが約5,000ヘクタール、それから適切な保育、間伐る	
実施していくことが、これらについては重要になってくるというふうに考え	
ております。また、61年生以上の主伐期を迎えた木自体も約2,000ヘクター	1
ルあるといったような状況ですので、それらについてはどういった場所な	7
ら、どういうふうに対応していいかというのを、森林管理システムというこ	
とで、新たに町の森林計画というか、整備を進めていきたいというふうに表	とう
えております。	
2番議員 調査研究は大事なんだけれども、実際にもう事業は動いている。まして、全	17
年度、森林組合に1,000万円の補助を出して、大型トレーラーを提供した。	
これの有効稼働の大前提は、町内あるいは林業組合管内の持続性を担保する	ó
整備計画が早急に必要だと思っておりますが、そのことだけ申し上げて、後	Ż
の質問に移ります。森林組合よりその話の中で、A材という木材需要、構造	上
材なんかに使う材の需要を高めることが必要だと言われていますけれども	,
例えば町で行う事業なんかで、設計仕様の中で町内材、あるいは組合で認識	E
したような材をなるべく使うようにというような設計仕様へのただし書る	1
いうのはあるんでしょうか、ちょっとその有無をお聞かせください。	
町 長 今のところございません。	
2番議員 B級材の値段をある程度維持するためにも、A級材の値段を確保して、それ	ι
にキーテックさんとの交渉がある程度優位につながっていくような需要創	IJ

造にぜひ心がけていただきたいと。以降の町の建設事業で、可能な限り町内産材を使うというようなことをただし書として入れていただければいいかなと思っております。それから、キーテックさんに松くい虫の処理した木材は使えないかという質問に対して、ぜひ使いたいという返事がありました。県は、こうした松くい虫の木材は、県の方針で駄目だという話になっておりましたけれども、こういったところも、町として、あるいは組合として、あるいは広域として、県に貴重な資源を生かせるのであれば、なるべく商品化して価値を上げたいというようなことで、県等に働きかける予定はございませんでしょうか。

町 長

まことにちょっと渡辺さんに申し訳ないんですが、松くい虫の件については 私も現場へ行きましたけれども質問しませんでした。松くい虫はアカマツに 寄生するカミキリムシの幼虫でございます。今、この辺で主体としておりま すのはカラマツでございまして、松もないわけじゃないんですが、ああいう 2メートルの直木を持ち込まなきゃいけないという部分については、この辺 の松は非常にちょっと厳しい状態にあります。したがって、その松くい虫の 材が使えるということであれば、私も参考として伺っておきたいと思いま す。また、松材につきましては、標高のですね、今、我々も安閑としてられ ない部分があるんですが、高いところまで松くい虫は来ているという事実が ございますので、先ほど申し上げたとおり承っておきますので、よろしくお 願いいたします。

2番議員

ぜひ、県と調整等でご足労願うかもしれませんが、よろしくお願いいたします。それから、SDGs (エスディゴールズ)と町の事業についてというのを通告書で書いてありまして、広報のこうみ517号の「憩うまち」のレポートの中で、「働き方改革やSDGsに――エスディジーズと普通読みますけれども、このテーマについてはエスディゴールズと読むのが適正なんですけれども――関する取り組みとも相まって」と書かれておりますが、このエスディゴールズの文言は、長期振興計画には全く出てこない文言であります。私は、長期振興計画の審議のときに、エスディゴールズの思想、考え方をきっちり書き込んだらどうかというふうな提案をしたんですけれども、ちょっと取り組んでいただけませんでしたけれども、ここの広報に書いたエスディゴールズの意図というのはどういう意味、エスディゴールズの意味をどういうふうに取り込んで広報に書いたのか、これは総務課長のほうがいいですかね。総務課長、お聞かせください。

総務課長

お答え申し上げます。エスディゴールズ、私調べたところによるとエスディ

ジーズという言い方が一般的ですし、県の阿部知事もエスディジーズという 表現をしていますので、私はエスディジーズという表現のほうが的確ではな いかと思います。ただ、この長期振興計画、渡辺議員さん目を通していただ けたかと思うんですが、確かにSDGsという言葉は一言もこの中にはうた ってありません。SDGsの精神が全くこの中にないのかという、そういう 意味とはまた違うと思います。ここに私ちょっと、そうやって言われたもん で書いてきたんですけれども、例えば「貧困をなくそう」というようなもの につきましては、基本計画の中のページ13にありますけれども、2番の「思 いやりと健康に満ちた元気なまちづくり」という部分でカバーできると思い ますし、「飢餓をゼロに」というところについては、1番の「生きがいと活力 を育み、産業に魅力あるまちづくり」、農業基盤整備というところでカバー できると。それで、17項目全てについて、私たちがアンケートや何かとか、 町民の皆さんと意見交換からつくったこの基本計画ですね、この中に大概の ものはうたい込まれているというふうに自負しております。したがって、た だ、SDGsという言葉が言葉だけ独り歩きしても、多分町民の皆さんの中 でも、私もこれ調べるまでSDGsということよく知らなかったんですけれ どもSDGsといっても、その言葉だけを理解できる皆さんというのは、高 齢者もいますので、それほどいないと思います。それよりは、具体的にこう いった形で基本計画にうたい込んだほうがいいのではないかということで やらせていただいております。

2番議員

呼び方はともかく、あと時間もないのであれですけれども、「憩うまちこうみ」との関わりはどうなっているのか、そのページで書かれているわけですね。それからあと、町民に分からない言葉を分からないまま広報で書いていいものか。脚注をつけるとか、こういう絡みがあるんだとか、そういうことを書かなくちゃいけないんじゃないかなということを申し上げておるわけです。要は、広報というのは町民に読んでいただくものですから、長振にも出ていない、趣旨は取り入れているんだと言っても、やはりそこは少し手落ちがあるんじゃないかなと。もう少し丁寧な広報の作り方が必要じゃないのかな。私に何人かから「何という意味だい」という質問が来ておりますので、そんなことを申し上げておきます。あと、残り時間ないんですけれども、駅前商店街の事業について申し上げます。審議会と基本計画の策定が予算として上程されておりますけれども、この審議会の在り方、進め方、それから基本計画、活性化計画のつくり方については、ぜひ絵に描いた餅にしないような計画づくり、そして徹底的に審議が行われる審議会、この運用をしっかり

担保していただきたいと。27年度に商店街の活性化計画の調査は行って、終 了しております。しかし、ここに至って、そこで示された中身はほとんど履 行されていない。これでは、まさに絵に描いた餅なんです。審議会も予算の 中身を見ると、2回ないし3回で、10人、15人ぐらいのメンバーが、言ってみ ればしゃんしゃんの形どおりの手順、段取りで終わらせる。これでは血の通 った計画にはならないし、担い手もその気になりません。ここは、メンバー は実際に汗かく人、言ったことは自らもやる、充て職じゃない人を重用して、 そういう方たちと実効性の高い計画書を作っていただきたいと。あわせて、 計画書を作るコンサルの委託になるかと思いますけれども、このコンサルに 対しても成果が見えるまで付き合うと、それには2年、3年かかります。その コンサルに、まずはどういった視点で、どういうふうにまちづくりの計画を 勘案するのか、プレゼンテーションさせて、審議会でその業者が適切である かどうかを審査すると。当然、審議会メンバーは自ら汗を流そうとするメン バーですから、極めて真剣な討論になると思います。真剣な審査になると思 います。そういう手順、段取りで、駅前の商業を維持していく計画をつくっ ていただきたいと、それをしっかり審議していただきたいということを要望 いたしまして、渡辺の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがと うございました。

議長

以上で第2番 渡辺均議員の質問を終わります。

ここで11時15分まで休憩といたします。

(ときに11時03分)

第5番 小池 捨吉 議員

議 長 再開いたします。 (ときに11時15分)

次に、第5番 小池捨吉議員の質問を許します。小池捨吉君。

5番議員

5番 小池捨吉です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。 まず最初に、松原湖高原スケートセンターについてお伺いします。お伺いする前に、一言申し上げます。松原湖スケートセンターについてでありますけれども、その前に、今年1月29日から2月の2日にかけて、青森県八戸市でもって第75回の国体スケート大会が行われました。青森のアリーナ八戸で行われ、長野県は男女総合優勝、5年連続天皇杯と、それから女子では5年連続19度目の優勝を報じられました。また、皆さんもご存じのとおり、2月1日から2月4日にかけて行われました第40回全国中学校スケート大会が長野市のエ

ムウェーブで開かれました。県下の出場選手、スピードについては93人とい うことであります。学校別内訳を見ますと、佐久地域が非常に多く選手が出 たので驚いております。1月31日の新聞報道では、小海中学校の子が県下ト ップで男女合わせて10人、南牧中が9人、川上が6人、佐久穂が1人、臼田が4 人ということでね、南佐久30人出ました。県下の出場選手の3分の1でありま す。結果は、学校対抗では、男子が南牧が2連覇、小海が2位ということであ りました。女子は北海道が優勝で、臼田中が2位と。今年の国体も全中もす ばらしい活躍でしたが、長野県の選手団総監督の話では、今後、小学生の競 技人口の減少が今後の課題だと申しております。以上申し上げたような成果 を上げている中で、大変心苦しい質問になりますが、我が小海町のスケート センターを維持していくためには、財政的に大変苦しい現状ではないかと思 っております。毎年、運営費が4,000万前後、設備修繕費でもって、年によ り異なりますが、3,000万前後、年間7,000万前後の資金をつぎ込んでいます。 投資効果を言うわけではありませんが、町税の比率、それから町の歳入比率 から見ましても、大変大きな比率を占めております。町として、町長として、 この財政でも今後スケートセンターを維持継続していくということでしょ うか。

町 長

ただいまご丁寧に、成果から脈々と語っていただきましたが、最後のところへ来まして、この施設を運営をしていくのかという質問がありましたが、私はこの施設を取りやめるつもりは一切ございません。それから、先ほど小学生の人数が減っていくということでしたけれども、その問題は危惧されるところなんですが、20名の小学生のスケート部員がこれからもいるということですので、付け加えさせていただきます。また、ご承知のとおり文化を創っていくということでございますので、私とすれば継続をするつもりでございます。

5番議員

今、町長から力強い、これ継続していきますよということを聞きました。それで、今年というかね、元年度、暖冬のために結氷させるには大変皆さんが苦労して、経費もかかったと聞きました。決算を見ますと、今年、概算ですけれども、6,870万円かかっております。昨年に比べて、修繕工事費は少なくて済みました。長期振興計画の中で、前期5か年の予算の概算で4億3,500万というお金をかけることになっております。今後の物価上昇を考えると、これ5年間平均しますと9,000万かかることが想定されます。町の収入に照らし合わせて、これは財政は大丈夫ということでしょうか。

町 長

その辺は計算をして計画を出させていただきましたが、この文化をやめると

いうことは、一応今のところは一切考えておりませんので、重ねて申し上げます。

5番議員

今、町長から、いずれにしろ継続して、予算も大丈夫だということでありますが。そこで、大丈夫とはいっても、私はスケートセンターの燃料費の件でちょっとお伺いしますが、予算内訳を見ますと、重油代、大体1,000万から1,200万前後の代金がかかっております。この際、化石燃料を頼らない、地域にある自然エネルギーに替えることを提案します。目の先だけでなくね、長い目で見て、CO₂を排出することのない水力発電、太陽光発電を利用し、地域内外にPRしながら、燃料費の節約を図ることを提案しますが、この太陽光とか水力発電については、水力発電については今、渡辺議員からも盛んに質問が出ましたが、太陽光と水力を合わせた中で、スケートセンターに利用するというような考えはいかがでしょうか。

町 長

常に付きまとってきます初期投資という部分について、都合のいいお金がどこかで調達できる、あるいは町の大きな負担にならないというようなことを見越せない限り、ちょっと厳しいんではないかというふうに思います。

5番議員

今、初期投資という話が出ましたが、10年、20年先を見た中で、今後考えて いただきたいと思います。それを踏まえまして、この大会に来た選手の家族 とか学校の先生の話を聞いてみますと、小海のスケートリンクは氷はとても いいと、だけど風が強く、選手の滑った時間帯というか、風の吹いた時間帯 とかそういうのを見ると、大きく風に左右されると。それで、大会に来て、 例えば練習仲間とかいろんな人とやって、いつも上位にいた選手が、風のた めとか、そういうことでもって記録がちょっと落ちて、泣いて帰る選手も 時々あると聞いています。スケートセンターを継続するならば、徹底した設 備を整えることを望むところなんですけれども、提案ですが、リンクの外回 りを囲うとともに、20メーターから30メーターぐらいのリンク、ドーナツ型 の屋根をかけることを提案します。長野市のエムウェーブのようなことでな くね。あれはちょっと大きくて、見栄えがよくできておりますけれども、見 た目はよくないが、経費を安く上げるためには、リングの内側にも柱を立て て屋根をかけ、風を遮ることで選手の記録にも公平性が出るんでないかと思 っております。今後、選手を育成していく上で大切ではないかと考えており ますが、この辺はいかがでしょうか。また、先ほども続けて町長に答えてい ただきましたが、リンクの屋根の上に太陽光発電を載せて、経費の節減を図 ると、これも一考察として考えてはもらえないかということでありますけれ ども、その辺はいかがでしょうか。

町 長

小池議員のまさに斬新なるご提案でございますけれども、かつて松原湖周辺 は湖の上で試合をしていたと。そして今、あの吹きさらしの中で鍛えておる ということに対しては、私は記録だけを出すならばエムウェーブに毎日行っ てやっていりゃいいんですけど、精神面あるいは本当に強い選手をつくるに は、ああいった環境の中でやることも1つの方法ではないかというふうに考 えております。したがって、その選手は運がなかったというのはいかがなも んかという考えがございますけれども、それは運も実力のうちというところ で考えていただければというふうに思います。また、ここ何年かスケートの 利用者も少なくなっております。それは事実でございます。ピークから9,000 人減ったり、それから金額では500万円利用料が減っております。そういっ た形の中で大変苦慮しておりますけれども、やはり先ほども申し上げました けれども、あれに囲いをつけて屋根をつけてという話になりますと、その初 期の投資が莫大なものになるんではないかというふうに考えております。昨 年9月に八戸に先を越されたという言い方はおかしいんですけれども、エム ウェーブにはちょっと匹敵しないんですが、室内リンクを先に造られたとい うか、八戸にできました。その総額が126億円、ちなみにエムウェーブは348 億円かかっておるわけなんですけれども、そういった金額を見ましても、な かなかこれはハードルが高いんじゃないかというふうに思います。また、そ の上に太陽光発電を載せてという、もう本当に斬新な意見だと思います。提 言だと思いますけれども、なかなか先ほどから申しているとおり、初期投資 という部分では厳しい部分があるのではないかというふうに思っておりま す。

5番議員

今、町長のお答えでは、設備については厳しいということと、我々が小さいときと同じでもって、ああいう風が吹いたり、いろいろするところの条件で育つのもいいじゃないかという意見であります。たしか、我々の当時はそうだったけれども、そんなにね、我々のときは記録、記録といっても、あんまり重視しなかった点も小さいときはあったかと思います。そんなことでありますが、できればね、屋根はともかく、風の強く吹く方向だけでもやったらどうかと思いますもんで、よろしくお願いします。それで、だんだんにはですが、スケートセンターを維持するために、小海でも非常に自分の町のお金を使っているということでありまして、これは前の町長のときも話ししましたけれども、広域で援助を受けることはできないかということでありますが、その辺、町長替わったもんで、できればある程度広域で援助していただきたいというふうに考えますが、その辺はどうでしょうか。

町 長

仰せのとおりだと思います。私も町長になりまして、そういった疑問がありました。そして、名前は出しちゃいけないと思いますが、昭和の時代から村長やっている大先生がおりまして、相談をしたところ、小海はこれこれこうだよというふうに言われたんですけれども、また人も替わり、そして今小池議員のおっしゃることは、決して理不尽なことじゃないと思います。私もこういったことで広域には、特に南部広域ですね、利用度の高い佐久穂から上の2町4村の首長には、ぜひまたお願いを続けるつもりではございますけれども、やはりこれも各町村のこういった議会を通してという話になっていこうかと思います。多少の時間と機会を与えていただければと思っていますが、今のご意見はまさにそのとおりだと思いますので、私の考えの中に反映させていただきたいと思います。

5番議員

なかなか今の町長の答弁でもありますが、各町村の財政のこともあるもんで難しいというようなことであろうかと思います。そこで、これ私の独断と偏見、極論です。あくまでも仮定と極論でありますけれども、もう少子化でスケート人口も減少しています。スケートセンターをできれば広域で受けてくれないかという提案です。無償譲渡しまして、町としては敷地代と固定資産税ぐらいは頂いて、あとは全て広域でできないかということでありますけれども、この辺の考えは町長は持っているでしょうか、どうでしょうか。

町 長

今、まさに唐突というか、初めて出された案でございます。私の中に全くそういった考えがなかったもので、いろいろ整理させていただきたいと思いますが、それはなかなか厳しい問題が相当あると思います。したがって、承っておきます。以上です。

5番議員

私の本当のあれです。極論と仮定でありますが、非常に難しいではないかということは重々分かります。いろんなね、極論のことを言いましたけれども、こんな意見もあるんだなということで、聞いていただければよいではないかと。また、今後の参考にしていただきたいと思います。

次に、交通安全についてお伺いいたします。国道141号線八那池・鎰掛間の福山地籍は、小海として発展途上地というふうに考えております。住宅、商店、機械整備工場等が増えてきました。道路も見通しのよいことから、車のスピードも出ている地形であります。住民の安全を確保するのは行政の仕事でもあります。八那池側から見まして、今まで右側には商店がありました。左側には何もなく、工場とかそういうのがあったわけですが、最近、左側にコメリが開店いたしました。その結果、コメリとナナーズの間を移動する人が増えてきました。先日、バスから降りた高齢の女性の方でしたが、なかな

か横断できることなくて、下りのバスですけれども、ナナーズのほうへ来れなくて困っておりました。以前にも、今、議長であります鷹野議員が一言提案したことがありますが、そのときとは少々変わってきていると思います。消防署も緊急出動時に活用できるようなものということで、この地に押しボタン式の信号機を希望しますということです。町としても県に要請いただきまして、ぜひ、押しボタン式でいいもんで、信号機の設置をしていただきたいですが、いかがなもんでしょうか。

産業建設課 長

それでは、お答えをさせていただきます。以前にも、平成29年の3月だった と思います。鷹野議員からも同じ質問がありました。今回、押しボタン式の 信号機の設置を要望したいということです。信号機の設置条件の一つとしま して、歩行者の横断の需要が多いと認められ、かつ横断しようとする道路の 自動車等の往復交通量が多いために歩行者が容易に横断することができな い場合であって、直近に立体の横断施設、歩道橋がないことというのが条件 というふうになっているようです。また、新設の場合ですけれども、基本的 には学校の通学路であって、学校から1キロ以内で、横断される方が40人以 上で、道路照明がしつかりしていて、歩道があって、歩行者の待つスペース があること等、難しい公安委員会からそのような回答は頂きました。国道141 号線、交通量はあると思います。該当箇所につきましては、設置基準を今の ところ満たしていないということで、当該の箇所は見通しがよく、車がスピ ードを出してくる箇所です。ですので、信号機があることによって、かえっ て危険になるのではないかなというのが、佐久の警察署のほうへ問い合わせ たところ、そのようなお考えということですので、よろしくお願いをしたい と思います。町とすれば、要望としてまた県のほうには上げていきたいとい うふうに思います。

5番議員

今、産建の課長から、交通量が多いということで、あそこは交通量はあるんでけれども、1日40人以上ということらしいですけれども、40人というと、今のところはちょっと難しいではないかというふうに考えます。周囲に学校もなくて、公共施設がないということが条件を満たさないではないかというような意見でありますが、できれば、私としてはああいう場所でありますもんで、買物の年寄りがあそこへ来て買って、大体ナナーズに多く来るわけですけれども、乗り降りするには信号機をつけていただきたいと思っております。そんな中で、信号機が駄目なら横断歩道ということでありますけれども、これもやっぱり条件はどのようになっているでしょうかね、もし分かれば。

産業建設

横断歩道ということですけれども、先ほど県のほうから、公安委員会から回

課長	答のあったとおり、なかなかハードルが高いのではないかなというふうに感
	じております。
5番議員	なかなかいろんな条件が厳しいということでありますもんで、今後、また継
	 続して調査したり、いろいろやっていきたいと思います。そんな中で今、ナ
	ナーズのところがバス停はあるんですけれども、バス停のところに、できれ
	ば、要するに何というか、非常にあそこはあれですから、バスの待合室を造
	っていただきたいと。今、国道、昔から福山は風のごとくで、いずれにしろ、
	風が昔から吹くところであります。バスを待っているときに、待合室がない
	と非常に苦痛であります。ぜひ、待合室の検討していただきたいですが、そ
	の辺はいかがでしょうか。待合室を上り下りに1つ造っていただきたいとい
	う提案ですが。
産業建設	それでは、ナナーズのバス停のところに待合室というようなことです。あそ
課長	こは国道になりますので、県の所管というふうになります。県でも横断歩道
	の設置ですとか、その改良については基本的に、先ほども言ったように通学
	路でなければいけないというような問題もあります。大変難しいとは思いま
	すが、意見として県のほうへはお伝えをしたいというふうに思います。バス
	停については、また町営バスのほうで審議等をしていただければありがたい
	とかなというふうには思っております。以上です。
5番議員	今、バス停についてはということでしたが、あそこの地形を見ますとですね。
	私もちょっと地形を確認したり、いろいろしてきたんですけれども、バス停
	はできる地形だと判断しております。そんなもんでね、バスの運転手さん、
	特に町の運転手さんでありますもんで、運転手さんが安心して乗降できるよ
	うな施設、バス停を造っていただきたいということで、よろしくお願いしま
	す。また、私の最後のあれですけれども、こういうバス停とかスケートセン
	ターとかいろいろ言いましたが、町民の納得する堅実な財政運営と町民のた
	めになる町政の施設ということを望みまして、これからいろいろの施設を造
	ったり、いろいろするんですけれども、お互いに議会も町民も納得するよう
	な施設を造っていただきたいということでお願いしまして、私の質問を終わ
	らせていただきます。
議長	以上で第5番 小池捨吉議員の質問を終わります。
	<u></u>
	<u>第8番 篠原 義從 議員</u>

次に、第8番 篠原義從議員の質問を許します。篠原義從君。

議

長

8番議員

8番 篠原義從です。よろしくお願いいたします。令和2年早々に、コロナウ イルスによる肺炎が世界規模で蔓延し、我々を震撼させております。肺炎に かかられた方、また亡くなられた方々には、謹んでお見舞い、そしてお悔や みを申し上げます。そして、私たちが今やるべきことは、ウイルスの拡散を 防ぎ対応することだと思います。それでは、通告に従いまして質問させてい ただきますが、分かりやすく、そして議論のかみ合う一般質問にしたいと思 いますので、よろしくお願いいたします。議員になりましてから、町全体を 見ての議員活動をとの観点から、私は馬流区のことは地区懇談会で発言する にとどめ、議会ではあまり声を大にして活動してまいりませんでした。小海 駅前の再開発、土村商店街及び馬流商店街の活性化と、8年前、私が馬流区 長の頃から叫ばれてきましたが、いまだこれといった活性化事業は行われて いません。今年、駅前再開発の検討委員会の立ち上げに伴い、馬流が置き去 りにされることについて懸念しております。そこで、私は、馬流区の活性化 について質問したいと思いますので、よろしくお願いいたします。最初に、 去年まで町の駐車場として借りていた旧馬流劇場の跡地利用について伺い ます。目的のない土地の購入はしないとのようですが、この場所は小海町の 中心地、一等地であります。この土地の利用なくして活性化はあり得ないと 考えますが、今現在どのような状況下にあるか、分かる範囲でよろしいので、 お答えいただければと思います。

町 長

馬流劇場跡地につきましては、篠原議員の仰せのとおりでございます。そして、小海の一等地であるということも私は自負しております。30年度の8月の臨時会全員協議会におきまして、副町長から購入したいという旨を議会に提出しましたところ、目的のないものは買わないほうがいいということは篠原議員もご承知だと思います。以後の経過につきましては、総務課長のほうで担当しておりますので、総務課長のほうから説明させます。

総務課長

お答え申し上げます。今の状況につきましては、つい最近ですけれども、不動産屋のほうから調査が町のほうにございました。内容は、今現在、この所有者とほかの方と売買に向けて話を進めていると、ついては国道からの入り口の土地について、下に水路が流れていると、それの取扱いについて町のほうがどういうふうに考えているかということで質問状を頂きました。ということでつい最近分かったことですけれども、あの土地については既にそういったことで売買の話が進められているということで、今我々がそこへ手を出すということはちょっとできないという状況にございます。

8番議員

ただいまの説明だと、人手に渡ってしまったとのお答えですが、これはあれ

ですね、私的にもとても残念です。様々な利用価値があったと思いますが、 ちょっと残念ですね。思い起こせば、町の議会で総務課長が、この土地を買 ってくれないかと打診されたという話があって、あ、副町長か、副町長です ね。その話があったときに、私的には心の中で、一等地だからこれは手に入 れておくべきだなって、私はそのときに感じたのですが、そのときはなかな か私も買うべきだという発言をする勇気がありませんでした。こうなってみ ると、大変後悔しています。どなた様が購入したか分かりませんが、ぜひと も馬流が活性化するよう利用していただきたいと願うところでございます。 また、時がたてば、どんなようなチャンスが巡ってくるか分かりませんので、 常にアンテナを張り巡らして、もし町にいろんなチャンスが巡ってくるよう だら、またひとつよろしくお願いいたします。それでは、次の質問に移らせ ていただきます。同じ場所にありまして、今、空き家になっています旧昇月 さんの利用です。空き家対策委員会で議論の対象になっているのかどうか分 かりませんが、老舗料亭の立派な建物です。資料をお配りしました。私が馬 流区長のときに、ある人と全国で行われている事業をチョイスしながら、私 たちができること、私たちの思いを考えてつくりましたプランです。徹底し て娯楽・遊びを中心に考えてつくりましたが、8年前のプランですので、現 在に合わない部分等多々あると思いますが、昇月さんの空き家について町で はどう考えているか、答弁をお願いいたします。

総務課長

篠原議員、いろんなご提案をいただいて本当にありがたいわけでございますが、昇月さんの建物につきましては、以前からかなりこれ取得したらどうだというような話も度々持ち上がっておりますことは事実です。そのたびに抵当権のほう、土地の登記簿のほうを調べているわけですけれども、ずっと数千万円の抵当がついたまんま、それが消えないでいます。それと、これはあくまでもうわさですけれども、表に出ていないそういった債権もある可能性があるというようなことをおっしゃる方も中にはおいでになります。そうしますと、一体どのぐらいの、要するにお金を払わなきゃ取得できないのかという話になれば、ちょっと町のほうでは今のところ手が出せないという状況でございます。それと、その前の質問で出た馬流劇場跡地、これ町が取得していれば、昇月さんのあの土地もある程度使い道があったかと思うんですが、今度あそこの土地は進入路がなくなってしまうというような問題も、当時昇月さん建ったときもそうだったんですけれども、裏技といいますか、取りあえず土地を借りて進入路を確保した中であの建物が建ったというような経過もございます。そういったものをもろもろ考えますと、ちょっと今手

を出すわけにはいかないかなということでご理解をいただきたいと思います。

8番議員

確かに、私もセットで考えていたもんでね、あの土地と昇月さんを。いろい ろの利用価値があるなということでもって考えていたんですけれども、ちょ っと土地が人手に渡っているということになると、若干使い勝手が悪くなっ て、どうも思うような活用ができないなという感じは否めないわけなんです けれども、その代わり、昇月さんの不動産価値が落ちると思うんですよね。 あれで前にもし、もし仮にアパートだとか大きなもの建てられれば日陰にも なるし、入り口もないということで、そういうチャンスが、不動産価値が下 がって、安く入手できるというようなチャンスが回ってくるかもしれない。 そこら辺をまたアンテナを張り巡らしてもらって、何とか利用できるもんな ら利用していただきたいというふうに考えております。その点、ひとつよろ しくお願いします。今言った特別な人にも債権があるというような話なんで すけれども、そういう人たちが絡んでくるとなかなかね、行政が手を出しづ らいということも重々分かります。そこら辺は慎重にやらなければいけない と思いますが、せっかくある建物ですので、何かいいチャンスが巡ってきた ら、また利用ということも考えていただきたいと思います。それで、昇月さ んが使える、使えないはともかくね。駅前再開発の検討委員会ということで すので、馬流のほうにもぜひそのようなものを立ち上げていただいて、昇月 さんのほかにも空き家もありますしするから、順次それを、今、検討委員会 を立ち上げたからといって、すぐ一朝一夕にできるものでもないもんで、立 ち上げて着々と準備を進めていただきたいと思います。駅前と両方一遍に大 変だろうとは思いますけれども、ぜひそこら辺のところお願いいたします。 では、それで、最後の質問に移りたいと思います。私、前議会での一般質問 で私が、町直売所の冬期間の品不足を、町の温泉施設の廃湯でハウス内を暖 め、栽培したらと提案した件、もちろん記憶にあると思いますが、何か検討 したようないきさつはあるかどうか、ちょっとお聞かせ願います。

観光交流 センター 所 長

前々回だったでしょうか、一般質問で篠原議員のほうからそういったご提案がございました。その際も、私たしかお答えしたかと思うんですけれども、温泉の廃湯、ちょっと私、今、急だったもんですからはっきり覚えてないんです。32.3度だったかと思うんですけれども、その際にもお答えしたと思います。そういった中でもヒートポンプというような形で、熱交換をして利用はしている施設はございます。ございますけれども、それは施設内でということです。それから、そのときもお答えしたと思います。野菜、ハウス

にまで持っていくと、どこにやるんですかという話です。熱源ですので、移動すれば全く減っていってしまいますので、ハウスということではあの温泉の熱は難しいのではないかというお答えをさせてもらいました。ハウスで使っているのは、一般的には非常に湯量が豊富なところの近くで、温泉が要するに余っていると言うとおかしいんですけれども、温度が高くて湯量がたくさんあるところであればそういった利用と、ハウスのような利用は承知はしておりますけれども、私どもの温泉の湯量、それから温度で、それからどこでやるかということを考えると、温泉の熱源を使うのはちょっと難しいというお答えをしたとおりでございますので、それ以上の検討はしておりません。以上でございます。

8番議員

遠くへ温泉を引っ張っていくということになると、またそれは大変なんです けれども、あの近くでね。私は、だから最初の話ですから、150坪から200 坪ぐらいでいいと思うんですよ。そんな一遍に大きなものをね、例えば1町 歩とか2町歩、私が配らせてもらったその資料はかなり大きなもんで、青森 の弘前ですか、何か土の中へパイプで通して、冬でも野菜がとれると、こう いうことなんですけれども、私はそういうことを少し研究してやってみたら と。直売所も指定管理に出してあるとはいえ、冬場の野菜不足を直売所任せ にしておいたんでは、いかにもこれ無責任だと思います。皆で知恵を出し合 って、何とかしようということでなければ、直売所も冬、野菜が全然ないよ うな話では、この先立ち行かなくなると思います。そこら辺を十分に考えて いただいて、今言った小さなものでいいですよ。それで、あそこの近くでや ってみると。200坪あれば小さな野菜、白菜やそういうものを作るわけじゃ ないですから、ホウレンソウとかコマツナとか、何かいろいろあるわね。そ ういう野菜を作るんですから、それで十分だと思います。ぜひそういう研究 を、町でも調査研究をして、できることから始めると。これね、冬場の野菜 対策で、ストーブたいてということだら私言いません。そういうね、重油た いて、軽油を燃やしてという話では私はしませんけれども、温泉、かけ流し のお湯が出ているんだら、それを利用できませんかという話なんです。それ もそんな大規模なものでなくて。大変だと思いますって先に考えないで、何 とかよそで成功している例もあるんですから、前向きに考えていただきたい と思います。北海道でイチゴ農家が真冬にはイチゴが出荷できないと、これ をハウスの工夫で真冬でもイチゴが出荷できるようになったという話もあ ります。今、見てもらっている資料にも、弘前です。これ冬場、温泉、これ はわざわざこのために掘削したらしいんですけれども、そういうこともあり

ますからね。ぜひ、小海町にそういう事業といいますか、試みをしていただきたいと思いますが、町長、一言どうですか。

町 長

今、係のほうから申し上げたのは、その時代のそのときのことでございました。引き続きそうだとは思いますが、篠原議員、先ほど頂きました馬流地域おこしプランの基本姿勢というものは、これは私はすばらしいもんだというふうに思っております。そういった流れの中で挑戦する、あるいはそれで成果を上げたいという意気込みを忘れちゃいけないということは基本にありますので、何とかですね、どんなに小さなものでも現実となるべく方向で調査研究はします。そういうことで、この大変強い意気込みを感じさせていただきましたのでありがとうございました。

8番議員

じゃあ、ぜひその方向で、私も全面的に協力しますもんで、よろしくお願い します。それで、最後になりますけど、ちなみに福島県では、雪不足や集中 豪雨など地球温暖化の影響と見られる異常気象が顕著になる中、福島県は 2040年頃に県内エネルギー需要の100%総量を再生可能エネルギーで生み出 すとの目標を掲げ、国や民間事業者らとともに、福島新エネ社会構想に取り 組んでいるとあります。こういうことでね、先ほど言いましたように、冬場 の野菜が足りないといって重油や灯油をたいたんじゃ、今言ったように今の 時代に反しますので、ぜひ温泉かけ流しのお湯を使って、いいんですよ、150 坪から200坪で。それでもって始めて、それで直売所へ真冬の品物のないと きに供給するということで、ひとつよろしくお願いします。それで、先ほど の私が配った資料は町職員にもぜひ見てもらって、また今言ったように、昇 月どうのこうのじゃなくて、こんなようなことができないかということでも って使っていただきたいと思います。それで、最後に一言、私の気持ちを述 べて終わりにしたいと思います。私が述べました馬流の懸案事項が成就され ない限り、私は議員を辞めません。これからも、町長、町職員と切磋琢磨し て、町活性化のために努力していきたいと思いますので、よろしくお願いし ます。以上で私の質問終わります。ありがとうございました。

議長

以上で第8番 篠原義從議員の質問を終わります。

ここで1時まで休憩といたします。

(ときに12時04分)

第11番 新津 孝徳 議員

議 長 | 再開いたします。

(ときに13時00分)

次に、第11番 新津孝徳議員の質問を許します。新津孝徳君。

11番議員

11番 新津孝徳です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。 今回は、集落への町営住宅建設についてと雇用促進住宅の完成に関連しての 2点を質問いたします。令和2年を迎えた中に、降って湧いたコロナウイルス 問題が世界中に蔓延しようとしていて、東京オリンピック・パラリンピック の開催年でもありますが、何事にも先の見通せない今日であります。不安だ らけの現状の中にも、町としては第6次長期振興計画が発表されました。ま た、昨年の台風19号の被害から復興しなければなりません。 町長の施政方針 の中にもあります2040年の目標人口3,050人と設定、2045年は2,700人という ような数字もありますが、町長はじめ私たち議員も、少しでも1人でもこの 設定より多くしたいと思っているのではないでしょうか。そんなところか ら、これらに関連し、質問に入らせていただきます。集落に町営住宅の建設 をしていただけないかということであります。先日の議案質疑の中に、空き 家を利用した体験住宅を集落に1軒ずつみたいな話もありましたが、1年に一 度か二度使うだけであっても、いろんな思いもあり、空き家利用について返 事をもらえないということではないでしょうか。町場の便利なところに町営 住宅を造るのが基本的な考えであることは理解できますが、山手集落の荒廃 をどこまで抑えられるか、活性化対策も含めて、取りあえず町長のこの集落 に町営住宅を造るということに対してのお気持ちをお聞かせください。

町 長

ただいま新津議員から提案いただきました、ご質問いただきましたことについてお答えを申し上げます。町では、長期振興計画で、令和4年度と6年度において町営住宅、仰せの町営住宅12戸建設を予定しております。集落機能の維持が難しくなっている集落が増えているということは認識しております。そういったところを元気にしたいということで、その地に町営の住宅を建てて、できるだけその場を中心に、使い勝手がよく、新しい皆さんがそこに住んでいただいて、集落が元気になればという考えでおります。また、ご提案いただいたような要望が多々あるようでございましたら、また検討させていただきたいというところでございます。以上です。

11番議員

今回、私がこの件をお願いしたのは、やはり若い結婚した人が親の近くの住宅に住みたいと、そういう意見をたまたま聞きまして、実は一緒に住みたいんだと。今時にして、俺偉い人だなと思ったわけです。ところが、現状は家族が多くて、やはりそれはできないということで、やはりこういう要望がある限りは、やはり努力するのが、我々もその中ではありますけれども、していかなければいけないと、そういうふうに思ったところであります。そして、昨年等、親沢でありますけれども、1組の家族が入りました。それは、長男

の家に次男が入ったわけですけれども、そういったこともありまして、聞いてみたところ、農業をやるという話なので、ああ、これはまたどういうことかは分かりませんけれども、よかったなと、取りあえず。そういうことを思ったわけであります。そして、ここにも書いてあるとおり、移住の希望者も今いるわけです。そして、近隣の町村から来て、親沢で農業をやりたいという人がいるわけですが、これは町長ご存じですか。

町 長

私の知る限り、何組かの方は親沢地区でやりたいという話は伺っております。そして、今のご提案いただいた件につきましては大変喜ばしい、多子世帯というものができてくるということは喜ばしいことだと思いますけれども、やはり家族の中にもプライバシー等々あって、新しい家というようなご意見はあるかと思いますが、今のところ、私どもに直接のお願いをされたという経過はございません。したがって、新津議員のそういった事例を踏まえた中で、現状をよく把握しながら、慎重に進めていければというふうに考えております。

11番議員

ありがとうございます。移住の希望者も家族がいまして、お子さんもいてと いうことで、取りあえずはやはり、でも、住むところが見つからないという ことで、そこまでしか話はまだ聞いていなくて、その後は、ですから、時に は今現在いるところから通うという話でしたけれども、やはりそういうこと では効率も悪いし、何とかしなきゃいけないということで、区長さんたち等 も含めて今、話をしているところではありますけれども、そういう人たちが いるのに、実際にそういう状況がそろっていないと、空き家もいい空き家も ないし、借りられないみたいなことがあれば、やはり大変残念なことである ということで、この山間地が本当に今どんどん減少、人口減少が激しいわけ でありまして、本当に区の組織自体が、今のところはまだまだ何とかやって いますけれども、今後どうなるかという、そういうところに今面しているわ けであります。ですから、そういう若い、親沢に住みたい、住んで、親の近 くで親も見ながらとか、いろいろそういう方が実際にいるところであります ので、これはぜひとも検討していただきたいと思います。本当にこのような 意見が最近なかなかない中で、本当に貴重な考え方だと思いますので、川東 の発展、それから活性化も含めて、本当にやっていただきたいと思います。 そして今、明るいニュースとしては、今度できましたところの体験住宅です ね。あそこでも今年、ワインの研究もこれからしていくということを聞いて おりますので、これは本当に夢や希望があることだと思います。しかし、ま だ、これは先の長い話でありますけれども、そういうことからいろいろして、

また、若い人たちがそれに賛同する人たちも出てくる可能性もあります。そういうことで、ぜひ集落を、全部の集落にとは言いませんが、住宅をできれば建設していただければ、我々もあの土地そのものについては、地元で頑張りたいと思います。そういうことで、ぜひとも検討していただきたいと思いますが、こういう状況の中で、町長、少し変わってきますか。

町 長

大変貴重な意見をありがとうございます。それにつけましても、行政が動くというまず基本は、実態の把握は非常に大切な意味を持ってきます。したがって、区なり、区長さんなり、それから議員さんなり、そういった形の中で、町へ正しい情報をお伝えいただくというのが基本だと、まず思いますので、その辺から伝えていただければ、必ずや何らかの方法を探り、そしていい結果に持っていけるのではないか思いますので、まず情報の提供をお願いしたいと思います。

11番議員

いつもそういうことはお話をしておりますので、お願いに伺うことは十分可能でありますので、ぜひともそのような形で何とか実現をさせていただきたいと思っております。また、今後ともご相談のほどよろしくお願いしたいと思います。続きまして、雇用促進住宅の完成に関連してということで、ただいま、また町営住宅が整備されているわけであります。そして、町長の説明にもありましたが、4月にはこれをいっぱいにしてスタートしたいと、それはもちろんであります。そういうところでありまして、まずあそこには若い人が入るだろうと想像しております。そんな中で、これをぜひ定住の促進、また、人口増につなげていかなければならない。そうしまして、そんなところでまた小海駅前の再整備、それから公園の、誰でも集えるような公園ということで、それもまた検討していくという、本当にちょうどいい機会ではないかと思っております。そして、そういう検討委員会これからだと思いますので、そういう入居された方にもお声がけをしていただいて、そういう皆さんの意見も聴いていくというのも、大変これは大事なことではないかと思っております。その点はいかがでしょうか。

町 長

昨年度の目玉としてやった事業でございます。これは、もちろん成功の方向 へ持っていかなければならないということでございますが、ただいまの新津 議員の若者も参画した中でということは大変いい意見と承ります。それか ら、駅前整備につきましては、これから検討委員会を立ち上げるという段階 でございます。しかし、私の公約等々にもありました再整備ということにな っておりますので、これは本当に町挙げてといいますか、先ほど篠原議員か ら、北牧側ということがありますが、かつて駅から今の楽集館までの整備を という形で進めた経緯もございますし、総合的な中でやっていきたいと思います。また、そういったあまりにも風呂敷を広げ過ぎたような計画にならぬよう慎重に進めていき、そして今のご意見のように、皆さんにご納得いける部分を模索していきたいと思っております。

11番議員

駅前の整備につきましては、やはり何といっても、駅があるということで中 心であります。そこがやはり寂しくなってはどうしようもない、本当に観光 客や何かも降りたところでその雰囲気が分かる、そういうことでございま す。再整備するところの中にはアルルも現在あるわけですけれども、そうい うところの問題ももちろんありますけれども、そこへ若い人たちが、自分た ちも仕事を持って、私もこういうことをやってみたい、そういう話にもつな がる可能性があります。これは、非常に現在の若い人たちもいろんな考えを 持っておりますので、その辺を職員ともどもいろんな空気を読んで、そうい う人たちをそういうところへ一緒にして行っていただく、また、町民参加と いいますか、本当に今言ったとおり、検討委員会だけでなく、事業にも参加 をしていただける、そんな形になっていただければ大変ありがたいと思いま す。それで、公園整備もですけれども、これらの人たちがこれから独身でも し入ってきても、やがて結婚して子供を連れて遊ぶのにも大変よいところ、 そういう夢の持てる公園、ちょうど一緒になりましたので、これは大変いい ところだと思います。本当に若い人たちが町営住宅に入るわけでありますの で、造っただけでなくて、町に長く住んでいただけるような、居心地のよい 環境づくりが必要になってくると思いますが、その辺については町長のお考 え、どのようでしょうか。

町 長

せっかく投資したものですから、新しく若者に小海町の住民になっていただき、そして活力のある生活をしていただきたいというのはもちろんでございます。具体策といたしましては、駅前整備等々に含めた中で、若者が定住できるというような施策を広げていきたいと思ってはおりますけれども、やはり昨今の厳しいこういう経済状況でございます。それから、今におきましてはコロナウイルスの問題等々ありまして、非常に難しいことに直面しているわけですけど、やはり私のまず申した元気のまちの小海をつくるには、その辺にちょっと負けてはいられませんので、ぜひ議員の皆さんも、画期的な意見ありましたらどんどん出していただきまして、一緒になって進めていければというふうに思っております。

11番議員

前の中学校跡地にも公園がまた整備されまして、大変見ただけでも、これはにぎやかになったなと思っております。そんなところで、若い、ちっちゃな

お子さんのいる方も、何かあんなところを見れば、またあそこへ行って遊びたい、そういう元気な声が聞こえる、そんなような気がいたします。本当に雇用促進住宅を造ってよかったと、多くの町民から思われるような努力を、我々も職員も、皆さん本当に一緒になって考えていく必要があると思います。これから、本当に再整備に当たりましても、いろんな意見をまた皆さんで交わしていきたいと思いますので、ぜひ、そのような夢の持てるような住宅にしていくような施策をお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

議 長 以上で第11番 新津孝徳議員の質問を終わります。

第10番 井出 薫 議員

|議 長 次に、第10番 井出薫議員の質問を許します。井出薫君。

10番議員

10番 井出薫でございます。今日は、国民健康保険税についてとごみ処理に ついてということで議論をしてまいりたいと思います。国民健康保険税につ いてはね、町長就任以来何回となく、この場所から議論をさせていただいた り、国保の協議会のほうでいろいろ議論させてきていただいたという中で、 国民健康保険税そのものが、これまで一番訴えてきたのは、所得割合で見た ときに15%というね、税がなっているということで、協会けんぽあたりと比 べるともう1.8倍にもなるというような、そういう議論をぐ一っとしてきま して、そういう中で一番比率を上げているその大きな原因の一つに、やっぱ り所得の無い、そういった子供たちに対してまでね、1人幾らという頭割の 税金課税がされているということをこの間ぐ一っと議論してきまして、町長 もそういった議論も受け止めていただきながら、令和の元年度からね、多子 世帯支援事業ということで、子供の多い皆さんに第3子から、いわゆる均等 割部分を、町としても子育て支援ということで応援していきたいというよう なことで、実際に条例には、この要綱は、小海町国民健康保険、建設国民健 康保険組合又は医師国民健康保険組合に加入する18歳以下の子供が3人以上 いる多子世帯を支援し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ることを目的に するということ、条例をつくっていただいて、早速の事業を始めていただい たということであり、私は今日は、こういった事業をやって実際にどうなっ たかという部分を検証しながら議論をしたいということでありますけれど も、協議会の運協の報告の中でも、私、協議会の皆さんにも、こういうこと でやはりしっかりと検証しながら、この先どうすべきかということを国保の

運協の皆さんにも提案したところ、皆さん快く、ぜひ検討していただいて、 またやっていっていただきたいという答申がされているのも、皆さんご存じ のとおりであります。そこで、まず最初に、資料も要求してありまして、実 際にどうなったんだという部分を、まず報告お願いしたいと思います。

町 長

ご意見ありがとうございます。国民健康保険事業の運営に関する協議会ということで、井出議員が委員長をやってもらっています。その中で、かなり専門知識のおありの委員さんもおいでになりまして、私も大変勉強をさせていただいているところでございます。そして、運協自体が非常に中身のある会議になっていることは確かだと思います。井出議員もご承知かと思いますけれども、私が町長になった矢先、信濃毎日新聞にどーんと出したら、「こら」と言われまして、私もそれから勉強を重ねたつもりではございますが、まだちょっと知識の浅い部分、それから教えていただかなければならない部分が多々ありますけれども、町として、そして国の国民皆保険というような、すばらしい仕組みができているのは確かだと思います。米国では今回もお亡くなりになる方がたくさんおいでになっている中、日本国民が皆、皆保険があるおかげで病院へ行けるということは重々ご存じだと思います。そういった中のものを踏まえて、数字的なものは町民課長のほうから申させていただきますけれども、よろしくお願いをいたします。

町民課長

お疲れさまでございます。資料要求がありまして、資料つづりの1ページに、 国保税の負担率表ということで申し上げてございます。多子世帯応援事業の 税の負担率はどうなったかということで、資料の1ページの上の表が多子世 帯支援事業についての負担率表になります。限度額超過世帯を除いた状況に つきましては、世帯数で15世帯、人数で23人が対象となりまして、均等割の 補助額は29万3,790円ということになってございます。表の補助前、それか ら補助後、C、Dということで申し上げてありますが、補助前の所得割合に つきましては11.29%、補助後になりまして所得割合が10.52%、比較すると マイナスの0.77%という負担率になってございます。以上です。

10番議員

これは、国保の関係だけの計算だというふうに理解をしたんですけれども、関係者が15世帯23人のお子さんに対して、いわゆる負担率といいますか、所得割合が11.29%から10.52%に下がったという報告であります。それで、この15世帯23人といっても、それぞれに所得階層が様々にありまして、実際には低所得者の皆さんから限度額までと言われる皆さんがそれぞれにどうなったかという点を見たときに、ちょっとこの表では分からないわけでありますけれども、そして建設国保の関係だとか医師国保の関係とか、そういった

部分も、いわゆる所得から見た負担率といいますか、そういったものがどう なったかというような資料をまた研究して作っていただければ、これからい ろいろ研究していくにはいいじゃないとかいうふうに思いますので、それは お願いをしておきたいと思います。そういった中で、ご覧のとおり、全体の 中で見て0.7%、それでも10.52ということでありましてね。税率としては決 して安いものではないと、負担を住民の皆さんがされているというのが私は 現状だと思います。そういった意味からしまして、この間、全国各地で18 歳未満の子供たちそのものに均等割を課税しないと、そういう町村が増えて きていると。例えば、岩手県では宮古市だとか、それから福島県では南相馬 市とか白河市というところが全額、18歳未満は全額課税をしないと。やり方 は、一般会計から繰り出して国保でやっているとか、一般会計の中でやって いるとかというような形であります。そういった点からしましても、やはり 子育て支援という形で、小海町は様々な施策を講じているんですけれども、 例えば子供が生まれたときにはね、町長、一生懸命頑張って町も応援してい ると。皆さんご存じだと思いますけれども、1子、2子のときは30万円と、そ れから3人目になると50万円で、4人目になると100万円という、生まれたと きに町としてお祝い金を出しているというような、若い皆さん、また、子供 たちも増えてもらわなきや困るというような思いもあって、子育て支援とい う形でやられているわけでありますけれども、そういった点から考えてみま しても、やはりそういった税の観点から見ても、収入のない子供にね。例え ば、後期高齢者の、前回も言いましたけれども、医療保険の負担分ですら生 まれたばかりの子供にまで課税していると、そういう部分をやっぱり子育て 支援に合わせて改めていく、改める必要はあるのではないかというふうに思 いまして、2番目には18歳以下もね、具体的に例えばやるとすりゃどうなる んだという試算表もお願いしておきましたので、ちょっと説明をお願いした いと思います。

町民課長

それでは、先ほどの資料の下の表になります。18歳以下ということでございまして、これも国保の分ということでご理解をいただきたいと思います。18歳以下の均等割額と所得割合ということで資料を作らせていただきました。これも国保の限度額超過世帯を除いた状況としまして、世帯数で57、109人が対象となっております。均等割額につきましては、132万6,700円という数字になってございます。所得割を控除する前の所得割合が10.74%、均等割を控除した場合の所得割9.92%で、比較するとマイナス0.82%ということでお願いしたいと思います。

10番議員

今日のやり方での試算表ではこういうふうになるということで、あとはやはり町長の決断という話になってくるというふうに私は思います。先ほど申しました島根県の浜田市なんかの場合には、23歳未満の低所得者の皆さんの均等割を全額免除とか、いろいろ各市町村によって計画、やり方、進め方はいろいろあるわけです。しかし、先ほど言いましたように、18歳未満の免税というところは、子育て支援ということでやっぱり応援しているというやり方なんですけれども、先ほど言いました、あとは町長の決断ということでありますので、こういった試算表を見ながら、町長としては、必要性はもちろん否定はされないと思いますけれども、お考えを伺いたいと思います。

町 長

必要性はあろうかと思います。それはお認め申し上げますが、私、「さあ、いいぞ」と言って手を振ったところが、県のほうからご指示をいただいたというような経過がございますので、二度とそういうことはないようにという、慎重な姿勢でかかっていきたいと思いますが、井出議員のおっしゃることは非常によく私自身も分かりますので、大変貴重な意見として承っておきます。よろしくお願いいたします。

10番議員

ぜひ、この2番のやつも、先ほど言いましたような形で、それぞれの所得階 層の中でどのくらい変わっていくかというような表、それから建設国保、そ れから医師国保の関係も調べていただいて、資料として出していただいて、 またしかるべきでの議論の場所もあろうかと思いますけれども、やはりそう いったところを飛び越して、ここで決めていくというわけにもいきませんの で、また行政のほうでもいろいろ検討もしていただきながら、いずれ町長言 われるように、収入もない、そういった子供たちにまで、町はこんなに頑張 って応援しているのに、方やでは課税するなんていうやり方は不誠実だとい うふうに思いますので、熱心な検討をしっかりとお願い申し上げまして、ま た前向きに進めていけるような結果になればということで、この質問は終わ りにしたいと思います。それから、2番目の問題でありますけれども、ごみ 処理についてということで通告してありますけれども、この先どうなるんだ というような書き方ですけれども、実は本定例会初日にね、佐久クリーンセ ンターとの契約関係に関する条例が提案されまして、そのときにも議案質疑 でやらせていただいたんですけれども、どうもこの間の経過の中で、最初の 頃と何かちょっと違うようなニュアンスも出てきたんではないかというよ うなことを議論させていただきましたけれども、改めまして、この場所でも ってクリーンセンターへのお願いする経過と、現時点でどうなってきている のかという点のこれまでの取組といいますか、そういった点をまず説明お願 いしたいと思います。

町民課長

それでは、ごみ処理についてのご質問でございます。資料の請求がございまして、2ページと3ページに、2ページにつきましては「新ごみ処理施設建設事業の経過」ということで、平成5年に南環が立ち上がりましてから、新ごみにつきまして佐久市・北佐久郡の環境施設組合で現在、新しいクリーンセンターが建設される目前になっておりますが、その流れにつきまして経過を申し上げてあるところでございます。佐久市・北佐久郡の環境施設組合新クリーンセンターにつきましては、一番下の行にありますけれども、平成26年10月1日に組合が設立をされまして、1市3町による組合の設立ということ、それから南佐久の町村につきましては、佐久市に対して、下から3つ目になりますけれども、平成22年の段階で5町村長から佐久市長に対して、南佐久郡のごみの受入れを申し込みしまして、それを受け入れていただいているということで、当初は令和2年12月のクリーンセンターが稼働するときからという計画もありましたけれども、年度またぎで混乱を避けたほうがいいということで、小海町としましては、令和3年の4月1日からこの施設への搬出を開始するという状況で進んできております。以上でございます。

10番議員

22年の1月にね、南佐久の町村長がお願いをして、佐久の新クリーンセンターへ受け入れてほしいという要望をし、施設建設が進んできまして、実際には今年の10月頃からですかね、稼働が始まるような話ちょっと聞いたんですけれども、そういう中で、ごみの処理量、あそこは110トンという計画で、55トン炉を2つという計画だそうでありますけれども、聞いた話ということでまことに申し訳ないんですけれども、ここのところごみはうんと増えてきて、110トン炉では処理し切れないというような数字が出されてき、そして南佐久のほうでも最初の予定量を超えた部分は自家処理をしてくださいというような方向が出されたと。これは、私確認しておりませんので、聞いたということで答弁してもらいたいんですけれども、川上だとか南牧だとかね、両相木もそういったことに対しての対応を準備を始めているふうな話を聞きまして、議案質疑のときには、小海町は量を超えていないから大丈夫だというような、初日のときには課長のほうからそういう答弁あったんですけれども、そこいら辺の具体的なちょっと話をまず教えていただきたいんですけれども、そこいら辺の具体的なちょっと話をまず教えていただきたいんですけ

町民課長

議案質疑のときに、大まかなお話を申し上げたところでございます。新クリーンセンターの搬出量ということで、新クリーンセンターにおきましては、 市町村ごとで地域計画、目標値というものを設定した上で、焼却炉が建設さ れてきたということでございます。処理能力は、議員さんおっしゃったとおり、1日当たり55トンの焼却炉が2基ありまして、1日当たり110トン処理できる容量があるということでございます。その目標値というのは、29年度に値を決めておりまして、それで平成30年度の実績では、29年に各市町村で計画したとおりのごみの減量化が達成できなかったというために、市町村によっては、全てのごみの受入れが計画を超えている部分については難しいという状態となっております。計画の目標値を超過した量につきましては、市町村ごとで民間委託などの対応を図ってくださいというお話がされております。小海町につきましては、29年度に目標値を864トンということで設定いたしまして、30年度実績が845トンということで、計画内に収まっているために、小海町については全てのごみの搬出が可能となっておりますが、計画を超えてしまっている町村は、それが全ての搬出が可能ではないと言われているのが現状でございます。以上です。

10番議員

当初の計画の中からね、29年度を基準として、これからの受入れをやりたいというような方向になったということですけれども、1つ聞きたいんですけれども、佐久クリーンセンターそのものは、佐久市・北佐久の一部事務組合議会の中で相談して決められていくと。それで、南佐久6町村はお願いをして申し込むということからすると、今言ったように、29年度をベースとして超えた部分は各町村で対応してくださいということはどこで決められて、我が南佐久6町村はそういうのにどのように関わって、決める段階では関わっているのか、いないのかという点と、どのようにしていくのかという点を伺いたいんですけれども。

町民課長

ごみの町村ごとの処理量を決めていくというのは、この4市町の組合のほうで決定をされると。南佐久郡の町村につきましては、お願いをして委託することになりますけれども、その事務の委託につきましてはその組合との、この議会の初日に協議をいたしました委託に基づいて、規約に基づいた処理をするということですので、受入れ量につきましては今のところ組合のほうで決定をされる事項ということでなっております。

10番議員

ですから、初日の条例の中でもあったとおり、単価とかそういうのはまた佐 久のほうと相談して決めていくということですけれども、クリーンセンター の運営方針そのものというのは、やっぱりクリーンセンターの議会の中で決 めて、南佐久はそれに従っていくという立場にあるということでいいわけで すよね。

町民課長

おっしゃるとおりでございます。

10番議員

そこで、1つ私が伺いたいのは、目標値という点でいいますと、量が何というですか、2万9,355トンという数字が、この間の佐久のクリーンセンターの議会、これは全協の資料ですけれども、に載っているわけです。それで、私は、当初ね、目標が3万1,867トンという計画だったというのを、当時このクリーンセンターの議員をやっている人に聞いたわけです。それで、今回、佐久の資料へ出たのは2万9,355トンと、数字がやたらと小さくなっちゃっていると。110トン炉でありながら、処理量の目標値が小さくなっているというようなことは、分からないわけですか、理由は。

町民課長

その数量につきましては、南佐久のほうは計画量の範囲内で決めてきたということでございまして、最初の目標値3万トン超えの部分については、佐久市・北佐久郡のほうの処理量が計画より増えた分、それは乗せられてきたと。南佐久の分については、計画量でお願いをしたいという申入れが令和元年度になって示されてきたというのが内容でございます。

10番議員

ここに佐久地域循環型社会形成推進地域計画と、第二次計画というのが29 年の12月に発表されているわけであります。これを見ますと、例えば平成29 年の処理量ですか、各町村ありますけれども、とにかく合計で2万814トンと、 この合計打ちますとね、燃やせるごみ、中間処理後の可燃ごみを含むという ふうに書いてありまして、これが28年度の結果だね。だから、29年の頭だと 思うんですけれども、なっているわけです。それで、今度は「処理方法の今 後」という資料が表5であるんですけれども、合計しますと、新クリーンセ ンターでの処理量は35年には1万9,665トンというような計画になっている んです。またぜひいろいろそこら辺ね、何かのときに、町長、話をいたして もらえればありがたいと思うんですけれども。私が分からないのはね、最初 のときには365日毎日持つと、そういう計画だったのが260幾日といったか な、計画が変わったらしいんです。だから、365日燃やすときには、ごみが 足らなきや困るわけです。だから、生ごみだって何だってどんどん入れちゃ うと、こういう計画だったわけですよ。ですから、やはり先の計画というの はいろいろあったりね、あれしまして、これはけしからんとか云々なんてい うわけにはいかないわけであって、もともと自分たちには決定権もなくて、 やはりお願いをするという、そういう立場でありますから無理もないという ふうに思いますけれども、私がここで提案したいのは、今は小海町はいいと。 今はいいけれども、この29年度の受入れ量を超えたときにどうするかと、こ ういうことは当然あり得ると思うし、私たちも考えていかなければならない 問題だというふうに思うんですけれども、そこいら辺の相談みたいな部分は 始まっているわけでしょうか。

町 長

永遠のごみの問題という形になろうかと思います。そして、井出議員は、6 期という長い間議員をやっておいでということで、南佐久郡の郡下の集合したごみ施設が頓挫したという部分はご承知かと思います。それを今までといいますか、今の柳田市長は非常に紳士的な方でありまして、受入れ等々についても心広くやっていただいたと思います。以前の平成22年に6名の首長で佐久市にお願いをして、ようやくごみを受け入れていただけるという形を持っていったということを、私町長になりまして非常に強く、昭和からやっておいでの大変すばらしい村長にご教示をいただきました。そうした中で、川上、南牧については、佐久市までの、仮に川上ですね、ごみの運搬の試算をしたところ、ごみの処理に一千数百万、運搬に4,000万の上かかるということで、南牧と共同して独自のものを考えているということでございます。したがって、これは佐久市の組合、佐久市・北佐久郡との組合の中で報告をし、そしてそちらもいいですよという形になっているそうです。

我が町におきましては、平成15年がピークで、後この10年間ぐらいは850ト ン前後と、下回っていると思いますが、それで推移しているという状況でご ざいます。これがオーバーしたらということは懸念されるわけです。必ずあ ろうかと思います。したがって、今の草刈久保の焼却炉、非常に老朽化して いますけれども、小海環境さん非常に優秀な会社でございます。したがって、 私のほうからのお願いで、あれを更新できないかという案を申し上げ、そし て先日は業者にも来ていただきました。それが、超えた分の処理量というこ とで受け入れていただければ、そこで済むわけですけれども、やはりあそこ にも限界があるということで、生ごみについては厳しい状況であろうかと思 いますが、そういったことで模索をしているところでございます。したがっ て、私の感想から言わせてもらいますと、佐久市にごみ焼却、そして火葬 等々、本当に何といいますか、元から委ねなければならないというような状 況を踏まえて、個人とすれば大変地団太を踏んでいるといいますか、もうち ょっと何とかならなかったかというようなところがありますけれども、現状 を踏まえた中での行動ということになれば、そういったことは致し方ないか というふうに思います。ただいまご質問の余ったごみということ、受入れし ていただけない部分のごみということについては、そういった考えをしてお ります。また、先日の質疑の中で申し上げたのは、事務委託をするという部 分でしたので、ぜひ、その辺ご考察願いたいと思います。

10番議員

町長もいろいろな流れの中からね、現在を引き継いだという立場からすれ

ば、それぞれにご苦労なところもあろうかというふうに思いますけれども、1つ私は提案として聞いていただきたいんですけれども、今は小海は生ごみは埋め立てているわけですよね。それでもって、今度、新クリーンセンターへ入れていくと、生ごみも燃やすごみとして受け入れてくれるという体制になるということでありますけれども、そうすると、今、収集や何かも燃えるごみと生ごみの収集は別々になっていてね。だけれども、今度は一緒に燃やしてくれるっつうだら、収集日わざわざ分けねったって、地域的に今度は遠くまで運ばなきゃなんねえわけだから、一緒に収集できるような、そういう体制にしてやったほうが、また効率がいいじゃないかというようなことを言われる方がありまして、そこいら辺は今、だんだん準備を進められているのかどうかという点だけ、ちょっと伺いたいと思います。

町民課長

先ほど令和3年の4月1日から搬出開始の準備をしているということを申し上げましたけれども、町民の皆様への周知期間を確保する、それからごみカレンダーの作成の都合もあって、4月開始ということにさせていただきました。現在、町では可燃、生、不燃、資源、プラごみと、5つに分別して収集しておりますけれども今回といいますか、新クリーンセンターにつきましては議員様おっしゃるとおりで、可燃ごみと生ごみを搬出すると。これは、一緒に出していということでございますので、現在は可燃と生を別々に分別しておりますけれども、令和3年4月以降につきましては、今までどおり分けて、別の袋で出されてもよいし、分別せずに同じ袋に入れて出してもらっても構わないという形式になりまして、それについて、収集地区のグループ、それからごみを出す曜日等の変更も考えて、変わってくる部分があろうかと思います。それはまた、令和2年度の中でよく話し合いまして決定してまいりたいということでございます。

10番議員

ただいま課長の答弁にもあるようにね、今、準備段階で、今、可燃ごみと生ごみは分けているけれども、そういう体制の方向をつくるよう準備しているということでありますけれども、町長、草刈久保の施設を残すというのも1つの方法だと思いますし、私は、できればね、生ごみは燃やさないと。クリーンセンターの新クリーンセンターへ入れる町村の中で、例えば佐久穂町は生ごみを、佐久穂町はあれですけれども、例えば御代田町なんかは浅麓ですか、小諸のほうでやっているね。あっちへ生ごみを今お願いをしていて、量が増えてもいいように、そのまま生ごみはそっちへお願いするというやり方をする予定と、35年計画でもそうなっています。それから、佐久市でも、臼田で生ごみの堆肥センターがあるわけでありまして、私、以前にも議論した

ことあるんですけれども、やはりこういった部分は佐久市でも残していくと。それから、臼田の堆肥のところが、施設ががばがばだと、余っているというんです。だから、そこいら辺が、町長、ぜひ交渉で、臼田のほうでね、例えば小海このくらいあるんだけれども、受入れが可能とか、受け入れてもらうにはどうしたらいいんだとか、そんなようなことをね、やはり相談をしていただいて、できれば生ごみは燃やさないで堆肥化するというような方向に、できれば努力してもらえないかというふうに思うんですけれども、どうでしょう。

町 長

ただいま、画期的なご提案をいただいたと私は受け止めております。イー・ ステージという会社があるんですが、あれはもともと御代田の出発で、私の 知人が始めた会社でありましたけれども、その辺が最初の生ごみの本当に画 期的なことをやり始めたというところでございます。臼田のその堆肥センタ 一、私ちょっと存じませんで申し訳ありませんけれども、相談はできるかと 思います。また、御代田の小園町長は、なかなか若手で、非常に頭も切れる し行動力もあるということですので、ぜひ相談はさせていただきたいと思い ます。また、我が町にも非常に何といいますか、何となく、これ本当ならも う夢の施設だというものの営業も来ているのは確かでございます。うのみに するわけにいかないもんで、検討はしておりますけれども、それが仮にすば らしいもんであれば、とんでもない世界になろうかという、そういった提案 もございます。また、草刈久保は井出議員ご承知のとおり、キャパシティが もうちょっとだと。もうちょっとだもうちょっとだと言って、もう10年ぐら いになると思うんですけれども、本当にもうちょっとです。したがって、喫 緊の問題ではあるんですけれども、やはりそういったものも丁寧に使った り、それから民間の後押しがあれば、本当にすばらしく解決できるというふ うなところでございますので、ただいまのご提案等々含めた中で、慎重に、 そして町民の皆さんのご意見をお聴きしながら検討していきたいと思って おります。

10番議員

実は、この間頂きました第6次の長期計画の中にも、ごみ処理の件が載っていまして、50ページでありますけれども、町のごみ処理は閉鎖の方向で進めていきたいというふうに載っています。できれば、私は、自前でやれば本当は一番いいだろうと思いますけれども、そういう方向でありますし、それからごみの減量化・再資源化ということで、生ごみの自家処理、堆肥化等により大幅なごみの減量を目指すというふうに、基本方針の中でなっておりますので、ただいま私の提案もね、こういった点では同じ方向性ではないかとい

うふうに思いますので、またいろいろ努力をしてもらうと同時に、事あるごとに、できたら議会のほうへもいろいろ報告していただきたいということをしっかりお願い申し上げまして、私の一般質問を終わりにしたいと思います。

議長

以上で第10番 井出薫議員の質問を終わります。

ここで2時15分まで休憩といたします。

(ときに14時02分)

第9番 的埜 美香子 議員

議 長 再開いたします。

(ときに14時15分)

次に、第9番 的埜美香子議員の質問を許します。的埜美香子君。

9番議員

第9番 的埜美香子です。通告に従いまして、一般質問を始めます。今議会 の冒頭で、町長からの令和2年度施政方針が出されました。町長の政治姿勢 が書かれているわけですが、具体的にどのように進めていくのか、3点に絞 って、まず初めに議論していきたいと思います。町長は、公約も掲げられ、 就任以来も元気な小海町をつくっていきたいと、一貫して述べておられま す。そこで、「憩うまちこうみ」事業やチャレンジ支援金などを進めている ところだと思います。今後、長期振興計画を進めていくことにおいても、強 いリーダーシップと職員の力が重要になってくると言われています。この強 いリーダーシップと職員の力はもちろん大事なことですが、この施政方針を 聴いて、少し違和感を感じました。それで、町長の最初の施政方針を読み直 しました。1年目の施政方針では、「町民目線の行政推進」とか、「町民の皆 様の忌憚のないご意見、ご要望を町政に反映できるシステムを構築していこ うと思う」というふうにあり、2年目には、町民アンケートや、各団体との 懇談会や地区懇談会なども開いてきているわけですが、そういったことを踏 まえた上での強いリーダーシップと職員の力なのでしょうか。少し表現がト ップダウン的に感じたわけであります。その辺お答えください。

町 長

細かな指摘、ありがとうございます。私は、そういった就任時、冗談っぽく言われましたが、米国のある大統領の小海版だというような印象を受けたのは、これは恐らく顔と体格ではないかというふうに思うんですが、的埜議員も私とお付き合い願って分かっていただけるとおり、私は常に町民目線でいる姿勢は崩していないと自負しております。文章の中にどうであろうが、私の信念は変わっておりません。これだけはお伝えしておきます。また、強いリーダーシップということ、その基になるのは、小海をリードしていくのは

やはり職員だと思います。71名全員が、あるいは今度4月からまた一緒の になるわけですが、150数名という職員がですね、一丸となってこの町をリ ードしていくというものが基本的な姿勢でございます。そしてその中には、 やはり手前どもが持っている力を十分に発揮するため、それを発揮させるた めに、私がさらなる強いリーダーとなってこれを引っ張っていかなければと いう表現ですので、ぜひ誤解のないようにお願いします。また、その職員を つくるために、職員のスキルアップするために研修会等々を行っているわけ ですけれども、いろんなところで出ていますその成果はどうだというもの は、私自身は如実に、だんだんでありますけれども、現れているというのを 実感いたします。当初、私が就任したときには、本当に職員の皆さんにお願 いしたのはまず挨拶でございまして、そして体操、ラジオ体操をやるという ところから出発しております。今も続けておりますけれども、そういったも のは必ずや、少しずつですけど職員の皆様にお分かりいただいて、それぞれ がそれぞれのリーダーとなるべく方向に向いていることは確かであります。 重ねて申し上げますが、そのまとめ役が私でございますので、私が強くリー ドしていかなければならないということは大変私の中でも思っております ので、文章の中での誤解のないように、ひとつよろしくお願いいたします。

9番議員

ただいま町長お答えいただいたように、長期振興の中では、住民と行政による協働の推進をうたっております。そして、まちづくりの主役は町民・住民というふうにもあります。そのとおりだと思います。まちづくりを、まちづくりの主人公は町民なんだということを常に忘れずに進めていただきたいと思います。今、町長のほうからもありましたけど、リードしていくのは職員だということで、それでは、職員の力を引き出すことの具体的、具体性、今、研修やってきたという話もありますけど、今後どういうふうにそれを具体化していくか、考えがあればお答えください。

町 長

各課、様々な分野において町民の皆さんと接し、そして施策を進めていっていると思います。町民目線のサービスということでありますけれども、いろんな業務のある中で、やはりその目線になって、そして私は毎朝の朝礼の中で数多く言うことは、町民の身になって、あるいは相手の身になって物事を考えていただきたいと、そして率先行動をしていただきたいということをお願いしています。相手の立場になるという、その大切なことが、簡単なようでなかなかできないことの一つではないかと思っておりますけれども、そういったものを日々私のほうで訴えることによって、課長中心に伝えていただくということでスキルアップを求めているということです。細かなことを本

当に毎朝言っているわけなんですけれども、そういうことが一番の基本ではないかというふうに思っております。

9番議員

町長、最初の施政方針の中でも、人材育成にはお金がかかるが、将来のため に投資をしていきたいというふうに、また、課の垣根を越えて、オール役場 で重点事業に取り組むというふうに言われていますが、その考えは変わって いないでしょうか。

町 長

当初の言いました「憩うまちこうみ」について、まずそれを始めてみました。 戦略係だけでは到底追いつかない、そしてこのグローバルな日本の国の中心 へ向かって挑戦、そして新鮮なものを持ってきて実行するという形の中で は、やはり3人や5人の職員では到底できないという部分もありますので、そ ういったときには課の垣根を越えてと、まだそれは継続しているわけですけ れども、恐らくゴールはないと思います。したがって、今言った垣根を越え てという部分は継続してまいるつもりですし、そうはいっても、やはり日々 の業務は大変重いものがありますので、そこをしっかりやっていただくとい うことのスキルアップをする。それから、人材育成ということですが、町で 2名派遣していたわけですけれども、1名は仕上がりまして、地域活性化セン ターですか、大変、先日もすばらしいレポートをしてくれました。そういっ たつもりで、細部についてはちょっと私申し上げられませんけれども、それ からもう一人は、来年までちょっといるんですけれども、世間を知るといい ますか、それは東京に集中してしまうんですけれども、ああいったところで もまれてきて、そして世の中を知る、そしてこの小海の行政の核とだんだん なっていっていただくというような意味でやっております。また、各課それ ぞれ課長会議から課会等々に下ろしまして、綿密な打合せ等々をしていただ いておりますので、その辺については公約どおりといいますか、最初の思い どおりに進めているところでございます。

9番議員

前回の一般質問でも先般の議案質疑の中でも、井出議員の質問ありましたが、産業建設課の職員が少な過ぎるのではないかというふうに私も質問しました。今年は1人増やすということですが、特に去年から今年にかけて大きな災害があったこともあり、大変だったかと思いますが、産業建設課に限らず、職員の皆さん、垣根を越えて重点事業に取り組む余裕が果たしてあるのか、ただいま人材育成やスキルアップの話もしていただいたわけですが、もう少し厚い層といいますか、ゆとりを持ってまちづくりに取り組める体制が私は必要だと思いますが、その辺はもう一度お尋ねしたいと思いますが、いかがでしょうか。

町 長

基本的に自分で志願してこの館へ入ったわけです、職員は。したがって、その内容につきましては、こちらが助けるというか、そういう部分と、それから自分のハートをしっかり持っていただいて努めていただく以外には、これはないと思っております。お互いの向上、それをしていくのが組織でございますが、そういった中にも個人の努力は必ず必要であり、そして能力的なものはそういったふだんの研鑽によって相当差が出てくると私は思っております。したがって、職員の皆様にも努力をしていただくということは常々お願いしているところであります。また、産業建設課の建設、そして農林等々につきましては、今回は本当に百数十か所という災害の査定までこぎ着けまして、ようやく入札というような形になっております。本当によく頑張ってくれたと思います。そういったことを基に、さらなる頑張りを望むというのが私の姿勢であります。

9番議員

個人の努力や能力をしっかり発揮できるような体制を取っていただきたい と思います。次の質問にも関わってくると思いますが、農林業の推進をどう 具体的に進めるのか、本当にこの人数で進められるのかということは先ほど も言いましたが、昭和の時代から見ましても平成に入ってからも、農家の人 口は極端に減っています。以前から何回も言うようですが、地域農業の衰退 は地方の衰退に大きく影響しています。農林業をしっかりと立て直すこと が、山間部の人口減少を抑えることに大きくつながると思います。今年度か ら始まる移住体験事業も、第一次産業にしっかりと結びつく取組になるよう な受皿と仕組みづくりを構築することが大事だと思います。ワインブドウ栽 培に向けた遊休農地の活用事業もその一つになってくるかもしれませんが、 そういう意味でも、やはり課を超えた連携も大事になってくるし、産業建設 課の職員の役割もまたうんと大きいと思います。今年度予算を見ましても、 農業振興の事業が国が進める事業の予算内の事業がほとんどで、全体に独自 性に欠けるような内容ではないかと思います。でも、先ほどから言っていま すように、無理もないと思います。職員が少な過ぎるし、町民と一緒にこの 町の農業の未来を語り合う、先ほど8番議員さんからもハウス栽培の提案が ありましたが、町民から湧き上がってくる提案や夢の実現を農業振興政策に していく、そういう余裕が必要ではないかと思いますが、その辺いかがお考 えでしょうか、お願いします。

町 長

我が町におきましては、大型農家につきましてはかなり熟しているというか、それなりの転機に来ているのではないかと思います。それは、連作による障害とか担い手の問題もありますが、それ以上に、やっぱりここに来てコ

ロナウイルスということで、農家からの非常に大きなお願いも来ておるのは確かでございます。それから私自身は、農業、林業というものは、今の小海町では大変いい仕事ではないかという自負がございます。林業につきましても、大型のものは森林組合がやっているわけですが、小さなというか、家だけでやっているような林業家の皆様も、正直申し上げまして、建設をやっている皆さんよりはずっといい機械を使っています。全部新車です。建設の皆さんは20年使っています。そういったところを見ても、如実にこれはいい仕事だなと。しかし、危険を伴う大変な仕事であることは確かでございます。機械も新しいものを使わなければ、それは危険が伴うというようなことになろうかと思います。また、農家におきましても、中堅あるいは小さな農家というものは、これは本当に苦労していると思います。そういった中で、先ほどの冬の野菜というか、そういうものも含めた中で知恵を出し合うというような時期かなというふうに思っております。農家につきましても、我が町の主産業でございますので、ぜひみんなでいい形を構築していければというふうに考えております。

9番議員

農林業は、私も本当に町の大事な産業だと思いますので、ぜひ力を入れていただきたいと思います。次の質問にもあります気候変動の問題です。この問題におきましても、農林業の衰退が大きく関わっていると思います。相次ぐ自然災害、CO2排出量の問題も、先ほどほかの議員からもありましたが、今、国際的な流れは飢餓や気候変動、災害などに直面し、政治も企業も自治体も市民社会も農民も消費者も、みんな変わらなければならない、そのことをSDGs (持続可能な開発目標)や国連「家族農業の10年」などが求めています。長振ではうたってあるというふうに先ほど総務課長からもありましたが、そこにはごみの減量や再生可能エネルギー利用推進、森林整備、また環境保全など施策内容で書かれているわけですが、もちろんすぐにできることと時間を要するものがあると思いますが、気候変動に対する取組、どのように進めていくつもりか、お答えいただきたいと思います。お願いします。

町 長

気候変動というものに対する一番の要因は、化石燃料による二酸化炭素の排出ということが非常に懸念されていると思います。先ほども答弁させていただきましたが、太平洋の水温が上がっていることによる大雨、台風の大型化というものが続く中で、これはやはりそれぞれが自己の努力をしなきゃいけないという形であろうかと思います。その中におきましても、八峰の湯等々で行っております電気自動車、EVですね、ああいうものの推奨とか、それから先日から森林組合のほうからご提案いただきました木質ボイラーによ

る木質チップといいますかね、木の廃材による木質ボイラーというようなものの提案も頂きまして、現地を視察し、そして資料も頂き、今後それが使えるかどうかというようなものの今検討をしているところでございます。また、先ほど来、渡辺議員とか小池議員から出されました自然エネルギー、それから篠原議員から出ましたお湯の利用とか、そういうものを総合的に含めた中で、この町は何かを見いだしていかなければいけないかなと。具体的な施策としましては、ただいま言いましたEVの推奨、それから自然エネルギーの活用を見越した八峰の湯の在り方等々をやろうと思っておりますけれども、なかなかこれが画期的なものが見いだせないというのが現実でございますけれども、鋭意行政のほうは努力していきたいというふうに考えております。よろしくお願いします。

9番議員

町長も、CO。削減に一番力を入れていきたいということを町長から伺った わけですが、八峰の湯の木質ボイラー、それも大いに私は期待したいと思い ます。先日、興味のある記事がありました。気候変動の危機が深刻化する中、 イギリスの子供のほぼ5人に1人が「気候危機についての夢を見てうなされた ことがある」というふうに答えたというんです。「地球の現状について懸念 している」と答えた人は73%で、気候変動の問題が「自分にとって重要だ」 と答えた人は80%に上り、また、5人中3人が気候変動が「自らの生活に与え る影響について懸念している」と回答しているというんです。世界の子供た ち、若者たちが気候変動対策を求める運動に取り組み始めています。日本で も白馬高校の生徒の取組が話題になりました。イギリスの先ほどの調査に回 答した子供の59%は、「自分たちの意見を大人に聞いてもらえない」と答え、 気候変動がもたらす課題に取り組む上で、「大人を信用していない」という 人は41%と、何とも悲しい結果ではないでしょうか。若者たちは、気候変動 と自らの将来について不安を感じ始めているのではないでしょうか。日本の 子供たちにこの同じような調査をしてどういう結果になるかは分かりませ んが、先ほどのSDGs (持続可能な開発目標)の実施を学校教育の中に取 り入れていく指針を政府は上げました。4月実施の改訂学習指導要領に「持 続可能な社会の創り手となることができるようにする」、そういうことが盛 り込まれたようです。社会を担うのは子供たちです。学校教育こそ、社会の 課題に向き合う場になることが求められていると思います。そこで、教育長、 学校での気候変動など環境問題に関する学習、小海ではどの程度されている か、もしつかんでいるようでしたら、今後の取組も含めてお答えいただきた いと思います。お願いします。

教育長

お答えをいたします。環境問題に関しましては、当然、文科省の検定を受け た教科書を基に、小・中学校でそれぞれ授業を行っているところです。小学 校につきましては、5年の社会という科目で、授業の単元としては、タイト ルで「環境を守るわたしたち」というタイトル、これが5時間ほどあるよう でございます。具体的な中身といいますと、まず身の回りの生活環境や公害 に関心を持たせ、一人一人の努力や協力の大切さを学ばせようとするもので す。具体的な教材として出てくるのはですけれども、私も知らなかったんで すが、かつての京都の鴨川の水質汚濁のことですとか、小学校5年の段階に おいて既に、先ほども何度も出ておりますけれども、二酸化炭素などの温室 効果ガスの削減を求めて京都議定書という言葉も、もう5年の教科書の段階 で出てきていまして、地球の温暖化が進んでいるということを子供たちに認 識させているということになります。一方、中学校では、3年生の理科とい うところで「地球環境の今」というものが1時間あります。世界の平均気温 の上昇と温室効果ガス濃度変化が関連していることを学んで、問題意識を、 子供たちに持たせるということ。具体的な例でいきますと、南太平洋にツバ ルという島国があるそうですけれども、その島国は、地球温暖化に伴って海 面の水位が上昇することによって、一番真っ先に沈む国だと言われていると いうようなこと。それから、南米のアマゾンになりますけれども、森林が減 少することによって、一番大事なのは森林を保護して、光合成じゃないです けれども、酸素を生み出すということが必要なのかと思うんですが、そうい った重要さを学ばせております。先ほど議員さんおっしゃいました「持続可 能な社会の構築を目指して」というタイトルの授業も1時間行われている中 で、そうした中では、具体的に空き缶回収やごみの分別など、そして身近な 問題を通じて循環型の社会を目指しての活動が行われているというのを生 徒に再認識させるというようなことが始まっております。この4月からの新 しい教科書、まだ直接目にしていないんですけれども、これだけ世の中で大 きな、環境問題というものが大きな問題になっている中で、当然、議員さん おっしゃられているように、そういったところへの学習というのが大事にな っているのは確かだと思っております。以上です。

9番議員

ただいま教育長お答えいただいたように、恐らく教科書を基に今、環境を守る、やっぱり私たちができることということで授業の中で取り組まれているという答えだったと思います。川崎市の公立小学校でSDGsフェスというものが行われ、生徒たち手作りの、みんなができるSDGsの展示や、海洋プラスチック問題をイラストや寸劇など、そういうことを行うという取組が

あったそうです。PTAや町内会、商店街からも参加をし、子供たちに大人も学ばされたということを言われています。町長、こういったことならすぐにでも取り組めることではないかと思うんですが、今の話いかがでしょうか。

町 長

SDG s につきましては、17の持続可能な計画を立てるというところなんですが、正直申し上げまして、17の中にはやはり様々なものがございます。したがって、それをですね、今の的埜議員おっしゃる子供のフェスから広げるというのは画期的な案ではないかと思いますが、そういった中で、我々も勉強していかなければ、これはちょっと不可能な部分もありますし、それからなぜ17のものも掲げてSDG s と世界的なものにしたのかという、根本的なものをよくよく考えてみなければ駄目かと思います。私もまだ入り口なんですが、勉強したところによりますと、本当に様々な、日本においての長野県の格付がいっぱい出てくるわけですね。そういうものを全て網羅した中で1つの目標を立てていくということになろうかと思いますので、施策とすれば大変いい方法だと思いますけれども、手前どもはまずその認識をしっかり持って、高めていくというところにいくんじゃないかというふうに感じております。

9番議員

SDG s の持続可能な開発目標、17の目標ということなんですが、そういったことをまず自ら学ぶということを町長はおっしゃられました。私が今言ったのは、学校というか、子供の教育、学校教育、子供たちの教育から始めれば、手っ取り早いという言い方は変ですけど、一番最初にできることじゃないかなというふうに思って提案させていただきました。もちろん、学校の現場との調整もあると思いますが、やはり子供たちや若者と地域や学校での話す機会をつくって、彼らの意見に耳を傾け、彼らを勇気づける対策を講じなければいけないと感じたところです。気候変動対策は、未来の子供たちにとっても急がれる課題です。若者に未来に夢を持てる環境を残せるように、町も真剣に考えなければならないと思いますので、重ねてお願いしたいと思います。次の質問に移ります。町民の健康と地産地消推進ということで、質問要旨にも書きましたが、食育基本法を生かした食の大切さの教育が町民に対してどれぐらいされてきたか、また、これからどのように進めていくか、まずお聞きしたいと思います。

町民課長

食育についてのご質問でございます。栄養、それから食生活というものは、 生命を維持して、子供たちが健やかに成長し、また、人々が健康な生活を送 るために欠くことのできない営みであり、多くの生活習慣病の予防の観点か らも重要でございます。小海町でも、自然環境や地理的な特徴、歴史的条件が相まって地域特有の食文化を生み出し、食生活の習慣をつくり上げてきております。また、その食習慣が、長野県及び小海町の健康・長寿の礎となってきたと思っております。平成17年に制定された食育基本法では、食育は、生きる上での基本であって、知育、徳育、体育の基礎となるべきものであり、食に関する知識、選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人を育てることと位置づけられております。現在、町では第2期の小海町食育推進計画を策定しておりまして、妊産婦の方を対象とした教室、乳幼児期における健康診査、学童期における保育所や学校での食育活動、成人期・高齢者における健診結果に基づいた栄養指導、生活習慣病の重症化予防のための栄養相談などを開催しておりまして、どの対象におきましても、町民に対して食の大切さというものを伝えるよう努めております。以上でございます。

9番議員

ただいま課長のほうから、食育基本法の目的のお話もありました。私たちの 心も体も食の上に成り立っているということが、食育基本法にはうたわれて います。そして、社会全体の問題、今、町ではという話もありましたが、そ ういう問題を解決していくというのが食育基本法だと思います。食育基本法 の第18条には、市町村は、食育推進計画を作成し、食育を推進することを求 めています。今、町民課長のほうからもありましたが、町でも管理栄養士さ んが今、第3次の計画の作成というものにも取り組み始めていると聞いてい ます。町民の実態を踏まえ、どういった方向や位置づけで食育推進を進めて いくのか、難しいと思います。そして、苦労もされているというふうに聞き ました。食育推進の基本施策、管理栄養士さん中心に頑張って立てていただ きたいと思いますが、食育推進基本計画の中に地産地消推進を、私、1本の 大きな柱にすることを提案したいと思います。先ほど農業の衰退の話をしま した。日本の食料自給率が1960年代には8割あったのが、日米安保条約第2 条の経済協力条項がアメリカに譲歩に次ぐ譲歩してきた結果、今では37%と 過去最低の数字です。経済大国で農業が弱小な国は、日本だけです。輸入農 畜産物で、食の安全性も脅かされています。牛肉や豚肉の成長ホルモン剤が、 乳がんや子宮がん、前立腺がんなどの原因になることは広く知られています が、以前も話しました遺伝子組換え農産物とセットで使用量が増えている除 草剤グリホサート、また、日米FTA交渉でゲノム編集食品もその中に入っ てくると言われています。マッチョなタイや、サケと思えないビッグなサー モンなど、人体への影響が心配されます。こういったことを加速度的に進め

ているのが安倍政権です。早く方向転換しないと、取り返しがつかないところに来ています。こんなときだからこそ身近なところで食料が賄えるように、小さな農家も支えて、農地を減らさない、町民の健康にも大きくつながると思います。そういう軸をしっかり町が政策して掲げることが今大事なのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

町民課長

おっしゃるとおりだと思います。第3次の計画に向けましては、地産地消という言葉からは、保育所給食、学校給食で町の野菜などの食材を取り入れるという内容が思いつくわけですけれども、それとともに、地域の皆さんも巻き込んだ中で、先ほどちょっと言いましたけど、小海の伝統的な食文化の継承とかという見地からも、学校や地域での食育活動の協力、それから地産地消の推進といった文言を計画の中にしっかり入れまして、保健推進委員の皆さんとか食生活改善推進協議会の皆さんのご協力もいただきながら、みんなで進めてまいればよいかなというふうに考えております。

9番議員

地産地消推進を町でしっかりとした軸に、今ありましたけど、学校の教育の 場でも取り組んでいただきたいと思います。実は、つい先日、直売所の会主 催の小さなシンポジウムを開きました。「子どもたち一人ひとりが豊かに育 つ食育~地場産物を学校給食に~」と題して、山形村で栄養教諭をされてい る杉木悦子さんという方が講演をしていただきました。杉木さんが栄養士と してなぜ地産地消にこだわるのか、自分が育っている土地の食べ物、土地の ものを食べることで地に足がついた生活ができる、自己肯定感が育つ、そし て自給自足に近い生活をすることで経済が循環する、力で物を奪わない、弱 い者も幸せに自立できる社会を目指す、そういう人間教育を学校教育の場で 実践されています。そこには村の野菜生産者が加わり、時には子供たちも農 業体験をし、月の半分は子供たちの考えた献立で給食調理員さんが手作りに こだわる。保護者や生産者や村の人、村会議員も一緒に給食試食会というも のもするそうです。なぜそういったことができるのか。杉木さんの熱意もも ちろんですが、そこには村の地産地消推進の方針がしっかりとあるからだと おっしゃっていました。でも、町長、直売所の会で、学校給食に野菜をかな り出せるような仕組みができてまいりました。栄養士さんたちも地元の野菜 を積極的に使うようになってくれ、夏場の野菜は90%近く地元のもので賄え るほどになってきたとお話を伺いました。冬場も蔵出し野菜やハウス栽培に も挑戦したり、乾燥豆なども使うなど、献立も工夫してくれています。特に、 月一度の地域食材の日には、加工場で作った加工品なども入れることができ ると、栄養士さんからも喜ばれ、講師の杉木さんからも「ほかの町村では聞

いたことがない」というふうに、いい取組だと評価をされました。学校教育 の場で地産地消の推進をさらに進めていただきたいと思いますが、いかがで しょうか。 教育長 そのシンポジウムの話は事前にお聞きしたんですが、ちょっと会議で出れな くて、大変申し訳なかったわけですけれども、地産地消という言葉は大変重 要なことだと認識しております。先ほど食育の話が出てきた中で、小・中学 校は給食とか家庭科の時間を通して、給食費を負担してくれている親御さん ですとか、安い値段で野菜を提供してくださる直売所へ出されている人たち ですとか、あと地域の皆さんに感謝しながらということを、小学校も中学校 も給食の時間に言いながら食べているところでございます。地産地消という ことでお褒めの言葉を頂いた、私どもふるさと給食といっております。通常 の給食費の1.5倍の原材料費を栄養士さんにお任せして、そのほとんどを地 元の食材で作っていただくというような内容のものを毎月1回、年間12回や っております。もうかなりの年数続いてくる中で、子供たちにも当然好評で すし、給食の中では、例えば中学の場合は、毎回校内放送で今日の食材はこ ういうもの、この栄養素はどういう体にいいというようなことを言いながら 運営している実態があります。おっしゃるように、今、確かに和食というも のが大事なことは承知しております。ただ、5日のうち1日はパンまたはソフ ト麵という給食なんですけれども、そういったのも子供たちもだんだん分か ってきていますし、一番重要なのは学校の給食を食べる、一番いいのは、朝 食べてこない子供がいないというのが一番いいんですけれども、まだ中には 朝飯も食べないで学校給食というような話も聞きます。そうした中で、いず れ地産地消というものを強く打ち出すことによって、また栄養士さんも大変 努力してくれていて、私どもが思っている以上に地元の食材を使おうとして いるのは事実ですので、今後とも、直売所といい関係を持ちながら、どんど んそれが拡大していけばいいかなと思っております。以上です。

9番議員

このシンポジウムのご案内を皆さんにすればよかったなと、後になってから 思ったわけですが、食育推進基本計画の作成ももちろん管理栄養士さんがや るんですが、管理栄養士さんを中心に、やはり課をまたいで、小海の産業、 教育などいろんな角度で作成すれば、生かされるものになるのではないかと 思います。町長、いかがでしょうか。

町 長

そういった部分で、ぜひ役立てればというふうに思っております。ちなみに、 私も毎日、直売所のお弁当をいただきまして、こんなにスリムになりました。

9番議員

それでは、最後の質問です。学校給食費の無料化についてということで、こ

れも過去に何回も質問させていただいておりますが、町の努力の中で昨年より半額というふうになりました。多くの保護者の皆さんが、「小海は子育て支援でいろいろやってくれているから、本当に助かる。給食費の半額も助かる」というふうに喜んでおられます。特に、お子さんがたくさんいられる方からそういった声を聞くことが私は多いです。今、全国で給食費の無料化に踏み切った自治体は、少子化対策で行っている町村が多いようです。子育て支援をさらに進めるためにも、近隣に先駆けて無料化に踏み切ってはどうでしょうか、いかがでしょうか。

町 長

給食費問題につきましては、私が就任した平成30年の6月の定例会で古谷議員から、学校給食について町の対応に関して一般質問をいただきました。その答弁の中で、近隣の町村の状況も提示しながら、子育て支援の拡充を図っていくと、なるべく早く軽減したいと答弁し、同じく9月の定例会では小池捨吉議員から、給食費の無償化についての質問の答弁で、私のほうで半額程度という答弁をさせていただきました。その後、教育委員会だとか学校給食運営委員会、南北相木との調整の中で、令和元年度から小学校は2万7,000円、中学校は2万9,000円と半額にさせていただきましたので、私の今任期中はその辺でぜひとどめておきたいと、無償化する考えはありません。以上です。

9番議員

先ほどからの質問ではないですが、食の大切さを食育として一番子供たちに 教えられるのが、みんなで食べる給食です。小海の栄養士さんたちが献立を 立てたり、子供たちの給食を通して、どういうことを大切にしているのか、 この間のシンポジウムでも話がありました。そこには、旬の味を知ってもら いたい、食べるものを選ぶ力を養いたい。核家族化が進み、昔ながらの手作 りの味、また家族一緒に食卓を囲む大切さなど基本が身につくように、食べ ること自体に興味を持ってもらう。また、こういったことが家庭にもしっか りと伝えられるように、家庭への発信も行っているそうです。今、小海の学 校給食は、全国でも自慢できる給食になってきています。実は先週、全国の 地産地消の給食のサミットで、直売所のほうで発表することが決まっていま したが、コロナウイルスの関係で中止になってしまいました。先ほど、地産 地消の推進もさらに進めると教育長のほうからはあったかなというふうに 思うんですが、地域食材の日をまた増やすという方法、そういったこともあ るかもしれません。教育長からも出ました、欠食児童のそういう問題もあり ます。子供たちの健康につながる食育の観点からも、やはり子育て支援さら に拡充、手厚い支援の観点からも給食費の無料化、再度ご検討していただき

r	
	たいとお願い申し上げまして、私の一般質問を終わりにします。
議長	以上で第9番 的埜美香子議員の質問を終わります。
	<u>第1番 古谷 恒晴 議員</u>
議長	次に、第1番 古谷恒晴議員の質問を許します。古谷恒晴君。
1番議員	1番 古谷です。質問の趣旨を、昨年やらなかった防災訓練についてと、君の
	椅子というところでやらせていただきます。失礼な言い方かもしれませんけ
	れども、昨年やらなかった防災訓練について、今年はどのようにするのか、
	町長、ご答弁お願いします。
町 長	昨年度は、台風19号の大変な災害がありました。小海町においても、床上浸
	水4件、床下浸水10件、農地や道路の壊れた箇所が100か所以上と、先ほども
	申し上げました。また、避難所の開設等々行いまして、小海町では初の避難
	をした方が180数名という結果になったことを踏まえまして、それから避難
	訓練というよりは、もう少し大切な部分があるのではないかということを検
	討いたしました。そして、その検証をするための会議を役場の中数回、それ
	から区長さんはじめ大勢の皆様にお集まりいただきましてその検証をし、さ
	らなる安全なまちづくりということをいたしました。11月9日ということで
	検証会を行ったわけなんですけれども、各区長様はじめ各種団体等々から
	様々な意見があり、そしてそれを集約した中のものを先日、それを発表させ
	ていただいたんですが、そのほうがやはりためになると、町のためになると
	いうことで、訓練よりは検証という方法を選ばせていただきました。
1番議員	今の、前年のことですよね。今年どうするかということの答弁お願いします。
町 長	失礼しました。昨年どうしてしなかったというふうに私には聞こえましたの
	で、そういうふうにお答えを申し上げました。今年度、令和2年度に9月1
	日の火曜もしくは6日日曜を設定し、町内全区、それから南部消防署、小海
	町消防団、佐久建設事務所、佐久地域振興局など関係機関と連携して実施し
	たいと考えております。訓練の想定といたしましては、昨年度の令和元年度
	の19号台風を含めた中の検証を踏まえ、非常招集、それから災害対策本部の
	設置、情報収集、連絡体制、安否確認、避難、避難所の設置、避難所の運営、
	救急・救護、それから備蓄品配給等々振り返りまして、多々ございますけれ
	ども、そういった多岐のものを各関係機関と調整し、決定していきたいと思
	っております。
1番議員	今年はやるという形でご返答いただきました。それで、一番最初にちょっと

	お聞きしたいのが、当初の令和2年度当初予算の中で、防災訓練についての
	措置はどのようにされているのか。ちょっと質疑の中では見えてこなかった
	んですけれども、その辺りの説明をお願いしたいと思います。
町民課長	防災訓練そのものにつきましては、予算的な措置ということはないわけです
	が、備蓄品その他につきましては充実した予算化ということで進めてまいっ
	ております。以上です。
1番議員	そこの部分だけで、特に防災訓練について、予備費だとかそういったもので
	計上されていることはないわけですね。
町民課長	訓練の費用ということでは予算化してはございません。
1番議員	それでは、それはどこで予算に入っているんでしょうか。
町民課長	この訓練そのものについては、予算的なものは発生しないかなということ
	で、予算書には載ってきませんけれども、支出等生じた場合は、消防費等で
	工面をしていくことになろうかと思います。
1番議員	ということは、そういうふうになった場合には、補正予算みたいな形ででき
	てくるかというふうに想像してよろしいですね。
町民課長	支出が生じた場合は、補正でまたお認めいただきたいと思います。
1番議員	ちょっと大まかなことを今お聞きしたんですけれども、予算措置という形で
	計画もされていなかったような感がありまして、私この一般質問に防災訓練
	を取り上げたわけでございますけれども、順を追いまして防災訓練、実行し
	ていただきたい旨を議論をしていきたいと思っております。最初に、先ほど
	町長のほうからございましたけれども、検証会、11月9日でしたっけ、19日
	でしたっけ、19ですね。19日の日に検証会をされて、その後、12月の区長会
	でその回答するということのまとめを資料として提出されましたので、これ
	の説明をお願いしたいと思います。
町民課長	資料のほうの4ページ、5ページに、11月9日の台風の対応についての検証会
	議のまとめということで、9日の検証会議で出されました各方面からのご意
	見をまとめさせていただきまして、事前の対応、避難所関係、防災無線、情
	報収集・伝達、町の対応、災害復旧ということで内容をまとめさせていただ
	いて、区長さんのほうへご報告しているということでございます。
1番議員	まとめという形で載ってきたんですけれども、この中で特に重要視されて、
	今回のやると言われる防災訓練について、重要な点はどこなのかを挙げてい
	ただきたいと思います。
町民課長	重要な点としましては、例えば(2)の避難所につきましては、避難所は川
	西だけでなく川東地区にも設置していただきたいというご意見がありまし
	·

	たので、それに対応するとともに、各地区で一体どこが避難所にふさわしい
	かということにつきましても、今後、半年かけて防災マニュアルを見直した
	中で、みんなで確認をしていきたいということでございます。それから、5
	ページへいきまして、(4) 番、情報収集・伝達ということで、ホームページ
	の活用、あるいは各地区の中で区長さん、隣組長さん等を通じて、スムーズ
	な情報の収集・伝達ができるように体制を考えていきたいといったところが
	主な内容でございます。
1番議員	そんなもんでよろしいんですかね。ひとつ考えていただきたいと思いますけ
	れども。次に、企画書でなくて計画書(案)ということで、またこれも資料
	提出されていただいたんですけれども、目的とか想定とか、訓練種目という
	ような、大ざっぱなことはこのとおりでいいかと思うんですけれども、これ
	から9月1日に向けて、訓練参加機関との打合せとか、そういったものが多分
	出てくると思うんですけれども、その辺りについて、タイムスケジュールと
	一緒に、どこでこの計画書の案が、案の字が消えるのか。どこまでで、そう
	いった実際にできる計画書ができるのか、それをお聞きしたい。
町民課長	詳細につきましては今後、各関係機関と調整して決定ということになります
	けれども、取りあえずといいますか、年度が新しくなりまして、消防団の体
	制等も変わってまいりますので、4月以降、スケジュール等を組んでやって
	まいりたいと思っております。
1番議員	4月以降でなくて、何日をケツにするというような答弁できませんか。
町民課長	まだ、そういった詳細はつくってございません。
1番議員	去年できなかったのは、そういうためでなかったかなというふうに思うの
	で、ケツを決めていただきたい。9月1日にやるんだったら、何日までにその
	計画を、実質的な計画を策定しますということを断言していただきたいんで
	すが、いかがですか。
町民課長	日程はまだ詰めてございませんので、今日この場で何日までにやりますとい
	うご返答はちょっとできませんが、4月以降、早急に進めてまいりたいと思
	っております。
1番議員	ちょっとこだわるわけではないんですけれども、先ほど言いましたように、
	全然できなかったという部分のあれがありますので、その辺りは、じゃ、い
	つになったらそのご返答いただけるかをお願いします。
町民課長	4月中ぐらいには作成して、ご報告できるようにしたいと思います。
1番議員	4月中といいますと議会もないので、どういう場面で発表されますか。
町民課長	計画書を作りまして、ホームページ、それから町民の皆さんに何らかの形で

	お知らせするということで行っていきたいと思います。
1番議員	じゃあ、4月中にはそれができるという形でご返答いただいたということで、
	よろしくお願いをいたします。それで、先ほどのちょっと予算の面に戻るん
	ですけれども、ちょっと気がかりなことが1つありまして、この反省文の中
	で、反省のまとめの中で答、対策という形の中の1番、事前対応の中で、一
	番上ですね。「避難所へ避難する際に何を持っていけばよいか、数件の問合
	せがありましたので、パンフレットを作成し、町民にお知らせします。」と
	いう形でここに書いてありますけれども、この予算についてはどこに載って
	いるんでしょうか。
町民課長	これにつきましては、消防費の中で地区防災マップ等の作成ということで予
	算化してございますので、これにパンフレット印刷も含めているというふう
	に考えております。
1番議員	じゃ、その中に入っているわけですね。はい、分かりました。次に、12月の
	区長会で報告、回答しますという部分は、これだけだったのか、それともほ
	かに何か、区長会で出た特殊な意見とか要望とかありませんでしたでしょう
	か。やったんですよね、区長会。
町民課長	この資料を基にご説明をしております。私、ちょっと都合で出れなかったん
	ですけれども、特別な意見は出たふうには聞いておりません。
1番議員	はい、分かりました。ちょっと辛辣な質問をして申し訳ないんですけれども、
	これは9月1日もしくは9月6日に必ず実行できるヨビの質問としてさせてい
	ただきましたので、ご了承をいただきたいというふうに思います。9月1日、
	9月6日、確実に町民が全員参加できるような企画を練っていただくことをお
	願いをいたしまして、この質問を終わらせていただきたいと思います。
	次に、このところ、よく「君の椅子」ということが聞かれるんですけれども、
	このことについて説明をいただきたいのと、何かすることがあるのかなとい
	うご答弁お願いしたいんです。
町 長	「君の椅子」につきましては、平成24年「こどもの椅子展」と、昨年の9月
	ですね、「北欧の灯り展」というところで、13種類の椅子を展示しました。
	これは、4月から3月末までにお生まれになったお子さんに対して、生まれて
	きてくれてありがとうという気持ちを込めた中の椅子をプレゼントすると
	いう企画でありまして、これは北海道の旭川で製作しているものでありま
	す。その中で、大変私も木に興味を持って見せていただきました。非常に精
	巧にできており、すばらしいもんでありました。そうした中で、町の木工屋
	さん、それから近隣の木工屋さんにぜひ見てくれということで見ていただき

ました。そういったところで終わっているんですが、私はそこにちょっと感銘を受けたのが1つでございます。細かい点につきましては係のほうからまた補足させていただきますけれども、非常に、古谷議員も見ていただいたと思いますけれども、企画としてもすばらしいものではないかという自負をしているところでございます。

教育次長

お疲れさまです。資料の7ページに、先ほど町長が言われたことも記載され ていますが、小海町とのつながりのような点をご説明させていただきます。 一番下に、小海町では2回紹介しましたとありますが、小海町の高原美術館 において、「世界のこどもの椅子展」、それから「北欧の灯り展」、ここの中 でこの椅子が実際に紹介されているということでございます。それで、昨年 行われた「北欧の灯り展」の中では、この「君の椅子」展というプロジェク トの代表の方、磯田憲一さんというのが上の段落のところに小さい字で書か れていますが、元北海道副知事をやられた方なんですけれども、この方がお いでいただきまして、講演会も開催したというような内容でございます。こ のプロジェクトに参加している自治体7町村になります。若干下のほうに書 いてあります。主には、やはり北海道が5つの町、そしてそのほかには長野 県の売木村、それから福島県の葛尾村の7町村ということでございます。長 野県の売木村では参加以降に12脚、子供さんに贈呈されているというような ことでございます。こちらのほうは、このプロジェクトの中で関わる設計の 方がおりまして、その椅子のデザインを毎年変える、デザインを改めてし直 すということで、その椅子の裏側なんですけれども、生年月日や生まれた方 の名前を刻印をして、それでプレゼントして、長く使っていただくようにプ レゼントすると、そういうようなプロジェクトの内容となっております。 こちらにはちょっとないんですけれども、先週ですか、信濃毎日新聞で別の、 大桑村で地元産のヒノキを使った玩具ですね、それを地元で生まれた子供さ んにプレゼントをすると、そんな企画も紹介されておりました。そのような 展開も可能なのかなと思っております。以上です。

1番議員

では、よく聞かれるということをお話ししたんですけど、この「君の椅子」 のプロジェクトに小海町として参加をするというようなことでいいんでしょうか。

町 長

私もこれを十分に拝見させていただきまして、ぜひ参加していきたいという つもりでございます。したがって、議会の中でまたご検討いただきまして、 1年単位になりますので、その辺で検討していただければというふうに思っ ております。

1番議員 それでは、町長がそういうふうに意向があるんであれば、また議会とかそう いったところで、もうちょっと詳しいというか、どういうふうにやるんだと いうような方向性までも発表していただきたいというふうに思います。 ちょっと辛辣な質問をして申し訳ございませんでしたが、これで私の一般質 問を終了いたします。

以上で第1番 古谷恒晴議員の質問を終わります。 議 퉅

ここで3時40分まで休憩といたします。

(ときに15時28分)

第3番 井出 幸実 議員

議 € 再開いたします。 (ときに15時40分) 次に、第3番 井出幸実議員の質問を許します。井出幸実君。

3番議員

3番 井出幸実です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。今 回は、小海町で多くなってきています高齢者世帯の対策について質問をさせ ていただきます。高齢者に対する町の対策に感謝をしています。しかし、今 の高齢者の問題はまだまだ序盤であり、これからが本番を迎えると感じてい ます。私の隣組を見てみますと、10年前は隣組は9世帯であったわけであり ますが、現在は3戸が空き家であり、高齢者だけの世帯が3世帯、後継者が同 居している世帯は2世帯だけとなってしまいました。これからの10年先を考 えると、不安を感じてしまいます。高齢者問題は、いろいろなケース等があ りまして、難しい問題であり、今回は質問した中で答えはすぐ得られるとは 思っておりません。したがいまして、町に提言して投げかけ、一定の期間を 置いて一緒に考え、検討した結果を再度質問させていただきたいと考えてい ます。今までの一般質問とちょっと形式が変わりますが、よろしくお願いい たします。まず最初に、承知している事柄もありますが、基本的なことを押 さえておきたいと思いますので、町民課長にお伺いいたします。小海町の人 が他市町村の老人施設に入所した場合、住所変更はするのですか、した場合 には国民健康保険等の加入はどこに加入するのですか。特別養護老人ホーム の待機者は、2017年度は全国で29万5,000人となっているそうですが、町で は待機者はどのぐらいいるのか。また、のべやま、こうみの施設に入所する 場合、どのぐらいの待機期間が必要ですか。養護施設と特別養護施設はセッ トで考えていくのがベターであると言われていますが、養護施設に入所して いる人が特別養護施設対象者となった場合は、どのように対処しているので すか。佐久広域の施設と民間経営施設と入所者の負担金の差はどのぐらいあ るのですか、おおむねの金額でよいので答弁をお願いいたします。

町民課長

それでは、お答え申し上げます。まず、1つ目の他の市町村の老人施設に入 所した場合ということでございます。老人福祉施設に入所された場合は、そ の施設の住所地に住所変更をしていただきます。また、加入保険につきまし ては、後期高齢者医療保険につきましては長野県後期高齢者医療広域連合が 保険者として運営しておりますので、長野県内は異動ということはございま せんで、各市町村は各種相談及び申請や届出の受付などの業務を行っており ます。なお、介護保険及び国民健康保険におきましては、住所地特例制度に よりまして、施設に入所して住所変更を行った場合は、転入前の住所地が保 険者となります。それから、待機期間についてでございますけれども、特別 養護老人ホームの町の待機者数と待機期間につきましては、近隣に施設が増 えてきたこともございまして、昔よりはかなり減っております。現在の待機 者数は16名になっております。内訳としましては、自宅におられる方が5名、 有料老人ホーム入所者が4名、老人保健施設入所者が4名、病院に入院されて いる方が3名という状況でございます。待機期間につきましてはまちまちで ございますが、現在のところは1か月未満という方が6名、1か月以上6か月未 満の方が1名、6か月以上1年未満が3名、1年以上2年未満の方が4名、2年以上 という方が2名という状況になっております。それから、養護施設において 寝たきりになってしまった場合の対処としましては、特養へすぐ移って入所 できるわけでもありませんので、特別養護老人ホームのほうへの入所申請を まず行っていただくこと、それから入所できるまでの間は、そこの養護施設 においてヘルパーさんに来ていただいて対応してもらうという方法が考え られると思います。それから、4つ目の入所者の負担についての民間と広域 施設との差ということでございますけれども、特別養護老人ホームは介護老 人保健施設ということで、社会福祉法人あるいは地方自治体が運営する公的 な施設になっております。特養における施設の利用費、それから居住費、食 費といったものがかかる費用になりますけれども、そういった施設利用費、 居住費、食費につきましては、社会福祉法人と佐久広域連合とで違いはあり ません。ただ、従来型の多床室とユニット型の個室とは負担額に差が出てま いるということでございます。また、有料老人ホームの場合は、要介護度に 応じた介護保険サービスの負担分が1割から3割別途自己負担となりますの で、特養よりも負担は大きくなっているという状況でございます。以上です。

3番議員

後で、議事録に載りますから、それを見させていただきますが、ちょっと今 聞いただけでは、ちょっといろんな種類がありまして分からない部分があり

ましたから、後で検討はゆっくりさせていただきたいと思っております。 私の集落での事例を少しお話しします。農業をなりわいとして3人の子供を 育て上げ、たまたま子供は女の子だけでしたので、県外に嫁いでしまい、夫 婦2人だけの老老世帯でした。10年ぐらい前に夫が認知症を患い、徘回を繰 り返し、最終的には親族や区民の皆さんを巻き込む事態となってしまいまし た。そんな夫が亡くなり、妻だけの生活となってしまったのですが、妻も農 業をなりわいとしてきたので、後遺症で足がO脚となってしまい、歩くこと も困難な状態でした。1年ぐらい前に、転倒して足を骨折して入院してしま い、他県に嫁いだ子供も月に二度ぐらいは来ているのですが、嫁いだ先にも 夫の親がおり、面倒を見なければならないために、自分の親を施設に入れた いと町に相談をしているのですが、有料老人ホームの入所者の負担金はピン からキリまであるようです。国民年金の額では無理な金額です。不足分は子 供たちで負担し合うということでしたが、なかなか空きがなく、待機中との ことです。子供たちも毎日が親の心配で、大変なようです。一日でも早く有 料老人ホームに入れることを、子供たちは願っています。在宅介護の充実は 最も必要なことですが、在宅で介護が難しい家庭環境もあります。そこで、 町長に、在宅介護では難しい家庭環境のため、施設への入所についての考え ていることがありましたらお伺いしたいと思います。また、在宅介護サービ スの充実が必要ですが、議案質疑の中でもありましたが、現在、社会福祉協 議会では基金からの繰入れが続いているそうですが、その状況、繰入金額、 繰入れに至った主な理由について伺いたいと思います。お願いします。

町 長

ただいま老老介護等々の事例を踏まえた井出議員の説明がございました。在 宅介護、これが基本でございまして、年を取った方もそれを望んでおられる のが大半という形の中で、それが特養あるいは有料老人ホーム等々に推移し ていくというのは否めない部分が多々あろうかと思います。そういう中で、 例えばヘルパー等々がそのご家庭に行きまして、アドバイス等々をしている のが事実でございまして、そういったものに力を入れているのが小海町でご ざいます。それで、今、町民課長のほうからご負担についての説明はあった わけですけれども、種々雑多ございますけれども、なかなかこれを各家庭で 速やかに解決していくというのは困難な状況ではないかと思いますが、その 部分、それから今、後半、社会福祉協議会の部分については係のほうから返 答させていただきますので、よろしくお願いいたします。

やすらぎ園

お疲れさまでございます。では、私のほうから、社会福祉協議会の基金繰入 れ状況と理由、また、続きまして、社会福祉協議会の基金繰入れ部分の対処 所 長

方法についてご答弁させていただきます。まず、社会福祉協議会の基金繰入 れの状況にございましては、ここもう二、三年につきまして、社会福祉協議 会の運営状況が大変厳しい状況の中、特に井出幸実議員におかれましても、 小海町社会福祉協議会の評議員ということでお願いしてございまして、運営 についてはご理解いただいている部分もあろうかと思いますが、特に昨年度 につきましては2,300万円を超える赤字を計上した部分がございます。そう いう状況の中で、令和元年度の当初予算計上時に、既にもう基金繰入れをし なければ予算を組めないという中で予算計上した次第でございます。これを 受けまして、4月以降でございますが、6月に900万円、12月に1,000万円、翌 月1月にも1,000万円、計2,900万円の基金繰入れを行ったところでございま して、基金残高につきましては年度当初からこの分を差し引きまして、残額 は2,420万円となっているところでございます。主な理由につきましては、 やはりこちら、特に介護保険事業の主力事業でございますやすらぎ園デイサ ービス事業、また宅老所なごみ、あとただいま町長からもお話になりました が、ホームヘルプ事業等、こちら主要事業がやはり減収と、あともう一つの 要因といたしましては、施設の職員の体制をいろいろ整備していく中で、正 職員の増等による人件費が上がったというところで、このような令和元年度 の状況になっているところでございます。では、続きまして、こちらの対処 方法についてでございますが、こちらにつきまして令和2年度当初予算に計 上させていただきました町からの補助金1,000万円につきましては、社協の 基金のほうに積立てということで現在、進めさせていただきたいところでご ざいます。社協の事業につきましては、社協が開所当時から行っております 地域福祉事業と、平成12年度から始まりました介護保険事業の2本立てとい う形になっております。地域福祉事業は、社協の会費、また皆様からの募金 であります共同募金からの配分金、そして町から、町民課から受けておりま す介護保険事業を中心とした受託金で運営しているところでございます。そ して、この間でございますが、この10年間でこちらの地域福祉事業につきま しては、累計で5,500万円ほどの赤字という形になっておりまして、社協に おきましては長年、この赤字を介護保険事業の収益で補塡しているという状 況でございました。しかし、ただいま申し上げましたとおり、デイサービス 事業を中心に、介護保険事業の減収、途中、介護報酬改定等もあったわけで ございますが、そういう状況の中で平成30年度大きな赤字になったというこ とで、介護保険事業からの地域福祉事業への補塡が大変厳しい状況となって いるということでございます。いずれ、このような状況によりまして、この 基金を地域福祉事業の赤字補塡として対処してまいりたいというところで ございます。以上でございます。

3番議員

続けて、社協の副会長である副町長に質問をしようと思ったんですけれど も、ちょっと答弁が長かったもんで、1時間というとちょっとなもんで、ち ょっとそれだけ飛ばします。ある生命保険会社の調査によると、2025年には 65歳以上で認知症となる人は5人に1人で、730万人だそうです。こんなに多 くなるのか、疑問を感じていますが、5年後というと、自分自身のことに当 てはめると、この人数はありかなと思ってしまいます。ちなみに、小学生の 数は632万人だそうです。高齢者のほうが多いわけであり、どうでもいいこ とですが、2039年には火葬施設の不足が生じると言われています。それだけ 高齢者が多くなるということです。高齢者に対するきめ細やかな対策が急が れていることだと思います。高齢者の皆さんは、まず2人そろって健康で、 無事に金婚式を迎えることを望み、結婚して子育ても終え、親をみとって、 定年をとうに過ぎた今、自分が高齢者となっていることを実感しています。 健康は一生の宝と実感もしています。町の高齢者対策の一つとして、高齢者 の健康寿命を延ばすことが最も重要なことだと思っています。健康寿命の三 大要素は、適度な運動、食生活、社会活動への参加と言われていますが、健 康寿命には高齢者の皆さんの生活や自覚や体力も大切だと思っていますが、 町で健康寿命の延伸に向けて行っている事業についてお伺いをいたします。

町民課長

健康寿命の延伸に対する町の事業としましては、まず、人間のライフステージに沿った予防活動を展開しております。健診、ヘルススクリーニングなどによる予防、病気の早期発見・早期治療、各種教室による介護予防や啓発活動を行っております。また、各地区の公民館を回りまして、保健推進委員の皆さんのご協力もいただいて、「出張!すこやか保健室」を開催しまして、多くの方が参加しやすいように工夫もしておるところです。介護が必要になっても、保健サービス以外に何があれば、この地域で現在の健康状態を維持・向上させて暮らしていけるのか、医療・介護関係者と話し合いまして、サービスやネットワークを構築しております。町民の皆さんが何を必要としているのか、情報収集を十分に行いまして、高齢者の特性を踏まえた事業に心がけているところでございます。以上でございます。

3番議員

ある企業で、親と離れて暮らす子供の親孝行度合いを自己採点方式でアンケート調査をした結果が新聞に出ていました。その結果を見ますと、70歳以上の親と別居中の男女(40から50歳代)を対象に意識調査をしたところ、最も多かった点数は、親孝行度が41から50%で、アンケート者の28.8%でした。

2位は、親孝行度が10%未満で、アンケート者の17.4%でした。満足に親孝行ができていないと感じている人が多いと感じます。特に、2番目の親孝行度合い10%未満が17.4%いるということは、ちょっと驚きを感じてしまいました。また、別居中の親で不安に感じることがある人は64.8%と、不安になったタイミングを複数回答で聴くと、「親の体力が低下を感じた」が70.1%で最多、「親が病気やけがで入院した」が40.7%、「高齢者が関係する(事件・事故・災害)ニュースを見た」が25.6%などと続いています。老老世帯で別居中の親に何かあったとき、子供は何ができるか、そして何をすべきかを子供として考えておいてほしいと思うのですが、子供は子供としての生活があり、子供もそろそろ自分の老後のことを考える年になってきたり、嫁いだ先にも高齢者がいたり、いろんなケースがあり、対応は一概に考えることはできません。町ではいろいろなケースを想定し、高齢者対策を構築していかなければならないと感じています。町長として、漠然とした質問ですみませんが、別居中の親に異常事態があった場合、子供たちの役割について考えていることがありましたらお願いをいたします。

町 長

まことに何といっていいかというようなところになろうかと思いますけれども、現在は核家族化が進み、地方に高齢の親を残して、子供が都会で生活をしているというケースは珍しくなく、普通のことになってきていると思います。この状態では親の世話や介護を毎日することができませんので、ご近所の方の手助けや、お住まいの自治体から生活支援や福祉サービスを利用して生活していくことになろうかと思います。高齢の親と別居生活を送る場合には、前提として高齢者本人の選択と、一番は本人の家族の心構えが何より大切だと思います。ふだんはお世話や介護ができない分、緊急のときにできる限り来ていただいて、親の世話等をしていただきたいと思っております。その際、町としては、その後の生活支援や福祉サービスについてのご相談もさせていただいておりますので、都会に出ている子供さんたち、できる限り役場へ相談に来ていただけばというふうに考えております。

3番議員

大変漠然とした質問で申し訳なかったですけれども、現在は子供が遠くに離れて暮らしていても、毎日、動画で親の安否が確認できるというような新しい家電があるようですので、一応それも対策の一つとして考えておいていかなければいけないなというふうに思っているところです。高齢者は、老後の不安を抱えながら、これからも小海町に住み、この家で暮らし続けたいと考えています。そして、子の心配は余計なお世話と思っているが、本音は子供にお金のことや何かで迷惑はかけたくないと思っている高齢者が多いと感

じています。小海町だけでなく、農村の昭和30年、40年代は、父母が田畑を耕して子育でをし、子供は金の卵ともてはやされ、都会の生産人口の輩出に貢献を、長男は家の跡継ぎとして田舎に残り、その地域の発展のために尽力され、そして小海町の今の発展に寄与してきました。そんな人たちが高齢者になってきています。そんな人たちに町が手を差し伸べていく時代となったのではないでしょうか。能力を持って生まれた者は、社会に還元する義務があると言われていますが、その能力をこの小海町の発展のために発揮し、還元してきた高齢者の皆さんです。小海町では必要な皆さんであります。生産人口からは若干離れるかもしれませんが、思いやりの下繕いの精神で、手を差し伸べていくべきと考えています。幸せというものは、時代、場所、個人の置かれている状況など様々なものが絡み合って初めて成立する概念だと言われています。親がけがや寝込んだときのことを、離れて暮らしている子供は心配をしてくれていますが、小海町の高齢者対策は、老後は安心であり、安気であり、子供に迷惑をかけなくもよく、小海町に住んでいてよかったと感じる政策を構築していくことを望みますが、町長の考えをお聞かせください。

町 長

私も小海町の敬老会等々に挨拶としてご招待されるわけですが、そういう中で私の発している言葉の一つに、「皆さん、まだ私は町として当てにしていますよ」ということを言わせてもらっております。そういう中で、高齢者の皆さんに対しまして、タクシーの利用助成をはじめ移動販売車、それから配食サービス、緊急通報サービス、認知症予防事業など、多彩な事業を行っているわけですけれども、井出議員のおっしゃるとおり、この町の発展のために寄与なされた皆様方だらけでございます。そういった皆さんに対しまして、私どもは後輩として敬い、そしてどれだけでもその悩みの解消にできることをしないということはないことでありますし、そういった面についてのサービス、できる限りの努力はしていきたいと思っております。

3番議員

先ほどちょっと時間がなくなるというようなことで、ちょっとはしょった部分がありますが、時間がありますので、すいませんが、副町長にお聞きしたいんですけれども、先ほど社会福祉協議会の局長から答弁ありましたけれども、その後のことなんですが、社会福祉協議会の充実は在宅介護では欠かせないことだというふうに思っています。今年度予算の中で基金へ積立てをして、一般会計から1,000万円を繰り入れる計上があります。5年ということなんですけれども、その金額以上のものが、実際には2,300万ということでございます。そうしますと、一千何百万ずつ足りないもんで、今、基金自体が

残っているのが2,300万、このままでいきますと、当然、基金を取り崩して1,000万円ずつやっても、5年間では足りなくなる可能性があるというふうに思います。それで、以降についても社会福祉協議会の赤字の部分を一般会計からずっと繰り入れていくのか、または社会福祉協議会で実施している事業と他施設が実施している事業と共用する事業を1つにする統合を考えていくのか、社会福祉協議会の機構改革で考えていくのか、そのほかのことで考えていくのか、今の考えていることがありましたらお願いをしたいと思います。

副町長

今、社協の副会長という任に就いておりますので、その立場で、私の考えて いる、まだ決定でも何でもなくて、私の思っていることを申し上げたいと思 いますけれども、私も社協副会長、初めてやりまして、会計なかなか複雑で して、最初よく、全く分かりませんでした。赤字の関係のことを調べていく 中で、だんだんよく分かってまいりました。1点だけ大変よく分かったのが、 ここに、先ほどやすらぎ園園長が申し上げたとおり、社協の会計、大きく2 つに分かれています。いわゆる昔からやっている、いわゆる町の福祉事業の 一端を担っている、町の全体の老人福祉から始まって身障者、全ての福祉の 地域福祉事業というものが一番メインで昔から社協がやっていまして、そこ はもう町の委託を受けながらやっていきますけれども、例えば相木なんかは もう毎年1,000万、その分について委託したり、大体、どこの町村も赤字分、 儲からないもんでね、必ず赤字になります。大体赤字になるもんで、人件費 相当分だとか、そういう事業に対して町がね、社協に対してこう、やっても らいたい事業に対してその赤字分は補塡しています。そういうのを、普通な らば、だから先ほど言ったように、この10年間ですけどね。10年間で見ると、 毎年四、五百万ずつ赤字になっていますよね。それが10年間やると5,500万 円、本当は赤字になっていて、本当ならば5,500万円を、10年前からこの赤 字分については町が補塡していくという方法もあったと思うんですけれど も、たまたま平成12年から介護保険事業、その頃からはある程度黒字が介護 保険事業は見込めたもんで、その5,500万円以上の黒字が出ていたもんで、 補塡してきていたというのが実態だということがよく分かりまして。今後で すけれども、私が思うには、福祉事業に対しての赤字分は補塡していくべき だろうと、今後もね。それで、介護保険事業は当然、そんなに黒字になる必 要はないんだけれども、赤字に陥らないように、それこそ経営努力でしても らって、介護保険事業については何しろ赤字を脱却してもらうということ を、この5年間で何とかやっていきたいということで、最初から5,500万補塡 するということも考えたんですけれども、そうじゃなくて、努力を見たいということもありまして、当面5年間、1,000万で5年間補塡してきて、途中でもしね、そういう改善されたり何かすれば、1,000万の基金積立てでなくて、本当に地域福祉事業の赤字分を補塡するということも1つの考えになろうかと思いますけれども、今考えているのは、いずれ当面5年間で、何しろ介護保険事業の分の赤字解消だけは何とかやっていきたいということで、当面1,000万ずつ5年間で補塡していくと。ただ、5年間で5,000万で、基金もう枯渇しちゃうということになれば、また町にお願いするか、社協が赤字、借金してやるということになれば、また町にお願いするか、社協が赤字、借金してやるということもあまりよくない面もありますので、そこら辺のことはまた今後になろうかと思いますけど、当面の話は5年間でね、そういう安定した経営に何とか持っていくということで考えているということでございます。以上です。

3番議員

実際にいきますと、このままでいきますと、ある程度機構改革か何かでいろ いろやらない限りは、黒字に5年間でなっていくというようなことは絶対あ り得ないというふうに思ってはいるんですけれども、いずれ27日ですか、理 事会と評議員会があるようですので、そのときに細かいことはお伺いしたい というふうに思います。親は、いつまでたっても子供は子供と思っています が、おまえたちは帰ってこんでよい、先に逝く俺たちだから、おまえが思う とおり生きればいいと思っています。高齢者は、歩きゃつまずき、走れば転 びやすくなっています。今後は、このような親を、町が老後に心配がなく、 安気で元気で生活でき、健康寿命も長く、小海町に住んでいてよかったと思 えるような政策を構築していってほしいと思っています。何か月か後に、政 策について考え、検討した結果をもう一度議論したいと思っています。あり がとうございました。次の質問に移らさせていただきます。妊婦の医療費助 成制度の創設であります。妊婦健診につきましては、町で実施していること を理解していますが、妊婦が外来診療した場合には助成制度はないと思いま すが、どうでしょうか。それと、妊婦が風疹等にかかると胎児に影響が出る と言われていますが、町では妊婦の予防接種等の対策を行っているのか、伺 いたいと思います。

町民課長

お答えを申し上げます。妊婦健診につきましては、14回まで受診することができ、町が14回分の受診の無料券を発行しまして、この受診の中に風疹の抗体検査分も含まれております。なお、この風疹の抗体検査は妊婦に限らず、保健所において無料で検査ができます。風疹の予防接種につきましては、妊婦の方については抗体検査はできますが、接種による胎児への影響のため

に、本人は予防接種はできませんので、妊婦の方に抗体がない場合には、配 偶者の方や家族の皆さんに対して予防接種を行うということになります。風 疹の予防接種に対する補助は、佐久管内では小海町、川上村、御代田町以外 の市町村で行われております。対象者は、市町村によって異なっておりまし て、妊婦に限らず、20歳から50歳といった年齢制限をしている市町村が結構 多いわけでございます。佐久市とか小諸市とか大きいところは、風疹の抗体 検査が必要とされる方ということで、年齢制限設けているところとそうでな いところとございます。補助額につきましては、1名につきまして3,000円か ら5,000円程度の補助がされております。現在、国におきましては、昭和37 年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた方を対象にしまして、風疹の予 防接種に対する補助がありまして、無料で受けられるという状態でございま す。以上です。 3番議員 少子化対策、子育て支援には、町としていろいろな対策を講じていることは 存じておりまして、感謝をしています。今は高齢での妊娠や出産が増えてい ます。妊婦の合併症リスクも高まっていると指摘されています。妊婦にはマ イナートラブルがあり、その上、妊娠初期はホルモンの急激な変化で精神的 に不安定な上に、体調もすっきりしないと言われています。医師や歯科医師 でつくる県保険医協会は、妊婦への医療費助成制度を実施している市町村 は、県内で6市町村にとどまっていると発表しています。実施している佐久 管内の市町村は、佐久市、軽井沢町、南牧村の3市町村にとどまっていると 言っています。この結果を受け、国に助成制度の創設を県選出国会議員に働 きかけているそうですが、町として少子化対策、子育て支援の一環として、 妊婦の外来診療補助制度を、町長の英断をもって先駆けて実施していくべき と思っていますが、町長の答弁をお願いいたします。 ただいま井出議員からご指摘の件でございます。ご指摘というか、語られた 長 ことでございますけれども、やはり先駆けて行っている佐久市、軽井沢、南 牧村ということでありますけれども、小海町においてもこういったことは取 り組むべき案件ではあるというふうに私は思いますので、これは積極的に進 めていきたいと思っています。 町長の答弁で、積極的に進めていくということを答弁いただきましたので、 3番議員 大変ありがたく思っています。これで私の一般質問を終わらせていただきま す。ありがとうございました。

以上で3番 井出幸実議員の質問を終わります。

町

議

長

第4番 井上 一郎 議員

議 長 次に、第4番 井上一郎議員の質問を許します。井上一郎君。

4番議員

4番 井上一郎です。通告に従いまして、一般質問を行います。まず、高齢者の外出や移動生活を保障する手だての導入についてと、また、運転する高齢者に対し誤動作防止装置への補助についてお伺いいたします。

近年、全国各地で、特に高齢者のアクセルとブレーキの踏み間違いによる事 故が報告されております。テレビなどで事故の検証現場が放映されますが、 見ていると、つえをついた足取りも定かでない高齢者が、警察官に付き添わ れて現場検証に立ち会っています。被害者はさることながら、加害者である 高齢者にも被害者のような場面を目にし、明日は我が身とも思えば同情も禁 じ得ません。このような事故、事態は絶対に起こしてはなりません。私は、 高齢ドライバーがこのような事故を起こさないよう、誤動作防止装置を行政 で手当てをしたらと常日頃思っておるところでございます。昨年の9月の定 例会の一般質問において、井出幸実議員が既に同じ質問をされております。 これによって、町側は早速この申入れを聞き入れてもらいました。今定例会 3日の招集日に、町長施政方針の中に、社会福祉費の中で高齢運転者の交通 事故防止対策補助金として、サポートブレーキあるいはアクセル踏み間違い 防止装置を備えた車両を購入もしくは装置を取り付けた70歳以上の方を対 象に、5万円を上限額として補助事業を実施するとし、本年100万円の予算を つけていただきました。ありがとうございます。そこで、町長にお尋ねいた します。これからますます高齢者が増えていきます。また、免許証返納者が 増えると思いますが、この事業への増額、また継続についてはどのようにお 考えでしょうか、お聞かせ願います。

町 長

井上議員の前段での紹介のとおり、高齢者によるアクセルとブレーキの踏み間違いということが多発しており、起こってしまった場合には、双方が非常にこれは悲劇であるということを痛感しております。そういった中でこの事業、申込みが多かったり、それから漏れてしまったというようなことがあってはならんというふうに思いますけれども、一応100万円を計上した中で様子を見て、これは申込みが多ければ、それなりの対応を取らなければいけないというふうに思っております。

4番議員

当然、これからどんどん、言ったように増えていく、減ることはなく、増えていくことと思いますが、ぜひですね、これから増額をしたり、継続はぜひ

お願いしたいと思います。今のところ我が町においては、高齢者の踏み間違いによる大事故は発生は聞いておりませんが、いつ何どき起きるか分かりません。そこで、もう一つの解消策として、運転免許証の自主返納の促進です。しかしながら、これも問題です。車がないと生活に支障を来す人も少なくありません。返納者の多くは、もし自分が事故を起こしたらとの思い、また家族からの勧めにより、やむなく返納だと思います。そこで、町では、免許証返納者に対しタクシー券の増発等の優遇措置を行っていると思いますが、最近の返納者の状況、また、タクシー券の利用状況をお聞かせいただきたいと思いますが、よろしくお願いします。

町民課長

運転免許証返納促進という件でございます。現在、町では、運転免許証自主返納者に対しまして、タクシー利用の助成券、1年につき12枚を5年間、無料で交付しております。申請者につきましては、平成29年度が30名、平成30年度が16名、令和元年度になりまして2月末現在で25名という人数になっております。また、70歳以上の町民の方につきましては、今言いましたタクシー利用助成券、これが1枚300円で、1,200円分まで使える券が年間48枚まで購入可能でございます。ですので、自主返納いただいた方については、購入される48枚と無料の12枚ということで、合計で60枚可能ということになってございます。タクシー利用の助成券につきましても、申請者数を見ますと、29年度で279名、30年度で306名、令和元年度は2月末時点で336名と、利用が伸びております。今後も、広報活動、それから防災無線等で告知するするとともに、敬老会などの場を利用しまして、交通事故の減少に少しでもつながるよう事業を推進してまいりたいと思っております。よろしくお願いします。

4番議員

どうもありがとうございます。大変利用数もかなりの数あるんですが、これから、こういう制度があるということを周知していただいて、高齢者の方に無理な運転をさせない方向で持っていければなと思います。それでは、まず、その免許証を返納しても、自由な生活、活動を保障することについての質問ですが、私は返納を推進するに当たっては高く評価しつつ、安全で安心な高齢者の足の代替として、電動カートの利用を勧めたいと思います。免許証返納により行動範囲が狭まり、そのためによるひきこもり等を防ぐ必要があるからです。外に出る、外に出てもらうことが高齢者の健康管理、また、寝たきり防止に必要で、外出といった自立的な活動意欲をそがないためにも、ゆっくり動く電動カートの普及を提案します。ちなみに、電動カートについて少し調べました。メーカーによって呼び名は違うと思いますが、「セニアカ

一」というそうです。関係者によると、シニアをもじって「セニア」にしたとも言っておりましたが、価格は30万円から38万円ぐらいだそうでございます。これは、1つ、家庭のコンセント充電で動く電動車であります。2に、もちろん運転免許証は要らない。3に、歩道を通れ、歩行者として扱われ、右側通行ができますと、こういうことだそうです。それに、メーカーの新聞広告の中の記事に、1つ、「家族に気を使わず、自分の好きなときに出かけるようになりました」、これは70代女性の弁です。2として、「母の顔色がよくなった。明るくなったので、毎日話をすることが楽しいです」、70代の女性家族の弁です。3として、「本人が一人で出かけられるようになり、送り迎えが減りました」、これは80代女性家族の弁です。以上のように、電動カートは、高齢者の移動手段としては大変便利な乗り物だと思います。そこで、個人で買われる場合、お年寄りにとって30万円からということは大変な額だと思いますので、上限を決め補助するか、あるいは町で一定の台数を用意し、月ぎめでリースでお貸しし、不用になったら返還するという方法もあると思いますが、これについてはどのような考えですか、お願いします。

町民課長

電動カートへの町の補助をというご提案でございます。現在は、電動カートというものにつきましては、地域包括支援センターにおきまして、介護保険の中の日常生活用具の貸出し事業という中で、電動の車椅子に準じる形で実施しております。自己負担額はリース料の1割から3割、これが自己負担額という事業を行っておりまして、このサービスを利用されている方は、現在では1名か2名という状況だそうでございます。この電動カートにつきましては、平たんな市街地での走行に対応して製造されておりますので、坂道や畦道などでの使用ということは、転倒などの事故事例が多いため、貸出しをする際には業者の方が来まして、ご利用される方が電動カートの使用に適するかどうか、個別に十分な確認をした上でリースを行っているというのが現状でございます。現在、町のほうで購入に対する補助というものは実施しておりませんけれども、検討するに当たっては、事故防止、安全対策を十分に講じる必要があると思いますので、またそこら辺も十分な検討を加えた中で、また考えてまいりたいと思っております。よろしくお願いします。

4番議員

電動カート、当然、道路の端を歩くことであって、国道等なんか当然危険でございます。たまたまうちのほう、親沢ですけれども、老人がゲートボール場ですか、村から約1キロぐらいあるので、ちょっとおみ足の悪い方は、しかも老人はそこまで行くのは難儀するわけですが、その電動カートによって、そこへ道具を載せ行き帰りをして、大変何か生き生きと感じるところで

ございますので、ぜひ、先ほど私申し上げましたけれども、個人で買うのはなかなか、お年寄りが30万円以上のお金を出して、それでまた、これはまた失礼な言い方だけど、あまり年を取って、90、100になれば、それすら無理だと、運転も無理だということで、その期間約四、五年のことだと思うので、もし要望があれば、若干でも補助を出していただいて、購入が可能なようにしていただく。今のところ2人、3人しかリースは使っていないというようなことをお聞きしたわけですが、これもだんだん、私もあと5年もすればそんな形になろうかと思って、明日は我が身ということでこれをお尋ねしたわけですが、高齢者の方々が明るく楽しい老後を過ごせ、ひきこもりもさせない、かつ事故を起こさせない、高齢者の交通弱者、また、交通弱者のためにも深いご理解をいただくことをお願いして、私の質問とさせていただきます。よろしくお願いします。ありがとうございました。

議 長 以上で第4番 井上一郎議員の質問を終わります。

お諮りをいたします。質問者がもう一人残っております。5時を過ぎると思われますが、続行することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、4時45分まで休憩といたします。

(ときに16時39分)

第7番 篠原 伸男 議員

議 長 再開いたします。 (ときに16時45分)次に、第7番 篠原伸男議員の質問を許します。篠原伸男君。

7番議員

7番 篠原伸男です。質問が10番目で、皆さんいささかお疲れではあると思いますが、よろしくお願いいたします。また、町長の今年度以降の施策につきましては、何人かがお聞きしておりまして、ダブったりするかもしれませんけれども、よろしくお願いいたします。昨年、日本で行われましたラグビーのワールドカップでは、日本代表はベストエイトまで進み、そのチームスローガンが「ONE TEAM」、これは昨年の流行語大賞の中の年間大賞に選ばれたことは周知のとおりでございます。私は町議会議員でありますので、ワンチームという考えの下で行政の皆さんと力を合わせ、町民の皆様の福祉向上につながる町の発展に尽力せねばならないと痛感しておるところでございます。それでは、通告に従いまして、一般質問をいたします。黒澤町長は、「町を元気にする」を公約に就任され、2年が経過しようとしており

ます。この2年間、町長が取り組みました重点施策、事業とその成果についてお尋ねいたします。

町 長

私は、元気な町をつくっていきたいという強い意志の下、町長選に立候補し 当選をさせていただきました。人口減少を緩やかにする施策とともに、町民 の満足度を高める施策も大切であると考えて進めてきました。重点事業を1 点だけ申し上げますと、「憩うまちこうみ」事業についてです。平成31年2 月15日に東京にて、議会からも多数の議員の皆様、そして長野県知事阿部守 一様、全国健康保険協会の安藤理事長、そして長野県森林大使のC. Wニコ ル様、3名をお迎えし、91社の企業から約180名の皆さんにお集まりいただき、 その場で3社と協定し、その後、現在まで計8社と協定を締結しております。 引き続き、令和2年度中には5社程度を目標に鋭意企業訪問等を行ってまいり ます。令和元年度の受入れ状況につきましては、協定8社から合計260名ほど が平均1から2泊で来町され、約600万円程度の経済効果があったと判断して おります。渉外戦略係、地域おこし企業人、株式会社さとゆめが中心となっ て事業展開を進めていますが、令和2年度から民間への移行について本格的 に検討してまいりたいと考えております。もう1点申し上げますと、立候補 時の私の公約について、幾つか実施してきたことです。「挑戦」では渉外戦 略室をつくり、そこで先ほど述べた「憩うまちこうみ」事業はもちろん、移 住者政策として宅地販売、単身者住宅などを進めてきました。「新鮮」「実行」 では、行政は最大のサービス業だという考えの下、職員研修を積み重ねてき ております。常に笑顔で挨拶をし、元気な職員であることが元気な町に必要 で、町民から頼られる職員を目指すことを常に職員には言ってきておりま す。引き続き、徹底をしていくつもりでございます。高齢者支援では、移動 販売車を導入し、商工会に委託して実施しております。子育て支援では、様々 な助成制度の充実をしました。特に、大学等進学支援金を創設し実施してお ります。細かいことですが、健康・保健推進面ではKOUMIマンを組織し、 様々なイベントで活躍をしております。こういった部分を進めてまいりまし たが、皆様の協力の下、町民の皆様に元気をお届けすることが多少できてい るというふうに自負しております。また、職員の皆様につきましては、私が 常々申し上げているところの、職員がそれぞれが意識した元気を持たなけれ ばいけないということを徹底して、そしてそれが徐々に成果を上げていると いうところでございます。

7番議員

町長、今まで2年間経過しようとしているわけですけれども、その中で実施 なされた施策等を縷々、今述べられたわけでございます。私が思いますに、

「憩うまちこうみ」事業から始まりまして、まだまだ合点のいかないところ、 それから移動販売車に対しましても、初期の計画とはかなりずれておるわけ でございますけれども、しかし、そうは言いましても、町長の任期は4年で ありまして、その間にさらになされていくことでありますので、十分でない ということは私自身も理解しているところでございます。そんな中で、黒澤 町政でなされていたことにつきまして、この2年間でなされてきたことにつ きまして、私の気づいたことをお尋ね申し上げます。先ほど町長も申し上げ られましたが、当選当時、まず取り組む施策はとの新聞社の質問に対し、町 職員の人材教育だと。先ほど町長も申されました挨拶、「挨拶の徹底」「行政 は町民へのサービスだという意識で、役場を訪れた町民に職員から声をかけ てほしい」「朝礼には体操を取り入れて、活気と体力をつくってもらう」と 述べております。体操は実施されているようですが、挨拶はいかがでしょう か。以前、町長が替わりまして、黒澤町長じゃなくて以前の、前の話ですけ れども。町長が替わりまして、職員の電話等の対応が大変よくなったと、多 くの町民の皆さんの声を聞きました。しかし、またその後、町長替わったり しましたが、それは私は、その当時の町長が民間からの町長に就任したから だと私は思っておりました。しかしながら、今申し上げましたように、町長 が替わりましたら、以前ほどではないが、また元に返ってきたという意見を よく聴くようにもなりました。私もその対応について質問したことがありま す。今年度も、職員研修として100万円が計上されております。この間の議 案質疑では、著名な方を講師にお招きして実施されるようですが、まちづく り、まちおこしの観点から見れば、それはそれでよいことだと思います。し かし、小海町の主役は町民であります。その主役に対する応対、また、町外 から来た人への応対などの身近な接し方、言葉遣い、電話の対応は、毎年研 修すべきではないでしょうか。現在、交流人口や関係人口の増加を重点施策 にしており、今は担当者が窓口になり対応しておりますが、この事業により、 町への来訪者は増えるでしょうし、電話やネットでの問合せ、その他対応が もっと増えるのではないでしょうか。接客技術の研修は、私は大切だと思い ます。町民や来訪者の皆さんから、「丁寧過ぎるね、小海の役場の職員は」 と言われるようなほど、私は接客というものに対しての職員研修は実施すべ きだと思いますが、いかがでしょうか。

町 長

私自身が役場へ電話をし、そしてその成果をするというような行動はめった にないわけでして、私自身の感想といたしましては、職員の電話対応等々は、 そう今、篠原議員がおっしゃるほどのものではないという認識の下でおりま す。また、挨拶等々についても、朝、昼、晩、それから来訪者と来庁者というような部分では、私はできているように感じております。もし篠原議員のおっしゃるように、町内あるいは町外の皆様に、そういうところが欠如しているということであれば、それは直さなければ、改めなければいけない部分だと思っております。また、研修等々につきましては、必要とあらば実施していきたいと思っております。

7番議員

町長の言うことも一理あります。職員によって大変違います。これは、やは り接客の基本というものを先輩から、あるいは言葉づてでただ聞くではなく て、やっぱりその道のプロを呼びまして、例えば朝、電話がかかってきたら 「おはようございます。小海町役場の誰々、何々係の誰々です」とかという、 先ほど町長言いましたような挨拶一つとってもそうです。「おはよう」とか 「こんにちは」が入ることによりまして、大変電話の応対が私は柔らかくな ってくるんではないかなと思います。そういった意味で、私も議員になりま して7年経過しようとしているわけですけれども、そういった中で、いろい ろな研修会は開いているように聞いており、また、議会人のほうにも声もか けられておりますけれども、やっぱりこれから観光客、あるいは来訪者が増 えてくる中では、やはり一人一人が言葉遣いというものの基を、私はしっか り研修すべきではないかなというように思っており、あえて申し上げるわけ です。もちろん、地域おこしとかまちづくりだとか、そういった視野を広げ る研修はもちろん重要でありますが、100万円を全てそこにかける必要はな く、基本的な小海町の町民の皆さん、私も役場に入ってきましたときには、 こんにちはとかおはようと言いますけれども、役場の職員の皆さんから声か けられた覚えはございません。ですから、町長の言っていることとは若干違 うんじゃないか、あるいはまた、私が嫌われているかもしれませんですけれ どもね。それはさておきまして、そういったことで、一度その辺の基本的な 接客というものを検討していただけたらと思います。

次に、町長は公約実行のため、渉外戦略係をつくり、職員数も増やしました。 様々な理由はあるでしょうが、その中心になる係長を異動させ、現在、総務 課長が兼務をしております。確定申告の時期になるから、税務が忙しくなる ことは周知のことです。問題は、町長が肝煎りでつくり、公約でつくり、増 員までした重要な係を、たとえ、熟慮に熟慮を重ねたこととは私は思います が、簡単に替えてしまうことに、町長の公約の本気度を私は疑ってしまいま す。現係長クラスにも税務を担当した職員はおります。この時期、税務を兼 ねて渉外戦略係長は無理に決まっております。町長がこれから公約を実行 し、町をより発展させていくと私は期待しておりますが、職員は人事異動の たびに新しいポストに就くと、必ず新たな気持ちになって、新たなやる気、 意欲を持って臨むものであると私は思います。このような異動が今後もなさ れるようなら、職員の士気は落ちると私は思います。そしてまた、係長、職 員がそっくり入れ替わるような人事で、仕事は停滞しないでしょうか。そも そも人事は、常に先を見据えて、人事異動によって職員が成長する、大局的 な観点に立ってなすべきだと思いますが、町長のお考えはいかがでしょう か。

町 長

まさに諸事情あってのことでございました。簡単な問題ではなく、熟慮に熟慮を重ね、そして出した結論でございます。その辺はご理解していただきたいと思います。また、昨年といいますか、前期、大変大きな異動してあります。そういった中で、今期は大変それぞれの職員戸惑い、苦労したとは思いますけれども、やはり町民のために、この職場を自ら選び合格し入ったところでございますので、ぜひ誠意を持ってやっていただくというのが私の理念でございまして、その時々全てのことにおきまして対応していかなければならないというのが職員の使命だと感じております。したがって、そういう方向に向けての施策は長として行っていき、そして手薄になっているという部分も見え隠れしますけれども、決められた人間の中でやっていくことですので、ぜひそういった面もご理解願いたいと思います。しかし、何か欠落することがあってはならないのがこの行政というものでございますので、覚悟を決めて行ってまいります。よろしくお願いいたします。

7番議員

先ほど私も、多分熟慮に熟慮を重ねてと申し上げましたが、ただ、一番力を入れてきて、しかも先ほど町長が言われた「憩うまちこうみ」形成事業というものを重点施策としている中で、単に簡単に職員の異動ということをすることはいささかいかがかなと私は思っておるところでございます。今後、そのような事態が出ないように、先般の私一般質問のときにも申し上げましたが、健康経営というものに貢献しようとしている小海町でありますから、職員の健康等々につきましては十分配慮していただき、そしてまた職員の皆さんが町民のために働く、これは町長が言っているとおりサービス業でありますから、その辺のところは徹底していただきたいというように私は思っておるところでございます。先ほど私申し上げましたが、ラグビー日本代表の皆さんは、日本のほうに、6か国出身の選手で構成されているようでございます。「ONE TEAM」が選手共通のスローガンになるには、4年ぐらいかかったそうです。総務課長にお尋ねします。昨年の議会で総務課長は、町長

の公約は総務課がやるとの旨の発言をいたしましたが、今でもそのようにお 考えですか。当時、私は驚きました。町長も課を超えて町政を尽くすと言っ ている中で、この議会のやり取りは役場館内に放送されており、階下でもこ のやり取りを聞いていた職員も驚き、そしてショックを感じたようですが、 今でもそのようなお考えか、お尋ねいたします。

総務課長

そうですね、言葉の端々を切り取った形で評価されるというのは、ちょっと 私としては本意ではありませんけれども、町長の公約は総務課がやる、全部 総務課がやるわけじゃなくて、特に力を入れていることに関しては、例えば 移動販売、これは本来であれば、商工関係ですから商工が担うのか、それと も高齢者関係であるから高齢者担当の町民課が担うのかというような議論 が、この移動販売事業を実施するに当たっては、職員でいろいろと検討しま した。そうした中で、どちらとも言えない事業ということで、それについて は渉外戦略のほうで責任を持ってやっていきますということで、そういった 事業が、例えば住宅につきましても、本来であれば、今までは町民課が主管 してきました。しかしながら、今回の単身者用の雇用促進住宅につきまして は、そういった意味で、渉外戦略で担当したほうが、渉外戦略は人数も増や しましたので、ほかの新規事業を担ったところは結構大変になりますので、 そういった負担軽減のためにも、町長が肝煎りでつくった渉外戦略係、ここ を利用してやるということで、町長の主たる公約に掲げた事業であって、い ろんな課で、押しつけになってはいけないものについてやるというふうに申 し上げただけであって、総務課が全て町長の公約をやるというふうに申し上 げた記憶は私にはないわけですけれども、もしそういうふうに言ったんだと すれば、ここで訂正をしたいと思います。以上です。

7番議員

どこの係が何をやるかというのは、組織規則とか、役割分担表でみんな決まっているわけです。それは、そのために組織規則等々があるわけでございますから、そこに来て急に言われるわけじゃなくて、総務課長、記憶にないと言っていますが、役場の職員もみんな、それから我々も現に総務課という言葉で聞いているわけです。だから、総務課長といえば事務方のトップであります。決して職員に誤解、あるいはまた意欲をなくさせるような発言というものは、私は厳に慎まなけりゃいけないし、それからもしそう言ったならばと言いますが、それははっきり言っているわけです。そういうところでは、私は、総務課長反省すべきだというように思っております。総務課長というのはトップであります、事務方の。全てが総務課長経由になるので大変多忙であり、また、その職責も重いです。しかし、「人は石垣、人は城」と言わ

れます。役場の仕事は、どんなに機械化が進んでも、町長も言っているとおり、職員が実行するサービス業であります。個々の職員が頑張って町民の福祉向上につながるよう、職務を全うするよう切望するものでございます。続きまして、令和2年度、町長がなされてきた町政がどんな花が咲くのか、また、施策の効果としてどんな実がなるのか、大きな期待を持って、しっかりと見極めていく所存であります。そして、今年度から黒澤町政の後半に入ります。12月の私の一般質問では、町長は、令和2年度は経済活動に重点を置くような旨を発言されました。本年度以降、どのような政策を展開されて町を元気にしていくのか、お尋ねいたします。

町 長

早いもので、12月から3か月という日がたったこの時点で、今後の政策の重 点といたしましては、第6次長期振興計画を基本に町政を進めてまいります。 特に災害関係では、災害に強い町、災害・防災対策をしっかり実施してまい りたい。具体的には、防災カメラの設置、実際に役に立つ地域防災マップ制 作、役立つ防災訓練の実施、そして災害が起きそうな箇所については災害減 災工事を進めたいと思います。そのほかでは、「憩うまちこうみ」事業など は先ほど述べましたが、長く継続し効果が上がるよう、町主導ではなく民間 主導に移行させるように進めてまいりたいということでございます。また、 大変大きな重要な課題でありますが、小海駅前再整備については、本当にこ れは大変な事業であると認識しております。検討委員会を立ち上げて、実効 性のある、長期的に維持発展できるような実行計画を樹立していきたいと思 っております。またそのほか、中部横断自動車道、宅地造成、保健福祉の充 実、高齢者支援、子育て支援などなど、挙げればまだまだたくさんあります が、最初に申し上げたとおり、第6次長期振興計画を基本に、時代の流れ、 情勢をしっかり見極め、町民の求めるものを常に把握し、慎重かつチャレン ジ精神を忘れず、町政を進めてまいりたいと考えております。

7番議員

6次長期振興計画を中心に進めていく旨ということでございまして、さらに 小海駅前の再整備というようなこと、これも私不思議だなと思いましたの は、私どもに提示された長振の中では、その整備経費は500万円だったのが 当初予算では100万円というようなことで、あれ簡単に減額してあるなと思 いましたが、100万円という形でのっけてきた以上はそれでできるだろうと。 それから、何かあしたの全協の資料を見ますと、この駅前も予算上は知り得 たんですけれども、どういう形で進めていくかということも、あしたはご説 明いただけるようでありますので、6次長期振興計画にのっていくと。ただ、 一言申し上げれば、町長就任当時と比べると、具体的な中身が、私は若干こ こに来て用心深くなってきたせいか、少なくなってきたんじゃないかなと思っております。前はもっと歯切れよく、これはできる、できないは別ですから、それぞれ財源とかいろいろありますけれども、ちょっとそのようなことを感じているところでございます。そういった中で、これからの小海町の中で1つ提案させていただきたいことがございます。教育長にお聞きしますが、小・中学校で生徒・児童一人一人にパソコンが配置されるやに聞きましたが、これは何年度からでしょうか。

教育長

その件につきましては、国の計画に沿っていきますと、国はその年度年度で補助金を用意するということがありますので、令和5年度までに1人1台という考えでおります。実は、補助制度がはっきり見えてきましたのが、もう既に当初予算編成後ということでして、先日の議案質疑の中でもちらっとお答えさせていただいたんですが、今年度については小学校5、6年と中学1年、そこの年代について、補助金を活用して整備をしたいと考えております。6月に上程をさせていただきたいと思います。ただ、全額国が面倒見てくれるわけではございません。普通交付税で3分の1はこれまで算入してあるはずだということで、国は残りの3分の2の台数について、上限4万5,000円で手だてするということになっておりますので、そんな形での予算立てをさせていただき、来年はまた違う学年の人数分というような形で、令和5年までには、国のモデルに従った形で1人1台というものを備えていきたいと考えております。よろしくお願いします。

7番議員

今、教育長のほうから、順次導入していきまして、令和5年度までには、児童・生徒に一人一人パソコンによる授業が受けられるようになります。また、今年からは、小学校4年生からはプログラミング教育が始まります。世の中は、アナログと言われた時代からデジタルの時代に変わりつつあります。そこで提案でございますが、私は、小学校4年生になりましたら、町で児童一人一人にタブレットをプレゼントしたらどうでしょうか。今日の新聞によりますと、川上村では小・中学校に、ICT教育ということで1,230万投じるやに載っておりました。そしてまた、有名な小海出身のアニメの監督は、小学校5年生からパソコンに通じていたようでございます。学校でパソコンでの授業を受けても、それぞれの家庭の事情によりまして、パソコンになじむのに差が出るのではないかと私は危惧するのでございます。そこで、学校で使うソフトを入れたタブレットを町が生徒に、1年度4年になりましたら贈呈するということを考えておるわけですけれども、町長、いかがでしょうか。

町 長

これからの子供の教育には避けて通れない、あるいはこれからのお子さんた

	ちが成長していく中で、世の中に対応するのには避けて通れないというよう
	な課題と私自身は認識しております。ただいまの画期的だという意見と言う
	にはちょっと私は、篠原議員には失礼かと思いますけれども、大変重いご提
	案と拝聴しまして、私の中では、そういった形の中のものを承っております
	ので、具現化するのに当たりまして、またご協力をいただきたいと思います。
7番議員	現在、日本中の小・中学校は休校に入っております。この間、何かテレビで
	見ましたら、有線テレビのある自治体では、授業をそれによってやっている
	ようでございます。今回は新型コロナウイルスが原因ですが、近年の異常気
	象では、いつ緊急事態が発生するか分かりませんが、学校からのライブ配信
	ができるのでオンライン教育もできます。万が一のときでもいつでも対応で
	きると考えられ、子供が孤独になることも避けられるのではないでしょう
	か。タブレットは五、六万ぐらいからありますし、そこに必要なソフトを入
	れても15万はかからないと思います。生徒30人でも、年間400万以内で私は
	済むのではないかと思います。デジタルの時代に対応したできる教育を、ぜ
	ひ小海町から発信してほしいと思うのです。全国に先駆けた教育に力を入れ
	る小海町長になってほしいと思いますが、いかがでしょうか。
町 長	大変、先ほども申し上げましたが、重要でかつ重い提案として受け止めさせ
	ていただきたいと思います。
7番議員	これはお言葉は、私、先般ワーケーションをあれしたときにも、言葉として
	聞いておくということでありますが、町長、検討する気はありますか。
町 長	検討する気はあるかという、今のお言葉でしょうか。
7番議員	はい。検討ですから。
町 長	検討します。
7番議員	ぜひ検討から進んでいきまして、私は今の子供たち、なかなか家庭の事情に
	よって、持てる者と持てない者がいると思うんです。小学校4年のプログラ
	ミング教育を機会に、子供たちがそ公平に対応できる教育が実現できると考
	えます。一度小学校のタブレットによる授業を見に行ったときに、やはり家
	庭のでタブレットを持っている子は大変対応が早かったです。やっぱり、そ
	れだけ家庭等の事情によりましても、教育の面にも差が出てくるんではない
	かなと思いますので、ぜひぜひ前向きに検討していただきたいと思います。
	おしまいに、私は町の事業の提案、実施については、常に全体を把握して進
	めていきたいです。黒澤町政2年間、私見ておりまして、はっきり言いまし
	て、泥縄式の事業の進め方だと私は認識しております。町長の政策提案を私

適正に、しかも公平・公正になされているか、監視するのが議会の役割だと 私は認識しておりますので、今後、これらをよく勘案されまして、よくよく 町政を進めていただくことを要望いたしまして、私の一般質問は終わりま す。

議 長 以上で第7番 篠原伸男議員の質問を終わります。

O 散 会

議 長 以上で今定例会の一般質問は終了いたしました。

なお、今後の予定といたしまして、明日11日水曜日午前10時から現地視察を 行います。視察箇所につきましては、憩うまちこうみ拠点施設、新田住宅、 大畑町営住宅解体箇所、宮下法面です。服装は通常の服装でお願いをいたし ます。また、現地視察終了後、全員協議会を行います。

これをもちまして本日は散会といたします。ご苦労さまでした。

(ときに17時20分)

令 和 2 年 第 1 回

小海町議会定例会会議録

「第 9 日」

- * 開会年月日時 令和2年3月11日 午後 4時55分
- * 閉会年月日時 令和2年3月11日 午後 5時00分
- * 開会の場所 小海町議会議場

会議の経過

〇 開 会

議長

長 皆さん大変ご苦労様です。本日ですね、臨時本会議を開催いたしましたのは理事者側より「議案第8号 小海町雇用定住促進住宅の設置及び管理に関する条例」の訂正、差し替えがあるということで臨時の会議要請がございましたので、臨時本会議の開催を決定しましたのでよろしくお願いしたいと思います。今、開会してですね5時を過ぎると思いますけれど継続して会議を続けたいと思いますけれどご異議ございませんね。

(異議なし)

議長

長 それでは急なことで大変申し訳ございませんけれどこれより臨時本会議 を開催いたします。只今の出席議員数は12人であります。定足数に達し ておりますのでこれより本日の会議を開きます。

〇 議事日程報告

議長

長 本日の議事日程はお手元に配布申し上げたとおりであります。

本日、会議事件説明のため出席を求めた者は、町長・副町長・教育長・会計管理者・各課長・教育次長・所長であります。

<u>○「町長あいさつ」</u>

議長

まず、町長より挨拶をお願いします。

黒澤町長。

町	長	議員の皆様には全員協議会の途中ということと、それから本日、もう5
		時近くなっているという中で全員の議員の皆様にご参集賜り、心より御
		札を申し上げます。今回の差し替えにつきましては事務方の不手際とい
		うことを重々承知しております。これからまた指導の方を徹底して参り
		ますので何卒よろしくお願い申し上げます。本案件につきましてこれか
		らご審議いただくわけですが、十分検討の上可決決定をお願い申し上げ
		まして招集についてのあいさつとさせていただきます。何卒よろしくお
		願いします。
		日程第1 「議案第8号 小海町雇用定住促進住宅の設置
		<u>及び管理に関する条例」の訂正について」</u>
議	長	日程第 1、「議案第8号 小海町雇用定住促進住宅の設置及び管理に関す
		 る条例」の訂正についてを議題とします。
		総務課長に説明を求めます。
		(総務課長説明)
議	長	説明が終わりました。これから質疑を行います。
		質疑のある方は挙手をお願いします。
		(質疑なし)
議	長	これで質疑を終わります。これから討論を行います。
		討論のある方は挙手をお願いいたします。
		(討論なし)
議	長	これで討論を終わります。お諮りします。ただ今町長からの申し出のと
		おり、議案第8号を訂正することに賛成の方の挙手を求めます。
議	長	挙手全員と認めます。したがって、町長からの申し出のとおり、訂正す
		ることに決定いたしました。
<u> </u>		
<u>〇 散 会</u>		
議	長	以上で本日の日程は終了といたします。
		明日は総務産業常任委員会を午前10時から行います。ご苦労様でした。

(ときに 17 時 00 分)

令 和 2 年 第 1 回

小海町議会定例会会議録

「第 21 日」

- * 開会年月日時 令和2年3月23日 午後2時00分
- * 閉会年月日時 令和2年3月23日 午後4時32分
- * 開会の場所 小海町議会議場

会議の経過

〇 開 会

皆さんこんにちは。今月3日に招集されました令和2年第1回定例会で 議 ありますが、本日最終日となりました。新型コロナウィルスによる感染 拡大に怯え混乱の中で開会した定例会でありますがこの定例会の開催 中にも一向に鎮静化が見えない中で状況はますます悪化し感染拡大が 続き世界中が大混乱となっております。出入国の抑制、外出やイベント、 人の集まりの自粛など社会の機能不全とも言えるような状況でありま す。楽しみにしてきました、オリンピック、パラリンピックの開催すら 危ぶまれてきました。ワクチンの開発、或いは新薬の開発など人類の英 知を集め流行の抑制、鎮圧が急がれるところであります。一日も早く普 段通りの生活が戻ってくれることを願うところであります。本日は最終 日であります。議事日程にあります各議案につきましてはそれぞれの常 任委員会で審議をお願いしてあります。その審査結果の報告に続いて質 疑、討論、採決をお願いするものでございますが、適切な判断と円滑な 議事進行にご協力をお願い致します。ただ今の出席議員数は12人全員 であります。定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開 きます。

〇 議事日程の報告

議 **長** 本日の議事日程は、お手元に配布申し上げたとおりであります。

日程第1 「諸般の報告」

議 長 | 日程第1、「諸般の報告」を行います。

		送目し1 ての知生は 送車口知 o ざり 2 % こりz 中1 しげて デゼレナナ	
		議長としての報告は、議事日程つづり3ページに申し上げてございます	
		ので、ご確認の程をお願いいたします。以上で「諸般の報告」を終わり ***	
		ます。	
		<u>日程第2 「行政報告」</u>	
議	長	日程第2、「行政報告」を行います。町長から行政報告をお願いします。 黒澤小海町長。	
町	長	皆さんこんにちは。本日最終日となりましたが、21日間におよぶ第1	
		回定例会大変お疲れ様でした。本日はすべての議案について可決ご決定	
		賜りますようお願い申し上げます。なお、新田住宅の請負契約の変更及	
		び小海駅前再整備検討委員会委員の選任案件を本日追加議案としてお	
		願い申し上げますので合わせてよろしくお願い申し上げます。それでは	
		2件についてご報告いたします。まず1件目ですが、改選後初の三区財	
		産区第1回定例会が17日に開催され、議長に武川知治氏、副議長に井	
		出正孝氏が選出されました。次に2点目としまして、本日郡町村会定例	
		会が開催され、川上村村長改選に伴い、郡町村会長に北相木村長井出高	
		明氏が選出されました。町長の報告は以上でございます。	
議	長	他に行政報告がありましたらお願いいたします。	
		教育長 【高校入学者選抜、志願者数、合格者数、進学者数の報告】	
議	長	本日、会議事件説明のため出席を求めた者は、町長、副町長、教育	
		長、会計管理者、各課長、教育次長、所長であります。	
○【議案の上程】			
議	長	それでは、順次議案を上程いたします。	
	<u>日程第3 「議員派遣の件」</u>		
議	長	日程第3、「議員派遣の件」を行います。	
		事務局長に朗読を求めます。	
		(事務局長朗読)	
議	長	朗読が終わりました。お諮りいたします。	
		議事日程つづりの4ページに申し上げた「議員派遣の件」のとおり、議	
		員を派遣したいと思います。これにご異議ございませんか。	
(異議なし)			

長 「異議なし」と認めます。 したがって、議事日程つづりの4ページ、5 ページにに記載のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

日程第4 議案第5号

議 長 日程第4、議案第5号

「小海町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。

総務産業常任委員長 小池捨吉 君。

(委員長報告―可決と決定)

議 長 委員長報告に対する質疑を許します。

質疑のある方は、挙手をお願いします。

(質疑なし)

議 長 │これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。

(討論なし)

議 **長** これで討論を終わります。これから議案第5号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。議案第5号を委員長報告のとおり、 決定することに賛成する方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 **長** 挙手全員と認めます。したがって議案第5号は、委員長報告のとおり可 決することに決定いたしました。

日程第5 議案第6号

議 **長** | 日程第 5 、議案第 6 号

「小海町憩うまちこうみ拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について」を議題といたします。

本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。総務産業常任委員長 小池捨吉 君。

(委員長報告―否決と決定)

(委員会からの要望事項―1件)

〈委員会からの要望事項〉

条例の議案提出はしっかり調査研究されたい。

Г	
議長	ただ今の総務産業常任委員会からの要望事項に対する町長の答弁を求
	めます。
町 長	ただ今の要望事項につきましてお答えを申し上げます。今回お願いしま
	した条例案につきましては事業の性格上、事務方も十分研究もし、県の
	行政係や弁護士にも相談の上、上程したものでございますが残念ながら
	委員会におきましてはご理解をいただくことができませんでした。こち
	らの説明不足があったと思っております。今後におきましてはしっかり
	と調査研究をし、ご納得の頂ける説明ができるようして参りたいと思い
	ます。以上でございます。
議長	委員長報告に対する質疑を許します。
	質疑のある方は、挙手をお願いします。
3番議員	否決ということなんですが、否決の理由についてちょっとお伺いをした
	いと思いますが。
総務産業	否決になった点はですね、3点ありましてですね、本件につきましてね、
委員長	総務産業常任委員会の中で議論致しました。その中でですね1つとして
	は規則案で管理料とすべき、管理料としてとるべきならばこれは使用料
	として使用料徴収条例で提案するべきではないかという意見が出され
	ました。それから2つ目でありますけれど第2条の条文が明確に記され
	ていないので設置目的をもっと明確にすべきという意見が出されまし
	た。それから3つ目としましてですねそもそも憩うまち事業の目的が当
	初のものからブレているといった意見が出され決をとった結果4対1
	でもって否決されました。以上です。
3番議員	すいません、もう1点だけお伺いしたいんですけれどこの憩うまちこう
	み拠点施設ができる時に私自身が考えたのが公有財産ではないだろう
	と、公有財産であれば条例作ったりなんかするということは当然考えら
	える部分であり、公有財産の内の中で2つにわけると行政財産と普通財
	産があると。行政財産にはならないだろうと。で財産であるなら普通財
	産だろうなという風におもっていたわけです。ところが色々調べてみま
	したら法的にいきますとただの施設とうことで普通財産には入らない
	だろうなという風にも思っていたんです。という風に思っているわけな
	んですが、普通財産それから普通の施設でいけば条例は設置しなくもあ
	る程度契約だけでいいだろうという風に解釈はしていたんですけれど、
	その辺のところについて議論したかお伺いしたいと思います。
総務産業	お答えします。今、3番議員が言われたことにつきましては議論はしな
委員長	かったということです。

議長

他に質疑のある方はございますか。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。

7番議員

本案については反対の立場で討論致します。本案は地方自治法に違反 すると認識しておりますので討論が長くなることを最初に申し上げて おきます。まず初めにこの条例は条例として不備な点があるというこ とでございます。議案質疑の時に私は設置条例をするのであるから憩 うまちこうみ拠点施設関係の収入は使用料に計上すべきであるのでは ないかと質しました。その際、町側は弁護士、県に指導を頂いた結果 私法関係の事項なので使用料で計上する必要はないので雑入で計上し た旨の答弁をされました。しかし私はこの条例の根拠が地方自治法に よる以上は私法関係のものではないとも申し上げました。地方自治法 238 条では公有財産は当該地方団体の所有に属るものと定義していま す。従って旧たぬきやは行政財産や普通財産の公有財産ではなく賃借 権を権限としてその権利を取得したものです。そこで私法関係のもの と町側は解釈したものだと思いました。しかしながら町は地方自治法 244条の2第1項に基づいて上程して参りました。松原諏方神社から借 りた旧たぬきやを、松原諏方神社の了解を得て第3者である憩うまち こうみの協定企業の皆さんに又貸しするなら確かに私法関係であるか ら民法の賃貸契約で済むかもしれません。しかし、前述しましたよう に町は地方自治法に基づいて上程して参りました。地方自治法 244 条 の2第1項は普通地方公共団体は法律又はこれに基づく政令に特別の 定めのあるものを除くほか公の施設の設置、及びその管理に関する事 項は条例でこれを定めなければならないと定義しています。また地方 自治法は225条は使用料を定めております。地方公共団体は地方自治 法に238条の4第4項の規定による許可を受けている行政財産の使用、 これは行政財産を貸したりする場合のことでありますし、また公の施 設の利用につき使用料を徴収することができると規定しています。し たがって、公の施設を利用する場合は地方自治法に使用料を定めなけ ればならないのです。ただし使用料は徴収出来ると規定していますの で地方自治体の判断で使用料を徴収しなくてもよいのですが、いずれ にしても使用料を条例中に定めなければならないのです。だから条例 中に使用料を定め、その使用料は小海町使用料徴収条例によるとすべ きなのです。例えば、小海町生涯学習センター北牧楽集館条例、これ は使用料第11条使用料は小海町使用料徴収条例の定めるところによる と、そして次の所には使用料の減免ということで第12条では、町長が 必要と認める時はということで町長の裁量権も認めております。また、

小海町総合センターの設置及び管理に関する条例でもやはり使用料と うたい、第8条で「使用料は小海町使用料徴収条例による、ただし、」 と但書で町長の裁量権も認めております。また小海町高原美術館条例、 これは博物館法等々によるものでありますがそれもやはり入館料、又 は使用料、第8条美術館の展示資料等を観覧するものはということで 入館料、使用料を定めております。そしてこれは小海町使用料徴収条 例ではなく、この同じ美術館条例の中で別表としてそれぞれの入館料、 使用料を定めておるものでございます。いずれ設置条例による公の施 設は条例中に使用料を定めなければならず、今までにも町は法規審査 委員会を開催し慎重に検討し条例を定め、その中に使用料を規定して います。それが今まで小海町の管理職を中心とした法規審査委員会の 役割です。法規審査委員会はどのような審議をしてきたのか甚だ疑問 を感じざるを得ません。そして使用料の金額は町長の裁量権を付して いるのでしたがって本案は条例として欠如、欠けている条文があるの で私は反対とし、委員会でも多数決で反対となりました。そして、こ の13日の予算決算常任委員会の席上、副町長が今回上程している条 例は弁護士、また長野県市町村課の宮下さんに確認したところ私法上 のことで問題ない旨の発言をしました。総務産業常任委員会の決定事 項を付託されました総務常任委員会以外で他の常任委員会で発言する ことはまさに総務産業常任委員会を軽視していると忠告しておきま す。さて、それはさておき、普段議員は県などに電話しないのですが、 副町長の発言で県の担当者を知ることができましたので私は16日、 県市町村課の宮下さんに電話をし、指導を頂きました。県の指導で私 法関係なので公の施設施設設置条例に使用料を計上しなくてもよいと の町の説明を受けました。それでよいのですかと問いました。使用料 は町の裁量でよいと言われました。だたしこれは金額等でございます。 では施行規則で「施設の使用」「使用の申し込み」「使用の承諾」「施設 の使用」はと使っていますが、これらの使用料、利用料は管理料と規 定してよいのですかと問いましたら、宮下さんは規則のことは聞いて いないと答えました。そして公の施設が特定の人しか使用しないのは いかがなものでしょうかと問いました。結局その日は話はまとまらず、 後日改めてご指導をいただくことになりました。大辞林の辞典に寄れ ば、使用ということは使うこと、管理とは設備などを保存、維持して いくものと書いてあります。施行規則の管理料は何を使用者が保存、 維持していくのでしょうか、日本語としてもおかしいと思いませんか。 私には無理なこじつけをしているとしか思えません。16日に続き1

8日に再び県に電話をしました。県は内部で協議をしたようです。担 当者が宮下さんから他の方に変わりました。再度同じような質疑のや り取りをしました。公の施設は地域住民が使えず、特定の人、団体の みしか使えないことは地方自治法上、違反ではないかと尋ねました。 使用料についてはその料金は自治体の裁量だとその担当の方は言われ ました。しかし、公の施設の設置条例を定めるならば使用料は条例に 定めるべきであって規則に定めるものではないと町には伝えてあると 言われました。規則は施設を運営するのに必要な事項を定めるもので ある旨も町に伝えてあると言われました。2月19日の議会運営委員 会で設置条例を指摘され、それで条例を検討したのではないでしょう か。旧たぬきやは公有財産ではなく最初から特定の人、団体に利用さ せるから始めから賃貸のイメージに固まってしまったのではないでし ようか。請負契約も 5,000 万円以下なら議会の議決が必要なく私法が 適用されます。単なる売買契約も一定の金額以下なら私法です。昭和 30年1月6日、私法関係に基づく使用料の徴収は条例の根拠を必要と しない、この場合には徴収額の決定についても議会の議決を必要とし ないという行政実例があります。町が借りた施設を特定の団体に又貸 しする場合は民法上の私法上の賃貸契約で済み、この行政実例でよい のですが今回上程された条例は地方自治法という公法を根拠にされて おり民法という私法上のものではないのです。県が言われたように使 用料を定めなければならないので条例に不備があるので反対としまし たことは先程申し上げました。では一体地方自治法244条の2第1 項に定められる公の施設とはどんなものなのでしょうか。公の施設は 同じ地方自治法244条に規定されています。普通地方公共団体は住 民の福祉を増進する目的を持ってその利用に供するための施設を設け るものとする。これを公の施設というと規定しています。そして第2 項で普通地方公共団体は正当な理由がない限り住民が公の施設を利用 することを拒んではならない、第3項では住民が公の施設を利用する ことについて不当な差別取り扱いをしてはならないと規定していま す。正当な理由に該当するかどうかは個々のケースで判断することも ありましょうが一般的には施設の利用料を払わない、また他の人の施 設利用を著しく迷惑をかけたり危険を及ぼす場合があげられますし、 更に今度の憩うまちの施設はテレワークの定員が何人かは知りません けれども更に定員がいっぱいになって使えないというような場合が正 当な理由のようでございます。そして令和元年12月1日付の公共入 札結果報告書で憩うまちこうみ拠点施設改修事業の事業概要では憩う

まちこうみ事業の拠点施設として猪名湖畔の旧たぬきや食堂を改修し 事業において協定を結んでいる企業の社員がテレワークで使用する場 所とする、また、Re・デザインセラピーを提供する際にミーティング 会場として利用とされております。いつの間にかテレワークを行う場 所になっており Re・デザインセラピーは打ち合わせで使う場所と記さ れております。ヨガなどの実技はミーティングだけでできないような 感じも致します。憩うまちこうみ形成事業での Re・デザインセラピー は、リラックス、瞑想、コミュニケーション、デトックスの4点から 成り立っておりまして、テレワークが事業の対象ではありませんがこ の報告では協定企業の社員がテレワークする場所と位置付けてしまっ ています。そして3月12日の総務産業常任委員会に出された施行規 則は上程された条例の第5条の使用の項目を受けて第2条でこの施設 は憩うまちこうみ協定企業しか使うことができないと委員会で町から 説明を受けました。地域住民の福祉増進を目的にその住民の利用に供 するためのものが公の施設、地域住民である小海町民が使うことがで きないのです。施行規則に記されております紛らわしい管理料は1団 体なんです、単位が。1団体、1時間500円、1団体終日5,000円で、 団体しか使えないように規定しており、町民はその対象から離れてお ります。町民ならば1人1人です。町民が使えないようにしておりま して地方自治法 244 条に違反した町政を執行しようとしております。 今回の予算に計上されております憩うまちこうみ拠点施設関連の歳入 予算は漁業組合の分を除けば20万円です。1時間500円で計算すると 400 時間使えば 20 万です。1 年間は 8,760 時間ですから 1 年の内、僅 か4.5%の期間の使用です。終日が使用時間でありますので1日単位で した場合でも40日で1年365日ですから11%しか使わない施設で小海 町民が使えないのです。備品の購入費やら入れまして約 1,900 万円費 やした施設を町民は使えず、特定の企業しか使用できない、しかも 1 年の内時間に換算すれば 4.5%で使わない時間は 95.5%です。1 日に換 算しても11%で使わない日が89%もあるのです。その間にRe・デザイ ンセラピーのミーティング会場としてどのくらい使うかは私も聞いて おりませんので不明ですが昭和31年小海町は発足致しました。地方自 治法に反した行政は 1 度もなされておりません。このままでいけば小 海町発足して以来初めての違反行政になるとなされることになりま す。私は議員であります。地方自治法に違反した行政がなされ、後々 その時の議員の 1 人だと後ろ指を刺されるような議員にはなりたくあ りません。黒澤町長も考えは同じではないでしょうか。地方自治法に

違反した町政を執行した町長と言われるわけにはいかないと思いま す。議員の1人1人はみんな同じ考えてではないでしょうか。1,900万 かけた公の施設が町民は使えず、そのことが地方自治法に違反してい る、そんなことを町民に説明できますか。私は町民の皆さんから町民 の福祉の向上になる行政を付託されております。町長だって同じだと 思います。町民に使用されず、行政を執行できますか?しかも地方自 治の違反の町政ができますか?地方自治法244条の2第1項の公の施 設の設置条例には不備がありしかも地方自治法 244 条に違反して町民 に公の施設を利用させないことは絶対に認めるわけには参りません。 各議員におかれましても地方自治法に違反してしかも町の税金で設け られた施設を町民が使えないんだと、町民に向かって説明できますで しょうか。町民の皆さんが町長や議員に付託するのは町民の福祉向上 であり、法律に違反した行政をしてもらうことではありません。設置 条例の不備と地方自治法 244 条に違反する本条例を採択することはで きず、反対として私の討論は終わりますが、議員各位に申し上げます。 地方自治法に違反して町民を軽視する小海町の行政を執行することに 加担することができますか。私は憩うまちこうみ事業に反対ではあり ませんし、賛成して今まで協力してきたつもりでありますし、また1 2月の一般質問ではワーケーションによってテレワークの更なる推進 を申し上げてきました。適正で合法な町政を担う思いで、反対の討論 が大変長くなりましたことにつきましてはご容赦の程をお願い致しま す。以上です。 他に討論のある方はございますか。賛成ですか、反対の討論ですか。 今反対の討論がありましたので次に賛成の方があればそちらを先にや るますけど。11番新津孝徳君。 私は可決の立場で討論を致します。私は先の総務産業常任委員会では 否決でありました。しかし、その後熟慮を重ねた結果、施設もできて 利用できる状況になったものは小異は捨てて大同につくではありませ んが速やかに使用し町民益につなげることが大事と考え賛成の討論と 致します。 他に討論のある方はございますか。賛成ですか、反対ですか。あのね 順番が反対討論、賛成討論って交互にやるようになってるから他にい なければよろしいですけれど、3番以外に討論やるからおりますか。

いるんであれば反対の討論から先に行います。反対の人…、2番渡辺

議

議

11 番議員

長

長

均君。

2番議員

私も反対の立場から討論させていただきます。先程篠原伸男議員より、 詳細な自治法違反と説明がありましたけれども私は全くその通りだと 判断しております。そもそも4年間の憩うちこうみ事業、そのものが 果たしてどこまで4年間の成果を具体的に実証的に示したのか、甚だ 疑問でございます。私は先の予算決算常任委員会で憩うまちこうみ事 業の本年度の予算について修正動議を出させて頂きました。それはな ぜか。4年間の成果、1つ例を出しますと、担い手の育成するという 事業に 200 万、予算をかけております。しかしながら、本年度の説明 では事業は町が担う、民間への委託、担い手育成の成果を示すべき、 担い手の管理の委託は副町長は令和2年にやると、総務課長は3.4 年はかかるとそういう足並みの不一致が見られ、そもそも担い手の育 成すらできておりません。それは今年度の予算の200万がどのような 成果を上げているのかも検証できていない結果でございます。このよ うな担い手が確証できてない、確定できてない事業、それを先行して 施設を作る、こういった手順前後自体がそもそもの間違いでございま す。この事業については私は一旦予算を下げて臨時議会なり、6月の 定例議会までに31年度までの4年間の事業総括をキチンとして、そ の上で更に進めるというけじめを1度つけるべきであると思って修正 動議を出しました。従ってこの異議からも踏まえましてこの条例案に 賛成することは全くできないと判断して討論にかえさせていただきま す。

3番議員

否決に対しまして反対の立場で討論をさせていただきます。先程の地方自治法、公の施設につきましては条例を見させていただきましてギリギリセーフであろうと解釈をしているところであります。憩うまちこうみ事業は本条例にあります施設が完成され、利用されることによって本格的に動いていくものと解釈しております。今、世間を賑わせております新型コロナウィルスにより基幹産業でもある農業は研修生の見通しが立たず縮小、規模縮小を考えております。小海町の経済は企業、個人事業者、飲食店等そして旅館、ホテル等のキャンセルが続いており、大変な状況にあります。本条例案が可決され、自粛要請等が解除され、関係人口等が増えてきた場合に備えておくべきでありそしてすぐに対応できる状態にしておくことが大事だと思います。憩うまちこうみが1日でも早く事業を実施され、小海町の経済が活性化する一助になることを期待しています。よって本条例案の否決には反対を致します。

議 **長** | 原案に賛成という討論なんですね?

3番議員

はいそうです。原案に賛成です。委員長報告の原案に反対に対しては、 否決に対しては反対です。

議長

賛成の討論ですか、反対の討論ですか。10番井出薫君。

10 番議員

私は総務委員長の報告通り本案を否決するという立場で討論をさせて いただきたいと思います。まず私は本案を否決するということが憩う まちこうみ事業が遅れてもいいとか、うまくいかなければいいとか、 そういうものでなく、真にこの事業が町にとって将来にとって有効で あると、成功すると、そういうために本案をもっとしっかりとした形 で作り変えてすぐに提案していただくと、そういう思いを込めて私は 本案に反対の立場で討論したいと思います。まず先程篠原議員の方か ら地方自治法の観点から見たときの条例の不備の説明がありました。 私は本案が事業計画を立てる段階から皆さん考えて頂きたいと思いま す。本事業計画は様々な問題を根本的に解決せずに事業を進めてきた 結果の現れという風に私は認識しております。皆さん、当初予算で作 られたにも関わらす事業が非常に遅れました。足場の問題、これが一 番の問題だと行政側から説明がありました。氷が張らなければ事業が できないとこういうなんともお粗末な説明でありました。こうした説 明が地元との様々な事情の中から言い訳的な形で進められてきて事業 が大きく遅れて来たという風に私は認識しております。それから設計 の問題です。最初プロポーザルの形で事業を進めるという予算が議会 に提案され、計画が提案され、議会はそれを通したわけでありますけ れどもある時期に議会の方からその後の進捗状況を説明を求められ、 いきなりプロポーザルから設計をし指名競争入札に変更したという報 告がされました。そして問題は管理の問題です。先ごろの議論の中で も発注者が管理者のような説明がされました。町長はイレギュラーな 事業という説明をされましたけれども地方自治法をもっと調べればこ れは違法なやり方だということが言えるという意見もございます。そ れから神社との契約であります。土地を借りたのか、住宅を借りたの か、住宅を借りたという説明でありましたけれど住宅を借りた割には 莫大な修繕費をかけ施設を修繕致しました。その上私に言わせれば下 水道処理区域なのに浄化槽処理という設計で進めました。それから最 後に問題は同居する漁業協同組合の関係であります。こういった様々 な問題が明確に解決もされずに条例が提案されてきたと先程も話があ りましたけれど2月19日の議会運営委員会では議案第6号、本案で ありますけれども7号の小海町移住定住促進施設の設置及び管理に関

する条例は提案の予定がなかったわけであります。皆さん、2,000万近 くの住民の税金を使って住民福祉の増進のためにやるべき町の事業で 条例を作らないと、これはいかがなものかと議会運営委員会で議論に なりこうした議論の中から提案するようになったのであります。そし て3月11日の議会運営委員会、行政が提案しましたのを修正するた めの本会議が急遽開かれた日でありますけれどこの時の議会運営委員 会で先程、篠原委員からありましたけれど法規審査委員会が不十分だ ったと、開かれなかったという職員もございます。私はこうしたこと がね、行政を進める上で大きな問題があるという認識を町長はどのよ う思っているのかという部分は非常に疑問とするところであります。 行政の手続きがしっかりとやられていないと。先程他の条例でしっか り調査研究されたいという要望が出され、町長はやりますと答えまし たけれど、正にこの条例でも手続きがしっかりとやられていないとい うことであります。そして私は2点の上で先程は使用料の話がありま したけれど、私は2点の上で本条例が不備だという風に思っています。 条例そのものは憩うまちこうみ事業がどういう事業で何を目的にして いるのか、これが読み取れません。それから町が全額施設を改修して いるのに同居する漁業協同組合との棲み分け、関係がはっきりしない ということであり予算の中でも不十分な説明がされたのは皆さんご存 じの通りであります。以上の観点から私は本案はいったん否決をし、 早期に行政の方でしっかりと行政の方で調査研究されて改めて提案を され、この事業が町の計画通りに進んでいくとまた住民にとって喜ば れる施設となるというような条例の提案を強く望んで本案は反対と致 します。

議 **長** 他に討論のある方はございますか。賛成ですか、反対ですか。6番有 坂辰六君。

6番議員

私は基本的にこの件については反対します。理由は先程3番さんが委員長に尋ねたときに反対は4対1でしたということでしたけれどもただ今討論を聞きますと篠原伸男議員と渡辺均議員とそれから井出薫議員、その条例に関して三様の意見を述べて反対の意見を述べてます。この条例の一文に対して、これに関する条例について賛否を取ってます。それでこの要綱、要綱については民生文教委員会の委員は全くもって参加できない状態でいます。一時不再議の名のもとに総務に付託されています。しかしその総務の中で1つのこの条例のみに対しての反対なのか、例えば篠原伸男議員の意見を借りるとそういうことなのか、でも、三者三様であります。出すべきは条例に対する意見で絞る

べきです。これを三者1つにして出して、反対賛成を問う行為については承服しかねる。これは別議で、別議で提出される案件だと思います。私は伸男議員の件に対しては同意をするところもありますが3者、3つまとめての議論に対しては同意はできません。よって私はこの採決には反対します。

議 **長** | あの、原案に対して賛成なのか、反対なのか討論をして下さい。

6番議員

原案は小海町の会議規則の制定された条例に対して言ってるわけですよ、でも、今の話は聞けばそれぞれに違うじゃないですか。1つにしてくださいよ。それをひっくるめて採決を取る、若しくは出すとしたらその3つを分けて出して下さいよ。私は伸男議員の言ってることに対しては同意はしますけれど井出議員と渡辺議員の件については同意できない、よって私は同意はできないという立場であります。原案には承知できない。

議長

今上程されているのは、小海町憩うまちこうみ拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について上程がされております。原案について賛成か反対かの討論を求めております。従ってそれぞれの議員がどのような考えがあってもそれは分けてやれということにはならないかと思います。他に討論のある方はございますか。討論は1回の原則でございます。討論を2度以上繰り返すことはできない、議会上のルールでございます。ちょっとお待ちください。局長、そういう形でいいだよね?討論1回だね?討論は1人1回しかできないことになっています。他に討論のある方はございますか。これで討論を終わります。これから議案第6号を採決いたします。委員長の報告は、否決であります。議案第6号を原案のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。

(挙手多数 反対…2、7、9、10)

議長

挙手多数と認めます。したがって議案第6号は、原案のとおり可決する ことに決定いたしました。

日程第6 議案第7号

議 **長** | 日程第 6 、議案第 7 号

「小海町移住定住促進施設の設置及び管理に関する条例の制定について」を議題といたします。

本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。総務産業常任委員長 小池捨吉 君。

		(委員長報告―可決と決定)
議	長	委員長報告に対する質疑を許します。
		質疑のある方は、挙手をお願いします。
		(質疑なし)
議	長	これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
		(討論なし)
議	長	これで討論を終わります。これから議案第7号を採決いたします。委
		員長の報告は、可決であります。議案第7号を委員長報告のとおり、
		決定することに賛成する方の挙手を求めます。
		(举手多数 反対…9,10)
議	長	挙手多数と認めます。したがって議案第7号は、委員長報告のとおり可
		決することに決定いたしました。
		<u>日程第7 議案第8号</u>
議	長	日程第7、議案第8号
		「小海町雇用定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の制定につい
		て」を議題といたします。
		本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長
		より審査結果の報告を求めます。
		総務産業常任委員長 小池 捨吉 君。
		(委員長報告―可決と決定)
議	長	委員長報告に対する質疑を許します。
		質疑のある方は、挙手をお願いします。
		(質疑なし)
議	長	これで質疑を終わります。
		これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
		(討論なし)
議	長	これで討論を終わります。これから議案第8号を採決いたします。委
		員長の報告は、可決であります。議案第8号を委員長報告のとおり、
		決定することに賛成する方の挙手を求めます。
		(举手全員)
議	長	挙手全員と認めます。したがって議案第8号は、委員長報告のとおり可
		決することに決定いたしました。

日程第8 議案第9号

議 長 日程第8、議案第9号

「小海町松原湖高原観光交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。総務産業常任委員長 小池 捨吉 君。

(委員長報告―可決と決定)

議 **長** | 委員長報告に対する質疑を許します。

質疑のある方は、挙手をお願いします。

(質疑なし)

議 **長** これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。

(討論なし)

議 **長** これで討論を終わります。これから議案第9号を採決いたします。委 員長の報告は、可決であります。議案第9号を委員長報告のとおり、

決定することに賛成する方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 **長** 挙手全員と認めます。したがって議案第9号は、委員長報告のとおり可 決することに決定いたしました。ここで3時20分まで休憩とします。

(ときに3時03分)

日程第9 議案第10号

議長|再開致します。

(ときに3時20分)

日程第9、議案第10号

「小海町営住宅管理条例の一部を改正する条例について」を議題といた します。本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、 委員長より審査結果の報告を求めます。

民生文教常任委員長 古谷恒晴 君。

(委員長報告―可決と決定)

(委員会からの要望事項―1件)

〈委員会からの要望事項〉

新型コロナウィルス感染症対策として、より細かく正確な情報収集を 心がけ町の各部署でより迅速な対応ができるよう努められたい。

- 議 **長** ただ今の民生文教常任委員会からの要望事項に対する町長の答弁を求めます。黒澤町長。
- 野 長 お答えを申し上げます。この件につきましては国や県からの正確な情報 を迅速に収集し、高齢者、障がい者等に対し十分配慮した上で町民の皆 様の不安を和らげるため、防災無線、公民館報等を活用した積極的で正 確な広報を実施して参ります。以上でございます。
- 議 **長** 委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。

(質疑なし)

議 **長** これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。

(討論なし)

議 長 これで討論を終わります。これから議案第10号を採決いたします。 委員長の報告は、可決であります。議案第10号を委員長報告のとおり、決定することに賛成する方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 **長** 挙手全員と認めます。したがって議案第10号は、委員長報告のとおり 可決することに決定いたしました。

日程第10~17 「議案第11号~議案第18号」

議 長 日程第10、議案第11号から日程第17、議案第18号については一 括して議題といたします。本案については、予算決算教常任委員会に付 託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長 井出 幸実 君。

(委員長報告―可決と決定)

(委員会からの要望事項―1件)

〈委員会からの要望事項〉

町消防団各分団の詰所について、立地条件や台風19号災害の検証も 踏まえ、危険個所等を改めて確認の上、計画的に修繕、新設等を実施 されたい。

委員長報告に対する質疑は、全議員出席の委員会でございますので省略
したいと思います。これにご異議ございませんか。
(異議なし)
異議なしと認めます。ただ今の予算決算常任委員会からの要望事項に対
する町長の答弁を求めます。
お答えを申し上げます。各分団の詰所につきましては立地条件や危険個
所等を改めて確認し、将来を見据え必要な施設については計画的に修繕
や移設等を検討して参ります。以上でございます。
これより議案第11号「令和2年度小海町一般会計予算について」の討
論を行います。
議長。ただ今議長の方から令和2年度小海町一般会計の討論と申されま
したけれどその前に私の方から動議を提出したいと思いますので資料
を添えて動議を提出したいと思います。
10番井出薫君、動議の内容は。簡略に言ってください。後で説明を求
めます。
2年度予算の企画費の50万円を削除し、予備費にその50万円を入れる
という中身です。
はい、動議でございますけれど修正動議でございます。予算に対する修
正動議でございますのでこの修正動議から質疑を行います。10番井出
薫議員からお手元にお配りしました修正の動議が出されておりますの
でこれを本件と併せて議題とし、提出者に説明を求めます。
それでは議案第11号小海町令和2年度小海町一般会計予算に対する
修正動議の説明をしたいと思います。皆さん、令和2年度の予算説明資
料はお持ちでしょうか。よかったらちょっと準備をして頂ければという
風に思います。まず冒頭に50万円という修正動議でありますけれども
私は観光公社設立の委託料ということで非常に重大な問題であるとい
うことから本案を修正動議として提案するものであります。まず議案書 の。。 ごた 順次間 いていた だたま ナトハカス トラに ヌ 笠 書 の 見知 1 th
のページを順次開いていただきますと分かるように予算書の最初 1 枚
まくっていただきまして予算書の6.7ページ、総務費と予備費の関係 の出入りが載っています。それから次のページは総括としての総務費と
予備費が載っており、3として企画費の委託料が50万円減っていると
いう中身でございます。空家対策弁護士他と書いてあり、私が言います、
観光公社設立検討委託料とは予算書に書いてないわけです。そして最後
に12款の予備費ということでこの予備費へ削除した50万円を入れると
いう資料になっています。予算書で87ページということでありますけ
れど、私が予算書はね、分からないので予算説明資料の40ページを開

いて頂きたいと思います。40ページの上の段に右側の4行目に観光公 社設立検討委託料と50万円載っています。これを予算上削除するとい うのが先程の資料でありますけれども、私、委員会で説明を間違えまし て調査費という説明をしたんですけれども、この予算説明資料を見ると 委託料になっているわけです。何を委託するのかと、検討を委託すると 公社設立のための検討を委託するための予算になっているという中身 であります。私、なぜこんな回りくどい言い方をするかというのは本来 行政はなぜ、観光公社を作るかというそういうものを自分たちで十二分 に練った上で色々な調査やなんかを委託するとこれが本来の行政の流 れだという風に私は認識して委員会では調査費という風に勝手に言葉 を使ったんですけれど、委託料であると、行政は検討をしてないという 文書だと私は言いたいと思うんです。その原因がまず皆さん、皆さんに はすでに配られ、小海町中に配られました、第6次小海町長期振興計画、 令和2年度、この4月から10年間の長期計画の内の前期5か年計画を 盛ったこんなすばらしい長振に、町中に配られた長振に、この観光公社 の設置が1行も載っていないんです。どこを見てもないんです。それで 私改めて町長の施政方針を読み直しましたところ、施政方針にも載って いないんです。私ある友人のところへ行きましてこの話をしましたら、 いや、新聞に載っていたと、観光公社設立、新聞にのっていたじゃねぇ かと。町の長振に載らない、予算書にも載らない、町長の施政方針にも 載らない、だけど新聞には載っていたそうであります。それだけ観光公 社を作るという事業は、私は町の将来を左右する大事業だという風に思 うのであります。それが議会にはなんと3月3日の開会日に初めて設立 検討委託料として提案されたものであります。そして皆さんもご存じの 通り審議の中でも先程も申しましたけれど、なぜ観光公社を設立するの かという基本的な考え方や方針、具体的な説明はあったでしょうか。皆 さんは今町が作ろうとしている観光公社というイメージは持てたでし ょうか。私は具体的な説明もなく何で今観光公社という感を持ちまし た。更に職員の答弁では移住定住対策みたいな補助事業がこの2月に国 の方から発表されたと、こういう説明だけでありますけれど行政側では そういった説明であるにも関わらず観光公社を作ると、明言しているわ けであります。私は職員が説明したようにその説明にあったように名前 を変えればいいという風に名前を変えればいいという風に考えていた わけですけれどことの本質はそうではなく観光公社を作るという方針 が町の明確な方針であるという風にこうした議論を通して感じたわけ であります。そこで私は先程の新聞で見たという友人も言っていました

	けれど、今ある町の公社でさえ、局長の人件費が半分しか払えないわけ
	であります。大変な経営状態にあり今こうした公社と名つくものはどち
	らかというと消えていくそういう時代だという風に思うんですね。そし
	て局長の給料が半分しか払えないような、大変な経営状態にあるために
	元々違う組織である温泉経営の方にも大きく影響しているとそういっ
	た結果から産業建設課にはね2人の課長待遇があるという異常な予算
	になっているわけです、皆さん。こういうことをね、いつまでも続けな
	がら更に観光公社を作るという発想が私にはどう考えても理解できな
	いわけであります。先程の憩うまちの条例の関係でも議論がありました
	けれど私はもっとしっかりと検討をし議会とも相談をしながら進める
	という姿勢を求めて修正動議を提案するわけであります。議員各位のご
	同意を強く求めまして提案説明と致します。
議長	ただ今の修正案についての質疑を行います。提出者に質疑のある方の挙
	手をお願いします。
3番議員	あのすいませんが提出者に修正案について賛成とか反対とかの質問じ
	ゃないんですけれど私のちょっと、委員会で出された問題と同じものが
	出てきたという解釈したんです。で、委員会ではこういう採決を下しま
	したということで、ある程度議員必携を見てみたんです。で、議員必携
	に 41 ページにはその議会は構成員である以上、議会の議決の宣告のあ
	った時から成立した議案は従わなければならないってあるんです。です
	からそうなるとこれが委員会にも議決権という物が一緒に考えていい
	のか、この議場だけで議決権としてやればいいのか、当然委員会にまで
	その今読みましたことがあれば当然今回の修正案を出すことはできな
	いという風に解釈するんですけれど、その辺をちょっとお聞きします。
議長	誰に質問してるんですか。
3番議員	提出者です。
議長	いや、議会制度として今の質問は無理があるんじゃないですか。議決っ
	ていうのは議会の本会議のことであって委員会で審査したものに対し
	てはそれは及ばないと解釈するのがあれじゃないですか。
3番議員	それであればそれでどうこうなく私はいいんですけれどただその根拠
	がどこにありますかっていうことを聞きたいんです。ただ先程言いまし
	たように議会で議決したのが違法であれば当然無効になってしましま
	すから。その辺についてはある程度しっかりしたものがなければいけな
	いという風に思いますけどどうでしょう。
議長	議会事務局長、答弁できますか。あの議決って言うのは…

3番議員	じゃもう1個言っておきます。予算決算常任委員会は全議員が入ってる
	んです。で、当然その中で議決してきたものを本議会に持ってきて、違
	う委員が出せばいいんですよ。それは文句ないと思いますけれど、予算
	決算常任委員会たるものが来て同じものを出すということがよろしい
	のかよろしくないのか、あまりにも申し訳ないですけど委員会軽視その
	ものがあるじゃないかという風に思っているわけであります。だから根
	拠さえわかれば何も色々文句はありません。
議長	委員会と本会議は違いますから、委員会でそうであっても途中で考えを
	修正して本会議で決めてもそれはなんら問題のないことだと考えます
	けれど、事務局何か資料持ってます?そのことにどうしても納得が行か
	ないということであれば暫時休憩にして議会運営委員会で確認してか
	らお答え致します。暫時休憩に致します。 (ときに15時22分)
議長	再開を致します。 (ときに15時45分)
	ただ今3番議員の方から質問がございましたけれど議会運営委員会で
	協議を致しましたが議決というのはそもそも本会議でやることが議決
	であって委員会でやったことは違うと思います。もう1点、一時不再議
	の原則には抵触しません。委員会でどのように決めようと議決は議場で
	の議決は別でございます。よろしいですか。
3番議員	納得はします、しました。ただ今回の予算決算常任委員会の中は議員全
	員が委員というようなことがあるんですけれど議員必携など見てみま
	すと担当した委員会、だからここでいう総務と民生ですけれど、自分が
	担当してた委員会に対しては質問は控えた方がいいということが出て
	おります。その辺の所をこれからは考慮していただいて頭の中で考えて
	頂ければいいと思います。以上です。
議長	質問ではなくて修正案の提出でございます。これは委員会の委員であろ
	うと誰もが権利のあることと考えます。それでは再開致します。ただ今
	の提出者に対する質疑のある方は挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議長	よろしいですか。これで質疑を終わります。これから討論を行います。
	討論のある方は挙手をお願いします。
	(討論なし)
議長	これで討論を終わります。これから議案第11号を採決いたします。
	修正案に賛成の方の挙手を求めます。
	(挙手多数 反対…1.3.4.8.11)
議長	挙手多数と認めます。よって修正案は可決されました。次に修正案を除

	く原案、原案は議題になっておりますけれども、原案の中から修正案を	
	除いたものについて採決を行います。修正案を除く原案に賛成の方の挙	
	手を求めます。	
	(挙手多数 反対…2.9.10)	
	(李丁夕妖 (久州 2.3.10)	
議長	挙手多数と認めます。従って、議案第11号は修正可決することに決定	
	しました。	
議長	つづいて議案第12号「令和2年度小海町国民健康保険事業特別会計予	
	算について」の討論を行います。討論のある方は挙手をお願い致します。	
	(討論なし)	
議長	これで討論を終わります。これから議案第12号を採決いたします。	
	委員長の報告は、可決であります。議案第12号を委員長報告のとお	
	り、可決することに賛成する方の挙手を求めます。	
	(挙手全員)	
議長	挙手全員と認めます。したがって議案第12号は、委員長報告のとおり	
	可決する事に決定いたしました。	
議長	つづいて議案第13号「令和2年度小海町介護保険事業特別会計予算	
	について」の討論を行います。討論のある方は挙手をお願い致します。	
	(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第13号を採決いたします。	
1000	委員長の報告は、可決であります。議案第13号を委員長報告のとお	
	り、可決することに賛成する方の挙手を求めます。	
	(挙手全員)	
議長	挙手全員と認めます。したがって議案第13号は、委員長報告のとおり	
議長	す子王貝と恥めより。したからく職条第13万は、安貝氏報号のとおり 可決する事に決定いたしました。	
議長	•	
一	一つづいて議案第14号「令和2年度小海町後期高齢者医療特別会計予	
	算について」の討論を行います。討論のある方は挙手をお願い致します	
	(討論なし)	
議長	これで討論を終わります。これから議案第14号を採決いたします。	
	委員長の報告は、可決であります。議案第14号を委員長報告のとお	
	り、可決することに賛成する方の挙手を求めます。	
	(举手全員)	
議長	挙手全員と認めます。したがって議案第14号は、委員長報告のとおり	
	可決する事に決定いたしました。	

議長	つづいて議案第15号「令和2年度小海町水道事業会計予算について」
	の討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議長	これで討論を終わります。これから議案第15号を採決いたします。
	委員長の報告は、可決であります。議案第15号を委員長報告のとお
	り、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
	(举手全員)
議長	挙手全員と認めます。したがって議案第15号は、委員長報告のとおり
	可決する事に決定いたしました。
議長	つづいて議案第16号「令和元年度小海町一般会計補正予算(第6号)
	について」の討論を行います。討論のある方は挙手をお願い致します。
10 番議員	私は本案に反対する立場で討論したいと思います。補正予算そのものに
	ついては縷々、ところどころ勿論問題もあるわけでありますけれども一
	番は繰越明許であります。町営住宅の建築事業の工期延長という繰越明
	許があるわけでありますけれど私は本予算を建てる時、事業計画を立て
	る時にあまりにも工期が長いという認識を持ち、当時思ったわけであり
	ますけれど、まぁ色々な形でご意見を伺ったところ、まぁ舗装もしなき
	ゃならんということで、まぁ天気がどうなるかというようなそういった
	部分から工期を長く取ったんだということで一応理解を示したつもりで
	あります。しかし、まず今年の天気の部分からいいますととても舗装が
	できないというような中身でもないし状態でもないということであり行
	政に色々ご意見を聞いたところ大きな石が出たりそれから空家の関係の
	工事があったりということで遅れて来たという説明がありましたけれど
	も私はそもそもあーいった工事というのは造成工事を先にやると、その
	上に立って造成工事の結果の中から設計や事業発注をするというのが本
	来のやり方ではないかということを当時も提案をしたわけでありますが
	そういったことも受け入れられなかったと。その結果、条例が今日でな
	ければ住宅の募集の内容やなんかが議会で決定されないとか様々な事業
	の遅れがそういった中で出てきてそういった中で繰越明許ということに
	なっている。先程来いくつもの議案でそうでありますけれど事業の計画
	進行というものはもう少し慎重に計画を持って進めるべきだというこ

	とから私はこの繰越明許の部分に対して反対と致したいと思います。
 議 長	他に…。討論のある方はお願いします。2番渡辺均君。
 2番議員	私も同じく承認しがたいという立場で討論を行わせていただきます。こ
	の中で備品購入費というのが250万新たに追加されております。で、12
	月の説明資料で私は町の方に事業計画の作り方等を示してその説明の
	中でパーテーションと暖房費を補正で用意するという答弁を総務課長
	から聞いております。ところがこの 250 万についてはソファとか椅子と
	かテーブルとかその説明と全く相いれない中身が計上されております。
	そもそも備品等は当初の計画の中で誰が何のためにどういう風に使う
	のかという中身が詰まってさえいれば新たに詰める必要がなくて事前に
	いれておくべき類の予算だと思うんです。更にこの来年度の一般会計の
	予算にも追加で入っております。こういった手順、段取りというのは
	非常に手順がおかしい、従って一度私は憩うまちこうみの事業全体を
	見直しながら改めて6月定例会等でやればいいという風に先程も申し
	上げましたけれど場当たり的で思い付き的な事業の展開って言うのは
	町民の方に説明しきれないのではないかと。どのように説明するのか、
	併せて他の議員の皆さんににもその辺のお考えをぜひ検討して頂いて
	ですね、計画をキチンと立てて、その上で予算を立てていくと。そうい
	う手順をしっかり遵守していただきたいという意味で私は不採択の方
	7子順をしつがり遵守していたださたいという意味で私は小保択の方 で討論をさせていただきました。
 議 長	他に討論のある方はございますか。これで討論を終わります。これか
1772	ら議案第16号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。
	議案第16号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙
	手を求めます。
	(挙手多数 反対…2.9.10)
議長	挙手多数と認めます。したがって議案第16号は、委員長報告のとおり
-+ E	可決する事に決定いたしました。
議長	つづいて議案第17号「令和元年度小海町国民健康保険事業特別会計
	補正予算(第3号)について」の討論を行います。討論のある方は挙手
	をお願いいたします。
	(討論なし)

議	長	これで討論を終わります。これから議案第17号を採決いたします。
		委員長の報告は、可決であります。議案第17号を委員長報告のとお
		り、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
	(举手全員)	
議	長	挙手全員と認めます。したがって議案第17号は、委員長報告のとおり
		可決する事に決定いたしました。
議	長	つづいて議案第18号「令和元年度小海町介護保険事業特別会計補正
		予算(第3号)について」の討論を行います。討論のある方は挙手を
		お
		願いいたします。
(討論なし)		
議	長	委員長の報告は、可決であります。議案第18号を委員長報告のとお
		り、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)		
議	長	挙手全員と認めます。したがって議案第18号は、委員長報告のとおり
		可決する事に決定いたしました。
<u>日程第18「陳情第1号」</u>		
議	長	日程第18、陳情第1号
		「廃プラスチック処理料・運賃値上に伴う補助金の増額に関する陳情書
		について」を議題といたします。陳情第1号については、総務産業常任
		委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めま
		す。総務産業常任委員長の池捨吉の君。
		(委員長報告—採択)
議	長	委員長報告に対する質疑を許します。
		質疑のある方は、挙手をお願いします。
議	長	これで質疑を終わります。
議	長	これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
		(討論なし)
議	長	これで討論を終わります。これから陳情第1号を採決いたします。
印表		
印我		委員長の報告は、採択であります。陳情第1号を委員長報告のとおり、

		(举手全員)
議	長	挙手全員と認めます。したがって陳情第1号は、委員長報告のとおり採
		択とすることに決定いたしました。
		<u>日程第19「陳情第2号」</u>
		<u>日程第20「発議第1号」</u>
-14		
議	長	日程第19、陳情第2号「医師養成定員を減らす政府の方針の見直しを
		求める陳情書」及び日程第20、発議第1号「医師養成定員を減らす政
		府の方針の見直しを求める意見書」は関連がありますので、一括して議
		題と致します。陳情第2号につきましては、民生文教常任委員長に付託
		してありますので委員長より審査結果の報告を求めます。民生文教常任
		委員長 古谷恒晴君。 (委員長 胡朱 松和)
=±		(委員長報告―採択)
議	長	委員長報告に対する質疑を許します。
	E	質疑のある方は、挙手をお願いします。
議	長	これで質疑を終わります。
議	長	これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
=34		(討論なし)
議	長	これで討論を終わります。これから陳情第2号を採決いたします。
		委員長の報告は、採択であります。陳情第2号を委員長報告のとおり、
		採択と決定することに賛成する方の挙手を求めます。
-14		(举手全員)
議	長	挙手全員と認めます。したがって陳情第2号は、委員長報告のとおり採
=34		択とすることに決定いたしました。
議	長	事務局長に発議第1号の朗読を求めます。
		(事務局長朗読)
議	長	朗読が終わりました。提出者に提案理由の説明を求めます。
		第9番 的埜美香子君。
		(提出者説明)
議	長	説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑のある方は挙手を
		お願いします。
		(質疑なし)
議	長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙
		手をお願い致します。

		(討論なし)
議	長	これで討論を終わります。これから発議第1号を採決致します。提出者
		の説明の通り、発議第1号に賛成する方の挙手を求めます。
		(全員賛成)
議	長	全員賛成と認めます。したがって発議第1号は原案の通り可決され、関
		係機関に提出することと致します。
		<u>日程第21「発議第2号」</u>
議	長	日程第21、発議第2号
		「新型コロナウィルス感染症対策に関する意見書」についてを議題と致
		します。事務局長に発議第2号の朗読を求めます。
		(事務局長朗読)
議	長	朗読が終わりました。提出者に提案理由の説明を求めます。
		第10番 井出薫 君。
		(提出者説明)
議	長	説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑のある方は挙手を
		お願いします。
		(質疑なし)
議	長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙
		手をお願い致します。
		(討論なし)
議	長	これで討論を終わります。これから発議第2号を採決致します。提出者
		の説明の通り、発議第2号に賛成する方の挙手を求めます。
		(全員賛成)
議	長	全員賛成と認めます。したがって発議第1号は原案の通り可決され、関
		係機関に提出することと致します。
		<u>日程第22「議案第19号」</u>
議		日程第22、議案第19号、
一致	TK.	「建設工事請負契約 (新田住宅) の変更について」を議題といたします。
		事務局長に議案の朗読を求めます。
		(事務局長朗読)
 議	長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。
H3X		MARKET WILL DO CO

	(総務課長説明)
議長	説明が終わりました。これから質疑を行います。
172 1	質疑のある方は挙手をお願いします。
10 番議員	本案は建設請負契約の工期の延長であり3月25日から4月30日と
. о шихус	いう風に変えるということでありますけれどなぜ、4月30日なのか。
	お願いします。
総務課長	はい、工事の進捗状況等を勘案致しまして4月30日までには完了す
	る見込みが立ちましたので4月30日ということにさせていただきま
	した。
議長	他に質疑のある方はございますか。これで質疑を終わります。
	これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。
	(討論なし)
議長	これで討論を終わります。これから議案第19号を採決いたします。
	本案を原案のとおり賛成する方の挙手を求めます。
	(举手多数 反対…10)
議長	挙手多数と認めます。したがって議案第19号は原案のとおり可決す
	フェルウンナーナーナ
	る事に決定いたしました。
	る事に伏定いたしました。 <u>日程第23</u>
議長	
議長	日程第23
議長	日程第23 日程第23「小海駅前再整備検討委員会委員の選任について」を議題
議長	日程第23 日程第23「小海駅前再整備検討委員会委員の選任について」を議題と致します。これにつきましては各常任委員会にて選考されておりま
議長	日程第23 日程第23「小海駅前再整備検討委員会委員の選任について」を議題と致します。これにつきましては各常任委員会にて選考されておりますのでその結果について事務局長に発表を求めます。
	日程第23 日程第23「小海駅前再整備検討委員会委員の選任について」を議題と致します。これにつきましては各常任委員会にて選考されておりますのでその結果について事務局長に発表を求めます。 (事務局長発表)
	日程第23 日程第23 日程第23 日程第23 「小海駅前再整備検討委員会委員の選任について」を議題と致します。これにつきましては各常任委員会にて選考されておりますのでその結果について事務局長に発表を求めます。 (事務局長発表) ただ今の事務局長の発表の通り、小海駅前再整備検討委員会の委員に
議長	日程第23 日程第23 日程第23 「小海駅前再整備検討委員会委員の選任について」を議題と致します。これにつきましては各常任委員会にて選考されておりますのでその結果について事務局長に発表を求めます。 (事務局長発表) ただ今の事務局長の発表の通り、小海駅前再整備検討委員会の委員に第2番 渡辺均議員、第9番 的埜美香子議員の2人を選任したいと
	日程第23 「小海駅前再整備検討委員会委員の選任について」を議題と致します。これにつきましては各常任委員会にて選考されておりますのでその結果について事務局長に発表を求めます。 (事務局長発表) ただ今の事務局長の発表の通り、小海駅前再整備検討委員会の委員に第2番渡辺均議員、第9番的埜美香子議員の2人を選任したいと思いますがこれにご異議ございませんか。 (異議なし) 「異議なし」と認めます。したがって小海駅前再整備検討委員会の委
議長	日程第23 日程第23 日程第23 「小海駅前再整備検討委員会委員の選任について」を議題と致します。これにつきましては各常任委員会にて選考されておりますのでその結果について事務局長に発表を求めます。 (事務局長発表) ただ今の事務局長の発表の通り、小海駅前再整備検討委員会の委員に第2番 渡辺均議員、第9番 的埜美香子議員の2人を選任したいと思いますがこれにご異議ございませんか。 (異議なし) 「異議なし」と認めます。したがって小海駅前再整備検討委員会の委員につきましては第2番 渡辺均議員、第9番 的埜美香子議員に決
議長	日程第23 「小海駅前再整備検討委員会委員の選任について」を議題と致します。これにつきましては各常任委員会にて選考されておりますのでその結果について事務局長に発表を求めます。 (事務局長発表) ただ今の事務局長の発表の通り、小海駅前再整備検討委員会の委員に第2番渡辺均議員、第9番的埜美香子議員の2人を選任したいと思いますがこれにご異議ございませんか。 (異議なし) 「異議なし」と認めます。したがって小海駅前再整備検討委員会の委員につきましては第2番渡辺均議員、第9番的埜美香子議員に決定しました。
議長	日程第23 日程第23 日程第23 「小海駅前再整備検討委員会委員の選任について」を議題と致します。これにつきましては各常任委員会にて選考されておりますのでその結果について事務局長に発表を求めます。 (事務局長発表) ただ今の事務局長の発表の通り、小海駅前再整備検討委員会の委員に第2番渡辺均議員、第9番的埜美香子議員の2人を選任したいと思いますがこれにご異議ございませんか。 (異議なし) 「異議なし」と認めます。したがって小海駅前再整備検討委員会の委員につきましては第2番渡辺均議員、第9番的埜美香子議員に決定しました。 次に各常任委員長、議会運営委員長から、それぞれ閉会中の所管事務等
議長	日程第23 日程第23 日程第23 日程第23 日程第23 日程第23 日程第23 日程第23 日程第23 と致します。これにつきましては各常任委員会にて選考されておりますのでその結果について事務局長に発表を求めます。 (事務局長発表) ただ今の事務局長の発表の通り、小海駅前再整備検討委員会の委員に第2番 渡辺均議員、第9番 的埜美香子議員の2人を選任したいと思いますがこれにご異議ございませんか。 (異議なし) 「異議なし」と認めます。したがって小海駅前再整備検討委員会の委員につきましては第2番 渡辺均議員、第9番 的埜美香子議員に決定しました。 次に各常任委員長、議会運営委員長から、それぞれ閉会中の所管事務等の調査の申し出がありました。お諮りいたします。各常任委員長、議会
議長	日程第23 日程第23 日程第23 「小海駅前再整備検討委員会委員の選任について」を議題と致します。これにつきましては各常任委員会にて選考されておりますのでその結果について事務局長に発表を求めます。 (事務局長発表) ただ今の事務局長の発表の通り、小海駅前再整備検討委員会の委員に第2番渡辺均議員、第9番的埜美香子議員の2人を選任したいと思いますがこれにご異議ございませんか。 (異議なし) 「異議なし」と認めます。したがって小海駅前再整備検討委員会の委員につきましては第2番渡辺均議員、第9番的埜美香子議員に決定しました。 次に各常任委員長、議会運営委員長から、それぞれ閉会中の所管事務等

		(異議なし)		
議	長			
		したがって、各常任委員長、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉 会中の所管事務等の調査に付することに決定いたしました。		
		五 */// 自 # 4万 守 */ pm 直に口 j		
<u>O 閉 会</u>				
議	長	以上をもちまして、本定例会に提案されました議案に対する審議は、全		
		て終了いたしました。これにて、令和2年小海町議会第1回定例会を閉 会といたします。		
		会といたします。 ご苦労様でした。 (ときに16時32分)		